# 板随大学输集

# 政治・経済・法律研究

第 24 巻 第 2 号

2022年3月

### 浜口 裕子教授 退職記念号

# 

# 規模の経済が存在する場合の政府の規制と 経済成長の関係について

宮 永 輝

#### 要旨

経済成長においてアジア諸国のパフォーマンスが良好なのは知られていることである。本論文ではそれらの国々で行われている「開発独裁」と呼ばれる経済政策をマクロ経済成長理論の視点から分析することを主眼とする。マクロ的に「開発独裁」を考察するためには、自由な経済に対して政府が消費を抑え投資を増加させる合理的な理由が必要であり、その理由を経済に正の外部性が存在することに求めた。そのような関係を理論的に描写するために内生的な成長のエンジンとして生産について規模に関する収穫逓増を用い、そのような収穫逓増を用いたことによる「成長率の発散」という問題点を枯渇性資源の制約を用いて抑えるという形で「成長率の収斂」を満足させる意図を持った経済成長モデルを応用した。このモデルでは収穫逓増について Romer (1986) 等で採用された "Learning-by-doing"を用いており、生産要素の使用に対して正の外部性が存在する。この外部性を政府が内部化することで、自由経済に対する投資の増加に合理性を持たせている。この分析の結果として、外部性の内部化によって均衡成長率に変動はなかったが移行過程において経済成長率が上昇したこと、内部化の度合いに最適な点が存在することが示された。

キーワード:経済成長理論,枯渇性資源,外部性,産業政策

#### 第1節 経済成長と政府による規制の役割

経済成長のパターンは、経済が「離陸」してから高度成長期を経て安定成長に至るというのが一般的であると考えられる。その際に東アジア諸国では政府主導による経済成長政策、いわゆる「開発独裁」と言われる政策が行われ、それが経済の「離陸」を促進したとされている。

日本でも明治期の「富国強兵」政策や戦後の「傾斜生産方式」で政府による投資の促進がなされていたと考えられる。これらの政策は投資をどの部門に振り分けるのかいったミクロな部分に注目されているように見えるが、本論文ではミクロな観点ではなく、マクロの側面、すなわち政府の規制もしくは管理によって投資の総額が変化(増加)する可能性と、その理由について考察していきたい。

通常の経済成長理論ではマクロの投資総額はマクロの資本収益率で決まり、それは基本的にマ

クロの資本ストック額で決まる。それ以上の投資は非効率となり過剰投資となって消費を圧迫するために最適な成長経路とはならないのが普通である。では、明治・戦後の日本や東アジア諸国は政府の規制もしくは管理がなければより多くの消費を享受できたのだろうか。その問いに対してはこれら諸国とそれ以外の発展途上国を比較することで一つの解答は得られるだろう。つまるところ、最適理論より「過剰」に投資を行って成長率を高めた諸国の方がより多くの消費を行っているように思われる。

この仮説が成立するとすれば、次の疑問はどれだけ「過剰」に投資をすれば良いのかということになる。「過剰」とは言っても完全な独裁国家でも無い限りは国民の生活(消費)を逼迫させるほどの投資は不可能であり、また本論文の考察対象は主として東アジア諸国に代表される「開発独裁」である。つまり何らかの合理性を持って「過剰」な投資を行っていたと考えるのが妥当であり、本論文においてはそれを「外部性」に求めることとした。これは、通常の効用最大化では享受できなかった外部性を政府が何らかの方法で経済に規制を加え管理することにより享受できるように制御することで、より高い資本収益率を得ることができるということである。以下では外部性の存在する経済成長モデルを用いて政府の規制が経済成長を促すことが可能かどうかを考察する。

第2節・第3節ではRomer (1986) の経済成長モデルを基本として、枯渇性資源を組み込み「規模に関する収穫逓増」と「収斂仮説」を両立させた内生的成長モデルについて概説する。第4節では、本論文における外部性と政府の規制の定式化を行う。第5節では、外部性を取り入れた理論モデルを構築する。第6節では成長過程をシミュレーションするための収束経路を理論モデルから導出する。第7節では第6節で導出された収束経路を用いて数値シミュレーションを行い、経済成長率に対して政府の規制(外部性の内部化)が経済成長に与える効果を分析する。

## 第2節 規模に関する収穫逓増の存在する経済成長モデル ~枯渇性資源の制約が存在する内生的成長理論~

経済成長のエンジンとして挙げられるものの一つに「規模に関する収穫逓増」がある。この「規模に関する収穫逓増」を組み込んだ経済成長モデルの代表として Romer (1986) があるが、生産要素を資本と労働の 2 つとした場合、資本と労働それぞれに対しては収穫逓減であるが、資本と労働を合わせて収穫逓増となる「規模に関する収穫逓増」では内生的成長を果たすことはできず、各々の生産要素について収穫逓増が必要であった。また、その条件下で果たされる経済成長は均衡成長率に収束せず、データで示されるような「収斂仮説」を満たすことはできなかった。これは、経済成長率を決定する重要な要素が資本の限界生産性であり、「収斂仮説」を満たすためには資本の限界生産性が逓減し、なおかつ一定の値に収束することが条件であるためである。資本に対して収穫逓減の生産関数では成長率も経済成長と共に低下していくが、均衡成長率はゼ

ロとなり、最終的に経済成長は止まってしまうことになる。資本に対して収穫逓減の生産関数なら経済成長は継続するが、資本蓄積にしたがって経済成長率は上昇し一定の値に収束しない(発散する)。

上記の問題点に対し、「内生的経済成長」と「均衡成長率への収束」を満たす「規模に関する収穫逓増」モデルとして枯渇性資源の制約が存在する内生的成長理論がある。これは、内生的成長を可能にするほどの「規模に関する収穫逓増」に対して枯渇性資源を生産要素に加えることで、均衡成長率を一定に押さえ込むというアイデアのモデルである。枯渇性資源を経済成長モデルに組み込むことについてはStiglitz(1974)や浅子・川西・小野(2002)などで検討がなされているが、いずれも枯渇性資源は経済成長にマイナスの影響を与えるとされ、積極的な分析はされてこなかった。本論文では、枯渇性資源に石油等のエネルギー資源を想定することで必然的に埋蔵量(賦存量)に制約がある資源は時間と共に使用量は減少していくことから、この使用量の減少で資本の限界生産性の逓増を相殺し、均衡成長率への収束を企図している。

枯渇性資源を制約条件として経済成長を議論する経済成長モデルの構築は宮永(1995)に始まる。このモデルは経済成長のエンジンとして規模の経済を用いることで内生的成長を達成し、そして規模の経済を経済成長のエンジンとした場合の成長モデルが持つ成長率の発散という問題点を枯渇性資源の制約で押さえ込むという発想のモデルであり、この発想は宮永(2000)・宮永(2002)などそれ以降のモデルにそのまま受け継がれている。

これらモデルの違いは枯渇資源の使用量決定方法にある。最初のモデルである宮永(1995)モデルの特徴は、枯渇性資源使用量をモデルに内生化して決定するのではなく、政府(政策プランナー)が決定することにより成長率の発散を人為的に押さえ込むというモデルであった。このような使用量の決定方法は資本主義経済下では不自然であると考えられるが、経済の動学的行動経路をより単純化して描き出すことが可能となり、以降のモデルでは明示されなくなった「貧困の罠」の表現を可能としていた。その特徴を利用して、保有資本量と利用可能な資源の大小により、経済が成長経路に乗るか、貧困状態に陥るのかを描いたモデルが宮永(1996)である。

宮永(1995)では、初期の資本量と資源埋蔵量のバランスによって資源の初期使用量が決定されるが、そのバランスによっては長期均衡解への収束経路上に初期使用量の実数解が存在しないという現象が見られた(1)。宮永(1996)では、そのような実数解の不存在を逆手にとり、長期均衡解への収束経路に乗ることができない経済の均衡経路が均衡値=資本量・資源量ともゼロになる点へ収束することを示すことで、「貧困の罠」を表現することを可能にした(2)。

宮永(1995)モデルの問題点であった「枯渇性資源使用量をモデルに内生化して決定するのではなく、政府(政策プランナー)が決定する」という点を改善したモデルが宮永(2000)である。このモデルでは資源使用量の決定をモデルに内生化することで、資本主義経済下において経済主体の自然な意志決定と経済の恒常的成長への収束、および成長率の収束を可能にした。理論的にはこれでモデルは完成したといえるが、前の宮永(1995)モデルとは異なり、資源使用量も内生

化したことで経済の均衡経路が二次元の位相図で表現しきれなくなり、モデルの持つインプリケーションの単純明快さは失われてしまっている。

上記の宮永 (2000) モデルが持つ「複雑さ」をより簡単に表現するため、数値演算シミュレーションを用いて「成長率の収束」をグラフ化したものが宮永 (2002) である。それまでの宮永 (1995)・宮永 (2000) モデルでは位相図によって成長率の収束を確認していたが、数値シミュレーションモデルを使用することによって、経済の時系列的な行動が図示できるようになり、「成長率の収束」そのものをより明らかな形で提示可能になった。

また数値シミュレーションによって長期均衡解への経済の移行過程も描写できるようになった。この手法を用い枯渇性資源に石油等のエネルギー資源を想定するモデルを展開することで、いわゆる「環境クズネッツ曲線」を理論的に導き出すことが可能になった。それを試みたものが宮永(2014a)・宮永(2015)で、数値シミュレーションによって逆 U 字型の「環境クズネッツ曲線」を導出することに成功している。

#### 第3節 枯渇性資源を導入した内生的成長モデル

本節では基本モデルとして宮永(2002)で示された枯渇性資源制約付き内生的成長モデルについて概説する。本モデルは基本的に Ramsey(1928)モデルを基本に枯渇性資源制約と規模に関する収穫逓増を追加したモデルとなっている。モデルの定式化は以下の6点である。第一に、各経済は自給自足の閉鎖経済系であると仮定する。第二に、この経済では単一の(資本財にも消費財にもなる)生産物が資本と資源から生産される。第三に、資源とは鉱物資源のように再生産することが不可能な生産要素を示し、その埋蔵量は一定(追加の資源が発見されることはない)である。また、採掘費用はゼロとする。第四に、資本とは資源でない生産要素(再生産可能)すべてを意味する。すなわち、通常の物的資本の他に人的資本も含む「広範囲な資本」(broad capital)を示している。第五に、代表的消費者は無限期間生存し、効用の現在価値を最大化すると仮定する。第六に、この経済では人口は一定であると仮定する。以上6点の定式化を用いてモデルを構築する。

モデルは上述の資源制約と生産関数に通常の効用関数と予算制約式、および最大化の一階の条件の導出には用いないが、トランジショナル・ダイナミクスを考えるのに必要な制約式として、自然効率性条件(natural efficiency condition)の制約式を加えた以下の $(1)\sim(6)$ の方程式体系で表される(3)。

#### 目的関数:

$$\max_{c,k,r} U = \int_0^\infty u(t) \cdot \exp(-\rho t) dt = \int_0^\infty \log c(t) \cdot \exp(-\rho t) dt \qquad \cdots (1)$$

制約条件

予算制約式: 
$$\frac{dk}{dt} = y(t) - c(t)$$
 ···(2)

生 産 関 数:
$$y(t) = \bar{A} \cdot k(t)^{1-\alpha} \cdot e(t)^{\alpha} \cdot K(t)^{\phi} \cdot E(t)^{\phi}$$
 ···(3)

資源制約式: 
$$\frac{dr(t)}{dt} = -e(t)$$
 ···(4)

自然効率性条件:
$$\frac{\partial y(t)}{\partial k(t)} = \frac{d}{dt} \cdot \log\left(\frac{\partial y(t)}{\partial e(t)}\right)$$
 …(5)

c(t), k(t), e(t), r(t) は各々 t 期の一人あたり消費量,資本量,資源使用量,資源埋蔵量であり,U は効用の現在価値の合計を表し,t 期の効用は $u(t) = \log c(t)$  の対数型であると仮定する。また, $\rho(>0)$  は割引率, $\alpha(0<\alpha<1)$  は資源が生産に占めるシェア, $\phi \cdot \phi$  は各々(一人あたりではなく)経済全体の資本量 K(t) ・資源使用量 E(t) が生産に与える外部性でそれぞれ正の定数である。また, $\bar{A}(>0)$  は生産関数のパラメータである。そして,資本の減価はないものと仮定し,初期条件  $k(0) = k_0$ ,  $r(0) = r_0$ , および非負条件  $c(t) \ge 0$ ,  $k(t) \ge 0$ ,  $e(t) \ge 0$ ,  $r(t) \ge 0$  が付け加わってモデルが成立する。

このモデルの重要な点は(3)式の生産関数である。生産関数の特徴は 2 点存在する。第一に,この生産関数では資本(再生産可能な生産要素)のみで生産物を生産することはできず,枯渇性資源を使用しなければ生産活動を行うことはできない。ここで想定している枯渇性資源とは石油等のエネルギー資源であり,あらゆる財の生産に必要かつ一度使用したら再利用することはできない(リサイクルできない)資源である。第二点は規模に関する収穫逓増が「外部性」という形で入っていることである。ここには,Arrow(1962),Shesihnski(1967),Romer(1986)で導入された Learning-by-Doing による収穫逓増技術を導入している。個別の企業が操作できるのは一人あたり資本量 $k(t)^{1-\alpha}$ の部分のみで,収穫逓増に寄与する部分 $K(t)^{\phi}$ は資本全体からもたらされる外部性(資本の集積による正の外部効果)として入っている。第4節以降では,この資本全体から生み出される外部性を政府が規制もしくは管理することで,政府が経済成長に寄与できる可能性を分析する。資源の使用量E(t)ついても資本と対称的に収穫逓増に寄与する部分を外部性として導入している。

最大化の条件を導出するため、当該期価値ハミルトニアンを(6)のように仮定して行った最大化の一階の条件は $(7)\sim(10)$ のようになる(4)。

$$\begin{split} H(t) &= \log c(t) + \lambda(t) \left\{ \bar{A} \cdot k(t)^{1-\alpha} \cdot e(t)^{\alpha} \cdot K(t)^{\phi} \cdot E(t)^{\phi} - c(t) \right\} \\ &+ \mu(t) \left\{ -e(t) \right\} \end{split} \qquad \cdots (6)$$

$$\gamma_{c(t)} = -\gamma_{\lambda(t)} \qquad \cdots (7)$$

$$\frac{\mu(t)}{\lambda(t)} = \alpha \cdot A \cdot k(t)^{1-\alpha+\phi} \cdot e(t)^{\alpha+\phi} \qquad \cdots (8)$$

$$-\gamma_{\lambda(t)} = -\frac{d\lambda(t)/dt}{\lambda(t)} = (1-\alpha)A \cdot k(t)^{-\alpha+\phi} \cdot e(t)^{\alpha+\phi} - \rho \qquad \cdots (9)$$

$$\gamma_{u(t)} = \rho$$
 ···(10)

$$\lim_{t \to \infty} \left\{ \lambda(t) \cdot k(t) \exp(-\rho t) \right\} = 0$$
 横断面条件

$$\lim_{t \to \infty} \{ \mu(t) \cdot r(t) \exp(-\rho t) \} = 0$$
 横断面条件

 $\lambda(t)$ ,  $\mu(t)$  はそれぞれ資本ストック k(t) と資源埋蔵量 r(t) のシャドウプライスで, $\gamma_{\lambda(t)}$ ,  $\gamma_{\mu(t)}$  は各々  $\lambda(t)$ ,  $\mu(t)$  の変化率,A は  $A=\bar{A}\cdot N^{\phi+\phi}$  で定数である  $^{(5)}$ 。最大化の一階の条件と予算制 約式から最終的に資源使用量成長率  $\gamma_{e(t)}$ ,資源埋蔵量成長率  $\gamma_{r(t)}$ ,資本量成長率  $\gamma_{k(t)}$ ,消費量成長率  $\gamma_{e(t)}$ ,産出量成長率  $\gamma_{v(t)}$  の恒常的均衡値, $\gamma_{e}^{*}$ ,  $\gamma_{e$ 

$$\gamma_e^* = \gamma_r^* = -\rho \qquad \qquad \cdots (11)$$

$$\gamma_k^* = \gamma_c^* = \gamma_y^* = \frac{\alpha + \phi}{-\alpha + \phi} \rho \qquad \cdots (12)$$

#### 第4節 外部性と政府の規制の定式化

本節では前節で概説した成長モデルに外部性の内部化という形で政府の介入を定式化すること を試みる。以下に前節の生産関数を再掲示する。

生産関数: 
$$y(t) = \bar{A} \cdot k(t)^{1-\alpha} \cdot e(t)^{\alpha} \cdot K(t)^{\phi} \cdot E(t)^{\phi}$$

前述の通り、この生産関数では $K(t)^{\phi}$ ・ $E(t)^{\phi}$  の部分が外部性を表している。

K(t), E(t) は経済全体の資本量・資源使用量なので, $K(t)^{\phi}$ ・ $E(t)^{\phi}$  は個人で最大化を行う場合は操作できない部分であることを表し,最大化の際には考慮されない $^{(6)}$ 。ただし,経済全体の資本量・資源使用量は経済全体を操作できる主体であれば操作は可能なため,それが可能な主体として政府を想定することは十分可能であると考えられる。特に本モデルで想定されている資源は石油等エネルギー資源であり,その輸出入には政府の管理が入っていることから,国内・国外調達を問わず,外部性の制御に政府の役割は重要であると考えられる。

以降ではこの部分を利用して政府の介入を考えることとする。

人口 N を使って生産関数を書き換えれば,

$$v(t) = \bar{A} \cdot k(t)^{1-\alpha} \cdot e(t)^{\alpha} \cdot Nk(t)^{\phi} \cdot Ne(t)^{\phi} = A \cdot k(t)^{1-\alpha+\phi} \cdot e(t)^{\alpha+\phi}$$

となり、上式から導出した資本の限界生産性は以下のようになる。

$$(1-\alpha+\phi)A\cdot k(t)^{-\alpha+\phi}\cdot e(t)^{\alpha+\phi}$$

対して外部性を考慮しない場合の資本の限界生産性はK(t), E(t) の部分を考慮しないため、

$$(1-\alpha)A \cdot k(t)^{-\alpha+\phi} \cdot e(t)^{\alpha+\phi}$$

となり、資本の外部性 φ 分だけ資本の限界生産性が上昇することとなる。

この資本の限界生産性は前節において最大化の一階の条件(9)式に組み込まれており、均衡解に何らかの影響があると考えられる。

以下では、さらに政府の介入の度合いを生産関数に組み込んで

生産関数: 
$$v(t) = \bar{A} \cdot N^{\theta \phi} \cdot k(t)^{1-\alpha+\theta \phi} \cdot e(t)^{\alpha} \cdot K(t)^{(1-\theta)\phi} \cdot E(t)^{\phi}$$
 ...(3')

と変更する。パラメータ $\theta$ は政府の介入の度合いを表し、 $0 \le \theta \le 1$  である。 $\theta = 0$  で政府の介入が無い場合、 $\theta = 1$  で政府の介入が最大の場合を表し、 $\theta$  が0 から1 に近づくにつれて介入の度合いが強くなることを表している。このパラメータは政府が民間部門に介入(規制)できる範囲、すなわちどのあたりまで民間に指導できるかの度合い、もしくは政府が直接行う公共投資への積極性を想定している。

また、外部性は経済全体の資本量・資源使用量K(t)、E(t) の両方に存在するが、本論文ではさしあたり資本の限界生産性に直接影響する資本の外部性 $K(t)^{\phi}$ のみに絞って分析を行う。

#### 第5節 政府の規制を組み込んだ内生的成長モデルの構築

本節では第3節のモデルに前節の生産関数の変更を組み込んだ成長モデルを構築し、均衡成長 率等の変化を考える。

第3節のモデルに前節の生産関数の変更を組み込むと以下のようになる。

目的関数:

$$\max_{c,k,\sigma} U = \int_0^\infty u(t) \cdot \exp(-\rho t) dt = \int_0^\infty \log c(t) \cdot \exp(-\rho t) dt$$

制約条件

予算制約式: 
$$\frac{dk}{dt} = y(t) - c(t)$$

生 産 関 数:
$$y(t) = \bar{A} \cdot N^{\theta \phi} \cdot k(t)^{1-\alpha+\theta \phi} \cdot e(t)^{\alpha} \cdot K(t)^{(1-\theta)\phi} \cdot E(t)^{\phi}$$
 ····(3')

資源制約式: 
$$\frac{dr(t)}{dt} = -e(t)$$

自然効率性条件: 
$$\frac{\partial y(t)}{\partial k(t)} = \frac{d}{dt} \cdot \log\left(\frac{\partial y(t)}{\partial e(t)}\right)$$

生産関数(3)式が(3)式に変更されただけで他の式については全て同じである。

この変更を組み入れて当該期価値ハミルトニアンを(6')式のように仮定して行った最大化の 一階の条件は以下のようになる。

$$\begin{split} H(t) &= \log c(t) + \lambda(t) \Big\{ \bar{A} \cdot N^{\theta \phi} \cdot k(t)^{1-\alpha+\theta \phi} \cdot e(t)^{\alpha} \cdot K(t)^{(1-\theta)\phi} \cdot E(t)^{\phi} - c(t) \Big\} \\ &+ \mu(t) \Big\{ - e(t) \Big\} \end{split} \qquad \cdots (6')$$

$$\gamma_{c(t)} = -\gamma_{\lambda(t)}$$

$$\frac{\mu(t)}{\lambda(t)} = \alpha \cdot A \cdot k(t)^{1-\alpha+\phi} \cdot e(t)^{\alpha+\phi-1}$$

$$-\gamma_{\lambda(t)} = -\frac{d\lambda(t)/dt}{\lambda(t)} = (1 - \alpha + \theta\phi)A \cdot k(t)^{-\alpha + \phi} - \rho \qquad \cdots (9')$$

$$\gamma_{\mu(t)} = \rho$$

$$\lim \{\lambda(t) \cdot k(t) \exp(-\rho t)\} = 0$$

$$\lim_{t \to \infty} \left\{ \mu(t) \cdot r(t) \exp(-\rho t) \right\} = 0$$

これも第3節のモデルと変更のあった式のみ「'」をつけて変化があったことを表している。ここでは(9)式のみ(9')式へ変化が生じている。

最大化の一階の条件と予算制約式から最終的に資源使用量成長率  $\gamma_{e(t)}$ , 資源埋蔵量成長率  $\gamma_{r(t)}$ , 資本量成長率  $\gamma_{k(t)}$ , 消費量成長率  $\gamma_{c(t)}$ , 産出量成長率  $\gamma_{y(t)}$  の恒常的均衡値,  $\gamma_e^*$ ,  $\gamma_r^*$ ,  $\gamma_k^*$ ,  $\gamma_r^*$ ,  $\gamma_y^*$  は以下のように決定される。

$$\gamma_e^* = \gamma_r^* = -\rho$$

$$\gamma_k^* = \gamma_c^* = \gamma_y^* = \frac{\alpha + \phi}{-\alpha + \phi} \rho$$

以上から均衡成長率は政府の介入が有っても無くても変わらないという結論が導かれた。

これは、政府の介入は資本の限界生産性「水準」に影響を与えるが、資本の限界生産性「変動率」 には影響を与えないという所から来ている<sup>©</sup>。

では政府の介入はどこに影響を与えるのかを考察する。一例として(7)式と(9)′式から $\gamma_{c(t)}$ を導出してみると、

$$\gamma_{c(t)} = -\gamma_{\lambda(t)} = (1 - \alpha + \theta \phi) A \cdot k(t)^{-\alpha + \phi} \cdot e(t)^{\alpha + \phi} - \rho$$

となり、資本量と資源使用量が同じならば政府の介入が大きいほど消費の成長率は高くなることを示している。これ以外の $\gamma_{e(t)}$ ,  $\gamma_{r(t)}$ ,  $\gamma_{k(t)}$ ,  $\gamma_{y(t)}$  は収束経路を導出し、数値シミュレーションを行って経路を求める必要がある。

#### 第6節 数値シミュレーションモデルの構築

本節では宮永(2002)モデルを基本にして作成された宮永(2014b)の数値シミュレーションモデルを本論文に合わせて変更した数値シミュレーションモデルについて概説する。

#### 6-1 収束経路の導出

ここでは数値シミュレーションを行うために収束経路を直線に近似して代数的に導出する。そのやり方は位相図上の収束経路を近似的に一次式として導き出し、収束経路上の経済において資本量と成長率、所得と成長率の関係が収束仮説を満たすか否かを検証していく。

最初に位相図の導出を概説する。モデルで用いられている変数 c(t), k(t), e(t), r(t) は恒常状態においても恒常成長率で成長(減少)するので,そのまま分析に用いることはできない。そこで,恒常的均衡値が定数となるような変数を定義してそれを分析に用いることにする。その恒常的均衡値が定数となるような変数 x, z, w を以下のように定義する。

$$x(t) = \left[ (1 - \alpha + \theta \phi) A \cdot k(t)^{-\alpha + \phi} \cdot e(t)^{\alpha + \phi} \right] =$$
資本の限界生産性(MPK)

$$z(t) = \frac{c(t)}{k(t)}$$

$$w(t) = \frac{e(t)}{r(t)}$$

すると、(11)、(12)から恒常状態は以下の形で表される。

$$\gamma_{k}^{*} = \gamma_{c}^{*} = \gamma_{y}^{*} = MPK^{*} - \rho = \frac{\phi + \phi}{-\alpha + \psi} \rho - \rho = \frac{\alpha + \phi}{-\alpha + \psi} \rho 
\gamma_{r}^{*} = \gamma_{e}^{*} = -\rho$$
...(13)

したがって、恒常状態でx, z, wは次のような定数となる。

$$x = \left[ (1 - \alpha + \theta \phi) A \cdot k^{-\alpha + \phi} \cdot e^{\alpha + \phi} \right]^* = \frac{\phi + \phi}{-\alpha + \phi} \cdot \rho \qquad \cdots (14)$$

$$z = \left[\frac{c}{k}\right]^* = \frac{MPK^*}{1-\alpha} - \gamma_k^* = \frac{\phi + \phi}{(1-\alpha)(-\alpha + \phi)} \cdot \rho - \frac{\alpha + \phi}{-\alpha + \phi} \cdot \rho$$

$$= \frac{-\alpha + \phi + \alpha(\alpha + \phi)}{(1-\alpha)(-\alpha + \phi)} \cdot \rho$$
...(15)

$$w^* = \left[\frac{e}{r}\right] = \rho \tag{16}$$

次に、 $\gamma_{c(t)}$ 、 $\gamma_{k(t)}$ 、 $\gamma_{e(t)}$ 、 $\gamma_{r(t)}$  を導出する。

 $\gamma_{e(t)}$  の導出は、一階の条件(7)、(9)から以下の式が得られる(8)。

$$\gamma_{c(t)} = x(t) - \rho \qquad \qquad \cdots (17)$$

次に $\gamma_{k(t)}$ は、予算制約式(2)をk(t)で割り、xとzの関数として表す。

$$\gamma_{k(t)} = \frac{MPK}{1 - \alpha + \theta \phi} - \left[\frac{c(t)}{k(t)}\right] = \frac{x(t)}{1 - \alpha + \theta \phi} - z(t) \qquad \cdots (18)$$

 $\gamma_{e(t)}$ は、自然効率性条件(5)を用いれば、次のように表される。

$$\gamma_{e(t)} = -\frac{\phi}{(1-\alpha+\theta\phi)(-1+\alpha+\phi)} \cdot x(t) + \frac{1-\alpha+\phi}{-1+\alpha+\phi} \cdot z(t) \qquad \cdots (19)$$

 $\gamma_{r(t)}$  は資源制約式(4)をr(t)で割って得られる。

$$\gamma_{r(t)} = -\frac{e(t)}{r(t)} = -w(t) \qquad \qquad \cdots (20)$$

収束経路決定には直接関係しないが、最後に $\gamma_{v(t)}$ は生産関数から以下のようになる。

$$\gamma_{\nu(t)} = (1 - \alpha + \phi)\gamma_{k(t)} + (\alpha + \phi)\gamma_{e(t)} \qquad \cdots (21)$$

(17)~(20)の式を用いて変数 x, z, w の増加率  $\gamma_r$ ,  $\gamma_s$ ,  $\gamma_w$  は以下の式で与えられる $^{(9)}$ 。

$$\gamma_{x(t)} = -\frac{\alpha(-1+\alpha+\phi)+\phi}{(1-\alpha+\theta\phi)(-1+\alpha+\phi)}x(t) + \frac{\phi+\phi}{-1+\alpha+\phi}z(t) \qquad \cdots (22)$$

$$\gamma_{z(t)} = \frac{-\alpha}{1 - \alpha + \theta \phi} x(t) + z(t) - \rho \qquad \cdots (23)$$

$$\gamma_{w(t)} = -\frac{\phi}{(1-\alpha+\theta\phi)(-1+\alpha+\phi)} x(t) + \frac{1-\alpha+\phi}{-1+\alpha+\phi} z(t) + w(t) \qquad \cdots (24)$$

 $\gamma_{x(t)}$ ,  $\gamma_{z(t)}$ ,  $\gamma_{w(t)}$  が (22) ~ (24) のように得られたので、これを用いて dx/dt = 0, dz/dt = 0, dw/dt = 0 の必要条件を x, z, w の関数として表すと以下のようになる。

$$z = \frac{\alpha(-1+\alpha+\phi)+\phi}{(1-\alpha+\theta\phi)(\phi+\phi)} \cdot x$$
 
$$\frac{dx}{dt} = 0:$$
 または …(25)

$$w = \frac{\phi}{(1-\alpha+\theta\phi)(-1+\alpha+\phi)} \cdot x - \frac{1-\alpha+\phi}{-1+\alpha+\phi} \cdot z$$

$$\frac{dw}{dt} = 0 : \qquad \qquad \sharp \, \tau \, t \sharp \qquad \cdots (27)$$

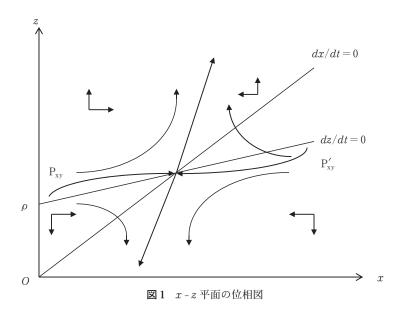
$$w = 0$$

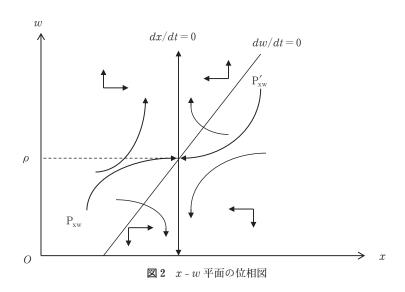
dx/dt=0, dz/dt=0, dw/dt=0 を満たす点の軌跡が(25)~(27)として導出されたので、これら3式を用いて位相図を描く。

最初に(22)と(23)をみると、この 2 式はw に依存しないのでx, z に関する位相図はx – z 平面のみで表すことができる。

解に収束可能なパラメータの制約は $1-\alpha < \phi$ なので,この場合のみについて考えてみると, (22)の右辺第一項目が $\left\{x/(-1+\alpha+\phi)\right\}>0$ となり,経済はdx/dt=0線に近づくように動くので,図1で表されるように恒常状態に収束する鞍点経路が1本( $P_{xy}$  -  $P'_{xy}$ 線)存在する (10)。

以上で,x-z平面上の収束経路を描写することはできた。次にwも含む3変数の収束経路を考える。wの経路は(24)式で表現されている。この式から,wはx, z, wの3変数に依存することが判明する。そこで,(24)式の右辺第二項目をまず考える。図1で経済が収束経路上に存在す





ると仮定すれば均衡点の近傍で収束経路を線形近似する事ができる。図  $1 \pm c x$ , z が均衡値に収束しない場合の経路上の経済については、宮永(1996)で示されたような「貧困の罠」に陥る経路の可能性があるが、産業政策を主題とする本論文では扱わないこととする。

この時、収束経路の傾きは(26)で表される  $z=-\left\{(-\alpha)/(1-\alpha+\theta\phi)\right\}\cdot x+\rho$  よりも小さいから収束経路は z 軸上で正の切片を持つ直線(一次関数)として表される。これを用いて(25)の右辺を z のみの関数として表すと、右辺は w 軸上で負の切片と正の傾きを持つ直線として表される。これを x-w 平面に表したものが図 2 である。経済は図 1 の収束経路上に存在するから x は常に均衡点に向かって収束する方向へ動く。したがって図 2 のように均衡解に収束する鞍点経路

が 1本( $P_{xw}$  -  $P'_{xw}$ )存在する。以上から  $1-\alpha < \phi$  の場合に,図 1 と図 2 の収束経路を同時に満たす経路 1 本のみが恒常状態に収束する収束経路となる。

次に、収束経路  $P_{xy}$  -  $P'_{xy}$ ,  $P_{xw}$  -  $P'_{xw}$  を x, z, w の一次式(直線)として導出する。直線  $P_{xy}$  -  $P'_{xy}$  の傾きは以下のような式で表される。

$$\frac{dz}{dx} = z' = \frac{\dot{z}}{\dot{x}} - \frac{z(x) \cdot \gamma_z(x)}{x \cdot \gamma_x(x)} = \frac{z(x) \cdot \left\{ \frac{-\alpha}{1 - \alpha + \theta \phi} x + z(x) - \rho \right\}}{x \cdot \left\{ -\frac{\alpha(-1 + \alpha + \phi) + \phi}{(1 - \alpha + \theta \phi)(-1 + \alpha + \phi)} x + \frac{\phi + \phi}{-1 + \alpha + \phi} z(x) \right\}}$$

これから、直線  $P_{xy}$  -  $P_{xy}'$  の傾きは以下のように導かれる $^{(11)}$ 。

$$\begin{split} z' &= \frac{\eta_1 - \sqrt{\eta_1^2 - 4\eta_2\eta_3}}{2\eta_2} \\ \text{ $\not{t}$ $\not{t}$ $\downarrow$ , } & \eta_2 &= \frac{\phi + \phi}{-1 + \alpha + \phi} x^*, \ \eta_3 &= \left\{\frac{\alpha}{1 - \alpha}\right\} z^*, \\ \\ & \eta_1 &= -2 \frac{\alpha(-1 + \alpha + \phi) + \phi}{(1 - \alpha + \theta\phi)(-1 + \alpha + \phi)} x^* + \frac{\phi + \phi}{-1 + \alpha + \phi} z^* + \frac{-\alpha}{1 - \alpha + \theta\phi} x^* + 2z^* - \rho \end{split}$$

さらに、収束経路は恒常的均衡点( $x^*, z^*$ )を通るから、直線  $P_{xy}$  -  $P'_{xy}$  は以下のような方程式で表される。

$$z = \frac{\eta_1 - \sqrt{\eta_1^2 - 4\eta_2\eta_3}}{2\eta_2} x + \left\{ z^* - \frac{\eta_1 - \sqrt{\eta_1^2 - 4\eta_2\eta_3}}{2\eta_2} \right\} = z'^* x + l \qquad \cdots (28)$$

$$z'^* = \frac{\eta_1 - \sqrt{\eta_1^2 - 4\eta_2\eta_3}}{2\eta_2}, \ l = \left\{ z^* - \frac{\eta_1 - \sqrt{\eta_1^2 - 4\eta_2\eta_3}}{2\eta_2} x^* \right\} \quad \text{Totals}.$$

直線  $P_{xw}$  -  $P'_{xw}$  の傾きについても同様に計算すれば,

$$w = \frac{w^* \cdot \left\{ -\frac{\phi}{(1 - \alpha + \theta \phi)(-1 + \alpha + \phi)} + \frac{(1 - \alpha + \phi)}{-1 + \alpha + \phi} z'^* \right\}}{v + \left\{ -\frac{\phi}{(1 - \alpha + \theta \phi)(-1 + \alpha + \phi)} x^* + \frac{1 - \alpha + \phi}{-1 + \alpha + \phi} (z'^* x^* + l) + 2w^* \right\}}$$

ただし,

$$v = \left\{ \frac{a(-1+\alpha+\phi)+\phi}{(1-\alpha+\theta\phi)(-1+\alpha+\phi)} x^* + \frac{\phi+\phi}{-1+\alpha+\phi} (z'^*x^*+l) \right\}$$
 
$$+ x^* \cdot \left\{ -\frac{a(-1+\alpha+\phi)+\phi}{(1-\alpha+\theta\phi)(-1+\alpha+\phi)} + \frac{\phi+\phi}{-1+\alpha+\phi} z'^* \right\}$$

となり、均衡値( $x^*$ ,  $w^*$ )を使えば、x-w 平面における収束経路を以下のように直線で近似することができる $^{(12)}$ 。

$$w = w'^*x + \{w^* - w'^*x^*\} = w'^*x + m \qquad \cdots (29)$$

#### 6-2 収束過程の導出

6-1 で収束経路を直線近似する事ができたので、次に経済が時間とともに収束経路上をどのように動いていくかを導き出す。

位相図から導き出した収束経路は時間に依存しないので、経済が時間とともにどのように収束 経路上を動いていくかについては描写できない。そこで、対数線形近似の手法を用いて時系列で 経済がどう動いていくかを導出する。

対数線形近似は(22)~(24)式  $(\gamma_x, \gamma_z, \gamma_w)$  を均衡点  $(x^*, z^*, w^*)$  の近傍でテーラー展開した場合のヤコビ行列 I を用いて計算する $^{(13)}$ 。

収束経路は位相図上で直線近似されているので、収束経路上の経済すなわちベクトル(x(t)、z(t)、w(t))は相似縮小の形で均衡点に向かって動く。これは(22)~(24)で表される行列の固有ベクトル上を経済の初期値から均衡点まで固有値に従って動くことと考えられるから、数値シミュレーションを行うには初期値とヤコビ行列Jの固有値を求めることで得られる。均衡点( $x^*$ 、 $z^*$ 、 $w^*$ )でテーラー展開した時のヤコビ行列Jは

$$J = \begin{bmatrix} -\frac{\{\alpha(-1+\alpha+\phi)+\phi\}(\phi+\phi)}{(1-\alpha+\theta\phi)(-\alpha+\phi)(-1+\alpha+\phi)} \cdot \rho & \frac{\{\alpha(-1+\alpha+\phi)+\phi\}(\phi+\phi)}{(1-\alpha+\theta\phi)(-\alpha+\phi)(-1+\alpha+\phi)} \cdot \rho & \frac{\alpha(-1+\alpha+\phi)+\phi}{(1-\alpha+\phi)(-\alpha+\phi)} \cdot \rho & 0 \end{bmatrix}$$

$$-\frac{(\phi+\phi)\phi}{(1-\alpha+\theta\phi)(-\alpha+\phi)(-1+\alpha+\phi)} \cdot \rho & \frac{\{\alpha(-1+\alpha+\phi)+\phi\}(1-\alpha+\phi)}{(-\alpha+\phi)(-1+\alpha+\phi)} \cdot \rho & \frac{\{\alpha(-1+\alpha+\phi)+\phi\}(1-\alpha+\phi)}{(-\alpha+\phi)(-1+\alpha+\phi)} \cdot \rho & \rho \end{bmatrix}$$

だから、これから収束経路の固有値を計算すると以下のようになる。

$$\varepsilon = \frac{(J_{11} + J_{22}) - \sqrt{(J_{11} + J_{22})^2 - 4 \cdot (J_{11} \cdot J_{22} - J_{12} \cdot J_{21})}}{2}$$

ただし、 $J_{ii}$ はヤコビ行列Jの第 i 行 j 列の要素を表す。

この固有値を用いれば t 期における各変数の値 x(t), z(t), w(t) は、以下のように表せる。

$$egin{aligned} x(t) &= x^{*\{1-\exp(arepsilon t)\cdot} x(0)^{\{\exp(arepsilon t)\}} \ &z(t) &= z^{*\{1-\exp(arepsilon t)\cdot} z(0)^{\{\exp(arepsilon t)\}} \ &w(t) &= w^{*\{1-\exp(arepsilon t)\cdot} w(0)^{\{\exp(arepsilon t)\}} \end{aligned}$$

x(0), z(0), w(0) は各々 x, z, w の初期値である。

以上から、初期値x(0), z(0), w(0) が決まれば各期の変数x(t), z(t), w(t) を数値で表すことが可能になる。この結果を受けて、以下では初期値の導出を行うこととする。

通常の資本と労働で生産を行う生産関数なら、資本はストック変数であり、労働は外生変数となるので、位相図上では縦軸または横軸の変数のどちらかは初期条件(ストックの初期値)のみから初期値が決定され、その初期値に対応する収束経路上の点が経済の初期値となる。しかし、本モデルの生産関数はストック変数の資本と操作変数の資源使用量で構成されているので、資源使用量の操作いかんで初期値が変動するという問題点がある。そこで、6-1 で導出した収束経路を用いて資源使用量の初期値e(0) を導出する。初期値e(0) が導出できればx(0), w(0) が決まり、直線 $P_{xz}$ - $P'_{xz}$ の方程式からz(0) を導くことができる。

#### 第7節 数値シミュレーション ─ 産出量成長率の時系列変化 ─

収束経路が導出されたことから、各変数の移行過程を数値シミュレーションを使用して描写する。 先ずは資源使用量の初期値 e(0) を導出する。

#### 7-1 各パラメータの設定

宮永(2002)では資源使用量の初期値e(0)を次のように導出している $^{(14)}$ 。

$$\frac{e(0)}{r(0)} = w'^* \cdot (1 - \alpha) A k(0)^{-\alpha + \phi} \cdot e(0)^{\alpha + \phi} + m$$

より,

$$w'^* \cdot (1-\alpha)Ak(0)^{-\alpha+\phi} \cdot e(0)^{\alpha+\phi} - \frac{1}{r(0)} \cdot e(0) + m = 0 \qquad \cdots (30)$$

ここで、上式をe(0) の関数とみて $w''\cdot(1-\alpha)Ak(0)^{-\alpha+\phi}\cdot e(0)^{\alpha+\phi}$  のe(0) の次数を $\alpha+\phi=2$  と仮定することで、代数的な解を導出していた。 $\alpha$ ,  $\phi$  はそれぞれ、資源が生産に占めるシェア  $(0<\alpha<1)$  と経済全体の資源使用量に与える外部性  $(\alpha+\phi>1)$  である (15) 。 $\alpha+\phi=2$  という条件は数値的には内生的成長を達成するのに問題の無い条件ではあるが、実際には枯渇性資源の使用量が産出量との対比からみて小さい、すなわち $\alpha$  が0 に近いということは十分に考えられることであり、それを考慮に入れるとモデル上では $\phi$  が2 に近いという条件が初期値の解を導出する際に必要とされるのが問題となっていた。対して、宮永(2014b)では精緻化のために $\alpha+\phi=2$  をより現実的な  $1<\alpha+\phi<2$  となる  $\phi$  を数値計算で算出したが、本論文では政府の規制パラメータ $\theta$  の効果をより際立たせるため、 $\alpha+\phi=2$  としてシミュレーションを行った (16) 。

本節では、ストック変数の資源の埋蔵量 r(0) および資本の賦存量 k(0) を設定して 50 期間 (t=50) のシミュレーションを行い、政府の規制パラメータ  $\theta$  の効果を考察する。初期値 e(0) を導出する前に、数値シミュレーションを行う前に必要なパラメータの値を設定する。設定すべきパラメータは、資源が生産に占めるシェア  $\alpha(0<\alpha<1)$ 、資本の外部性  $\phi(1-\alpha+\phi>1)$ 、割引率  $\rho$ 、生産関数のパラメータ A である。資源の外部性  $\theta$  は  $\alpha+\phi=2$  より  $\phi=2-\alpha$  となる。

以上の制約と宮永(2002)との比較を考慮して、以下のようにパラメータを設定した。その値は  $\alpha=0.1$ 、 $\phi=0.9$ 、 $\rho=0.03$ (=3%)、A=0.05、これらは宮永(2002)と同じである。この設定の後、資本賦存量 k(0) と資源埋蔵量 r(0) を任意に設定して宮永(2002)との比較を試みる。

#### 7-2 政府の規制パラメータ $\theta$ の効果

本論文では政府の規制パラメータ $\theta$ を3つ設定して数値シミュレーションを行い結果を比較した。その値は case① $\theta$ =0 (規制無し),case② $\theta$ =0.1,case③ $\theta$ =0.3 である $^{(17)}$ 。

また、ストック変数の資源埋蔵量 r(0) および資本賦存量 k(0) を r(0) = 10、k(0) = 3 と宮永 (2002) と同様に設定して 50 期間 (t = 50) のシミュレーションを行った。

初期値e(0) は各々以下の通りである。

| case    | θの値 | e(0)の値(代数的に導出)   |
|---------|-----|------------------|
| case(1) | 0   | 2.73558162617194 |
| case2   | 0.1 | 2.08945758262432 |
| case3   | 0.3 | 1.05869821153116 |

 $[\alpha = 0.1, \phi = 2 - \alpha = 1.9, \phi = 0.9, \rho = 0.03 (=3\%), A = 0.05]$ 

となり、初期値 e(0) はパラメータ  $\theta$  が大きくなるにつれて減少していく。第 5 節で「資本量と 資源使用量が同じならば政府の介入が大きいほど消費の成長率は高くなる」としていたが、上記 からパラメータ  $\theta$  の上昇は資源使用量(初期値)を減少させる、すなわち消費の(初期)成長 率を低下させることを示している。

また、消費・資本・産出量の均衡成長率は  $\gamma_c^* = \gamma_k^* = \gamma_y^* = 7.5\%$ 、資源使用量の均衡減少率は  $-\gamma_c^* = 3\% = \rho$  (時間選好率) である (18)。

このパラメータ設定でシミュレーションを行った結果が図 3~図 6 である。

最初に資源使用量変化率  $\gamma_{e(t)}$  の変化をグラフで表したものが図 3 である。case①は資源使用量変化率(減少率)が大きく,case②・case③と $\theta$  が大きくなるにつれて資源使用量変化率(減少率)が小さくなっていく。これは $\theta$  が大きいほど投資が促進されると考えられるので,資本で資源を代替できると考えられるためである。

次に図 4 を見てみると、最も消費の成長率が高いのが case①  $\theta=0$  であり、続いて case②  $\theta=0.1$ 、case③  $\theta=0.3$  へと続く。これは先述した「パラメータ  $\theta$  の上昇は資源使用量(初期値)を減少させる」という効果が「資本量と資源使用量が同じならば政府の介入が大きいほど消費の

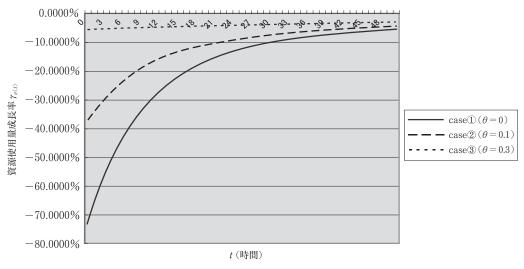


図3 資源使用量変化率  $\gamma_e$  の数値シミュレーション結果: $k(0)=3,\ r(0)=10$ 

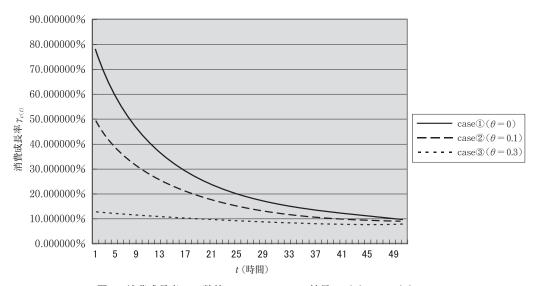


図 4 消費成長率  $\gamma_c$  の数値シミュレーション結果: $k(0)=3,\ r(0)=10$ 

成長率は高くなる」効果を上回っていることを示している。

初期値 $\gamma_{c(0)}$  は各々以下の通りである。

| case    | hetaの値 | $\gamma_{c(0)}$ の値 |  |
|---------|--------|--------------------|--|
| case(1) | 0      | 78.0977627984011%  |  |
| case2   | 0.1    | 49.0438385478054%  |  |
| case3   | 0.3    | 12.790548965143%   |  |

 $[\alpha = 0.1, \phi = 2 - \alpha = 1.9, \phi = 0.9, \rho = 0.03 (=3\%), A = 0.05]$ 

図 5 を見てみると、最も資本の成長率が高いのが case①  $\theta=0$  であり、続いて case②  $\theta=0.1$ 、case③  $\theta=0.3$  へと続く。これは、理論で想定していたパラメータ  $\theta$  の上昇すなわち政府の規制

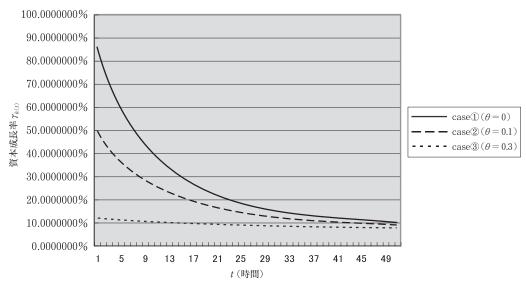


図5 資本成長率  $\gamma_k$  の数値シミュレーション結果:k(0) = 3, r(0) = 10

は資本の限界生産性を上昇させ、投資を促進するというインプリケーションとは異なっている。 初期値  $\gamma_{k(0)}$  は各々以下の通りである。

| case   | θの値 | $\gamma_{c(0)}$ の値 |  |
|--------|-----|--------------------|--|
| case1) | 0   | 85.8196754606375%  |  |
| case2  | 0.1 | 49.4586283709139%  |  |
| case3  | 0.3 | 12.0260086292621%  |  |

 $[\alpha = 0.1, \phi = 2 - \alpha = 1.9, \phi = 0.9, \rho = 0.03 (=3\%), A = 0.05]$ 

最後に図6を見てみると、最も産出量の成長率が高いのが case②  $\theta$ =0.1 であり、続いて case ③  $\theta$ =0.3, case①  $\theta$ =0 へと続く。上述の図4・図5とは順番が異なっていることが重要な注意 点である。これは「資本量と資源使用量が同じならば政府の介入が大きいほど消費の成長率は高くなる」効果と「パラメータ  $\theta$  の上昇は資源使用量(初期値)を減少させる(成長率を低下させる)」という効果がバランスした点が産出量成長率を最大にするということを示している。これは、産出量成長率(経済成長率)を最大にする政府の規制が存在する可能性を示している。そしてこの結果から、数値シミュレーション上では適切な政府の介入によって経済成長率を上昇させることができるというインプリケーションが成立する。

初期値 $\gamma_{v(0)}$  は各々以下の通りである。

| case    | θの値 | $\gamma_{c(0)}$ の値 |  |
|---------|-----|--------------------|--|
| case(1) | 0   | 7.72010976765456%  |  |
| case2   | 0.1 | 15.0621460279659%  |  |
| case3   | 0.3 | 9.93428239761434%  |  |

 $[\alpha = 0.1, \phi = 2 - \alpha = 1.9, \phi = 0.9, \rho = 0.03 (=3\%), A = 0.05]$ 

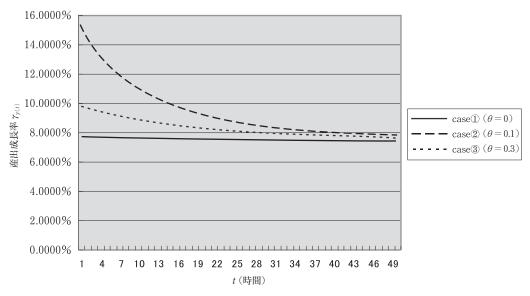


図 6 産出量成長率  $\gamma$  の数値シミュレーション結果: k(0) = 3, r(0) = 10

case③で資本量成長率が case①より大幅に低いのに対して産出量成長率が case①を上回っている理由は資源使用量変化率  $\gamma_{e(t)}$  にある。資源使用量変化率  $\gamma_{e(t)}$  の変化は図 3 で既に示されているが case①は資源使用量変化率(減少率)が大きく,産出量を大幅に増やすことはできないが, case③は資源使用量変化率(減少率)が小さいため,資本量増加が case①より少なくとも資源の利用で産出量増加を図ることができるためであると考えられる。

よって、この数値シミュレーションにより以下のことが明らかになった。政府が資本の限界生産性を増加させる政策は、枯渇性資源の初期の使用量を減らす効果により、資本や消費の初期の成長率を下げる効果がある。その政策が極端でない場合には、初期の産出量成長率を押し上げる結果になる。

#### 第8節 課 題

第7節までの分析から、数値シミュレーション上では適切な政府の介入によって経済成長率を 上昇させることができるという結論が得られた。しかし、本モデルにはいくつかの課題と問題点 が存在する。

モデル上で最も重要な課題は、経済全体の資源使用量 E(t) の外部性  $\theta$  に政府の規制を掛けた場合の影響を考えることであろう。本論文では経済全体の資本 K(t) の外部性にだけ政府の規制を設けたが、数値シミュレーションの結果を見る限り、政府が資本の(正の)外部性を内部化しても単純に資本の限界生産性が上昇するわけではないことが示された (19)。資源使用量の外部性についても、どのような影響があるかはシミュレーションを行って結果を示す必要があると考え

られる。

次に数値シミュレーションの問題点についてみると、本論文では経済全体の資源使用量 E(t)の外部性  $\theta$  を  $\phi$  =  $2-\alpha$  とセットした。これは宮永(2014b)で「現実的ではない」として改良を加えた部分であったが、宮永(2014b)と同様に  $\phi$  <  $2-\alpha$  として数値演算を行い初期値 e(0) に近似の値を使用したところ、e(0) が負の値を示したり、収束経路の固有値が正の値となり均衡値に収束しないなどの問題点が発生した。基本的に初期値・固有値とも解が 2 つ存在することから、もう一方の解を検討するなど初期値・固有値の計算部分を見直す必要があると思われる。このようにパラメータ設定によって成長率の収束等に顕著な違いが発生することから、さらにシミュレーションを重ねて妥当なパラメータ設定を追求していくことが今後の課題である。

また、モデルのインプリケーションについては、本モデルには「政府規制率の最適値」と「政府規制率の上限」が存在することが示された。本論文のパラメータ設定では $\theta=0.1$  前後で $\gamma_y$  が最大となり、注 16 に書かれているように $\theta=0.4$  前後で初期値・固有値が不適当な値になる限界値が存在するようである。パラメータの選定過程から、これは資本賦存量 k(0)・資源埋蔵量r(0) の値に関わらず存在すると考えられるので、この 2 つの値の詳細と資本賦存量 k(0)・資源埋蔵量 埋蔵量 r(0) の値以外のパラメータが与える影響等を分析する必要があると考えられる。

本論の政策的なインプリケーションは、枯渇性資源や生産に外部性がある場合、政府の資本効率を適切に上げる政策は、資本の初期の蓄積を損ねるかもしれないが、枯渇性資源の初期の使用量を減らすことにより、初期の産出量成長率を押し上げることができることである。このように産業政策は枯渇性資源の使用率に影響を与えることを注意しなければならない。

《注》

- (1) 宮永(2000)・宮永(2002) モデルでも均衡解が実解で存在しない可能性は確認されている。
- (2) それはすなわち、経済が恒常成長経路に乗ることが不可能であるということでもある。
- (3) 自然効率性条件とは、t期の資源(使用量)の限界生産性の変動率が資本の限界生産力と等しくなるように動くという条件である。
- (4) 最大化の一階の条件の導出過程については宮永 (2000) pp. 73~75 を参照。
- (5) N は人口を示す変数で第六の仮定から定数である。
- (6) (1)式から最大化の変数はc, k, e,  $\lambda$  であり, K, E は入っていないことに注意。
- (7) 資本の限界生産性変化率は政府の介入の有無にかかわらず  $(-\alpha+\phi)\gamma_k+(\alpha+\phi)\gamma_e$  であり、政府の介入パラメータ  $\theta$  とは無関係である。
- (8) 第5節で導出した消費の成長率と同一の式である。
- (9) 詳細な  $\gamma_x$ ,  $\gamma_z$ ,  $\gamma_w$  の導出過程は宮永(2000)pp. 77~78 を参照。
- (10) 均衡解への収束条件については宮永 (2000) p. 79 を参照。
- (11) 均衡点近傍の P<sub>vv</sub> P'<sub>vv</sub> 線の傾きの導出は宮永 (2002) 数学注 1-1 を参照。
- (12) 均衡点近傍の P<sub>xw</sub> P'<sub>xw</sub> 線の傾きの導出は宮永 (2002) 数学注 1-2 を参照。
- (13) 対数線形近似については宮永 (2002) 数学注 2 を参照。
- (14) 資源使用量の初期値 e(0) の導出については宮永 (2002) 数学注 3 を参照。

- (15) 条件 $0 < \alpha < 1$  は仮定から,条件 $\alpha + \phi > 1$  は内生的成長を可能にする条件から導出されている。
- (16) 第8節の課題を参照。
- (17)  $\theta>0.3$  とした場合,資源使用量の初期値 e(0)<0 となる場合が有るため,本論文では  $\theta>0.3$  を上限とした。
- (18) (11)式を参照。
- (19) (17)式から,「消費成長率  $\gamma_c$ =資本の限界生産性  $x(t)-\rho$  (時間選好率)」なので,図 4 より,「cas e①の資本の限界生産性 > case②の資本の限界生産性 > case③の資本の限界生産性」の関係が成立 する。

#### 参考文献

- Arrow, K. J. (1962) "The Economic Implications of Learning by Doing," *Review of Economic Studies*, 29, pp. 155–173.
- Ramsey, F. (1928) "A Mathematical Theory of Saving," Economic Journal, 38, pp. 543-559.
- Romer, P. M. (1986) "Increasing Returns and Long Run Growth," *Journal of Political Economy*, 94, pp. 1002–1037
- Sheshinski E. (1967) "Optimal Accumulation with Learning by Doing," in Karl Shell ed., *Essays on the Theory of Optimal Ecponomic Growth*, Cambrige MA, MIT Press, 1967, pp. 31–52.
- Stiglitz, J. E. (1974) "Growth with Exhaustible Resources. Efficient and Optimal Growth Paths," *Review of Economic Studies*, Symposium, pp. 123–137.
- 浅子和美・川西諭・小野哲生(2002)「枯渇性資源・環境と持続的成長」,『経済研究』, 53, pp. 236-246.
- 宮永 輝 (1995)「有限の資源制約が存在する場合の内生的成長理論」,『経済科学』,第43巻第2号,pp. 9-20.
- 宮永 輝 (1996)「産業政策と発展途上国の工業化の関係」, 荒山裕行編『経済発展と国際経済 開発経済学の諸問題』[開発文化叢書 17], 第 6 章, 名古屋大学大学院国際開発研究科.
- 宮永 輝 (2000)「有限の資源制約が存在する場合の内生的成長理論 II. 市場経済モデル」,『政治・経済・法律研究』, 第3巻 第2号, pp.69-86.
- 宮永 輝 (2002)「有限の資源制約が存在する場合の内生的成長理論Ⅲ. 数値シミュレーションを用いた「収束仮説」の証明」、『政治・経済・法律研究』、第4巻 第2号、pp. 97-114.
- 宮永 輝 (2014a) 「枯渇資源における環境クズネッツ曲線の理論的導出 有限の資源制約が存在する場合の内生的成長理論を用いて 」,『政治・経済・法律研究』, 第 16 巻 第 2 号, pp. 151-168.
- 宮永 輝 (2014b)「有限の資源制約が存在する場合の内生的成長理論 V. 数値計算を利用したモデル の精緻化 」、『政治・経済・法律研究』、第 17 巻 第 1 号, pp. 65-81.
- 宮永 輝 (2015) 「枯渇資源における環境クズネッツ曲線の理論的導出 II. 数値計算を利用したモデルの精緻化 」,『政治・経済・法律研究』, 第 17 巻 第 2 号, pp. 21-41.

(原稿受付 2021年10月25日)

## ウィリアム・ペティと経済科学の曙 (2)

大 倉 正 雄

#### 要 旨

ウィリアム・ペティ(William Petty, 1623-87)は、1671~76 年頃に執筆した『政治算術』で 「政治算術」(political arithmetick) を考案し,この経済分析方法にもとづいて国力・経済力を分 析した。これは、経済的・社会的事象を科学的探究方法によって分析把握した、経済学史のうえに おける最初の試みであった。そのために、政治算術が考案されてそれが実践された『政治算術』に は、経済科学の創生の兆しが見られる。彼はオランダ留学した20歳の頃から、経済的・社会的事 象を算術的手法によって分析する構想を抱いていた。パリでホッブズの知遇を得たときには、その 演繹的・幾何学的方法から影響を受けた。そこで帰国後の1648年頃に、ホッブズの幾何学的手法 を用いて草稿「交易とその拡大についての解明」を執筆した。また 1662 年に刊行した『租税貢納 論』において、演繹的・幾何学的方法を用いて商品価値分析をおこなった。しかしながら彼は、そ の後はベーコン主義者として、もっぱら帰納的分析方法に関心を向けた。王立協会が設立された 1662 年頃には、ジョン・グラントと親交を深め、その人口統計学から強い影響を受けた。グラン トは「商店算術」にもとづいて、人口動態の分析をおこなっていた。「商店算術」とは、経済的・ 社会的事象を帰納的・算術的に分析する方法である。ペティはその分析方法の影響を受けて、1665 年に『賢者には一言をもって足る』を執筆し、この論説で初めて算術的方法にもとづいて経済的・ 社会的事象を分析した。しかしながら、ここで用いられた帰納的・算術的方法は、厳密には「政治 算術」ではない。この方法にもとづいて、経済的・社会的事象の帰納的分析はおこなわれているけ れども、その分析による原因の探求はおこなわれていないからである。経済的・社会的事象の帰納 的・算術的分析→国力・経済力の原因の発見→一般的命題の提示という道筋を辿りながら、科学的 探究がおこなわれたのは、『政治算術』においてであった。

キーワード:演繹的・幾何学的方法,人口統計学,英蘭戦争,戦費調達論,財政・軍事国家,帰納 法哲学

#### 目 次

はじめに

- 第1章 生涯と著作
- 第2章 研究史 19世紀から21世紀へ —
- 第3章 ホッブズとペティ 君主政から民主政へ —
- 第4章 『リヴァイアサン』と『租税貢納論』—— 政治・権力から経済・財政へ ——
- 第5章 『租税貢納論』の租税国家論(以上,第23巻第2号/2021・3掲載)
- 第6章 ベーコン主義の経済科学 --- 処女作の社会・経済構想 --
- 第7章 初期草稿の経済科学 --- 幾何学的方法の試み ---
- 第8章 グラントの人口統計学 社会的・経済的事象の数量的分析 —
- 第9章 『賢者』の戦費調達論 算術的方法の試み —
- 第10章 戦費調達論の系譜 --- 17世紀から20世紀へ ---

#### 第6章 ベーコン主義の経済科学 — 処女作の社会・経済構想 —

ペティはマルクスを始めとする多くの人々によって注目されたように,『政治算術』で「政治算術」(Political Arithmetick)という経済分析方法を展開することにより,経済学の歴史に名を刻むような功績を残した。彼は『政治算術』の「序」で,自身が考案した「政治算術」について,次のように記している。「私が……採用する方法は,まだあまり広く用いられていない。というのは,(i)私は比較級や最上級の言葉(words)だけを用いる,知性的な議論(intellecutual Argument)をする代わりに……,(ii)自分の見解を数(Number)・重量(Weight)・大きさ(Measure)を用いて表現し,感覚にもとづく議論(Arguments of Sense)だけを用い,(iii)自然のなかに実際に見ることができる基礎(visible Foundations)を持つような原因(Causes)だけを考察するという方針を,(私が長いあいだ意図してきた政治算術の方法として)採ったからである。そして,(iv)個々の人々の変わりやすい精神・意見・欲求・情念に,存在の根拠をもつような原因は,他の人々がそれを考察するように任せる」(i i ii iii iii iiv の数字は引用者],と。

この叙述が意味するところは、次のように解釈できる。この「方法」(Specimen:発見の手 段)においては、(i)主観的で曖昧な言葉を用いる、感覚的経験にもとづかない議論はおこな われない。そうではなく, (ii) 客観的で明晰な数字を用いる, 感覚的経験にもとづく議論がお こなわれる。またこの方法では、(iv) 五感で把握できない事物の原因は考察されない。そうで はなく、(iii) 五感で把握できる事物の原因が考察される。このように解釈できるとすれば、こ れら四つの叙述は(i)(ii)と(iii)(iv)との二つに統合され、前者は考察の方法、後者は考 察の対象についてそれぞれの述べていると理解できる。そこでさらに、このような理解を踏まえ て当の叙述を要約すれば、政治算術は言葉ではなく数字を用いて、五感で把握できない事物では なく、それで把握できる事物を考察して、その原因を探求する科学的方法である、ということに なる。なお、この算術に自然的ではなく政治的という形容詞が付されているのは、これが「自然 体」(自然的事象)ではなく「政治体」(社会的・経済的事象)を分析対象とする方法であるとい うことを示している。「序」で記された当の叙述は、これまで多くの学史家によって注目され、 幾度も引用されてきた。しかしながら、この叙述は政治算術の認識論的・方法論的基本方針とも いうべきものを明らかにしているにすぎない。この算術が社会的・経済的事象を分析把握する技 法として、具体的にどのように用いられるのかということは、ここでは示されていない。この算 術が分析方法として機能する様相を詳細に知るためには、それが実践されている『政治算術』の 本論を綿密に検討しなければならない。そのような検討をおこなえば、この算術がベーコン (Francis Bacon, 1561-1626) の「新しい論理学」(novum organum) の影響を受けて考案され た、実験・観察を重視する帰納的分析方法であるということが明らかになる。

ペティは『政治算術』で初めて「政治算術」という名称を掲げ、この経済分析方法を本格的に駆使して経済的・社会的事象を詳細に分析した。しかしながら、彼はこの書物において初めてこの算術的方法を採用し、それを実践したわけではない。ましてや、この書物で経済分析をおこなうために、即座にこの技法を考案したわけではない。彼はかなり早い時期から、この算術的分析方法を生み出す構想を抱いていたようである。その考案の発端は恐らく、彼がオランダ留学時の1644年頃に、アムステルダム大学教授であったベーコン主義の数字者J・ペルに出会ったことにある。ペティはJ・オーブリー宛の書簡(1674年に執筆)――以下、「書簡」と略称――で、ペルの知遇を得た頃のことを回想しながら、次のように記している。「私はペル博士の助力により、代数学(algebra)の優れた点を探求することに時間を費やした。私はサー・フランシス・ベーコンの精神で、代数学を人間に関する問題に適用する可能性について推理し始めた。師ベーコンの新しい学問(New Learning)の弟子として、数・重量・大きさが社会に適用されうることが分かり始めた。『自分の見解を数・重量・大きさを用いて表現し、感覚にもとづく議論だけを用い、自然のなかに実際に見ることができる基礎を持つような原因だけを考察する』ことが、私の目標になった」(②、と。

ペルは「ペル方程式」(Pell equation)を打ち立て、除法記号(÷)を導入したことで知られる数学者である。しかしながら、数学史のうえではさほど大きな功績を残していない。けれども彼は、科学者相互間の知的交流を促し、共同研究のプロジェクトを進めるという実践的な面で、重要な役割を果たした。彼は 1630 年からハートリブ・サークルの中心メンバーであった。 1639 年~40 年にはメルセンヌと文通し、1641 年~51 年には数学者チャールズ・キャヴェンディシュ(Sir Charles Cavendish, 1595?—1654)と規則的に書簡を往復した。キャヴェンディシュは、ホッブズが家庭教師を務めたウィリアム・キャヴェンディシュ(William Cavendish, Second Earl of Devonshire, 1590—1628)の従兄弟に当たる人物である。恐らくはその縁で、ペルは 1647 年に著書『変化した円の面積についての論争・第 1 部』(Controversiae de vera circuli mensura ... pars prima)を刊行するさいに、ホッブズの助力を受けた。また、彼は王立協会のメンバーに早くから選任され、1675 年には評議員を務めた③。このような幅広い人脈を持つペルと出会ったことは、青年ペティにとって幸運であった。実際のところ、青年ペティをアカデミアに誘う門の扉を開いたのは、ペルであった。

ペティは「書簡」で、「私はフランシス・ベーコン卿の信奉者として、数・重量・大きさを分析の測定値(dimentions of analysis)とすることに同意する」<sup>(4)</sup> と述べている。彼はオランダへ留学する前に、グレシャム・カレッジで熱烈なベーコン主義者 S・ハートリブに会っている。けれども、彼がベーコン主義に傾倒するようになったのは、アムステルダムでペルと親交を深めるようになってからであったと思える。ところが言うまでもなく、ペティがペルの影響を受けてベーコン主義者になったとしても、それだけでは彼によって社会的・経済的事象を分析する科学的方法が考案される可能性は乏しい。そもそも、彼がオランダに留学した目的は、「医学の分野

で私の大望を遂げる」ધっとにあった。彼の関心は医学であり,医師になることが目的であった。 そのような彼の関心がさらに広がって、医学から社会や経済の問題に向けられなければ、社会的・ 経済的事象を分析対象とする当の算術的分析方法が、彼の手によって生み出されることは、むろ んなかった。ところがこの点においても、オランダ留学は彼に決定的に重要な影響を与えた。こ の留学は、彼の眼差しが社会的・経済的事象に注がれる切っ掛けを与えたと思えるからである。 ペティは「書簡」で、弟アントニーとともにライデンに滞在して、この躍進する都市の様相を眼 前にしたときの感慨を,次のように記している。「われわれはこの都市とその周辺が整然として いて美しいのを見て、感動した。われわれはオランダ人が好きになって、彼らの美点を賞讃した。 ……われわれは彼らの勤勉と倹約を賞讃するようになった。実際のところ、私はオランダ全体を 賞讃するようになった。彼らは行動的な人々である。彼らがインド諸国(Indies)にまで広がる 貿易を支配していることは、賞讃に値する」®、と。要するに、物質的にも精神的にも著しく進 歩して、美しく輝いているオランダの状態を目の当たりにしてひどく驚き、この国の繁栄とその 勤勉な国民性とを礼讃するようなったというのである。ペティが社会的・経済的問題に関心を寄 せる切っ掛けを得たのは、このような見聞を通じてであったと思える。実際のところ、彼は『政 治算術』においてオランダの経済システムを賞讃し、そのシステムを理論的枠組みにして列強の 国力・経済力の比較分析をおこなっている。オランダは領土が小さくて人口が少ない小国である にも拘わらず、これほどの繁栄を誇っているのはなぜか。そのような疑問を抱きながら、政治算 術を駆使して比較分析をおこなっている。

ペティは1646年に留学を終えてフランスから帰国した。その年にハートリブ・サークルに加 わり、1648 年にハートリブの奨めにより処女作『W. P. による (学問の進歩のための) サミュ エル・ハートリブ氏への助言』――以下,『ハートリブ氏への助言』と略称 ―― を刊行した。また その頃、「交易とその拡大とについての解明」を含む3篇の経済論説を執筆した。『ハートリブ氏 への助言』はハートリブ・サークルが推進していた教育改革プロジェクトの一環をなす事業とし て刊行された。したがって、これは確かに形式的には教育論の体裁を整えて書かれた書物である。 しかし、その実質的内容は教育論の域に留まるものではない。この書物のタイトルには、ベーコ ンの『学問の進歩』(The Advancement of Learning, 1605)に因んで,「学問の幾つかの特定部 門の進歩のために」(For the Advancement of some particular Parts of Learning)という文 言が含まれている。その表題が示唆しているように、『ハートリブ氏への助言』はベーコン主義 の立場から、その実験哲学の強い影響を受けて書かれた教育論というよりは、むしろ学問論の書 物である。この表題における「学問の幾つかの特定部門」というのは、医学・薬学・機械学・交 易の科学というような実用的な学問である。この書物のメインテーマは,このような実用的な学 問の進歩を促して、産業活動を発達させ、経済社会を改善する筋道を示すことである。そうであ るとすれば、ペティは『ハートリブ氏への助言』におて、政治算術の考案に向けて最初の一歩を 踏み出しているといえる。この書物には、ベーコンの帰納法哲学からの強い影響と、経済的・社 会的問題への明確な関心が見られるからである。

『ハートリブ氏への助言』には章・節の区分けはない。しかしその内容は、学校の設立を提案 した前半と、自然誌の意義について論じた後半とに区分けできる。前半では、「初等学校」と 「職人の学園」という2種類の学校を設立することが提案されている。前者は,貧しい下層階級 の子供を含む、7歳以上のすべての児童のための学校である。その提案には、『政治算術』の 「序」で記された,当の算術の基本方針を彷彿とさせる言説が見られる。すなわち,この学校で は、五感を働かせて事物を観察するよりも前に、知性を働かせて書物を読むという学習方法は採 用されない、というものである。この学校では、このような教育方針に従ってカリキュラムが編 成される。具体的には、教科の中心は図画・図案と算術・幾何学に置かれ、他の多くの学校とは 異なり『聖書』が教材として用いられることはない。ここでは、子供の判断力を養うには、知覚 を通じて事物に触れることが肝要であるという考えにもとづいて、図画・図案が必須科目として 重視されるのである。「図画・図案の技法……を用いることは、書くことを用いることよりも劣っ てはいないし、多くの場合、言葉(words)で表現できないことを成し遂げることができるから である」

。これに対して『聖書』を読む場合には、「少年はそこで神秘的な教義を考察するか、 それを弄ぶかする」®だけである。そのために『聖書』は教材としては、適切とはいえないので ある。このような初等学校の教育方針は、五感で把握する事物だけを考察して、その原因を探求 するという政治算術の方法論的立場と軌を一つにしている、といえる。さらに、この学校では図 画・図案に次いで、算術・幾何学が重視される。その理由は、双方の科目が「理性(Reason) に対する確実な指針である、移り気で変わりやすい精神にとっての格別の救済手段」 ②となるか らである。この叙述には、「移り気で変わりやすい精神」(volatile and unstedy mind)という、 政治算術の基本方針における「変わりやすい精神」(mutable Minds)と意味が同じ言葉が見ら れる。

ペティが提案しているもう一つの学校は「職人の学園」である。ここでは、ベーコンの実験哲学と経済問題とに関心が向けられている。この学園が設立される目的は、「交易誌」(History of trade:交易の自然誌)の作成にあるからである。この学園は、「優良で著しく創意に富んだ職人(Work-man)」(10) が学ぶ中等・高等教育機関である。「技芸の共和国」(Respublica Artium)と呼ばれる産業国家の誕生を促すことが、この学園の教育の究極の目標である。ところが、この学園の教育機関としての活動の内容については、さほど詳しく述べられていない。ここでの記述は比較的大きな紙幅が、この学園の研究機関としての機能と役割に割かれている。「この学園には、完璧で正確な交易誌を作成するための最善で最適の機会と手段が存する」(11)。この叙述が示唆しているように、この学園はベーコンの実験哲学を組織的に実践する研究機関として、交易の自然誌を作成することを主な目的にしている。そのために記述は主に、自然誌がこの学園において、どのように作成されるのかという点に充てられている。

「職人の学園」には、付属機関として「学園の病院」が設置される。これは患者に治療を施す

医療機関であると同時に、当の学園の目的を遂行するために活動する研究機関でもある。自然誌はこの研究機関としての「病院」において、その構成員による集団的・協力的作業によって組織的に作成される。この「病院」は、ベーコンが『ニュー・アトランティス』(New Atlantis, 1627)で描いた「サロモン学院」を想起させる「22」。このベーコンの「学院」はユートピア的な科学探究の夢物語として構想された研究機関である。ペティの「病院」はこれとは対照的に、実際に実践されうるプロジェクトとして構想された現実的な機関である。けれども、実験哲学にもとづいて科学的探究をおこなうことを意図している点では、ベーコンの「学院」と異ならない。実際のところ、この「病院」においては「学院」と同様に、様々な職務に従事する、数多くの専門的技術を修得した人々によって編成される分業体制にもとづいて、科学的探究の作業が遂行される。医師、薬剤師、看護師などの構成員により、患者に治療を施す傍らで、データの収集、実験の遂行、法則の発見という三つの基本的作業が進められる。自然誌はデータを収集する過程において編纂される。「実験と資料は、自然の解明(Interpretation of Nature)を進めるための拠り所であるが……[現在においては]乏しくて粗悪な状態にある」(13)。このような現状に鑑み、資料を収集して自然誌を編纂する作業は、実験とともに科学的発見に資する大きな使命を帯びている。

ペティは『ハートリブ氏への助言』の前半において、「職人の学園」の付属機関として「学園 の病院」を設置することを提案し、この「病院」において自然誌が作成される態様を詳細に記し ている。ところが、その記述は前後の脈絡に照らし、論旨が一貫しているとはいえない。この 「学園」は交易誌の作成を目的にし、その目的を果たす任務を負って設立されるはずであった。 しかるに、ここで作成される自然誌は交易誌ではなく、その付属機関である「病院」で作成され る医療誌(医療の自然誌)だからである。自然誌が作成される態様は,交易誌ではなく医療誌の 作成について詳細に記されているにすぎないからである。このような論述は整合性を欠如して、 混乱に陥っているといわねばならない。ここでペティが自然誌の作成の態様を、交易誌ではなく 医療誌の作成を例にとって記述している理由は、恐らく彼が解剖学者としてこの分野の事情に精 通していたからである。換言すれば、交易誌を作成する構想が、彼において十分に熟しておらず、 暗中模索の状態にあったからである。彼は 1671 年に,「イギリスにおける国民・植民地・貿易に 関する全般的記録」という表題の統計的資料を公的機関が組織的に作成すべきである、という提 案をおこなっている<sup>(14)</sup>。しかしながら,この提案においても,この交易誌の内容や作成の手順 などに関する詳細は示されていない。また『政治算術』では,交易に関する資料にもとづいて算 術的分析が展開されているけれども,その資料は彼自身によって新規に収集されて編纂された交 易誌ではなく、主に既刊の文献である。

『ハートリブ氏への助言』の後半では、主に交易誌を作成することの意義が記されている。前半では「学園の病院」を設立する提案が示されて、紙幅の大きな部分が、交易ではなく医療の自然誌を作成する作業についての叙述に割かれていた。後半では、論述の対象が全面的に交易誌に

向けられており、この箇所での経済問題への関心はいっそう深い。なお、ペティはこの頃、「交易誌」(History of Trades)というタイトルが付された草稿を書いている(15)。この草稿は、交易誌が編纂される場合にその本文を構成する事柄の項目を、約40ほど列記しただけの覚書にすぎない。けれども、彼が『ハートリブ氏への助言』を執筆する傍らでこのような草稿を書いたことは、彼の交易誌への関心が強かったことを示しているといえる。

『ハートリブ氏への助言』の後半は、さらに「序」に相当する部分と、本論に当たる部分とに区分けされる。「序」においては「交易」の定義が試みられている。それによれば、この概念は製造業(手 工 業)における生産活動の意である。この交易(生産活動)は交換経済に組み込まれており、雇用主である職人によって推進される。その場合、職人は生産活動が合理的・倹約的に運営されるように努めるが、そのように生産活動が合理的・倹約的に運営される術は、「経済」(Oeconomy)と呼ばれる。交易誌はこのような生産活動に関する自然誌であるが、それを作成する編集者は、交易誌をただ編纂するだけではない。さらに、その編纂された交易誌を分析することを通じて、「交易」が合理的・効率的に運営される方法について考察しなければならない。「序」で記された叙述は、このように要約することができる。そうであるとすれば、この箇所において、交易誌の綿密な分析を通じて、「交易」を実証的に考察することの意義が明らかにされているといえる。換言すれば、交易(経済・産業活動)を帰納的に分析把握することを通じて、交易を科学的に探究する経済科学 — L・マグヌソンの適切な表現を用いれば「交易の科学」(science of trade) (16) — を創生しようとする姿勢が窺える、といえる。

後半部分の本論では、交易誌を「序」におけるよりも広い視野に収めながら、「交易誌が国家社会に対してもたらす利益と便益について」(ロ)、記されている。すなわち、交易の自然誌が多数の人々の利益や福祉に資することを指摘しながら、それが作成されることの重要な意義が明らかにされている。ここでは、そのような交易誌に見られる利点として、具体的に約16の事柄が挙げられている。それらの諸利点は、次の3点に要約できる。第1は、学校で用いられる教材として役立つという、教育的観点から挙げられた利点。第2は、基礎科学および実践的応用科学との双方の発達に役立つという、学問的観点からの利点。第3は、交易の発達を奨励することを通じて経済力・国力の強化に役立つという、経済的・政治的観点からの利点である。これらのうち、経済科学の創生という観点から留意すべきは、第2、第3の利点である。そこでこれら双方について、それぞれ検討を加えておきたい。

ペティによれば、算術と幾何学は「最も卓越した科学」<sup>(18)</sup> である。ところが、これらの純粋数学(pure Mathmaticks)は現在、研究の題材に事欠き、研究の方向性を見失って停滞した状態に陥っている。けれども、そのような状態は、算術家(Arithmeticians)と幾何学者(Geometricians)の手に自然誌が与えられるならば、打開される。自然誌が「算術家と幾何学者に対し……これらの科学[=純粋数学]を働かせるように促す題材(Matter)を提供する」<sup>(19)</sup> ならば、彼らは刺激を受け活力を吹き込まれ、その結果「純粋ではない数学の技法(mixt Math-

metical Ars)が増加する」<sup>(20)</sup> ことになるであろう。すなわち,算術と幾何学は自然誌を介して他の学問分野と接触し,その分野に適用されるならば,新しい技法が生み出されるであろう。実際のところ,光学・天文学・機械学の諸分野においてはすでに,純粋数学が実験・観察と結び付いて,新たな技法が生み出されている。

このようにペティは、交易誌の利点を述べるべき箇所で、数学と結び付いた自然誌が、光学・天文学・機械学のような自然哲学の諸分野において画期的な成果を上げていることを力説している。このような論述は的外れではないか、という疑問が湧くかも知れない。しかしながら、彼はここで決して論点をはぐらかしているのではない。自然哲学の分野に見られる先例に倣いながら、純粋数学が交易誌を介して交易の分野と交わるならば、交易を分析する「新しい数学的技法」(New Mathmaticall Arts)が生み出されるかも知れない。そのような可能性を模索しているのである。そのような技法を生み出す構想は、ここでは微かに窺えるにすぎない。けれども、「政治算術」と呼ばれる交易を分析対象とする数学的技法が、やがて彼によって考案されることになる。

ペティによれば、国力と経済力が強化されるためには、その国の製造業と貿易が発達していなければならない。つまり、国力・経済力の強化は、商・工業の発達に依存する。ところが、この事実が真実であることを証明するためには、交易誌が作成されなければならない。交易誌だけが、この重要な事柄を立証することができるからである。彼は最強国オランダを例に挙げながら、次のように記している。「オランダなどのような製造業と貿易が繁栄している国は、すべてが力強く(potent)で豊か(rich)になることが、[交易誌を通じて]分かる」(21)、と。すなわち、国力・経済力を強化するには、商・工業の発達を奨励しなければならないが、そのことは交易誌を作成し、それを繙くことを通じて初めて十分に理解されうるというのである。この箇所では経済的・社会的事象を、収集されたデータにもとづいて、科学的に把握しようとする姿勢が窺える。また、「交易」を国家社会の視点から「序」におけるよりも幅広く把握しながら、製造業・貿易の諸部門において展開される生産的活動と理解している。いずれにせよ、ここでは国力・経済力の強化の観点から交易誌の意義が指摘されている、といえる。

『ハートリブ氏への助言』は、教育プロジェクトの一環として刊行された教育論の書物である。確かに、革新的な学校の設立が提案された前半部分は、教育論の色彩が濃い。ところが後半部分においては、論述の焦点は徐々に教育問題から外れて経済問題に移されている。そこでは交易誌の意義が力説され、諸産業における生産的活動に焦点が当てられている。交易誌を作成することの意義を強調することを通じて、交易(経済・産業活動)を分析把握することに関心が向けられている。そのような論述に触れるとき、本書は教育よりも、むしろ経済の論説であるかのような印象を受ける。それだけではない。後半部分では、本題から逸れているけれども、経済科学の創生という点で看過できない事柄が記されている。そこで、その論述について少し検討を加えておきたい。

本書の末尾に差しかかるあたりで、交易(農・工・商業における生産的活動)の発達を促す方 法が論じられている。その論述はやや粗雑で、それまでの交易誌を巡る議論との関係も明瞭では ない。けれどもそこでは、新興の科学が誕生する予感を与えるような、興味深い考察がおこなわ れている。その詳細は次のとおりである。まず、交易の発達を促す要件として、次のような事柄 が挙げられている。すなわち、(i)税収入の増加、(ii)雇用量の増加、(iii)労働手段(耕地・ 家畜・原料)の増加,(iv)労働生産性の向上が、それである。次に、これら諸要件は、次のよ うな方法を通じて整えられるとされる。すなわち, ( i )は徴税方法の工夫や改善による関税収入 の増加, (ii)は乞食・泥棒・強盗のような失業者の就業, (iii)は不毛の土地の開墾, 獣 (犬など) の訓練・調教, 悪質な原料の品質改善, (iv)は人と馬に対する, 現在の3倍の量に相当する労働 の強制である。こうしてここでは、交易の発達を促すために、このような四つの方法を通じて、 当の諸要件が整えられるべきであることが、提案されているのである。この提案における(ii) (iii)の実現は、労働力と労働手段との増加によって生産規模の拡大を図るという一般的な考え ではなく、独創的な着想にもとづいて要請されている。というのも、双方は、一般に不利益か無 益であると見なされている人(乞食・泥棒・強盗)と物(不毛の土地,訓練・調教が難しい獣, 悪質な原料)を、有益な人的・物的資源に改変して活用することを通じて実現されるのであるか ら。また、(iv)の実現は、残忍な要求であるように思える。しかしながら、その要請は他方で、 この国の労働者がいかに怠惰で勤労意欲を喪失していたかという事情を反映している、ともいえ る。いずれにせよここでは、広範な諸産業における生産的活動である交易が、合理的・効率的・ 倹約的に運営されることを通じて、その発達が遂げられることが提案されているのである。

本書の末尾あたりで示された留意すべき論述は、このかぎりではない。その論述には、まだ検 討を加えるべき余地がある。交易誌を巡る本書の議論を踏まえて、この論述が意味するところを もう少し検討しておきたい。

ペティによれば、交易を合理的・効率的・倹約的に管理し運営する術は、「経済」と呼ばれる。その「経済」は、手工業が営まれる個別企業において、雇用主である職人によって推進される。また、この「経済」を探究するためには、換言すれば、交易を合理的に運営する方法を見出すためには、何よりも交易誌が編纂されねばならない。さらに彼によれば、交易は国家社会の全域において、農・工・商業の諸分野で幅広く展開される生産活動である。彼は交易をこのように理解しながら、それが諸産業分野で発達を遂げるための合理的・効率的・倹約的な運営方法を提案している。その提案の眼目は、マイナスの要因をプラスのそれに変換することによって、税収入・雇用量・労働手段の増加と、労働生産性の向上とを図るというものである。この提案された、交易を合理的に運営する術(=「経済」)は、国家社会においては統治者(ないし為政者)によって実践される。もっとも、この点は彼によって明記されていない。けれども彼によれば、個別企業において、「経済」という術は、企業主=雇用主によって実践される。したがって、国家社会においては、それは統治者によって実践されると考えられている、と理解できるであろう。実際

のところ、「見えざる手」に信を置かないとすれば、諸産業において壮大な規模で展開される生産活動は、統治者の手による以外に、巧く管理されることはないであろう。いずれにせよ、ペティは本書の末尾あたりで、交易が統治者によって合理的に管理・運営されて、国力・経済力の強化がもたらされるべきことを提案しているのである。

こうして、ペティは『ハートリブ氏への助言』において、断片的で粗雑な論述を通じてではあるけれども、経済科学を創生する糸口を摑んでいるといえる。彼はここで、交易の発達を促すために、それを合理的に運営する方法を科学的に探究しようとしている。交易の発達を通じて国力・経済力を強化するという究極の目標を見据えながら、交易誌の作成を踏まえて「経済」を科学的に探究しようとしている。とはいえここでは、新興の経済科学が誕生する兆しがほんの仄かに見られるにすぎない。ここでの知的営為が実を結ぶためには、これまでの科学的探究の歩みを堅実な方法を踏まえて、さらに数歩進める必要がある。まず、作成された交易誌を帰納的に分析しなければならない。次にその分析を通じて、交易の本性とその発達の運動法則とを発見しなければならない。さらにその発見にもとづいて、交易の一般的法則を導き出されねばならない。そのような一般的法則(ないし一般的命題)を踏まえてのみ、交易を合理的に管理・運営する有効な方法を、統治者が実践すべき政策として提案できるからである。ペティによる交易の科学的探究がここまで深く進められたとき、経済的・社会的事象の分析把握を目的とする新興の科学が、産活を上げるに相違ない。確かに本書にはまだ、そのような経済科学の誕生を告げる声を聞くことはできない。しかしながら、ペティはこの処女作においてすでに、経済科学の創造に意欲を燃やしながら、その開拓に勤しんでいることが明らかである。

- (1) William Petty, *Political Arithmetick*, London, 1690 [1671-76], in C. H. Hull ed., *The Economic Writings of Sir William Petty*, Cambridge, 1899, rpt. London: Routledge/Thoemmes Press, 1997, Vol. I, p. 244. ペティ(大内兵衛・松川七郎訳)『政治算術』岩波書店, 1955 年, 24 頁。
- (2) Thomas E. Jordan ed., *Sir William Petty, 1674: Letters to John Aubrey,* Lampeter, Ceredigon, Wales: The Edwin Mellen Press, 2010, p. 21. S・ルンゴアは,「神秘的宇宙を再検討する方法を, 数学的知識に見出していたデカルトのような人々からの, ペティへの影響が見られる」(Reungoat, *op. cit.*, p. 48) と指摘している。しかしながらペティは, 感覚的経験を重視する点において, デカルトの認識論とは立場が異なる。
- (3) Cf. Noel Malcolm and Jacqeline Stedall, *John Pell (1611-1685) and his Correspondence with Sir Charles Cavendish*, Oxford: Oxford Univ. Press, 2005, Part I; Noel Malcolm, "The Publications of John Pell, F. R. S. (1611-1685): Some New Light and some Old Confusions", in *Royal Society London*, 54 (3), 2000, pp. 275-92.
- (4) Jordan ed., op. cit., p. 13.
- (5) *Ibid.*, p. 18.
- (6) Ibid., pp. 19-20.
- (7) W[illiam] P[etty], The Advice of W. P. to Mr. Samuel Hartlib: For the Advancement of some Particular Parts of Learning, London, 1647, p. 5. なお本書には、The Harleian Miscellany: A Collection of Scarce, Curious, and Entertaining Pamphlets and Tracts, as well in Manuscript as in Print,

Selected from the Lirary of Edward Harley, 2nd Earl of Oxford, by William [?] days & Thomas Park, Vol. VI, London, 1810 として刊行された、タイプ印刷版がある。また、本書の手稿版は、The Hartlib Papers(Sheffield Univ.:デジタル化されて一般公開)で閲覧が可能である。

- (8) Ibid., p. 23.
- (9) *Ibid.*, p. 5.
- (10) Ibid., p. 17.
- (11) *Ibid.*, p. 7.
- (12) Cf. Francis Bacon, New Atlantis, London, 1627, in The Works of Francis Bacon, col. and ed. by J. Spedding, R. L. Ellis and D. D. Heath, London, 1859, Vol. III, p. 145ff. ベーコン(中橋一夫訳)『ニュー・アトランチス』(『世界の大思想』第6巻,前掲書,所収),428 頁以下/(成田成寿訳)『ニュー・アトランティス』(『世界の名著』第20巻,中央公論社,1970年,所収),527 頁以下。
- (13) Petty, Advice of W. P., op. cit., p. 7.
- (14) Cf. William Petty, "Register General of People, Plantations and Trade of England", in Landsdowne ed, *Petty Papers*, op. cit., Vol. I, No. 49, pp. 171–72.
- (15) Cf. William Petty, "History of Trade", in Landsdowne ed, *Petty Papers*, op. cit., Vol. I, No. 60, pp. 205–207.
- (16) Cf. Magnusson, op. cit., p. 116. 邦訳, 163 頁。
- (17) Petty, Advice of W. P., op. cit., p. 21.
- (18) *Ibid.*, p. 25. ちなみに,古代ギリシアの時代より,算術の一部とユークリッド幾何学のそれとは純粋数学である,と考えられていた。Cf. Stephan Körner, *The Philosophy of Mathematics: An Introductory Essay*, London: Hutchinson Univ. Library, 1960, p. 17. ケルナー (山本新訳)『数学の哲学』公論社,1987年,21頁。
- (19) Petty, *Advice of W. P.*, op. cit., p. 21.
- (20) *Ibid*.
- (21) Ibid., p. 22.

#### 第7章 初期草稿の経済科学 ── 幾何学的方法の試み ──

ペティは処女作を刊行した 1648 年頃に、「交易とその拡大についての解明」――以下、「交易の解明」と略称 ―― というタイトルの論説を執筆した。この論説は、彼が書いた最初の経済論説である。これは覚書程度の薄っぺらな草稿にすぎない。けれども、その論述の内容は濃密である。ペティはこの論説を執筆したとき、ベーコン主義を標榜するハートリブ・サークルに加わっていた。ところが、この経済論説は意外にも『ハートリブ氏への助言』のように、ベーコン主義の実験哲学の影響を受けていない。この論説は、帰納法ではなく演繹法の手法に依拠して書かれている。彼はその草稿を執筆する 2、3 年前に、パリに滞在してホッブズと親交を深めていた。その頃ホッブズは、『リヴァイアサン』と『物体論』(De Corpore、1655)を執筆していた。ペティの「交易の解明」は、ホッブズがこれらの著書で採用した幾何学的演繹法の影響を受けて書かれている。

『リヴァイアサン』と『物体論』が刊行されたのは 1650 年代であるから、ペティはむろん「交易の解明」の執筆にさいして、双方の著書を繙くことはできなかった。しかしながら、彼がパリ

に滞在していたとき、ホッブズは双方の原稿を精力的に書いていた。 $F \cdot S \cdot マクナリーによれば、ホッブズは 1644 年にはすでに『物体論』の初期草稿の大部分を書き終えていた<math>^{(1)}$ 。また、その頃チャールズ皇太子の亡命宮廷の廷臣としてパリに滞在していた、ニューカースル公爵(William Cavendish, first Duke of Newcastle, 1593–1676: 当時は侯爵)が伝えているところによれば、『リヴァイアサン』の原稿はその頃、ペティによって半分が清書された $^{(2)}$ 。こうして、ペティはパリで恐らく、ホッブズと会話を交わすだけではなく、さらにその原稿に直接触れることを通じて、幾何学的演繹法を摂取したのではないかと思える。 $E \cdot フィッツモーリスはこのような推測を裏付けるかのように、ホッブズはペティと親交を深めた <math>1645$  年頃に、「これらの著作 [=『市民論』(1642年)、『リヴァイアサン』の主要な学説の一部を、その弟子[=ペティ]の心に染み込ませたことは疑いない」 $^{(3)}$ 、と指摘している。

「交易の解明」は密度の濃い論説であるけれども、論述は粗雑であるばかりか断片的でさえある。そのために、その論述の内容は概して茫漠としていて、多くの箇所は意味が不明瞭で分かり難い。しかしながら  $J \cdot R \cdot$  サージェントが指摘しているように、「不明瞭と誤りは、生命力に満ちた進歩的科学の徴表である」 ことも、また真実である。新しい科学の接近法に依拠して経済的事象の体系的把握を試みた、当の経済論説が蔵するところは、確かに深い。したがってこの論説は、少し綿密に検討するに値すると思える。

論説「交易の解明」は、論述全体が二つの部分によって構成されている。「定義」(Definitions)という表題のもとに、交易に関する簡潔な叙述が15ほど列記された前半部と、交易の拡大に関する比較的長い叙述が重ねられた後半部である。これら二つの部分は序論と本論というような単純な関係ではなく、方法論的に有機的な繋がりを持って結ばれた、緊密な関係にある。前半部における15の叙述とは、次のようなものである(5)。

#### 定義 (Definitions)

商品(Commodities)は、人々が必要・装飾・娯楽・防護などのために使用する事物である。 たとえば、食肉・飲料・衣服・家屋・武器など、その大部分が税関の関税率表(Book of Rates) に列挙されているような事物である。

交易(Trade)は、商品を作り、集め、分配し、交換することである。

貨幣(Mony)は、商品の共通の尺度である。あらゆる人々を互いに結びつける絆である。商品の等価物である。

必需品(Necessaries)は、人がそれを欠いた場合には、生まれながらにして可能な健康と体力とを保ちながら、人間の寿命の通常の期間を生き抜くことができなくなるような商品である。

偉大な人々(Great Men)は、多くの人々に対して力を持っている[人々の]ことである。

主権者(Soveraign)は、すべての人々の力を、したがってすべての人々の商品を意のままにする[人の]ことである。

比較的富んでいる,力がある,偉大である(Rich, Powerful, Great in comparison)は,全世界,或る主権者の臣民,或る地域の住民,その他或る種族・階級・宗派の人々のうちの半分が,他の半分のいかなる者よりも,いっそう多くの富や力や偉大さを持っている[状態の]ことである。労働(Labor)は,人々がそれに無理なく耐えることができる時間だけ,商品のためにおこなう単純な運動(simple motions)である。

熟練(Skill)は、かなりの準備の修練なしにはおこなえないことを、おこなうことができることである。

技法 (Art) [は], 商品を生産している多くの人々がもつ、労働および熟練と同じようなものである。

貨幣利子(Interest of Mony)は、貸し手が自分の貨幣[の使用]を一定期間我慢することに対して、借り手が貸し手に与える、元金を超過するところのもの[=貨幣]である。

為替料 ( $Exchange\ of\ Mony$ ) は、一方が或る別の場所で同じ金額を得るために、他方に対して与えるもの[=貨幣]である。

共通価格 (Common price) は、1人の成人男子の日々の労働である。

ここに列記された 15 の叙述は、「定義」という表題が明示しているように、主語に置かれた「商品」・「交易」・「貨幣」などの語句を定義したものである。これらの語句は相互に緊密に絡み合った関係にある、交易に関する基本的な概念である。このような前半部における論述のスタイルは、ホッブズの幾何学的演繹法に倣って採用されたものであると思える。彼は『リヴァイアサン』で、「幾何学……においては、人々は彼らの語(words)の意味を決定することから始める。この意味の決定を、彼らは定義(Definitions)と呼び、それを彼らの計算(reckoning)の初めに置くのである」<sup>66</sup>、と述べている。そうであるとすれば、後半部においては、前半部で交易に関する名辞を定義して掲げられた諸命題を踏まえて、交易の拡大を究明するための「計算」(=演繹的理性推理)がおこなわれることになる。

であるとすれば、その方法と照らし合わせながら「交易の解明」を検討することが妥当であると 思える。

ホッブズは『物体論』第1部・第1章「哲学について」(De Philosophia / Of Philosophy)において、哲学の定義をおこなっている。それによれば、「哲学は、結果あるいは現象について、それらの心に抱かれた原因あるいは生成から、また逆に、ありうる現象の原因ないし生成について、[それらの]知られた結果から、正しい推理を通じて獲得される認識(cognitio)である」<sup>(8)</sup>。すなわち、哲学は推理にもとづいて獲得する、事物の結果(effectus / effects)と原因(causa / causes)とについての知識である、というのである。彼によれば、この事物の原因と結果とについての知識(認識)は、理性推理によって獲得される。したがって、哲学においては理性推理が決定的に重要である。その理性推理について、「私は推理(ratiocinatio)によって、計算(computatio)を意味する」<sup>(9)</sup>、と述べている。

彼によれば、その推理=計算とは、理性を働かせながら、思考の圏域で事物を分解したり(差し引いたり)、合成したり(加えたり)することである。すなわち、「推理すること(ratiocinari)は、加えることと分割することと同じである」<sup>(10)</sup>。というのは、「加えること」(addere)は合成するという、「分割すること」(dividere)は分解するという意味を含んでいるからである。ところが、ここで彼がいう「計算」はいわゆる算術という意味ではなく、「通常の算術の圏域を越えている」<sup>(10)</sup>ものである。確かに彼は、推理とは「足し算と引き算という二つの精神の働き」<sup>(12)</sup>である、と述べている。ところが早合点して、ここで彼が「計算」を文字どおりに算術という意味で用いている、と解してはならない。そのような誤解を招かないために、彼は「計算すなわち推理にとって、あるべき所はただ数量においてのみであると考えるべきではない」<sup>(13)</sup>、と述べている。また、「言葉は言葉に、名辞は名辞に……付け加えることと、取り去ることができる」<sup>(14)</sup>、と述べている。彼のいう「計算」とは、哲学が対象とする事柄を足したり引いたり(掛けたり割ったり)しながら「熟考すること」(cinsiderare)である。なお、ホッブズによれば、哲学の対象は、「そのなかに構成(compositio)と分解(resolitio)とが座を占めている物体」<sup>(15)</sup>にかぎられる。哲学は推理=計算によって事物を分解・構成するのであるから、その対象となる事物は分解・構成が可能な事物にかぎられる。というのである。

ホッブズは第1部・第2章以降で、「哲学の方法」について詳論している。彼によれば、哲学においては理性推理が決定的に重要である。理性推理によって、事物の原因と結果についての知識が、獲得されるからである。しかしながら、その知識は理性推理だけによっては獲得されない。その知識を獲得するには、理性推理に先だって、「感覚による知識」である心像(phantasma/phantasms)を捉えておくことが不可欠だからである。したがって、哲学の最初のステップは理性推理からではなく、知覚と想像から始まる。知覚と想像によって、事物の心像(=表象)を捉えることから始まる。「すべてのものの知識の最初の起こりは、感覚と想像による心像である」( $^{16}$ )。こうして最初のステップによって、心像が捉えられる。それは対象となる事物全体の現

象(→結果)についての知識である。けれども、それは事物の因果関係についての知識ではない。 それによって、事物の生成過程についての知識は得られない。

こうして哲学の第2のステップが始まる。理性を働かせながら,事物の生成についての知識を獲得することが始まる。その場合に,理性推理は分析的方法と総合的方法に依拠して展開される。「推理は構成(compositio / compotition)と分割(divisio / division)ないし分解(resolutio / resolution)に存する」 からである。そこで,原因についての知識を,すでに獲得している結果についての知識から得る分解的方法と,その方法によって獲得した原因についての知識から,結果についての知識を得る構成的方法とに依拠して,推理が進められる。分析的方法→総合的方法という順序で,双方に依拠して理性推理が展開される。また,分析的(分解的)方法にもとづく最初の推理は,第1のステップで知覚と想像によって捉えられた,事物全体についての心像を踏まえて展開される。そのような理性推理の展開過程は,第6章「方法について」で詳細に論じられている。ところが,それに先行する第2・第3章で,第6章のための予備知識というべき事柄が記されている。そこで第6章へ素っ飛ぶことなく,ペティの論説「交易の解明」の論述と照らし合わせながら,第2章から検討することが適切である。

『物体論』第2章では、「名辞について」(De Vocabulis / Of Names)議論されている。哲学において、名辞が重要であることが力説されている。その詳細は次のようである。名辞は符合(nota / marks)と合図(signum / signs)という、哲学に不可欠な役割を果たす。まず、名辞は符合として、理性推理を手助けする。「何らかのそのような[名辞による]手助けがなければ、人が推理することによって精神のなかに累積するものは何であろうとも、直ちに滑り落ちる」(18)。すなわち、推理を働かせて思考した事柄は、速やかに消え去っていくから、そのような事柄を後々まで記憶に留めておくために、それを記録して保持する機能を担う名辞が必要である、というのである。次に、名辞は合図として、思考した事柄を他の人々に知らしめる機能を担う。つまり、名辞は「自分にとって役立つ符合」としてだけではなく、さらに「他の人々にとって役立つ合図」としての役割をも果たす、というのである(19)。その場合、名辞が合図としての機能を遂行するために配列されたものが、言葉(oratio / speech)である。

続いて、このような符合と合図という二つの機能を担う名辞が、事物(res/thing)との間に持つ関係について議論されている。この点については、「すべての名辞は、或る名付けられたものと関係を持っている」 と理解される。ただし、その「或る名付けられたもの」は、必ずしも現実の自然のなかに存在する事物そのものではない。現実に自然のなかに存在しないもの(→虚構、幻想)さえもある。その場合には、その「名付けられたもの」はむろん、事物それ自体の符合ではない。ところが、その「名付けられたもの」が現実に存在する事物であっても、名辞はその事物ぞれ自体の符合ではない。また、「名辞は、事物それ自体の合図ではない」 すなわち、合図としての名辞は、事物それ自体を他の人々に知らしめるものではない。その名辞は、知覚と想像によって得た、事物そのものではなく、それについての心像を、他の人々に知らしめる

ものである。「多くの事物に反応して精神(anima)のなかで受け取ったことは,個々の生きて いる事物やその他の多くの事物についての画像(imagines) ないし心像(phantasmata)であ る」22。合図としての名辞は、その事物の画像=心像を他者に伝える機能を担うのである。した がって、「言葉において整然と配列された名辞は、「精神が」受け取ったこと(conceputus)[= 心像]の合図である」(23) といえる。ここでは、思考した事柄を他者に表明する機能を担う名辞は、 心像(表象)の合図であると理解されている。したがって、思考した事柄を記憶する機能を担う 名辞は、心像の符合であると理解できる。ところが、そのことをはっきりと記した叙述は見られ ない。けれども,名辞が合図として心像を伝えるのであれば,そのように理解できる。いずれに せよ、哲学に不可欠な名辞は、現実に存在する事物と対応関係にあると理解されていることは、 確かである。「精神のなかでの、事物の構成は……名辞の構成と対応している」(24)。すなわち、 名辞は事物と対応関係にあるけれども、精神が捉えた事物の心像に即して生み出される、と理解 されている。その場合に,自然のなかに現実に存在しないものは,名辞が付されても哲学の対象 とはならない。哲学が対象とするのは、分解・構成が可能な、自然のなかに存在する事物にかぎ られるからである。したがって、それが不可能な、現実に存在しない霊魂や魂は、哲学の対象で はない。こうして哲学において、名辞は現実に存在する事物と結び付いている。ただし、名辞が 事物との間に持つ関係は、直接的ではなく、事物の心像を媒介にして、事物それ自体と間接的に 結ばれているにすぎない。

第3章では、「命題について」(De Propositione / Of Propotition)議論されている。「命題は、哲学が前進する第一歩である」(25)。この叙述が示しているように、哲学は本格的には、第2のステップから、それも名辞ではなく命題から始まる。名辞は理性推理に不可欠であるが、名辞を定めても推理は始まらない。推理を働かせながら名辞を結合して、命題を提起することから、哲学は本格的に始動するのである。「命題は、結合された二つの名辞からなる言葉である」(26)、と定義される。すなわち命題は、精神のなかで一連の思考と呼応しながら、名辞が結合(connexion)ないし構成(contexture)されることによって生み出される言葉である、というのである。その命題について、次のように詳説されている。

命題は二つの名辞によって構成されている。その二つは同じ事物の名辞であり、一方の名辞は他方の名辞によって包含されている。命題は、このような要件を満たしていなければならない。たとえば、「人間は生き物である」(Homo est animal.)という言葉は、このような要件を満たした真の命題である。この命題では「人間」と「生き物」という二つの名辞が、動詞(est)によって結合されている。前者は主語、後者は述語と呼ばれる。その場合、留意すべきは、「人間」と「生き物」はともに同じ事物の名辞であり、前者の名辞(人間)は後者のそれ(生き物)によって包含されている。「人間」と名付けられるものは、「生き物」と名付けられるものによって包み込まれている。ところが、たとえば「人間でないものは、犬である」という言葉は、真の命題ではなく虚偽の命題である。犬以外の「人間でないもの」(猫、書物、珈琲など)は、「犬」と名付

けられるものによって包み込まれていないからである。

命題は真の・虚偽の命題という分類以外にも、幾つかの観点からそれぞれ二種類に区分される。 そのなかで哲学にとって重要なものは、第一命題(prima propositio / primary propotition) とそうでない命題(nonprima propositio / nonprimary propotition)という分類である。こ のうち哲学において用いられるのは、第一命題だけである。すなわち、主語の位置にある名辞が、 述語の位置にある名辞によって定義されている、という命題である。たとえば、「人間は、生き ている,理性のある肉体である」(Homo est corpus animatum rationale.) という言葉がそれ である。これは「人間」と「生きている、理性のある肉体」という二つの名辞(ここでは、後者 のような複合名辞は、一つの名辞と見なされる)の結合によって掲げられた命題である。この命 題においては、主語に置かれた名辞「人間」は、述語に置かれた名辞「生きている、理性のある 肉体」によって包含されている。したがって、これは真の命題である。それだけではない。ここ では、名辞「人間」が諸名辞「肉体」・「生きている」・「理性のある」によって構成されている。 また,主語に置かれた名辞「人間」が,述語の置かれた複合名辞「生きている,理性のある肉体」 によって限定されている。こうして、この命題においては、「人間は、生きている、理性のある 肉体である」と定義されている、といえる。このような内容の命題が、第一命題である。「第一 命題は、定義ないし定義の部分以外のものではない。そしてこのような命題だけが、証明の原理 である」<sup>(27)</sup>。

哲学の第2のステップは、分析的方法に依拠して事物(→結果)を分解することから始められる。換言すれば、知覚と想像によって捉えられた事物の心像を、定義することによって、第一命題を提起することから始められる。事物を定義することは、推理を働かせながら、それを精神のなかで分解することだからである。第6章では、このような幾何学的演繹法の根幹をなす事柄が、詳説されている。ここでは、当の分析的・総合的方法が幾何学に由来するものであることが、よく分かる。

分析的方法は、知られた結果によって、その結果の原因を発見する方法である。知られた結果とは、第1のステップによってすでに獲得されている、個別的事物の概念(心像)のことである。その結果の原因とは、この事物の概念を構成している諸部分のことである。第2のステップは、個別的事物の概念を分解して、その概念を構成している諸部分(=諸原因)についての知識を獲得することから、始められる。その分析的方法の展開は、幾何学の事例に依拠して説明されている。事物として図形(正方形)を採り上げ、その諸部分=諸原因についての知識を獲得することから、始められている。正方形は、「一定数の[=四つ]の[長さが]等しい直線と、[四つの]直角とによって境界を区切られた平面」(planum、terminatum lineis、et angulis rectis、certo numero、et aequalibus)(28)である。正方形は幾何学において、このように定義される。この言葉は、正方形を定義することによって掲げられた第一命題である。ここにおいて留意すべきは、この定義により、正方形の概念が「線、区切られた(表面を囲む)平面、角、まっすぐであるこ

と、正確、等しいこと」<sup>(28)</sup> などの諸部分(=諸原因)に分解されている、という点。すなわち、その定義=分解により、正方形を構成する諸原因(=諸部分)が発見されている、という点である。このように個別的事物を定義=分解して、それを構成している諸部分=諸原因を発見するのが、分析的方法である。つまり、事物の原因についての知識は、その事物の第一命題を提起することによって発見されるのである。

この分析的方法によって発見されるのは、事物の普遍的で純粋な諸原因である。この方法に依拠して定義=分解されるのは、事物を相向体ではなく、その概念である。そのために、この定義=分解によって発見されるのは、事物を構成する一般的・普遍的な諸部分=諸原因である。特定の個別的な正方形(A)の概念を定義=分解して発見される、諸部分=諸原因は、すべての正方形(A,B,C……)を構成する一般的・普遍的な性質のものである。すなわち、この方法により定義=分解されるのは、或る特定の個別的事物であるけれども、それによって発見されるのは、その個別的事物の本性のなかに包含されている、普遍的で純粋な諸原因である。特定の人間の概念が定義=分解されることにより、すべての人間の本性を構成する、形・量・運動・理性のような偶有性(accidenta / accidents)についての知識が獲得されるのである。「普遍的なものは、個別的なものの本性(natura)なかに含まれるのであるから、理性によって、すなわち分解によって、引き出されねばならない」(500 のである。つまり、一般的で普遍的なものが、理性を働かせることによって、特定の個別的なものから抽出されるのである。したがって、分析的方法によって発見される、普遍的で純粋な諸原因は、同じ名辞が付されたすべての事物に共通する諸原因(偶有性)である。いずれにせよ、「事物の普遍的な概念(notiones)を探究する方法は、純粋に分析的である」(511)。

以上のような、ホッブズの『物体論』の論述を念頭において、ペティの論説「交易の解明」を 検討してみよう。そうすれば、この論説の前半部は — 恐らくは直接的に — ホッブズの分析的 方法の影響を受けて執筆されていることが分かる。その詳細は、次のとおりである。

「交易の解明」の前半部には、「定義」という表題が付されている。その表題のもとに、交易に関する名辞を主語に配した、15の言葉が配列されている。それらの言葉はほとんどが、二つの名辞を結合することによって構成された命題である。たとえば、「貨幣は、商品の共通の尺度である」という言葉は、「貨幣」という名辞と、「商品の共通の尺度」という複合名辞との結合によって構成された命題である。ここでは、主語に置かれた名辞「貨幣」が、述語に置かれた複合名辞「商品の共通の尺度」によって包含されている。したがって、これは真の命題である。それだけではない。この命題においては、主語に置かれた名辞「貨幣」が、「商品の共通の尺度」と定義されることにより、「商品」・「尺度」などの諸部分=諸原因に分解されている。「貨幣」は定義=分解されることにより、これらの諸部分=諸原因によって構成されていることが証明されている。こうして、このような定義により、主語「貨幣」は、述語「商品の共通の尺度である」によって限定されているといえる。したがって、この命題は第一命題である。

これと同じことが、「交易は、商品を作り、集め、分配し、交換することである」、「富裕は、自分自身が使用できるよりも多くの商品を持っている[状態の]ことである」、「商品は、人々が必要・装飾・娯楽・防護などのために使用する事物である」など、他の言葉についてもいえる。すなわち、当の論説の前半部に配列された15の言葉は、第一命題である。その諸命題の多くは、名辞が定義されたのちに、その定義を補足する別の言葉が加えられている。また、かなり多くの名辞が結合されることによって、構成された命題もある。したがって、これらの諸命題は、そのほとんどが厳格に第一命題の基本型を整えて掲げられているわけではない。けれども、これらはすべてが、第一命題であることを意図して掲げられたものである。

前半部に配列された言葉が第一命題であるとすれば、そのことを念頭に置いて次のように理解できる。 15 の命題において、主語に置かれているのは、交易に関する諸事物の名辞である。述語に置かれている複合名辞は、主語に置かれた交易に関する諸事物の名辞を、それぞれ定義し分解することによって発見された、そのそれぞれの諸事物の諸部分(諸原因)の名辞である。つまりここでは、交易に関するさまざまな事物の概念が定義され分解されて、その原因が発見されている。たとえば、「貨幣は、商品の共通の尺度である。あらゆる人々を互いに結びつける絆である。商品の等価物である」という命題が意味するところは、次のように理解できる。ここでは名辞「貨幣」が定義されて、その「貨幣」の諸部分(諸原因)は、諸名辞「商品の共通の」、「尺度」、「あらゆる人々を互いに結びつける」、「絆」、「商品の」、「等価物」などであることが、発見されている、と。

ホッブズによれば、哲学は感覚を働かせながら、外界の事物を観察して、その心像を抱くことから始まる<sup>(32)</sup>。その事物の心像を踏まえ、分析的方法に依拠して理性推理が展開され、第一命題が掲げられる。つまり、哲学の本格的な始動である第2のステップは、あくまでも第1のステップを足掛かりにして踏み出される。「感官の直接的な証言と記憶によるこの証言の固定のうちに、知のすべての可能性が含まれている」<sup>(33)</sup>からである。そうであるとすれば、ペティが「交易の解明」の前半部で配列した諸命題も、第1のステップを踏まえて掲げられたものである、ということになる。ところが、この演繹法哲学における第1のステップは、感覚を働かせて外界の事物を心に抱くという、心的領域での営為である。そのために、その営為の過程や様相が、文字で文書として書き記されるということはない。したがって、この論説の論述そのものを綿密に探索しても、第1のステップの足跡を窺うことはできない。ペティはイギリス・オランダ・フランスの各地を巡回し、文明諸国における交易の状態を観察することによって、交易の心像(概念)を捉えた。交易に関する諸命題を掲げるに先立って、このような経験的観察をおこなった。彼が第1のステップを踏んだときの様相は、おおよそこのようであったと推測できるけれども、これ以上のことは分からない。

ともあれ、ペティはこのような経験的観察を踏まえて、15 の命題を掲げている。その諸命題の主語には、「商品」・「交易」・「貨幣」・「労働」など交易に関する名辞がそれぞれ置かれている。

これら 15 の名辞は、諸国での交易の観察を通じて捉えられた、交易の概念を構成する基本的要因に対して付せられたものである。これらの諸名辞のうち、交易全体の概念の中心に据えられている名辞は、むろん「交易」である。また、「交易」とともに重要な要因をなす、もう一つの名辞は「労働」である。「労働は、人々が……商品のためにおこなう単純な運動である」と定義されている。つまり、労働は運動であると理解されている。ホッブズは、「運動が運動以外に、他の「運動以外の」原因を持つということは、考えられない」(34) と述べている。つまり、運動は事物の究極的原因であると理解されている。恐らくペティは、このようなホッブズの見解に依拠して、労働を交易の究極的原因であると捉えていると思える。

ところで、このようなペティの諸命題のなかには、主語に配された名辞が、ホッブズが『リヴァイアサン』で掲げている諸命題の名辞とまったく同じ、というものがある。「貨幣」・「力」・「主権者」がそれである。ところが、名辞が同一であるにも拘わらず、その述語に置かれた名辞は、双方の間で異なる。つまり、同一の名辞(概念)が、両者により違ったふうに定義されている。ホッブズにおいては、「貨幣は国家社会の血液である」(35)、「力は……善だと思われる将来のなにものかを獲得するために……現在持っている道具である」(36)、「主権者は、彼の臣民たちの平和と防衛に必要な事柄に関する、判定者である」(37)、と定義されている。しかしながらホッブズによれば、このように同一の名辞がさまざまに異なって定義されることは、矛盾ではない。なぜなら、「哲学の或る一分野において定義されている、合成された諸名辞 [→主語に置かれた名辞]が、哲学の別の分野において違ったふうに定義されることはありうる」(38) からである。したがって、ホッブズにおいては国家社会の統治に、ペティにおいてはその交易に関心が向けられて、同一の名辞が異なる観点からそれぞれ独自に定義されている、といえる。

なお、分析的方法によって発見されるのは、事物の普遍的で純粋な原因である。確かにこの方法によって分解されるのは、一般的ではなく個別的な事物の概念である。しかしながら分解されるのは、個別的な事物それ自体ではなく、その本性である。したがってこの方法によって発見されるのは、同じ名辞の事物に共通する普遍的で一般的な性質の諸原因(諸部分)である。そうであるとすれば、ペティが命題を提起することによって発見している、交易に関する幾つかの事物の諸原因(諸部分)は、普遍的で純粋な性質のものである。確かに彼の命題において定義=分解されているのは、イギリス・オランダ・フランスのような特定の文明国における交易の概念である。しかしながら、その命題で定義=分解されているのは、これらの諸国における交易に関する諸事物それ自体ではなく、その本性である。したがって、分析的方法によって発見されるのは、国家社会における交易に関する諸事物の本性のなかに含まれている、普遍的で純粋な諸原因(諸部分)である。つまり、15 の命題の主語に置かれている名辞(「商品」・「交易」・「貨幣」・「労働」など)と、それらの命題の述語に置かれている名辞(「商品」・「交易」・「分配する」・「交換する」・「商品に共通の」・「尺度」など)は、基本的にすべての国家社会における交易に共通する性質の諸原因である。

さて、ホッブズの幾何学的演繹法において、理性推理は総合的方法に依拠してさらに展開される。分析的方法によって獲得した原因についての知識にもとづいて、結果についての知識が獲得される。分析的方法によってすでに発見されている原因が、どのようなプロセスを経て、どのような結果をもたらすのかということが、推理によって究明される。

ホッブズによれば、事物の最も普遍的な究極の原因は運動である。しかも、このことは証明を必要としない自明の理(公理)である。彼はこのように考えながら、「普遍的なものの原因は……自ずからもしくは自然の表示によって明白である。……すべての普遍的なものの、一つの普遍的な原因は運動(motus)である」(39)、と述べている。ところが彼によれば、運動にはさまざまな種類がある。そこで、「どのような運動が、しかじかの結果を生むのかということを探求する」(40) ことが、必要である。こうして、事物の究極の原因である運動が、どのような結果を生み出すのかということが、ひいては運動によって結果が生み出されるまでの生成の筋道が、総合的方法に依拠して究明されるのである。これが、第2のステップの後半において展開される理性推理の主な内容である。

まず、総合的方法による推理の展開は、幾何学を通じて次のように説明される。第一命題の提起によって、定義=分解された事物の諸原因が発見された。その諸原因による結果についての知識は、その諸原因を合成することにより獲得できる。正方形の概念を定義=分解することにより、その諸原因は、「線」・「区切られた平面」・「角」・「まっすぐであること」・「正確」・「等しいこと」などの諸部分であることが、発見された。そこで、これらの正方形の諸原因=諸部分を合成することにより、これらの諸原因の結果についての知識が獲得される。この正方形についての知識は、感覚を働かせながら獲得された、正方形の全体像について漠然とした知識とは、根本的に異なる。それは理性を働かせながら、正方形の概念を分解し合成することを通じて獲得された、その全体像についての正確で確実な知識である。この知識により、正方形がいかなる諸原因=諸部分により、いかなる生成過程を経て形成された事物であるのか、ということが明瞭に分かる。

それだけではない。知覚を働かせて捉えられるのは、或る特定の個別的な事物の心像(表象)である。或る特定の個別的事物についての個別的で具体的な知識である。ところが二つの方法に依拠して理性を働かせながら獲得されるのは、或る個別的事物についての全般的で純粋な知識である。分析的方法によって分解されるのは、事物それ自体ではなく、その概念である。そのために、この分解によって発見されるのは、事物の本性の諸原因である。個別的な事物の一般的・普遍的な諸原因=諸部分である。或る個別的な事物のすべてに共通する偶有性である。したがって、総合的方法によって合成されるのは、普遍的で純粋な諸原因=諸部分である。そのために、この方法によって獲得されるのは、普遍的で一般的な性質の個別的事物についての知識である。

総合的方法がこのようなものであるとすれば、ペティが掲げている「貨幣は、商品の共通の尺度である」という命題は、次のように理解できる。まず分析的方法により、貨幣という個別的事物の概念は、「商品」・「共通の」・「尺度」という諸原因=諸部分に分解されている。ところが、

さらに総合的方法により、貨幣の概念はこれらの諸原因=諸部分の合成によって生み出されていることが明らかにされている。すなわち、これらの諸原因=諸部分によって構成された事物であるという知識が、獲得されている。これは貨幣という個別的事物の全体像についての正確で確実な知識である。それだけではない。総合的方法によって合成されたのは、貨幣という個別的事物の一般的で普遍的な性質の諸原因=諸部分である。貨幣という個別的事物のすべてに共通する偶有性である。そのために、この命題の提起によって示されているのは、貨幣についての普遍的で純粋な知識である。

ホッブズはここまでの哲学の歩みを振り返りながら,「感覚から原理の発見[=命題の提起]に 向けて進むのは分析的 (analyticus) で、それ以外のものは総合的 (syntheticus) である」(ai), と述べている。彼はこのように述べて小休止をとった後に、この哲学の歩みの最後のプロセスに ついて説明している。総合的方法にもとづく推理の展開は、まだ終点に辿り着いてはいないから である。彼によれば,総合的方法は定義=分解によって発見された諸原因=諸部分を構成するに さいして用いられるだけではない。この方法は第一命題の提起という枠内に留まることなく、さ らにその枠を越えてもっと積極的に駆使される。すなわち、この方法に依拠して、さまざまな名 辞の定義をおこなった複数の第一命題が、合成される。つまり、定義=分解によって発見された 諸原因=諸部分だけではなく、さらに定義をおこなった諸命題が互いに合成されるのである。そ の合成がおこなわれる場合に, 推理は総合的方法に依拠しながらも, さらに三段論法の形式を踏 まえて複合的かつ大々的に展開される。その詳細はこうである。彼によれば,総合的方法には二 つの目的がある。一つは,諸原因もしくは最も普遍的な原因(=運動)がもたらす結果を,発見 すること。もう一つは、その発見された事柄が真理であることを、証明することである。したがっ て,総合的方法は「発見の方法」(methodus inveniendi / method of invention)@ であると 同時に、証明の方法でもある。ところが、この方法が証明という、もう一つの目的をも果たすた めには、推理の展開にさいして三段論法を用いる必要がある。この点について彼は、「三段論法 へ組み合わせられる二つの定義は、どのようなものでも結論を生み出す。その結論は、原理すな わち定義から導き出されるので、証明されているといわれる。そして [二つの定義から結論を] 導き出すこと、あるいは[二つの定義の]合成それ自体は、証明といわれる」(43)、と述べている。 この叙述が示唆しているように、三段論法を交えてなされる諸命題の合成は、その諸命題とその 合成による結論とが真理であることを証明するためにおこなわれる。「ひと続きの言葉からなる 総合的方法は,証明することがすべてである。その証明は,第一の,最も普遍的な,自ずから理 解される命題から始まり、命題を連続的に結合して三段論法となすことを通じて、求められた結 論が真理であることが、学徒によって理解されるまでおこなわれる」(40)。しかも、このような三 段論法にもとづく諸命題の合成は、その合成による結論が真理であることが証明されるまで、続 けられる。というのも、「証明は三段論法であるか、もしくは名辞の定義から最終的結論にまで ずっと導かれる三段論法の系列である」(45)、からである。

ペティの論説「交易の解明」の後半部における論述は、総合的方法にもとづいて展開されてい る、と理解できる。前半部において、労働が交易の究極の原因であることが示された。後半部で は、この労働という「単純な運動」が原因となって、交易の拡大という結果がもたらされるまで の道筋が究明されている。この論説のタイトルは「交易とその拡大との解明」であるが、15の 命題が提起された前半部で「交易の(原因の)解明」がおこなわれ、後半部で「交易の拡大(と いう結果)の解明」がおこなわれている、と解釈できる。すなわち後半部では、命題の提起によっ て発見された交易の諸原因=諸部分が結合されることによって,交易の拡大という結果がもたら されるという、因果関係が究明されている。とはいえ、ここでは幾何学におけるように、総合的 方法を厳格に適用して、推理が緻密に展開されているわけではない。前半部で掲げられた諸命題 そのものを厳密に合成しながら,小命題→大命題→結論という規則正しい順序に従って,三段論 法が整然と展開されているわけではない。というのも、ここでは諸命題そのものではなく、諸命 題がそれぞれ含意する事柄を任意に合成しながら、随意に推理が展開されているからである。と はいえ後半部での推理が、冒頭の諸命題を踏まえ、それらの諸命題によって進路を切り開かれな がら、進められていることは確かである。ここでは、三段論法を交えた総合的方法が、極めて緩 やかに駆使されているといえる。ともあれ、論述の根底に総合的方法が据えられているというこ とを念頭に置いて、後半部を検討したい。

後半部における,交易の拡大についての解明は,三つのモデルを設定しておこなわれている。すなわち,交易の発達に関する,単純で非現実的な第1のモデル,複雑で現実的な第3のモデル,双方の中間に位置する第2のモデルである。第1のモデルは,架空の世界のものである。第2は ヨーロッパの文明諸国における,第3はイングランドにおける,交易の発達の過程を描き出したものである。ところが,このように考察の対象領域として三つのモデルが設定されているけれども,交易発達の因果関係についての究明がおこなわれているのは,直接的には現実的で複雑な第3のモデルを通じてある。

第1のモデル:架空の世界 ここでは考察対象の領域として、二つの対極的な状態が想定されている。交易がまったく発達していない状態と、それが最大限に発達した状態である。交易が未発達な状態とは、人々が天然の産物を、しかも一つの物品(commodity)だけを未加工のままで消費している状態である。ここでは、人々の労働による財の生産も、人々の間での商品(commodity)の交換も見られない。つまり、「商品を作り、集め、分配し、交換する」交易(trade)が、まだおこなわれていない。これに対し、交易が最も発達した状態とは、人々がそれぞれの興味・労働・熟練・能力にもとづいて、多種多様な財を多量に生産している状態である。ここでは、人々は生産された財(労働生産物)を商品として互いに交換している。そのために彼らは、多くの種類の「必要・装飾・娯楽・防護などのために使用する事物」、すなわち必需品や便益品や奢侈品を多量に消費しながら、豊かな生活を送っている。ところが、このような「二つの極端な交易の状態は、ただ推測においてのみ存在するにすぎない」架空の世界のものである。

したがって、このモデルを通じて、交易が一方の極から他方の極にむかって生成する道筋は、考察されない。けれども、このような二つの対極的な状態を想定してみることは、無意味ではない。このようなモデルは、「現在この世界において、実際におこなわれている交易を把握するのに役立つ」(46)からである。

第2のモデル:文明諸国 ここでは対象領域として,文明諸国が設定されている。すなわち, 交易が四つの段階を辿りながら徐々に発達している,「キリスト教世界の幾つかの地域」(47)であ る。その四段階とは,次のようなものである。( i ) 今日, キリスト教世界の或る地域において 見られるような,職業(Trade)が衣・食・住という基本的な三部門しかない,交易がさほど発 達していない状態。(ii)キリスト教世界の幾つかの別の地域において見られる,もう少し交易 が進展した状態。そこでは、食料関係の職業として穀物の耕作と家畜の放牧、織物関係の職業と して織布工・鋳掛屋・仕立屋・製靴工・皮鞣し工、家屋関係の職業として鍛冶屋・石工・大工 が見られる。(iii) 前段階よりももっと多くの種類の職業が見られ、もっと多くの人々がさまざ まな種類の職業に従事している段階。たとえば、食料の部門には草刈り人・脱穀者・製粉者・パ ン類製造人・屠殺業者・調理師が見られ、織物の部門には毛工・紡績工・縮絨工・染色工・艶だ し工・ボタン製造人など、前段階では見られなかった新しい種類の職業人(Tradesmen)が数 多く見られる。(iv) 交易がかなり拡大した段階。ここでは衣・食・住という既存のどのような 諸部門にも属さない、新しい種類の職業が数多く発生している。神学者・医者・法律家・兵士、 および海外の諸地域から原料を持って帰る船員など、海と船舶に関係する職業がそれである。ま た、音楽家・喜劇役者・園丁(庭師)のような娯楽や享楽に関係する職業、および香料・宝石の ような奢侈品や装飾品に関係する職業がそれである。この第2のモデルではヨーロッパ諸国にお いて、交易がさほど発達していない状態から、かなり発達している状態に向かってて生成する道 筋が、四段階に区分けされることを通じて明瞭に描かれている。しかしここでも、どのような原 因が、どのような経緯を辿って交易の拡大という結果をもたらすのかは、明らにされていない。 ここでは、単に交易の拡大という表面的な事象が描かれているにすぎない。その因果関係を究明 するには、対象領域が広すぎるからである。このモデルは、第3のモデルを通じての考察におい て用いられるために描かれたのである。

第3のモデル: イングランド このモデルでは、対象領域が絞られて、イングランドに限定されている。ここでは、舞台をこの国に設定し、第2のモデルで描かれた交易発達の四段階を理論的枠組みに用いて、その発達の生成の道筋を解明する試みがおこなわれている。前半部の命題で示された、交易の究極的原因である労働が、どのような経緯を辿って交易の拡大という結果をもたらすのか、ということが考察されている。

まず、イングランドが交易発達の第2段階にあることを仮定して、推理が展開されている。この国の土地面積は2,500エイカーで、人口は600万人であると推定される。交易が第2段階の状態にあるとすれば、その総人口600万人のうち交易に従事している職業人は僅かに約24万人に

すぎない。交易が十分に発達していないために、10 種類の職業と僅かの雇用量しかないからである。この国には16 歳以上の成人男子が、100 万人いると推定される。したがって第 2 段階においては、潜在的な労働力人口(100 万人)のうち実際に労働力を働かせているものは、僅かに4分 1(約 24 万人)にすぎないことになる。このように交易が未発達な状態においては、「土地は或る意味では国民の唯一の富」 である。「土地が、土地に捧げられた労働に対してもつ割合」が圧倒的に大きく、「土地がもたらす、最初の最も単純な産物のうえに、作業と労働と技法とを蓄積すること」 が、極めて少ないからである。またここでは、「地主(Landlord)が職業人に対して多大な支配力を持っている」 富んでいる地主は、「多くの人々に対して [他人から商品を取り去ることができる] 力を持っている」 からである。地主と職業人以外の残余の人々は、地主か職業人に依存する、奉公人か召使であるかにすぎない。こうして人々は全般的に貧しい。

次に、交易が第3段階にまで発達した場合を仮定して、推理が展開される。その場合には、交易の状態はむろんかなり改善されている。その段階では、衣・食・住に関する職業がいっそう細分化されて、さまざまな種類の職業が新たに発生している。したがって、成人男子 100 万人のほとんどすべてが、そのいずれかの職業に従事している。以前の 4 倍にも相当する数の人々の労働が、土地とともに 600 万人の国民を扶養している。人々の労働はここでは、土地がもたらす価値と等しい大きさの富を生みだしている。したがって「地主の支配力と職業人のそれとは均衡している」 (52)。また、「雇用から除外された人々がいることを知らないくらいにまで、雇用が増大している」 (52)。そのために、人々は全般的に富裕な状態にある。彼らは「自分自身が使用するよりも多くの商品を持っている」 (54) 状態にある。

最後に、第4段階にまで到達した場合を仮定して、推理が展開されている。この最高の段階では、職業人と、新たに発生した「技能職の専門家」(professors of these faculties)との力は、地主のそれをかなり凌駕している。人々は天然の産物を労働によって可能なかぎり加工することにより、土地が労働に対して持つ相対的価値の大きさを著しく減少させているからである。この段階では、人々は必需品や便益品だけではなく、さまざまな種類の娯楽品や装飾品をも豊富に消費して、極めて豊かな暮らしを享受している。

この第3のモデル(イングランド)を通じての考察は、重要である。ここでは文明国における 交易発達の過程が三段階に区分けされている。すなわち、財(生産物)の形成が労働よりも土地 に多く依存しておこなわれる第2段階、土地と労働とに等しい割合で依存している第3段階、極めて大きな割合で労働に依存している第4段階である。第2段階では、土地を所有する地主の力は、労働力を働かせる職業人のそれよりも大きい。また、職業分化(社会的分業)は進展しておらず、労働に従事している人々の数は少ない。したがって、人々は全般的に貧しい状態にある。第3段階では、地主と職業人との力は均衡している。職業分化はかなり進展し、潜在的な労働力人口はほぼ完全に雇用されているので、人々は全般的に富裕である。第4段階では、職業分化がなおいっそう進展して、技能職の専門家という新たな階層が出現している。労働が財(富)の大

部分を創造しているので、職業人と専門家が大きな力を持っている。それに対し、土地が財の形成に寄与する比率は低いので、地主の力は弱い。人々はさまざまな職業に就いて労働力を十分に発揮し、多種多様な商品を豊富に消費して、極めて富裕な状態にある。

この考察では、すべての財は労働と土地とによる創造物(生産物)であるという見解を踏まえて、交易の発達が三段階に区分けされている。当の見解は、前半部において命題として提起されてはいない。けれども後に『租税貢納論』において、「労働価値説」―― 厳密には労働・土地価値説 ―― として表明されることになる命題である。ともあれここでは、この命題を踏まえて推理を働かせながら、交易が発達して人々が全般的に豊かになる、普遍的富裕の状態がもたらされるまでの道筋が、考察されている。その結果、そのような富裕の状態は、社会的分業(職業分化)が進展し、雇用量が増加し、職業が多様化することを通じてもたらされることが、明らかにされている。換言すれば、労働力という価値(富)を創造する潜在的な力が、労働として顕在化する条件が十分に整えられるならば、普遍的富裕の状態がもたらされることが示されている。つまりここでは、労働が ―― 人口と土地面積の増大ではなく ―― 分業と雇用の増加によって、質的に向上し量的に拡大するならば、交易が発達して普遍的富裕の状態が生み出されることが完明されている。ここでは確かに、イングランドという特定の文明国をモデルにして考察がおこなわれている。ところが、この考察を通じて明らかにされた交易発達の因果関係は、すべての文明諸国における交易に当て嵌まる。ここで理性を働かせながら合成された諸命題は、交易に関する諸事物の概念の名辞によって構成された、一般的で普遍的な性質のものだからである。

ホッブズは『物体論』第6章で哲学(科学)の方法について論じたのちに,この幾何学的演繹 法が政治哲学(doctrina civilis / civil philosophy)を含むあらゆる分野において用いられるべ きでことを提案している(55)。ペティが論説「交易の解明」を執筆したのは、このような提案に 呼応してであったと思える。ペティの論説「交易の解明」は確かに、断片的に書き記された草稿 にすぎない。しかしながら、この論説は幾何学的演繹法の影響を受け、分析的・総合的方法を駆 使しながら書かれている。そのことに留意して、この論説を丹念に検討するならば、その論述が それなりに体系的に展開されていることが分かる。国家社会において、交易が労働という原因に より、社会的分業の進展と雇用量の増大を通じて発達しながら、普遍的富裕の状態をもたらすま での図式が、描き出されている。ペティは数多くの経済論説を書いたけれども、この「交易の解 明」が彼の最初の経済学上の著作である。しかもこの論説は、当時の大部分の経済論説とは異な り、現実の個別的な問題を論じた実践的な政策論ではない。交易発達の因果関係を考察した理論 的・原理的な論説である。この論説では堅実な方法論的基礎を踏まえて,一般的・普遍的な問題 を体系的に論究することが試みられている。そのために、交易の生成についての「単なる歴史的 な事実認識」ではなく、「演繹的で原理的な洞察」がおこなわれている(56)。そのような論究を通 じて、経済分析の枠組みや概念装置が、原初的に整えられつつあることは、確かである。いずれ にせよ、これまでほとんど注目されることも検討されることもなかった、このペティの論説「交

易の解明」において、経済科学の顔 貌の輪郭が学史のうえで初めて描き出されている、といって過言ではない。

- (1) Cf. F. S. McNeilly, The Anatomy of Leviathan, London: Macmillan, 1968, p. 43.
- (2) Cf. Dale, op. cit., p. 10.
- (3) Fitzmaurice, op. cit., p. 16.
- (4) J. R. Sargent, "Economics: The Would-be, May-be Science", in J. H. Plumb ed., *Crisis in the Humanities*, Harmondsworth, Middlesex: Penguin Books, 1964, p. 139.
- (5) Cf. William Petty, "An Explication of Trade and its Increase", in Lansdowne ed., *Petty Papers*, op. cit., Vol. I, No. 62, pp. 210–11.
- (6) Hobbes, Leviathan, op. cit., p. 28. 邦訳 (1), 75 頁。
- (7) Cf. John Watkins, *Hobbes's System of Ideas*, 1965, rpt. Hants: Gower, 1989, Chap. 3. ワトキンズ (田中浩・高野清弘訳)『ホッブズ その思想体系』未來社, 1988 年, 第 3 章。
- (8) Thomae Hobbes, Elementorum Philosophiae sectio prima De Corpore, in Gulielmi Molesworth, studio et labore, Thomae Hobbes Malmesburienis Opera Philosophica, Quae Latine Scripsit, Omnia, Londini: Apud Joannem Bohn, 1839, rpt. London: Thoemmes Press, 1999, Vol. I, p. 2; Thomas Hobbes, Elements of Philosophy. The first section, Concerning Body, written in Latin by Thomas Hobbes of Malmesbury, and translated into English, London, 1655, in Sir William Molesworth ed., The English Works of Thomas Hobbes of Malmesbury, London: John Bohn, 1839, rpt. London: Routledge / Thoemmes Press, 1992, Vol. I, p. 3. 『物体論』はラテン語で書かれており、この書物にはホッブズの筆による英語版はない。彼とは別の人物によって翻訳された英語版の叙述には、ラテン語のそれと幾分か異なる箇所も見られる。そのために、ここではラテン語版から引用した叙述を翻訳した。なお翻訳にさいしては、幾つかの箇所で、ホッブズ(本田裕志訳)『物体論』(京都大学学術出版会、2015 年)を参照した。
- (9) *Ibid.*, p. 3; p. 3.
- (10) *Ibid.* なお、ペティはサウスウェル宛の書簡(1687 年 10 月 14 日付)において、「推理は、思考力(*Sensata*)による足し算と引き算にほかならない」(Marquis of Landsdowne, ed., *The Petty-Sothwell Correspondence 1676–1687*, London: Constable and Com., 1928, rpt. London: Routledge / Thoemmes Press, 1997, p. 295)、と記している。
- (11) Ernst Cassirer, Das Erkenntnisproblem in der Philosophie und Wissenschaft der neueren Zeit, 3rd. ed., Berlin 1922, rpt. 1994, Viertes Buch, Drittes Kapitel, S.52. エルンスト・カッシーラー (須田朗・宮武昭・村岡晋一訳)『認識問題』(2-1) みすず書房, 2000 年, 第4部・第3章, 46頁。この点については, T・アスプロモスだけではなく (第2章を顧みよ), S・ルンゴアも誤解している (Cf. Rungoat, op. cit., Ch.2・II)。
- (12) Hobbes, De Corpore, op. cit., p. 2; Concerning Boddy, op. cit., p. 3.
- (13) *Ibid.*, p. 4; p. 5.
- (14) *Ibid.*, p. 5; p. 35
- (15) *Ibid.*, p. 9; p. 10.
- (16) Ibid., p. 59; p. 60.
- (17) *Ibid*.
- (18) *Ibid.*, p. 12; p. 13.
- (19) Cf. ibid., p. 13; p. 15
- (20) *Ibid.*, p. 15; p. 18.
- (21) Ibid., p. 15; p. 17.

- (22) Ibid., p. 18; p. 20.
- (23) Ibid., p. 15; p. 17.
- (24) Ibid., p. 22; p. 18.
- (25) Ibid., p. 39; p. 44.
- (26) *Ibid.*, p. 29; p. 30.
- (27) *Ibid.*, p. 33; p. 37.
- (28) Ibid., p. 61; p. 69.
- (29) Ibid., p. 61; p. 67.
- (30) Ibid., p. 61; pp. 68-9.
- (31) Ibid., pp. 61-2; pp. 69.
- (32) ただし、幾何学においては事情が異なる。図形(正方形)は数学的対象であり、それについての最初のステップでの知識は、感覚ではなく、直観的思惟の助力によって獲得されるからである。ホッブズがこの点を十分に理解しているのか否かは、定かではない。Cf. Aristotle, *The Metaphysics*, I–IX, trans. by Hugh Tredennick, Cambridge, Massachusetts: Harvard Univ. Press, 1933, rept. 1975, p. 361. アリストテレス(出隆訳)『形而上学』(上)、岩波書店、1959 年、265 頁。
- (33) Cassirer, a. a. O., S. 58. 邦訳, 52 頁。
- (34) Hobbes, De Corpore, op. cit., p. 62; Concerning Body, op. cit., p. 70.
- (35) Do, Leviathan, op. cit., p. 73. 邦訳 (2), 143 頁。
- (36) *Ibid.*, p. 62. 邦訳 (1), 150 頁。
- (37) Ibid., p. 124. 邦訳(2), 41 頁。
- (38) Hobbes, De Corpore, op. cit., p. 75; Concerning Body, op. cit., p. 85.
- (39) Ibid., p. 62; p. 69.
- (40) *Ibid.*, p. 63; p. 71.
- (41) Ibid., p. 66; p. 75.
- (42) Ibid., p. 70; p. 79.
- (43) Ibid., p. 76; p. 86.
- (44) *Ibid.*, p. 71; p. 81.
- (45) *Ibid.*, p. 76; p. 86. 以上におけるホッブズ『物体論』の解釈については、岸畑豊『ホッブズ哲学の諸問題』創文社,1976年,第1部,参照。
- (46) Petty, "Explication of Trade", op. cit., p. 212.
- (47) Ibid.
- (48) Ibid.
- (49) Ibid., p. 214.
- (50) Ibid., p. 213.
- (51) Ibid., p. 211.
- (52) Ibid., p. 213.
- (53) Ibid.
- (54) Ibid., p. 210.
- (55) Cf. Hobbes, De Corpore, op. cit., p. 77; Concerning Body, op. cit., p. 87.
- (56) Vgl. Cassirer, a. a. O., S. 58. 邦訳, 52 頁。

## 第8章 グラントの人口統計学 — 社会的・経済的事象の数量的分析 —

ペティはパリでホッブズに接して、その幾何学的演繹法に共感した。恐らくそれが原因で、この幾何学的手法にもとづいて、最初の経済論説「交易の解明」を書いた。この論説は素朴な内容の断片的草稿にすぎない。けれども、この論説には斬新な方法論的基礎を据えて、新興の経済科学を創造しようとする意気込みが窺える。ところが、その後ペティは長い間、経済科学の開拓に精進しないばかりか、科学的探究に従事することさえしていない。その理由は明らかである。1652年~59年に軍医監としてアイルランド植民地に派遣されたために、長期に及んで研究活動を中断することを余儀なくされたのである。こうして、彼が経済科学の探究を再開するのは、「交易の解明」の執筆時よりも10年以上を経た後の王政復古(1660年)期に至ってからであった。彼は1662年に、「交易の解明」に続く第2の経済論説として『租税貢納論』を刊行した。

『租税貢納論』は彼の経済学上の処女作ではないけれども、この分野の最初の著書である。しかも「交易の解明」とは性質が異なり、理論的・原理的ではなく実践的な政策論的論説である。また、論述の内容や形式においても、処女作との繋がりは稀薄である。そのために『租税貢納論』において、斯学の開拓が初心に戻って新規に開始されていると解することができる。この書物は、そもそも幾何学的演繹法にもとづいて書かれていない。しかも、彼がオランダ留学時から構想を抱き始めていた、算術的分析方法を踏まえて書かれているわけでもない。つまりこの書物は、何らかの明確な方法論を意識しながら、それを基礎にして書かれた論説ではない。ところが、この書物には一箇所だけ、処女作で試みられた幾何学的演繹法の影響を受けていると解することができる論述が見出せる。それは、第4章の余論(第13~第18節)で展開されている、商品価値分析の箇所においてである。その詳細について、少し見ておきたい。

ペティは次のような問いを掲げることから、分析を始めている。1隻の船と1着の衣服とが交換された。これら二つの、互いに質(使用価値)が異なる事物(商品)が、等価物(交換価値の大きさが等しい商品)として交換された。この場合、このような船と衣服とはいったい何を尺度にして、価値の大きさが等しい事物であると判断されたのか。船と衣服との価値の大きさを評価する「自然的基準および尺度」は、何か。彼はこの問いに対して即座に、その基準=尺度は土地と労働であると答えている。その理由は、「船も衣服もともに、そのうえに投ぜられた土地(Lands)と人間の労働(mens Labours)とによる創造物(creatures)だからである」(1)、と述べている。つまり、船も衣服も土地と労働とによって創られた、性質が異ならない事物(労働・土地生産物)であり、その土地と労働とを尺度にして双方の価値の大きさが測られ、双方は1隻対1着という比率で交換された、というのである。換言すれば、土地と労働は事物(商品)の価値を生みだす源泉であるから、事物(商品)の価値の大きさを測定できる一般的・普遍的尺度である、というのである。ペティはここで、「労働価値説」——厳密には、その素朴な形態である労

働・土地価値説 — を表明しているといえる。彼が当の書物で展開している,土地と労働が商品価値を表示する「自然的基準および尺度」であるという事柄についての論証は,ほぼこれに尽きる。このような叙述を眼にするかぎり,彼の論証はあまりに未熟で粗雑で,彼の意図の反して,その目的を十分に果たしてはいないように思える。ここでは,すべての事物は土地と労働とによる創造物(労働・土地生産物)であるという労働・土地価値説の命題が,妥当性を有することが,十分に証明されているとは思えないからである。しかしながら,ホッブズの方法論的枠組みと概念装置を通じて,その叙述の背後に潜んでいる文脈を読み解くならば,新たな地平が切り開かれる。演繹的推理の展開が,当の命題の妥当性を証明して,労働・土地が商品価値の一般的・普遍的尺度であるという結論を導きだすに至るまでの道筋が,概略的にながら描き出される。その推理の展開は,次のような三つのプロセスからなる秩序に従った道筋として,体系的に整理し把握される。

まず、眼前において交換された船と衣服を、感覚にもとづいて観察する。その結果、船と衣服 という、それぞれの事物(商品)の全体像についての漠然とした観念(=心像)を抱くことがで きる。しかし、この感覚にもとづく観察によって、それぞれの個別的事物の全体像を捉えること ができても、それらの事物の原因を知ることはできない。事物の原因についての知識を獲得する ためには、理性的推理により事物を分析(分解)することが必要である。そこで次に、理性を働 かせながら思考のなかで、船と衣服という二つの事物をそれぞれ、それらの事物を構成している 諸部分に分解する。事物を分解するとは、その事物を定義することである。船と衣服という事物 (商品)を定義すれば、「土地と人間の労働とによる創造物」であるという命題が得られる。この 定義により、質(物質的素材)の異なる二つの事物は、双方とも土地と労働という諸部分に分解 される。船と衣服とは感覚にもとづく観察によれば、質が異なる事物であるけれども、理性的推 理にもとづく分析により、土地と労働という二つの同じ要素(部分)に分解される。ところで、 船と衣服という個別的事物の全体をそれぞれ構成している,この土地と労働は,これらの個別的 事物それ自体を構成しているのではなく、その事物の本性を構成している諸部分である。すなわ ち、その土地と労働は、特定の個別的事物(船・衣服)を分解することによって見出された諸部 分であるけれども、船と衣服という特定の事物だけではなく、すべての事物(商品)に共通して 見られる普遍的な性質のもの(属性)である。そのために,すべての事物(商品)は土地と労働 という同一の要素によって構成されていると理解できる。いずれにせよ、この分析(分解)によっ て発見された土地と労働が、商品価値の諸原因(源泉)にほかならない。最後に、分析によって 諸部分に分解された事物を,全体としての事物に構成する。分析(定義)によって発見された, 個別的事物を構成する諸部分(諸原因)を思考のなかで構成(合成)する。その結果,諸部分は 合成されて、全体としての個別的事物が構成される。ところで、事物(商品)の分析によって発 見された諸部分(労働・土地)は,すべての事物に共通する要素である。したがって,この同一 の要素によって構成される個別的事物(商品)は、すべてが互いに質が異ならないもの(労働・

土地生産物)である。そうであるとすれば、すべての個別的事物(諸商品)は同質物(労働・土地生産物)として互いに交換されることが可能である。しかもそれらは、すべての事物を構成する要素である労働と土地とを尺度にして、価値の大きさが測られ、公正な比率で交換される。要するに、労働と土地は商品価値の大きさを表示する「自然的基準および尺度」にほかならない。

ここでは、ホッブズの演繹法(分析的・総合的方法)に即して思考を巡らしながら、労働(土地)価値説にもとづく商品価値分析が秩序と体系性を備えて首尾よく展開されている。分析的方法により商品価値の源泉が発見され、総合的方法により、労働と土地が商品価値の大きさを表示する一般的・普遍的尺度であることが、独断論に陥ることなく論証されている。いずれにせよ、ペティの商品価値分析は、後の時代の枠組みや概念ではなく、彼自身がホッブズから継受している枠組みや概念を通じて考察を加えられるならば、このように解釈されるのである。

さて、ペティは共和政の時代に、長期に及んでアイルランドに滞在した。彼はこの植民地で土地測量家として「ダウン・サーヴェイ」と呼ばれる事業を推進した。ところが彼は、そのような大事業を指揮する実際家として多忙な日々を送りながらも、経済科学の創造という年来の構想を忘却することはなかったようである。彼は「書簡」で、その頃に得た着想を思い出しながら、次のように記している。「私はアイルランドの政治経済(political economy)[の改善]を立案した。その企ては、私が個人の健康(health)から、政治体(body politick)の健康と福祉(welfare)に移行することを可能にするものであった。[私は]医師として健康と病気を研究していたが、それに代わって、私の探究の範囲を社会の事柄にまで広げることを可能にするものであった」②、と。すなわち、アイルランドで貧困と飢餓にあえぐ人々を目の当たりにして、富裕と福祉という国家社会の「健康」を実現するために、研究の対象領域を従来の「自然体」(=肉体)から、新たに「政治体」(=社会)にまで広げる必要があると考えるようになった、というのである。こうして、彼はアイルランドで統治上の業務に携わって、研究活動の休止を余儀なくされながらも、その間に社会的・経済的事象を本格的に研究したいという意思を固めたことが、明らかである。

ペティは 1659 年にアイルランドからロンドンに戻った。その翌年にチャールズ二世が国王に即位して王政が復活した。1662 年には,そのチャールズの後援のもとに王立協会が創設された。  $\mathbf{R} \cdot \mathbf{P} \cdot$ 

王立協会が奨励した学問は実際のところ、概ねこのようなデータと観察を重視する内容のもの であった。このかぎりにおいてこの学問はむろん、その頃ペティが方法論的に拠り所としていた 学識と軌を一にしている。彼はこの協会の中心メンバーとして、その研究活動だけではなく組織 の運営にも積極的に携わった。この協会の創設とともに、彼は科学愛好家として全盛期を迎えて いたといえる。そのことを象徴するかのように、この協会が創設されたその(1662)年に、主著 『租税貢納論』を刊行した♡。恐らく彼は,アイルランドから戻った直後から経済科学の探究を 再開して、この論説の執筆を開始していたものと思える。ところが留意すべきは、彼の経済科学 の探究は、王立協会の創設ともこの協会の活動とも、直接的な繋がりを持っていない。その理由 は言うまでもない。この協会は政治哲学(社会科学)ではなく、自然哲学(自然科学)の進歩を 促すことを目的とするサークルだったからである。しかもこの協会の会合において、政治・宗教・ 経済・社会など、統治に関わる問題を採り上げて議論することは、意図的に退けられたからであ る。ペティは「書簡」で、次のように記している。「私は[協会の]同僚により、租税と交易に関 する私の諸著作の源泉について尋ねられると、次のように応えている。それは私自身の内部で発 酵している、有り余る分泌物を排出することである……私の頭は、毎日私が耳にしている、交易 の促進と規制についての談話と、租税などについての不平のつぶやきで充満しているからであ る」®,と。すなわち、彼は協会での同僚との学究的な議論ではなく、コーヒー・ハウスや家庭 での友人との日常会話を糧にして、経済論説を執筆しているというのである。この叙述は図らず も、彼が経済科学を探究するにさいし、その思索が直接的には協会での研究活動によって育まれ ることはなかった、ということを明らかにしている。確かに、彼は協会の会合に積極的に参加し、 航海術・造船・織物業などについて活発に報告した。ところがこれらのテーマは,彼の主要な学 究的関心であった政治哲学とは直接的な繋がりを持っていない。いずれにせよ,彼が 1665 年頃 に政治的・経済的事象を考察することに強い意欲を燃やしてていたことは確かで、その頃のその ような心境を,次のように記している。「私は数年間医学に携わっていなかったけれども,医学 の考えを政治体(body politic)の研究に適用するという関心を持ち続けている」<sup>(9)</sup>、と。また、 『アイルランドの政治的解剖』を執筆した後の 1674 年に至っても,「医者である私は絶えず,解 剖学者の基本精神を政治体に注ぎたいと思っている」<sup>(10)</sup>, と記している。

王を始めとする多くの人々によって高く評価され、その刊行年に彼は王立協会会員に選出された。 ところがグラントの生涯の詳細は、今日ほとんど知られていない(13)。彼は 1620 年 4 月 24 日 にロンドンで生まれた。父ヘンリー(Henry Graunt, 1592-1662)はハンプシャーの出身で,ペ ティと同郷の人であった。ヘンリーはジョンが生まれたとき,ロンドンのバーチン・レイン (Birchin Lane)で「七つ星」(Seven Stars)という屋号の反物商(Draper)を営んでいた。 ジョンはその父により、実業家として身を立てるように育てられた。彼は青年時代に徒弟として 生業に励むとともに、その傍らで勉学に励んだ。早起きをして、開店前の早朝にラテン語とフラ ンス語を学んで修得した。その後、彼は独立して紳士用小間物商人(harberdasher of smallwares) になった。その商売は繁盛し、1651 年頃にはロンドン政財界における有力者になって いた。市会議員を2年間,民兵精鋭軍(Trayned Band)の隊長を数年間務めた。1666年の大 火では、甚大な被害を被ったけれども、富裕な商人だったので致命的な傷を負うことはなかった。 ペティは、グラントが実業家として隆盛を極めていた 1650 年頃に出会った。そのときペティは、 政財界の有力者であったグラントの紹介により、グレシャム・カレッジの音楽教授に就任した。 その前後の経緯の詳細は明らかではない。しかしながら、解剖学者であったペティが音楽教授に 就任したことは,不可解である。この点について,グリーンウッドは次のように指摘している。 「解剖学教授が音楽教授となったことの理由は,明らかではない。このグレシャムの任命が不正 人事であったとすれば、なぜその人事は、ペティのためになされたのか……ペティはグラントを 口説き落とした[のであろうか]」(14)、と。いずれにせよ、ペティは王立協会が創設された頃に、 グラントと親交を深めていた。ただし、彼は決して世俗的な動機から、この富裕な実業家に近づ いたわけではない。学究的関心から、優れた科学愛好家であるグラントに心が引かれたのであっ た。というのも、長年ペティが構想していたのと類似した形態の科学的探究を、すでにグラント は考案した実践していたからである。

グラントは『自然的・政治的観察』において、ベーコン主義の方法論的立場から算術を駆使しながら、数量データにもとづいて社会的事象を帰納的に分析した。実際のところ、そのような社会的事象の数量的分析は、ペテイが志していた科学的探究と軌を一にするものであった。彼はオランダに留学した頃から、実験哲学を踏まえて社会的・経済的事象を数量的に考察する方法を模索していたからである。グラントはその書物におけるロバーツ卿宛の献辞において、次のように記している。「この小冊子は統治と交易に関するものであり……それは自然誌に関係し……私の商店算術という数学(Mathmaticks of Shop-Arithmetick)に依拠している」(15)、と。すなわち、この書物はベーコン主義に倣い、「統治」・「交易」に関する自然的・社会的事象を、「商店算術」という数学を用いて観察したものである、というのである。この叙述における「自然誌」とは、主に「死亡表」(Bills of Mortality)の収集によって、集積されたデータである。ここでの観察(考察)の基礎資料を成している死亡表とは、ロンドン教区書記組合(Company of Parish Clerks of London)が、この都市およびその周辺地域における埋葬数と洗礼数とを、毎週継続

的に記録した小冊である。この死亡表はペスト大流行を切っ掛けにして、1603 年以来継続的に作成されていた。ここで用いられているのは主に、毎年クリスマス前の火曜日に発行されていた「年間死亡表」(Yearly Bills of Morality)、とりわけ 1623・24 年以降のそれである<sup>(16)</sup>。また、この叙述における「商店算術」とは、商人が日常的に使用している程度の、平易な算術という意である。

『自然的・政治的観察』は序と結論以外に、全部で12の諸章からなる書物である。その本論のうち、第1~第6章が自然的観察がおこなわれた前半部で、第7章以降が政治的観察がおこなわれた後半部である。前半部では、全面的に死亡表に依拠して、主に死亡原因と死亡数との関係に焦点を当てながら、次のような考察がおこなわれている。(i) ロンドンの住民数は増加(それとも減少)傾向にあるのか。(ii) 死亡者数(埋葬数)と死亡の原因となった疾病の種類(幼児死亡・流行病・慢性病)との関係は、どのようであるのか。(iii) 「最も重大な疾病ないし災難であるペスト」(17) の流行は、死亡率にどれほどの影響を及ぼしているか。(iv) ペストによる死亡者数が(ペストを含む諸原因による)死亡者総数に占める比率と、死亡率(死亡者数と出生数との割合)との間に、一定の規則的な関係があるのか。

後半部では、自然的事象よりも社会的事象と深く関係する人口に焦点を当てて、体系的で整然 とした考察がおこなわれている。とくに注目すべきは、イングランドとウェールズの人口を概算 した第7章と、ロンドンの人口を推定した第11章である。これらの箇所では質量ともに乏しい データにもとづきなからも、算術を巧に駆使することを通じて推理を働かせながら、画期的な成 果を上げている。まず第7章では、死亡表以外の幾つかのデータにもとづいて「算術的計算」 (Arithmetical computation)を駆使しながら、イングランドとウェールズの人口の集計を試み て、640 万人という推定値を算出している。イングランドの人口がどれ程であるのかということ は、最初の国勢調査が実施された1801年よりも前の時期については、長い間知られていなかっ た。そのためにE・A・リグリィ=R・スコフィールドがイングランドにおける人口変動につい ての大規模な調査研究をおこない,その成果が 1981 年に発表された。それによれば,17 世紀中 頃におけるこの国の人口は約500万人である(18)。グラントが推計したのは、イングランドとウェー ルズとの双方における人口である。したがって、リグリィ゠スコフィールドの調査結果に照らし、 グラントによる 640 万人という推定値は、比較的確実性が高いといえる。次に第 11 章では、ロ ンドンの人口の算定を試みている。ここでもデータが乏しいために,当て推量(guesstimation) にも依拠して世帯数と平均家族数とを概算している。その結果、この都市における住民総数は 38 万 4,000 人 (=世帯数 4 万 8,000×平均家族数 8) であるという結論を導き出している。こう して彼は、「われわれは(恐らく、あまりに行き当たりばったり(at Random)であったけれ ども) ロンドンの住民数を約 38 万 4,000 人であると確定した」(19), と述べている。R・フィン リー = B・シァラーは 1986 年に、すべての残存している教区簿冊を徹底的に調査し、1650 年に おけるロンドンの人口は37万5,000人であるという調査結果を得た②の。グラントの推定値は、

今日証拠が最も確実で信頼できると評価されている当の数値に、 きわめて近いことが明らかである。

『自然的・政治的観察』は当時、ひじょうに評判が高い書物であった。王立協会の会員はもと より、それ以外の知識人の間でも広く読まれた。初版が刊行されたその年内のうちに第2版が、 ペストが流行した 1665 年に第3版が、1676 年にはペティの監修により第5版がそれぞれ刊行さ れた。ところが、この書物の華々しい成功とは裏腹に、その著者グラントはその後悲惨な運命を 辿った。その顚末の詳細は明らかではないが、大筋はこうである。事の起こりは、彼が「ソッツィー 二主義の書物」(Socinian Bookes)を読んで、その宗派の教理に感染されたことにある。彼は ピューリタンの家庭に生まれ、ピューリタニズムの教育を受けて育てられた。しかるに、彼はソッ ツィーニ主義をしばらく信奉し、さらにその後はカトリック教に改宗して、狂信的な信徒になっ た。そのために迫害を受けて破綻者となり、1666年には王立協会から除名された。ペティはそ の頃、「残念なことに、グラント氏は最近ローマカトリック教 (Papist religion) を奉じてい る」四、と記している。そのペティはむろん、苦境に陥った友人に救済の手を差し伸べた。この 友人がアイルランドで新しい職に就いて、更生する道を整えた。彼はそのことを手紙(1673年1 月付)で申し出たが、そこで次のように記している。「君はいろいろな事で誤りを犯した。…… しかしながら、それらの事の判断は神に委ねよう。そして何がすべての宗教のなかで最高のもの であるのかということを、忘れないでおこう。全世界を通じて真の宗教は何であり、これまで何 であったのかということを,忘れないでおこう」ඐ,と。ところが,グラントはこの温情ある計 らいに返答をすることもなく、1674年に亡くなった。

- (1) Cf. Petty, Treatise of Taxes & Contributions, op. cit., p. 44. 邦訳, 79頁。
- (2) Jordan ed., op. cit., p. 69.
- (3) Robert Tombs, The English and their History, Penguin Books, 2015, p. 28.
- (4) *Ibid*.
- (5) Jordan ed., op. cit., p. 58.
- (6) Ibid., p. 30.
- (7) 王立協会は実際には、ボイル、ウィルキンズ、ペティなど約20名のメンバーにより、数学者ウィリアム・ブランカー(William Brounker, 2nd Viscount of Castle Lyons, 1620-84)を会長に任じて、1660年11月28日に発足した。ところがその後1662年7月15日に、国王から特許状を付与されて法人化され、「王立協会」の名称を冠する団体として創設された(Cf. Thomas Birch, The History of the Royal Society of London for Improving of Natural Knowledge, Vol. I, London, 1756, rpt. Darmstadt: Georg Olms Verlagsbuchhandlung, 1968, p. 88)。ペティの『租税貢納論』は、王立協会が正式に創設された1662年の5月に刊行された(Cf. Charles Henry Hull, "Note on the Tretise of Taxes", in do. ed., Ecomonic Writings of Sir William Petty, op. cit., Vol. I, p. 4)。
- (8) Jordan ed., op. cit., p. 31.
- (9) *Ibid.*, p. 39.
- (10) *Ibid.*, p. 53.
- (11) Ibid., p. 51.

- (12) Major Greenwood, *Medical Statistics from Graunt to Farr*, Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1948, p. 2.
- (13) グラントの伝記については、cf. Aubrey, op. cit., pp. 114-15; Greenwood, op. cit., pp. 1-5. 松川, 前掲書、63-65頁; グラント(久留間鮫造訳)『死亡表に関する自然的および政治的観察』栗田出版 会、1968年、「解題」、参照。
- (14) Greenwood, op. cit., pp. 4-5.
- (15) John Graunt, *Natural and Political Observations ... made upon the Bills of Mortality* [1662], 5th ed., London, 1676, in Hull ed., *op. cit.*, Vol. II, p. 323. 邦訳, 16 頁。
- (16) Cf. A Collection of the Yearly Bills of Mortality, from 1657 to 1758 inclusive, London, 1759.
- (17) Graunt, op. cit., p. 364. 邦訳, 65 頁。
- (18) Cf. E. A. Wrigley and R. S. Schofield, *The Population History of England, 1541–1871: A Reconstruction,* Cambridge, Massachusetts: Harvard Univ. Press, 1981, pp. 207–209.
- (19) Graunt, op. cit., p. 386. 邦訳, 93 頁。
- (20) Cf. Roger Finlay and Beatrice Shearer, "Population Growth and Suburban Expansion", in A. L. Beier & R. Finlay ed., *The Making of the Metropolis: London 1500–1700*, London & New York: Longman, 1986.
- (21) Jordan ed., op. cit., p. 36.
- (22) Landsdowne ed., Petty-Sothwell Correspondence, op. cit., p. xxix.

## 第9章 『賢者』の戦費調達論 ── 算術的方法の試み ──

王政復古期は平和と安寧の時代ではなかった。J・R・ジョーンズが指摘しているところによれば、「王政復古期のイギリス人は、新たな内乱が起こるのではないかと心配し、ペストと火災という自然災害によって打ちのめされ、第二・第三次英蘭戦争の失敗によって屈辱を味わった……ので、安心感を抱いて然るべき理由をほとんど持たなかった」(1)。ペティはこのような混乱した不穏な時代に、『租税貢納論』に引き続いて『賢者には一言をもって足る』——以下、『賢者』と略称 —— を書いた。

『賢者』は戦費調達論の論説である。このほんの数頁の小さな論説は、1691年に『アイルランドの政治的解剖』の付録として刊行された。ところが、それが執筆されたのは1665年で、そのときイギリスは第二次英蘭戦争(Second Dutch War、1665-67)を戦っていた。『賢者』は、眼前で繰り広げられていたこの対オランダ戦争を見つめながら、それを遂行するのに必要な戦費の調達方法について検討した論説である。またここでは、その戦費調達方法を検討するにさいして、ベーコンとグラントの影響を受けて自らが考案した政治算術の技法が用いられている。「政治算術」という用語が初めて登場するのは、1671年~76年頃に執筆された『政治算術』においてであり、『賢者』にこの用語は見られない。しかしながら、この論説では実際のところ、経済的・社会的事象を数量的に分析する当の技法が導入されている。つまり、『賢者』は政治算術が実践された、ペティの最初の論説なのである。『賢者』を繙くにさいしては、それが文字よりも数字

に重きを置いて書かれた論説であるという点に、留意する必要がある。また、この論説が執筆された背景や動機を考慮に入れながら広い視野のなかで、その議論に耳を傾ける必要がある。そうでなければ恐らく、『賢者』はたんに数字が羅列されただけの、無味乾燥な覚え書き程度のものにすぎないと思えるであろう。こうして、その戦費調達論を十分に理解するためには少なくとも、この論説の直接的な背景をなす英蘭戦争の経緯を視野に収めておくことが妥当である。

ペティが『賢者』を執筆した17世紀中頃に、オランダは世界の最強国であった。かつてのスペイン植民地とポルトガル植民地を掌中に収める巨大な海上帝国として、その頃世界に君臨していた。国土と人口が乏しい小国であるにもかかわらず、世界の商業的至上権を握って大いに繁栄を誇っていた。この国には農業と漁業はもとより製造業もあった。けれども、その経済的繁栄をもたらした最も重要な基幹産業は、国際的仲継貿易であった。何よりも海外交易の急速な拡大を通じて、目覚ましい経済発展を遂げていた。世界各地の主要な財貨はほとんどすべてがこの国に輸入され、この国を経由して世界各地に再輸出されていた。しかも、そのような仲継貿易は、この国の商人により独占貿易として営まれていた。要するにオランダは、仲継貿易を基軸とする地球的規模の経済システムを構築することを通じて、世界の最強国となっていたのであった②。

ところが、海上帝国オランダの繁栄は、西ヨーロッパにおける後発の諸国にとっては、憂慮す べき深刻な事態であった。オランダの仲継貿易による国際市場の独占的支配は、イギリスのよう な後発国の経済的発展を妨げる大きな要因となっていたからである。実際のところ、イギリスの 海外貿易は、オランダの独占的仲継貿易によって、ことごとく進出を阻まれていた。王政復古期 までに、イギリスの海外貿易はほとんどすべての領域において、悲惨な状態に置かれていた。こ の国はエリザベスの時代より、東インド会社、王立アフリカ会社、イーストランド組合などの特 権的貿易会社・組合を次々と設立して、海外貿易の拡大を精力的に奨励してきた。しかしながら、 そのような会社や組合は貿易活動を始めて以降、どれもが総じて経営不振で行き詰まりの状態に 陥っていた。その根本的原因が、オランダによる国際市場の独占的支配にあることは、誰の眼に も明白であった®。こうして強国オランダの台頭は、イギリスにとって深刻な脅威であり、どう しても克服しなければならない重大な障害であった。オランダの独占的支配を打破しないかぎり、 イギリスの経済的繁栄は恐らく訪れなかったからである。そこでクロムウェルは 1651 年に,そ のような事態を打開するために航海法(Navigation Acts)を発布した。この発布は実際のとこ ろ、オランダによる国際市場の独占的支配に対する反発と憎悪を公然と表明した、最初の挑戦的 な行為であった(4)。つまり、それはオランダに対する事実上の宣戦布告であった。こうして、航 海法が発布された翌年(1652年)に第一次英蘭戦争(First Dutch War, 1652-54)が始まっ た(5)

イギリスの海軍力は決してオランダに劣ってはいなかった。戦艦は数では劣っていたけれども、1 隻当たりの規模が大きくて、大型の大砲を搭載できた。また、その海軍は組織力が抜群に優れていた。けれども、提督ロバート・ブレーク(Robert Blake, 1599-1657)は当初、この戦争で

敵の艦隊を破壊しようとは考えていなかった。イギリス海峡を封鎖して、オランダの銀船隊 (Silver Fleet) がそこを通過するのを阻止することが、自身の使命であると考えていたからである。ところが、オランダの司令官マールタン・トロンプ (Maarten Tromp, 1597-1653) は当初から、イギリス艦隊に果敢な攻撃を加えてそれを破壊しようと目論んでいた。ともあれ、戦闘は5月に始まった。イギリス海峡を航行していたオランダ艦隊が、ブレーク提督の率いるイギリス艦隊に敬礼 (旗を下げて敬意を表する) するのを怠ったことから、砲撃が始まった。こうして宣戦が正式に布告された。双方の艦隊が北海とイギリス海峡で9回ほど交戦した。そのほとんどの海戦で、ブレークはトロンプの対して圧倒的に優勢に戦い、1653年7月におけるスペーフェニンゲン(テセル)の海戦で、オランダ艦隊を撃破した。この海戦でイギリス軍は決定的な勝利を収め、トロンプは戦死した。結局、1654年4月にウェストミンスター条約(Treaty of Westminster)が結ばれて、戦争は終結した。ところが、イギリスはこの戦争で勝利したにもかかわらず、この条約で得たものは僅かであった。オランダの経済力と国力を打ち砕いて、その海外貿易を破壊することはできなかった。

1660年に王政が復活して、チャールズ二世が即位した。この新国王は、妹メアリーがオラン ダの王女であることから,この国と敵対することは,もとより望んでいなかった。また,オラン ダの宰相デ・ウィット(Jan De Witt, 1625-72)も,チャールズと友好を結ぶことを欲していた。 海上貿易に経済的基礎を置くオランダにとっては、ライバル国と友好関係を築いて、海洋を平穏 な状態に保っておくことが望ましかったからである。この外交上の一幕は、国際貿易には戦争を 回避して、平和と秩序をもたらす要因があることを例示している、といえる。G・クラークによ れば、英蘭戦争は「われわれの歴史における、純粋に商業的な戦争の最も明確な事例」®であっ た。このクラークの指摘に誤りはない。ところが、この言葉を極めて単純に捉えて、国際貿易は それ自体が戦争の直接的な要因であると解釈してはならないであろう。実際にはその逆の場合も あり、チャールズ即位後に非戦状態が訪れたことは、商業(国際貿易)が戦争ではなく、平和の 原因となりうることを例証しているからである。また、英蘭戦争は国際貿易それ自体によってで はなく、強国による国際市場の独占的支配が原因で生じた、と理解できるからである。いずれに せよ、チャールズ治世の当初は、両国間に友好関係が生まれ、ウィットの使節とチャールズとの 間で和平交渉が始まった。しかるに、そのような平穏な非戦状態も束の間、両国間の友好的雰囲 気をぶち壊すような事態が発生した。1663年における議会での,クロムウェルの旧航海法に代 わる新しい航海法の通過である。むろんチャールズは、オランダに対して敵意を表明するこの法 の制定を望まなかった。しかしながら、下院の強い圧力に屈して、不本意ながらもそれを承認し た。この新航海法の制定は、旧航海法のそれと同様に、事実上の宣戦布告を意味した。かくして、 C・ウィルソンが「経済的競争から生じた戦争の古典的事例」(\*) と呼んだ、第二次英蘭戦争が開 始された®。

最初に戦闘行為に出たのは、オランダであった。1664年11月21日に、その艦隊はイギリス

海軍の軍需品を運搬していたスウェーデン商船を襲った。イギリスはこの襲撃に直ちに報復した。 その日のうちに提督テディマン(Sir Thomas Teddeman, ?-1688?)は、オランダ商船を 18~20 隻ほど拿捕した。海軍省書記官であったピープスはその日の日記に、「戦争は始まった。どうか 巧く終わりますように」®と記している。オランダ国会はその翌(1665)年2月に戦争を宣言し た。これに対し、チャールズは不本意ながらも3月4日に宣戦を布告した。こうして第二次英蘭 戦争が6月に始まった。最初の戦闘は、1665年6月1日に開始されたローストフト沖海戦 (battle of Lowestoft) であった。海軍卿ヨークの率いるイギリス艦隊(150隻) とヤコブ・オ プダム(Jacob Opdam [Obdam], ?-1665)の指揮するオランダ艦隊(100 隻)とがサフォーク 沖で接近して、6月3日の早朝に戦闘を開始した。砲撃が始まったとき、イギリス艦隊は風上に あった。そのことも幸いして、この海戦ではイギリス軍が勝利した。国民は、この最強国との勝 利に酔いしれた。ところがその勝利も束の間、この国はひどい災厄に見舞われた。すでにオラン ダから上陸して流行しつつあったペストが、ロンドンで急速に蔓延し始めたのである。このペス トは猛威を振るった後、その年の晩秋以降に至ってようやく終息に向かった。教区簿冊によれば、 このペスト大流行により6万8,596人のロンドン市民が亡くなった。グラントの概算によれば、 ロンドンの人口は当時34万4,000人であったから、17.8%の人々がペストで死亡したことになる <sup>(10)</sup>。ペティが『賢者』を執筆したのは、この英蘭戦争におけるローストフト沖海戦の終了後、 ペストが終息に向かい始めていた 1665 年の晩秋の頃であった。その頃、彼は感染を恐れてピー プス,ロバート・フック(Robert Hook,1635-1703),ジョン・ウィルキンズ(John Wilkins, 1614-72) など王立協会のメンバーとともに、サリー州のエプソンへ避難していた。

『賢者』は、ペティ死後の1691年に刊行された。その刊行にさいし、論述全体が編者により、序と10の諸章とに区分けされ、諸章にはそれぞれタイトルが付された。その「序」において、『賢者』がいかなる意図を持って書かれた、どのような内容の論説であるか、ということが記されている。この書物は、眼前の戦争を遂行するのに必要な戦費の合理的調達方法を提案した論説であることが、明らかにされている。この「序」における論述から検討したい。

まず「序」の冒頭で、現行の戦費調達方法を批判しながら、次のように述べられている。「(i)多くの人々は、1カ月当たり僅かに7万ポンドを調達するために、関税・内国消費税・煙突税などとして……支払っているものの他に、彼らの全財産の $\frac{1}{10}$ を支払うように強いられている。……(ii)それゆえにオランダとの戦争(War with Holland)がさらに長く2年間続くならば……その同じ人々は1665年のクリスマスから、全財産の $\frac{1}{3}$ を支払わなければならない」<sup>(ii)</sup> [(i)(ii)の数字は引用者]、と。この叙述の意味するところは、次のように解釈できる。第1に、(i)において「1カ月当たり僅かに7万ポンドを調達する」という叙述が見られる。この叙述は、1665年2月9日に制定された36カ月月割査定税(36 months' Assessment)を指している、と思われる。実際のところ、この租税で徴収された収入は、ほぼ月額7万ポンド(6万8,819ポンド)であった。第2に、その月割査定税(Monthly Assessment)は本来総合的収益税(す

べての動産・不動産収益に課せられる租税)であったけれども,実際には借地農が支払って,地主が負担したと解されている地租(土地税)であった。したがって,(i)に見られる「多くの人々」という文言は,地主と借地農を指していると理解できる。ただしペティは『租税貢納論』で,租税転嫁論の観点から月割査定税を分析して,この租税が究極的には一部の地主(借地農と長期の借地契約を結んでいる地主)に対してのみ負担がかかる不公平な租税である,という結論を導き出している(22)。したがって,この結論に従うならば,この「多くの人々」は一部の地主を指していると理解できる。第3に,(ii)における,「1665 年のクリスマスから,全財産の $\frac{1}{3}$ を支払わなければならない」という叙述は,1665 年 10 月 31 日に 24 カ月月割査定税(24 months' Assessment)が制定されたことを指している。第4 に,(i)において「多くの人々」(=地主)は「全財産の $\frac{1}{10}$ を支払う」という叙述が,(ii)において「全財産の $\frac{1}{3}$ を支払わなければならない」という叙述が見られる。ところが,この $\frac{1}{10}$ とか $\frac{1}{3}$ という数値が,どのような方法で算出されたのであるのかは,明記されていない。いずれにせよ,ペティは「序」の冒頭で,政府が対オランダ戦争を遂行するのに必要な経費を,二つの月割査定税で調達していたことを批判しているのである。

政府は実際のところ、第二次戦争に突入する頃から、月割査定税を相次いで導入した。巨額の戦費を調達するには、比較的効率的に徴収できる査定税(=地租)を措いてほかに、適切な租税がなかったからである。オランダ艦隊がスウェーデン商船を襲撃して戦争への突入が必至となった64年11月に、議会は36カ月月割査定税で戦費250万ポンドを調達することを決めた。月額6万8,819ポンドが3年間課せられて、総収入額247万7,500ポンドをもたらすというこの査定税は、翌年2月9日に国王の裁可を仰いで「国王の補助金」(Royal Aid)という表題が付けられた。続いて、ローストフト沖海戦後の65年10月31日には、戦費を24カ月月割査定税で調達することが決まった。月額5万2,083ポンドが2年間課せられて、125万ポンドの総収入をもたらすこの査定税には、「追加的補助金」(Additional Aid)という表題が付けられた(13)。いずれにせよ、これら二つの査定税は1665年のクリスマスから2年間、同時に効力を発することになったので、実際のところ地主と借地農にとってかなり重い負担となった。ペティは、このような状態を凝視しながら、政府の調達方法が、一部特定の人々(=地主)に負担をかける、不公平で不合理な方法であると批判しているのである。

次に、「序」の冒頭部分に続く叙述で、現行の調達方法に代えて採用されるべき新たな方法が示唆されている。「もし公共的経費(Publick Charge)が比例的に負担されるならば、たとえ租税が……1 カ月当たり 25 万ポンドにまで増加したとしても、自分の全財産の  $\frac{1}{10}$  以上を支払う必要がある人はいない」(44)、と。この叙述は、あまりに簡潔で分かり難い。けれどもここで、すべての国民が、戦費を担税力に応じて、公平に負担すべきであることが要請されていることは、明らかである。すなわち、一部特定の国民ではなく、すべての国民に課せられる租税によって戦費が調達されるべきであるという、新たな方法が提案がされているのである。この戦費調達方法

は、『租税貢納論』で表明された租税利益説を基本に据えて提案されたものである、と思える。その利益説とは、「人々は、彼らが公共の平和(Publick Peace)に浴している分け前と利益に応じてのみ、すなわち彼らの財産や富に応じて、公共的経費に貢献すべきである」(15) という見解である。この叙述が意味するところは、こうである。国民は政府による統治のもとで、生命と財産の安全が保証されている。そのために、彼らは生産活動に従事して財産(富)の形成に専念することができる。このことは、国民が政府から利益を享受しているということを意味している。そうであるとすれば、国民はすべてが、政府から享受している利益の対価として、その利益の大きさ — 形成した財産(所得・収入)の大きさ — に比例して、租税を支払うべきである。

「序」で示された戦費調達方法は、このような租税利益説を根拠にして掲げたものである、と理解できる。また、この方法は利益説を理論的拠り所とするならば、その限りにおいて公平かつ公正で妥当なものであるといえる。戦争の勝利がもたらす平和は、概して国民全般にとって利益であるから、すべての国民が戦費を負担することは妥当だからである。しかも、戦争を優勢に遂行して勝利するには、戦費を十分に確保しなければならないことは、確かだからである。実際のところ、この方法が提案されたとき、この国は最強国との戦争に突入して、国民の生命と財産は脅威に晒されていた。この国が、この戦争に敗れてライバル国に支配されるならば、国民の生命と財産の安全は保証されないであろう。そのような不安と脅威から解放されて、生命と財産の安全が保証される平和と安寧の状態を取り戻すには、確かに現下の戦争に勝利するほかはない。そうであるとすれば、戦争に勝利するために、すべての国民が戦費負担に積極的に参加することは妥当であるということになる。ペティは利益説を根拠にして、このように思考を巡らせながら、すべての国民が戦費を負担することを要請する提案を掲げたと思える。

『賢者』の主要な目的は、公平で合理的な戦費調達方法を提案することである。ところが、その具体的な内容の提案が掲げられるのは、ようやく第8章に至ってからである。それ以前の諸章においては、現行の租税制度の改革が検討されている。その理由は、新たな戦費調達方法は、旧来の租税制度の抜本的改革を通じて初めて編み出すことができる、と考えられたからである。したがってこの論説では、何よりもまず現行の租税制度の改革案が示され、それに続いてその改革案の一環をなすものとして、新たな戦費調達方法が提案されている。その順序に従って、税制改革案を示すための基礎的作業がおこなわれている第1・第2章から、見ていきたい。

第1章では、主にこの国(イングランドとウェールズ)の富(価値)の大きさが、政治算術を駆使して算定されている。その概略は次のとおりである。まず、人口は約600万人で、国民1人当たりが、生活必需品を得るのに必要とする年間の経費は6ポンド13シリング4ペンスであるから、国民全体が1年間に必要とする最低限の生活費は4,000万ポンド(=6ポンド13シリング4ペンス×600万人)である。次に、この国における富の大きさは総計2億5,000万ポンドである。その内訳は、土地(2,400万エーカー)1億4,400万ポンド(=1年間の地代による総収益800万ポンド×18購買年数)、家屋3,000万ポンド、船舶300万ポンド、家畜3,600万ポンド、金

銀鋳貨 600 万ポンド,家財道具 3,100 万ポンドである。この富の大きさを踏まえて,次のように推論される。土地の価値は 1 億 4,400 万ポンドで,土地以外の財産の価値は総額で 1 億 600 万ポンドである。この土地は,1 年間に 800 万ポンドの収入を地主にもたらしている。そうであるとすれば,土地以外の財産が土地と同じように賃貸しされるならば,その所有者に約 589 万ポンドの収入をもたらすであろう。ところが,これらの財産は概して土地よりも収益率が高いから,約 589 万ポンドよりも多い 700 万ポンドの収入をもたらすであろう。こうして,この国における土地とその他の財産とは,1 年間に 1,500 万ポンド(=800 万 +700 万)の総収益を生み出す潜在的な力を秘めているといえる。

第2章では,国民の労働の価値の大きさが算定されている。その概略は次のとおりである。前 述したように、国民が生活必需品に支出する生計費は、総額4,000万ポンドである。ところが、 土地および土地以外の財産から生み出される総収益は、1,500万ポンドにすぎない。1,500万ポン ドは国民が生計費を支払うのに十分な額ではない。この不足分 2,500 万ポンドは、土地などの財 産とは異なる種類の富である労働によって支払われている。このことは、国民の年々の労働によ り 2,500 万ポンドの収益が生み出されていることを示している。つまり、国民総数(600 万人) の半分を構成する 300 万人の労働者(Workers) がそれぞれ, 1 年間に 8 ポンド 6 ペンス 8 シリ ングを稼いでいるのである。すなわち,300万人の国民(労働者)がそれぞれ1年間に 287日 (=365 日-日曜日・祭日・病気・休養の78 日) 働き, 1日当たり7ペンスを稼ぐことによって, 2,500 万ポンドの収益をもたらしているのである。ところで、1,500 万ポンドの収益を生み出す土 地などの財産の価値は、2億5,000万ポンドであった。そうであるとすれば、2,500万ポンドの収 益を生み出す 300 万人の総労働は、約4億1,700 万ポンドの価値があることになる。なお、労働 者1人の価値は、7購買年数であると評価されている。そうであるとすれば、労働者1人当たり の価値は138 ポンド(=1年間の収入4,380ペンス×7購買年数)である,と算定される。いず れにせよ、この国の総労働(=300万人の労働者)の価値は約4億1,700万ポンドである。こう して、この国における二種類の富の大きさと、それらの富から生み出される収益とを表示すれば、 次のようになる。

土地などの財産の価値: 2億5,000 万ポンド →1,500 万ポンドの収益 国民の労働の価値: 4億1,700 万ポンド →2,500 万ポンドの収益

総計)6億6,700万ポンド 4,000万ポンド

第3章以降では,第1・第2章での基礎的作業を踏まえて,税制改革案が提示されている。ペティの概算によれば,公共の用途(publick use)のために必要とされている公収入は,年間 400 万ポンドである。そのうち 100 万ポンドは経常経費(ordinary Expence),300 万ポンドは臨時的経費(=戦費)を賄うために徴収されている。第3・第4章では,経常経費の調達方法が検討

され、その改革案が掲げられている。その詳細はこうである。この国における現在の経常経費の内訳は、海軍 20 万ポンド、軍需品・火薬 6 万ポンド、陸軍・駐屯軍 29 万ポンド、その他(国王・王室など)の諸経費 45 万ポンドである。この経常経費 100 万ポンドは、さまざまな財源による歳入(Revenues)によって賄われている。その内訳は、王領地 7 万ポンド、郵便局 2 万ポンド、貨幣鋳造・錫の先買権 1 万 2,000 ポンド、鹿の狩猟場 400 ポンド、裁判所 6,000 ポンド、初穂税 1 万 8,000 ポンド、関税 17 万ポンドで、総額約 30 万ポンドである。その不足分(約 70 万ポンド)は、関税以外の諸税(内国消費税、地租、人頭税など)によって調達されている。

経常経費の調達方法の改革案は、このような現状把握を踏まえて示されている。その概略はこうである。第 1 に、30 万ポンドを従来どおり財源から調達する。すなわち、王領地・郵便局などから 13 万ポンド、関税から 17 万ポンドを確保する。第 2 に、100 万ポンドを(関税以外の)租税によって調達する。したがって、経常経費のために確保される収入総額は 30 万ポンド (=100 万ポンドー70 万ポンド) 増えて、130 万ポンドとなる。第 3 に、その 100 万ポンドは租税により、従来とは異なる方式で調達される。すなわち、その 100 万ポンドうち、37 万 5,000 ポンドは国民の財産への課税によって、62 万 5,000 ポンドは国民の労働への課税によって調達される。前者(財産)への課税とは具体的には、それぞれ土地に 21 万 6,000 ポンド、家屋に 4 万 5,000 ポンド、家畜に 5 万 4,000 ポンド、家財道具に 6 万ポンドの課税である (56)。後者(労働)への課税は具体的には、国民 1 人当たり年間 6 ペンスの人頭税(Pole)と年間 19 ペンスの内国消費税(Excise)である。これらは双方合わせて、僅かに 1 人当たり 2 シリング 1 ペンスの税負担であるにすぎない。また、19 ペンスの内国消費税は、国民 1 人当たりの年間の経費(支出)6 ポンド 13 シリング 4 ペンスの  $\frac{1}{84}$  に満たない。こうして、経常経費の調達方法の改革案(A)は、次のように整理して示される。

## 税制改革案(A):経常経費 130 万ポンドの調達方法(単位:ポンド)

- (i) 王領地など…………13万
- (iii) 国民の財産(土地・家屋・家畜・家財道具)への課税……37万5,000
- (iv) 国民の労働への課税(人頭税・内国消費税) ······62 万 5,000

この改革案(A)の眼目は、大衆課税(人頭税・内国消費税)を大幅に導入して、国民大衆に 積極的に税負担を課するという点にある。従来この国の労働者階級は、ほぼ全面的に免税の状態 に置かれていたから、この提案は斬新であるといえる。これが実行されれば、国民の半数に相当 する300万人の労働者が、新たに税負担を受け入れることになる。したがって、大幅な税収入の 増加が見込まれることは、間違いない。またペティによれば、この提案に従って採用される税制 は、効率的で合理的であるばかりか公平で公正でもある。この提案は、第1・第2章でおこなわ れた基礎的作業(2種類の富とそれから生じる収益とについての算定)を踏まえて示されたものだからである。その詳細はこうである。当の基礎的作業によれば、財産の価値は 2億 5,000 万ポンドで、それから生み出される収益は年間 1,500 万ポンドであった。これに対し、労働の価値は 4億 1,700 万ポンドで、その収益は 2,500 万ポンドであった。すなわち、価値と収益との大きさにおける財産と労働との間での比率は、3 対 5 であった。そうであるとれば、双方の間での税負担の配分も、この価値と収益との大きさに比例して 3 対 5 の割合でおこなわれるべきである。まず、必要とされる税収入総額 100 万ポンドを 8 等分する。次に、その等分された税額(12 万 5,000 ポンド)を 3 対 5 の割合で双方に割り当てる。すなわち、税収入総額の  $\frac{3}{8}$  を財産(地主などの資産家)が、 $\frac{5}{8}$  を労働(労働者)が負担するように配分する。そうすれば、財産に 37 万 5,000 ポンドを、労働に 62 万 5,000 ポンドを課税するのが、公平で公正であるということになる。当の提案は、このような綿密な計算を踏まえて掲げられたものである。

第8章では、臨時的経費の調達を目的とする税制改革案が掲げられている。すなわち、現下の対オランダ戦争を遂行するための、新たな戦費調達方法の提案である。ペティによれば、この戦争には少なくとも年間 300 万ポンド(できれば 330 万ポンド)の経費が必要である。「1 カ月当たり最大限 25 万ポンド[×12 カ月=300 万ポンド]が、現在のオランダ戦争(Holland-War)のために要求される」(17)。それだけの戦費が確保されるならば、眼前の戦争は優勢に闘われて、「国王と臣民との双方の安全と安定と名誉」(18) が確実に保たれるからである。その臨時的経費(=戦費)300 万ポンドの内訳は、海軍 200 万ポンド、陸軍 60 万ポンドである。この内訳に従って、陸軍に最小限の経費(60 万ポンド)しか供与されない場合には、40 万ポンドの残金が生じる。海軍に 200 万ポンドが供与されるならば、「われわれがヨーロッパでかつて見たことがある至上の艦隊[=オランダ艦隊]の約 2 倍に相当する」(19) 程の大規模な艦隊が建設される。

臨時的経費はその全額が、すべての国民に課せられる租税によって調達される。ところが、臨時的経費に関しては意外にも、その調達方法の具体的な内容を詳細に記した叙述は、見られない。『賢者』の主目的が、新たな戦費調達方法の提案であることを考えれば、このことは奇異に感じられるかも知れない。ところがこの点については、『賢者』が緊急の課題に面し、その対応策を迅速に提示する必要に迫られて書かれた論説であるということを考慮に入れて、よく考えてみるべきである。この論説が執筆された1665年秋頃に、政府は深刻な財政難に陥っていた。ペストの流行により、経済活動が全般的に麻痺して、租税収入が著しく減少していたからである。議会は新たな海戦に備えて10月31日に、125万ポンドの戦費を24カ月月割査定税で調達することを票決した。しかしながら、それほどの金額を、この租税で徴収することは実際のところ不可能であった。そのことは誰の眼にも明白であった。つまりこの戦時に、新たな戦費調達方法を見出すことは、この国にとって、焦眉の急だったのである。『賢者』は言うまでもなく、このような緊急の課題に応じるために書かれた論説である。そうであるとすれば、執筆に急を要するこの論説において、内容が重複する事柄を繰り返し叙述することが、避けられているとしても不思議で

はない。しかも、『賢者』はそのタイトルが示しているように、頭脳が明敏な知識人に向けて、数少ない言葉(数字)で書かれた論説である。そのような賢者に多言は要しない。いや賢者でなくても、経常経費の調達方法が検討された第4章を顧みれば、臨時的経費に関する改革案がどのような内容のものであるかは、おおよそ分かる。すなわち、その提案の骨子は、次のようであると理解できる。まず、臨時的経費300万ポンドは、経常経費における場合と同様に、財産への課税と労働への課税とによって調達される。その場合、税負担は財産と労働との間で、双方の価値の大きさに相応して約3対5の割合で配分される。次に、財産への課税は、土地・家屋・家畜・家財道具への課税からなる。税負担はこれら4種類の財産の間で、それぞれの収益の大きさに応じて比例的に配分される。さらに労働への課税は、人頭税と内国消費税からなる。こうして、新たな臨時的経費(=戦費)の調達方法は、次のように表示することができる。

## 税制改革案 (B): 臨時的経費 300 万ポンドの調達方法 (単位:ポンド)

(i) 国民の財産への課税……112万5,000

土地……64万1,250

家屋……13万5,000

家畜……16万2,000

家財道具……18万

(ii) 国民の労働への課税(人頭税・内国消費税)……187万5,000

この戦費調達を目的とする税制改革は、極めて革新的である。この改革案が実施されれば、戦費に充てられる税収入が、現行の方法よりもかなり多く獲得されるであろう。政府は現下の戦争に必要な経費を、月割査定税で調達していた。すなわち、(i)36カ月月割査定税により、1664年クリスマス以降の3年間に月額6万8,819ポンド、(ii)24カ月月割査定税により、1665年クリスマス以降の2年間に月額5万2,083ポンドをそれぞれ徴収して、当の経費を賄おうとしていた。。この戦争は、1667年7月に終結した。すなわち、双方の月割査定税が期限を迎える1667年のクリスマスよりも前に終結した。したがって、これらの租税がその有効期限まで厳格に徴収されて、当初の見積もりどおりに税収入が十分に確保されることは、恐らくなかった。そのことを承知したうえで、双方の査定税が期限まで厳格に徴収されて、税収入が見積もりどおりに獲得されたと仮定しよう。そうすれば、双方によってもたらされたと推定される税収入総額は、約373万2,500ポンドである。この推定値373万2,500ポンドは3年間に徴収された税収入総額であるから、1年当たりの収入は約124万4,000ポンドである。こうして、この最大限に見積もった場合の推定値でさえ、ペテイの改革案における見積り額300万ポンドよりも遙かに少ないことが、明らかである。

ペティの提案が実行されれば、地主の税負担はかなり軽減されるであろう。現在彼らは戦費調

達のために、最大限に見積もった場合、1年当たり約124万4,000ポンドの査定税を課せられている。当の提案によれば、戦費を調達するために、土地に課せられる税負担は1年間に64万1,250ポンドにすぎない。地主が土地以外の財産への課税や内国消費税を支払うとしても、彼らの税負担はかなり軽減されるであろう。ところがこの提案が実行されれば、労働者はこれまで課税をほぼ全面的に免れていたから、初めて積極的に税の重荷を背負うことになる。しかも彼らは国民の半数を占めているから、従来の地主に代わつて税負担の中心軸を支えることになる。当の改革案の眼目は実際のところ、国民の半数を占める労働者が積極的に税負担に参加することを促すという点にある。この提案が究極の目標とする軍事力の大幅な強化は、大衆課税が導入されて初めて実現されるからである。ペティはこの点に触れて、次のように述べている。「彼ら[=労働者]は国王が現在より2倍大きい軍隊(Forces)を維持することを可能にするであろう。現在多くのかなり好意的な人々[=地主]が[戦費の調達にさいして政府の]怠慢や誤りを通じてそれぞれ受けている苦痛よりも、概してより大きな苦痛を受けることなく、それを可能にするであろう」(21)、と。

この改革により、労働者は1年間に経常経費62万5,000ポンド、臨時的経費187万5,000ポン ドを支払うことを義務づけられる。これら双方の経費を支払った場合、税負担率(=納税額250 万ポンド÷収入 2,500 万ポンド)は 10%で,資産階級(地主など)の負担率(=納税額 150 万ポ ンド÷収入1,500万ポンド)と同率である220。このような数値で判断する限り、この提案はすべ ての国民にとって公平であるように思える。しかしながら,財産の賃貸から生じる収益(地代な ど)に対する課税と、労働によって獲得される収入(賃金)に対する課税とを、同質のものと見 なすことはできない。前者と後者とでは事情が異なるといわねばならない。ペティは,財産と労 働とは「富」として本質的に同質ものであるという理解にもとづき、双方を税源として同質のも のであると見なしている。ところが、そのペティ自身の推定によれば、彼の提案が実施されて、 労働者に対する課税が導入された場合,彼らに課せられる負担は決して軽くはない。ペティはこ の点について、労働者(labouring men)は自らに課せられる、負担率10%の租税を支払うた めに、消費支出を $\frac{1}{20}$ 減らし、労働時間を $\frac{1}{20}$ 増やさなければならなくなる、と述べている $^{(23)}$ 。 すなわち,一方で金曜日の夜に断食をして食事の量を減らし,他方で昼の休憩時間を 30 分短縮 して、10時間の労働日(1日の労働時間)を30分延長しなければならない、というのである。 これが対オランダ戦争時だけの要求であるとはいえ、労働者に対してやや過酷な勤倹質素の生活 を強いるものであることは、否めない。

『賢者』は 1665 年に執筆され、その原稿が幾人かの人々の間で回覧されて読まれた。ペティは 王立協会の中心メンバーであったから、恐らく高名な知識人や有力な為政者によって、広く読ま れたであろうと思える。国王チャールズ二世とヨーク公(後のジェームズ二世)によって読まれ た可能性さえ、あながち否定できない。しかしながら、これらの事柄は推測の域を出ない。とこ ろが、ペティの当の論説が政府の政策にどのような影響をも与えなかったということは、確かで ある。当時の財政政策に、彼の提案が影響を与えたと思えるどのような痕跡をも、見出すことはできないからである。実際のところ、この国の政府は財政難に陥りながらも、どのような改革をも図ることなく戦争を続けて、最終的に完全な敗北を喫した。ペティの提案を採用していたら、戦局を有利に導いて勝利を摑んでいたであろうか。そのようなことは、むろん分からない。それはともかく、当の戦争が終結するに至るまでの経緯をざっと見ておこう。

『賢者』の執筆後、1666年初夏に英蘭戦争は再開された。6月1日に開始された四日間海戦 (Four Days Fight)である。この海戦は開始前から,イギリスにとって形勢が不利であること が明らかであった。その年の1月にオランダは、フランスおよびデンマークと同盟を結んでいた からである。結局, アルベマール公爵 (George Monck, first Duke of Albemale, 1608-70) が 率いる主力艦隊は、戦力も戦術も優っていたデ・ロイテル提督 (Michiel Adriaanszoon de Ruyter, 1607-76) の率いる敵の艦隊と血みどろの戦いをおこなって惨敗した。 この敗北により, 国民はひどい屈辱を味わっただけではない。オランダとフランスの艦隊により、いつ侵略される かも知れないという脅威に晒されることになった。この海戦での惨敗により、この国は海軍力の 半分を失っていたからである。そのために政府は海軍の再生に全力を尽くし、その甲斐があって 7月末までに、オランダの大艦隊に匹敵する位の軍艦を揃えることができた。こうして1年間の 休戦の後, 戦闘が再開された。双方の艦隊が北海海上で向き合って接近し, 1666年7月25日に 交戦を始めた。イギリス軍はこのセント・ジェームズの海戦(St. James Day Fight)で大いに 奮闘して,勝利を収めることができた。ところが,この国はその勝利の喜びがまだ覚めないうち に、またしても不慮の災難に見舞われた。1666年9月2日にロンドン橋付近から出火して、こ の都市を4日4晩焼き尽くしたロンドン大火(Great Fire of London)の発生である。この災 厄により、国民は意気消沈して戦意を削がれた。新たな戦いを始めることは、とうてい困難であ るように見えた。そこで国王チャールズはその年の暮までに、和睦を図る方針を固めた。しかし その後,和平交渉は一向に進展しなかった。そのために国王は,この宙ぶらりんの状態を休戦と 判断し、1667年5月に軍艦を繋船して水兵を解雇するように命じた。ところが、オランダは果 敢な態度に出た。ヤン・デ・ウィットはこの緊張が緩んだ状態を襲撃の好機と捉えた。彼は早急 に全国会議を召集して、「凄いこと」をやろうと決議した。この国の大艦隊はその決議に従って、 6月にイギリス海軍への総攻撃を敢行した。その大艦隊はしばらくテムズ川河口に投錨した後, 12 日にメドウェイ川を渡って、イギリス海軍のチャタム軍港を一斉に砲撃した。イギリス軍は 無防備の状態に置かれていたので,その攻撃に対して為す術はなかった。主力艦は次々と焼き払 われ、この国が誇っていたロイヤル・チャールズ号は難なく捕獲された。この惨敗のニュースを 耳にして、怒り狂ったロンドンの群衆は、国王の首席閣僚エドワード・ハイド(Edward Hyde, 1st Earl of Clalendon, 1609-74) の館を襲撃した<sup>(24)</sup>。こうして結局, 1667 年 7 月 21 日にブレ ダ条約(Peace of Breda)が結ばれて、第二次英蘭戦争は終結した。

以上、ペティが『賢者』で展開した税制改革論を、その史的背景に照らしながら、さまざまな

角度から多面的に検討した。その結果、この論説は要するに、戦費調達を主目的とする税制改革 を提案した論説であることが、明らかになった。そこで最後に、その税制改革論を少し幅広い思 想史的視野のなかに収めながら、それが財政思想史の大きな流れのなかで持つ意義や意味を明ら かにしておきたい。

まず、戦費調達を主な目的とするこの改革案の根底には、戦争の勝敗を決する要因は貨幣であるという考えが、横たわっている。キケロの格言に「貨幣は戦争の活力」というのが、コルベールの言葉に「財政は戦争の生命の活力」というのがある。これらの言説が意味するところは、戦争の勝敗を左右する決定的な要因は、戦争の遂行に必要な軍資金を獲得する能力の程度や差にある、というものである(25)。ペティはこのような言説と歩調を合わせながら、戦費を効率的に調達して、眼前の戦争を勝利に導くことができる方法を掲げたといえる。彼はこの戦力の根源に関する見解において、次のようなベーコンの言説とは対極に立っている。ベーコンは武勇の精神を強調しながら、次のように述べているからである。「城壁を巡らした都市、蓄えのある兵器庫・武器庫、立派な血統の馬、戦車、象、軍需品、大砲などは、国民の血筋や性向が勇敢で戦闘的でなければ、すべてがライオンの皮を被った羊にすぎない。いやそればかりか、軍隊の数(それ自体)は、国民の勇気が乏しい場合には、さほど重要ではない」(26)。

次に、ペティの税制改革案は漠然とながらも、「財政・軍事国家」(fiscal-military state)の構想を胚胎している。「財政・軍事国家」とはJ・ブルーアが案出した用語で、一言で要約すれば、効率的な行政・財政機構を備えていて、巨額の戦費を調達することが可能な近代国家の意である。ブルーアによれば、「財政・軍事国家」は 17 世紀末以降にイギリスにおいて初めて誕生した。この国は初期ステュアート朝の時代には、ヨーロッパ世界で軍事的異彩を放ったことはなかった。ところが、17 世紀末から 18 世紀前半に至る間に「軍事の神童」(military Wunderkind)として急速に頭角を現した。その原因は、この国が巨額の戦費でさえ比較的容易に調達できる「財政・軍事国家」に成長したからである。そのような近代国家として、イギリスは列強が覇権を争う舞台に華々しく登場したのであった。②

もっとも、ブルーアによる「財政・軍事国家」の定義は、さほど明確ではない<sup>(28)</sup>。したがって、ペティの税制改革案に「財政・軍事国家」の着想があるといっても、そのような解釈を綿密に論証することはできない。けれども、ペティが17世紀に提案した税制改革案と18世紀にイギリスで誕生した「財政・軍事国家」との間に、少なからぬ思想史的関連があると理解できるのである。すなわち、彼の改革案に「財政・軍事国家」の構想が抱懐されていると理解できるのである。その理由は、キケロの格言に影響を受けながら、国力強化を促す決定的な要因を、政府の戦費調達能力に見出しているという点において、「財政・軍事国家」とペティの改革案とは軌を一にしているからである。しかも、その戦費調達能力を強化する具体策を、国家財政システムの改革に見出している点で、双方の立場は共通しているからである。双方が明確に異なる点は、財政システムの改革の内容だけである。17世紀末以降における「財政・軍事国家」の形成にさいし

ては、あたかもペティの提案に従っているかのように、多額の戦費を調達して、国力の強化を図るために、大衆課税(内国消費税)の大幅な導入を眼目とする税制改革が進められた。しかしながらここでは、ペテイの提案とは異なり、戦費は直接的に租税によってではなく、改革された租税制度を基盤にして確立された公債制度の運用を通じて調達された。

しかしながら、このペティと「財政・軍事国家」との思想史的繋がりについては、もう少し踏み込んで検討を加えておく必要がある。イギリスは18世紀中頃までに、永久債と永久税を導入して公信用制度を確立し、この効率的な財政機構にもとづいて、巨額の戦費でさえ比較的容易に調達できる「財政・軍事国家」に成長した。すなわち、大規模の長期戦でさえさほど難なく戦うことができる強国となった。そのために、17世紀末より相次いでおこなっていた対仏戦争を、優勢に戦うことができるようになった。そればかりか、18世紀後半に入っておこなわれた七年戦争(Seven Years' War、1756-63)で決定的な勝利を収めて、世界の経済的至上権を掌握する覇権国になった。

ところが、ペティの税制改革案が意図することころは、「財政・軍事国家」を形成したイギリス政府のそれとは著しく異なる。確かに、戦費調達を主眼とするその改革案は、対オランダ戦争を勝利に導くことを直接的な目的にしている。しかしながら、ペティは決して好戦的な戦争推進論者ではない。彼は『租税貢納論』で倹約財政の立場から、健全財政を害する最たる原因として戦争を挙げている。他国に対して先制攻撃を加える「攻撃的対外戦争」(Offensive Forreign War)は絶対的に、海外から攻撃を受けて始められる「防衛戦争」(Defensive War)は可能な限り回避されるべきである、と述べている(29)。彼は、18世紀に「財政・軍事国家」を確立した政府のように、この国が列強との戦争に勝利して覇権国となることを目的にして、税制改革案を掲げたのではない。そのような目的を遂げるためには、他国に対して「攻撃的対外戦争」を仕掛けねばならないであろう。そのような戦争を勝ち抜くことなく、世界の経済的至上権を掌握することはできないからである。

ペティは『租税貢納論』で雇用拡大政策を奨励している(30)。経済力・国力が強化されるためには、多くの人々が生産活動に従事して、交易が発達しなければならないと考えたからである。ところが彼の見解によれば、生産活動の拡大と交易の発達とには自ずから限度がある。彼は『賢者』の末尾でやや唐突に、次のように述べている。「われわれは何時、この偉大な勤労活動[=生産活動]を止めるべきであろうか。私は次のように応える。われわれが等差比例と等比比例との双方において、どの近隣諸国よりも確かにより多くの(たとえ僅かでも)貨幣を持っているときである。(すなわち)われわれのもとに、より長年の余分の蓄えと、より多くの当面の財産があるときである」(31)、と。すなわち、この国の交易がこれから著しく発達して、国民が近隣諸国の人々よりも多くの財産を形成して富裕になったとき、この国での生産活動は停止して然るべきであるというのである。要するに、経済力・国力は交易の発達を通じて強化されるべきであるけれども、その発達と強化には自ずから限度があるというのである。この叙述は敷衍すれば、この国

が商業的至上権を獲得して、国際市場を独占的に支配する覇権国になることに異を唱えるものであるといえる。また少し深読みすれば、諸国家間に生じた富裕の格差と経済的利害対立という深刻な状態から脱却する路を指し示した見解である、と解することもできる。そうであるとすれば、彼の税制改革案に「財政・軍事国家」の着想が窺えるとしても、この着想は、この国が政治力・軍事力を強化して覇権国となることを目標とする政策的立場から抱かれたものではない、といえる。交易の発達と貨幣の蓄えと財産の形成とには限度があるという見解と、経済的至上権を掌握して、永久的な経済的繁栄と莫大な富の蓄積とを追求する政策的立場とは、互いに相容れないからである。確かに、ペティの戦費調達を主眼とする税制改革案は、「財政・軍事国家」を彷彿とさせる。しかしながら、その提案は決して領土膨張主義や好戦的愛国主義の思想に傾倒して掲げられたのではない。この戦費調達を主目的とする改革案は、現下の最強国との戦争から国民の生命と財産の安全を守るためにのみ、掲げられたのであった。

- (1) J. R. Jones ed., *The Restored Monarchy 1660–1688*, London and Basingstoke: Macmillan Press, 1979, p. 5.
- (2) Cf. Jonathan I. Israel, The Dutch Republic: Its Rise, Greatness, and Fall 1477-1806, Oxford: Oxford Univ. Press, 1995, paperback with corrections, 1998, Ch. 29, 30. 大塚久雄「オランダ型貿易国家の生成」(大塚久雄・高橋幸八郎・松田智雄編著『西洋経済史講座』IV, 岩波書店, 1960年, 所収),参照。
- (3) Cf. Ogg, op. cit., Vol. I, pp. 221–22, pp. 226–27; E. Lipson, The Economic History of England, London: Adam and Charles Black, 1931, 6th ed. 1956, rpt. 1971, Vol. II, pp. 169ff., p. 276; David Maland, Europe in the Seventeenth Century, London and Basingstocke: Macmillan Education, 1966, 2nd ed., 1983, pp. 243–44.
- (4) Cf. Joan Thirsk and J. P. Cooper ed., Seventeenth-Century Economic Documents, Oxford: Oxford Univ. Press, 1972, pp. 502–503; Lipson, op. cit., Vol. III, pp. 121–22; Chares Wilson, Profit and Power: A Study of England and the Dutch Wars, London, New York and Tronto: Longmans, Green and Co, 1957, pp. 57–8. 大塚,前掲論文,330頁,参照。
- (5) Cf. Wilson, op. cit., pp. 64-5, pp. 68-73; Israel, op. cit., pp. 716-17; Herbert H. Rowen, John de Witt, Grand Pensionary of Holland, 1625-1672, Princeton, New Jersey: Princeton Univ. Press, 1978, p. 447.
- (6) Sir George Clark, *The Later Stuarts*, 1660–1714, Oxford: Oxford Univ. Press, 1934, 2nd ed. 1956, rpt. 1976, p. 63
- (7) Wilson, op. cit., preface.
- (8) 第二次英蘭戦争については、主に次の文献を参照。Leopold Von Ranke, A History of England: Principally in the Seventeenth Century, Oxford: Oxford Univ. Press, 1875, Vol. III, Bk. XV, Ch. I; Alfred Thayer Mahan, The Influence of Sea Power upon History 1660–1783, Boston: Little, Brown and Com., 1890, rpt. 1918, Ch. II; Keith Feiling, British Foreign Policy 1660–1672, London: Macmillan, 1930, Ch. III, IV; Ogg, op. cit., Vol. I, Ch. VIII; J. Williamson, A Short History of British Expansion, London: Macmillan, 1922, 3rd. ed., rpt. 1959, Vol. I, Ch. IX; J. R. Jones, Country and Court: England 1658–1714, London: Edward Arnold, 1978, Ch. 5; do., The Anglo-Dutch Wars of the Seventeenth Century, London and New York: Longman, 1996, Ch. 7; George Childs Kohn ed., Dictionary of Wars, New York: Checkmark Books, 1986, 3rd. ed. 2007 [ジョージ・C・コーン (鈴木主税訳)

『世界戦争事典』河出書房新社,1998年].

- (9) Pepys, op. cit., Vol. V, p. 137. 邦訳, 第5巻, 176頁。
- (10) Cf. Don Jordan, *The Kings's City: London under Charles II*, London: Abacus, 2018, pp. 194–95. ペティは、ペスト大流行により多大な経済的損失が生じたと考えた。彼は『賢者』で、「通常の[死亡]数を越えて、疫病(Plague)で死亡する 10 万人の人々は、この王国にとってほぼ 700 万ポンドの損失である」(William Petty, *Verbum Sapienti*, in Hull ed., *op. cit.*, Vol. I, p. 109, ペティ[大内兵衛・松川七郎訳]『賢者には一言をもって足る』岩波書店、1952 年、178 頁)、と述べている(Cf. A. Lloyd Moote and Dorothy C. Moote, *The Great Plague: The Story of London's Most Deadly Year*, Baltimore & London: John Hopkins Univ. Press, 2004, pp. 162–63)。
- (11) Petty, Verbum Sapienti, op. cit., p. 103. 邦訳, 168 頁。なお, 『賢者』には新訳がある。大倉正雄「翻訳 ウィリアム・ペティ『賢者には一言をもって足る』: 翻訳と解題」(『拓殖大学論集(政治・経済・法律研究)』(311), 第 21 巻第 1 号, 2018 年, 掲載), 参照。
- (12) Cf. Petty, Treatise of Taxes & Contributions, op. cit., Ch. 4. 邦訳, 第 4 章。
- (13) Cf. Chandaman, op. cit., Ch. 4.
- (14) Petty, Verbum Sapienti, op. cit., p. 103. 邦訳, 168 頁。
- (15) Do., Treatise of Taxes & Contributions, op. cit., p. 91. 邦訳, 157 頁。
- (16) 船舶と貨幣(金銀鋳貨)には課税されない。
- (17) Do., Verbum Sapienti, op. cit., p. 117. 邦訳, 189 頁。
- (18) Ibid., p. 116. 邦訳, 188 頁。
- (19) *Ibid.* 邦訳, 同上。この叙述は、ヤン・デ・ウィットが豪語した「オランダの港でまだ見たこともない最高の[オランダ]艦隊」(Ogg, op. cit., Vol. I, p. 298) という言辞を皮肉ったものである、と思える。
- (20) Cf. Chandaman, op. cit., p. 157.
- (21) Petty, Verbum Sapienti, op. cit., p. 113. 邦訳, 184 頁。
- (22) ただし、資産階級は実際には、内国消費税と人頭税をも支払うから、税負担率はもう少し高くなるであろう。
- (23) Cf. ibid., p. 110. 邦訳, 179 頁。
- (24) Cf. Margarette Lincoln, *London and the 17th Century: The Making of the World's Greatest City*, New Haven and London: Yale Univ. Press, 2021, pp. 213–14.
- (25) Vgl. Heckscher, *Merkantilismus*, a.a.O., Zweiter Band, S. 7; *Mercantilism*, op. cit., Vol. Two, p. 17.
- (26) Francis Bacon, *The Essayes or Counsels, Civill and Morall,* London, 1625, in J. Spedding, R. L. Ellis and D. D. Heath ed., *The Works of Francis Bacon,* Vol. VI, London: Longman, 1861, rpt. Friedricn Frommann Verlag, 1963, p. 445. ベーコン(成田成寿訳)『随想集』(世界の名著・20)中央公論社, 1970 年, 152 頁。
- (27) Cf. John Brewer, *The Sinews of Power: War, Money and the English State, 1688–1783,* London & Boston: Unwin Hyman, 1989. なお、ペティと「財政・軍事国家」との関係に触れた文献として、cf. Goodacre, *op. cit.*, Ch. 3.
- (28) John Brewer., "The Eighteenth-Century British State", in Lawrence Stone ed., *An Imperial State at War: Britain from 1689–1815*, London and New York: Routledge, 1994.
- (29) Cf. Petty, Treatise of Taxes & Contributions, op. cit., pp. 21-2. 邦訳, 42-3 頁。
- (30) Cf. ibid., p. 31. 邦訳, 57-8 頁。
- (31) Do., Verbum Sapienti, op. cit., p. 119. 邦訳, 193-94 頁。

# 第 10 章 戦費調達論の系譜 — 17 世紀から 20 世紀へ —

ペティの『賢者』は戦費調達論の書物であった。今日では、戦費調達をテーマとする経済論説は馴染みがないかも知れない。実際のところ、ケインズが1940年2月に刊行した『戦費調達論』(How to pay for the War) 以外に、これを正面のテーマに掲げて議論した論説が20世紀以降に刊行されているのかどうか、寡聞にして知らない。少なくともケインズの論説のように、広く読まれてベストセラーになった戦費調達論の書物は見られない。ところが、17世紀末の名誉革命以降のほぼ1世紀間には、戦費調達は経済論説の主要なテーマの一つとなっていた。比較的多くの論客により、政府の政策と直説的・間接的に関係する、戦費調達論の書物が刊行された。王政復古期に執筆された『賢者』の戦費調達論は、このような学史的潮流の嚆矢となった書物だったのである。そこでここでは、ペティの当の論説が持つ学説史的位置と意義とを把握するために、彼よりも後の人物によって展開された戦費調達論の系譜を辿っておきたい。

チャールズ・ダヴナント (Charles Davenant, 1656-1714) は 1695 年に『戦費調達論』(An Essay upon Ways and Means of Supplying the War) を刊行した。彼はこの論説でペティの 『賢者』と同様に,戦費調達を主要なテーマとして採り上げた。しかも,その検討にさいしては, ペティが創始した政治算術を分析的方法として積極的に採用した。彼は1689年に刊行した『公 収入・交易論』(Discourses on the Publick Revenues, and on the Trade of England) で,「政 治算術とは、統治に関する事柄を数字によって推論する技法のことである。……この技法をとり わけ収入と交易の対象「領域」に適用したのは、サー・ウィリアム・ペティが始めたのが最初で ある」(\*\*)、と記している。こうしてダヴナントは、論説の主題だけではなく分析的方法において も、ペティの『賢者』を継承した人物であった。彼が『戦費調達論』を執筆しているとき、新国 王ウィリアム三世(William III, 1650-1702) を迎えたイギリスは, フランスと九年戦争(Nine Year's War, 1689-97) を戦っていた。そのとき政権を握っていたのはウィッグ派ジャントウ内 閣で、その閣僚(大蔵卿)チャールズ・モンタギュー(Charles Montagu, 1st Earl of Halifax, 1661-1715)が財政政策を担当していた。モンタギューは当面の対仏戦争を遂行するのに必要な 戦費を、赤字財政政策にもとづき公債を発行することを通じて調達していた。しかも、この大臣 は公債の採用に極めて積極的で、旧来の短期債(割符)に加えて、新たに長期・無期債(トンチ ン式年金公債,終身年金公債,富籤公債,イングランド銀行からの借入れ)を導入していた。こ のような長期公債の積極的導入を基本に据えた、国家財政システムの抜本的改革が、P・G・M・ ディクソンにより「財政革命」(Financial Revolution)と呼ばれていることは,周知に属す る<sup>(2)</sup>。

ダヴナントが『戦費調達論』の執筆を思い立ったとき、政府が採用していたのは、このような 赤字財政の政策的立場にもとづく戦費調達方法であった。彼はこの公債による調達方法を、「た だ一つの短期の[戦争の]必要に応じるには妥当な手段であるかも知れないが,大規模な長期の戦争を遂行するのに相応しい方法(Ways and Means)ではない」<sup>(3)</sup> として,退けた。その主な理由はこうである。公債による調達方法は,政府に利子返済の義務を負わせる。現行の方法では,公債の発行に必要な公債費(利払い金)は,主に地租と関税によって調達されている。そのために公債の発行は,双方の租税を支払っている地主と外国貿易商人にとって重圧になっている。利子返済の負担は実際のところ政府ではなく,実質的な債務者である地主と外国貿易商人が背負っている。したがって,現行の公債による調達方法が長期に及んで濫用された場合には,地主と外国貿易商人は税負担の重圧によって破滅するという事態が生じるに相違ない。実際のところ,すでに17世紀末には,地租の重圧に耐えかねて土地財産を手放す中小地主が現れていた。

ダヴナントは健全財政の立場から、現行の方法への代案として租税による調達方法を提案した。 すなわち、内国消費税や人頭税のような大衆課税の大幅な導入によって、戦費を調達すべきであ るという提案である。ここで採用が要請されている内国消費税と人頭税は、地租や関税のように 一部特定の階級にではなく、広範な諸階級に幅広く課せられる租税 (=大衆課税) である。した がって彼によれば、このような租税による調達は、戦費負担が多くの国民の間で比較的均等に配 分されるから、公平な方法である。彼は租税のなかでも、とくに内国消費税を積極的に導入すべ きであると,次のように力説している。「内国消費税(excises)は長期の戦争において,政府を 支える最も妥当な[調達]方法であると思える。なぜなら、内国消費税は国民全体に公平にかかり、 しかも公共の膨大な要求に見合った巨額の収入をもたらす租税だからである」(4)、と。すなわち 内国消費税は、下層階級をも含むすべての国民に幅広く課せられる租税であるから公平であるば かりでなく、多額の税収入をもたらすから効率的でもある、というのである。彼は内国消費税の 積極的導入により、とりわけ「金貸し業者、法律家、国内取引商人、小売商人」 のような貨幣 所有階級(金持ち)に対して、戦費負担の重荷を背負わせることを目論んだ。その理由はこうで ある。一方で、これらの新興の富裕階級は公債権者(公債利子の取得者)として、政府の赤字財 政政策により大きな利益を収めている。ところが他方で、彼らは直接税(元来総合収益税であっ た月割査定税とチューダー補助税)の網を巧に潜り抜けて、国費負担を逃れているからである。 しかも、この新興の金持ち階級のなかには、赤字政策のために導入された地租の重圧が原因で没 落した中小地主の土地を、買収する者がいた。いずれにせよ、ダヴナントは健全財政の立場から、 主に内国消費税の積極的導入による戦費調達を提案したのであった。ところが、彼によって讃美 された内国消費税(生活必需品課税)は、国民大衆の生活を圧迫する逆進税として、やがて激し い議論の対象となった。

マラキ・ポッスルスウェイト(Malachy Postlethwayt, c. 1717-67)は 1757 年に刊行した『グレイト・ブリテンの真の制度』(Great-Britain's True System) — 以下,『真の制度』と略 称 — で戦費調達論を展開した。この著書が刊行された年は,イギリスが七年戦争に突入した翌年に当たる。この戦争は,名誉革命以降におこなわれた,フランスとの 4 回目の覇権戦争であっ

た。また、ウォルポール時代(1721~42年)に「財政・軍事国家」として成長したイギリスが、最初に戦った大規模な長期戦であった。この国はそのような戦費調達能力に秀でた強国として、この対仏戦争を優勢に戦うことができた。ところが他方で、名誉革命以降、半世紀以上に及んで推進されてきた赤字財政政策はこの頃、行き詰まりの状態に陥って綻びを露呈し始めていた。ポッスルスウェイトの当の著書は、そのような事態を深刻に受け止めながら、それを打開する方策を提案したものである。

革命以降に始まった赤字財政政策は、その後 18 世紀に入ってからいっそう積極的に推進され た。アン女王が即位した1702年に、この国が参戦したスペイン継承戦争(War of the Spanish Succession, 1701-13) は、赤字政策によって戦費を調達することにより遂行された。しかしな がら、この時期には従来の財政政策を継承しながらも、財政システムにおいて二つの大きな変革 がおこなわれた。大蔵卿ゴドルフィンは、九年戦争が原因で累積した短期債を速やかに返済する 義務から逃れるために、その未償還の短期債を長期債に転換するという巧妙な策を講じた。また、 地租を柱とする旧来の租税制度を、内国消費税を基軸とする新制度に改変した。赤字政策のもと で、租税制度は公債制度の一僕として、公債元利の返済基金を供給する役割を担っていた。この 直接税から間接税への税制の基軸の改変は、公債元利の返済基金を十分に確保して、赤字政策を 安定した軌道に乗せるためにおこなわれたのであった。ジョージ―世が即位した 1714 年以降, 平和が25年間ほど続いた。そこで、スタナップ内閣とスタナップ=サンダーランド内閣は赤字 財政の政策的立場を継承しながら、二つの対仏戦争がもたらした累積債務に起因する財政危機を 脱する改革を推進した。まず、1716年に「減債基金」(Sinking Fund)を創設した。これは未 償還の旧債 5,000 万ポンドの元金と利子との返済を目的とする制度で、低利借換え (Conversion)による債務負担の節約が、三大基金(「南海」・「総合」・「一般」の諸基金)に生み出す剰 余を基にして創設された。また、赤字財政の政策的立場を徹底しながら、一方で長期債を無期債 化し、他方で「基金制度」(Funding System)を確立した。前者は、1720年における「南海企 画」(South Sea Scheme) の実施を通じておこなわれた。この企画により,長・中期年金公債 のような非償還債(irredeemable debts)は、富籤公債のような償還債(redeemable debts) とともに南海株式に転嫁されて無期債となった。その結果、ほとんどの公債は、利子だけが支払 われて、元利の返済は確定された期日に履行されるのではなく、政府の自由意思に委ねられる無 期債(=償還債)となった。後者は,分散していた諸基金を,一つの大きな永久基金として統合 しようとする試みであった。1711年に創られていた「南海基金」に続いて,1714年に「総合基 金」,1716 年に「一般基金」が設立された。1721 年には,ウォルポール(Robert Walpole, 1st Earl of Orford, 1676-1745) が政権の座に就き、首相として君臨した。彼は前内閣のもとで形成 された、永久債と永久基金(統合基金に繰り入れられた永久税)とを柱とする公信用システムを 発展させる政策を推進した。まず,永久債のための永久基金を拡充するために,内国消費税の大 幅な導入を図った。内国消費税は,豊富な税収入をもたらす大衆課税であり,永久基金に収入を 補給できる確定税 (=永久税) だったからである。また、公債の利子率を引き下げて債務負担を 軽減し、その節約分を減債基金に補給した。ところが、減債基金は旧債の償還という元来の目的 ではなく、新債を起債するための基金として流用された<sup>(6)</sup>。

名誉革命以降、一連の対仏戦争を遂行するために、この国では一貫して赤字財政政策が採用さ れた。また、その政策が推進される過程において、さまざまな財政上の改革が企てられた。その ために 18 世紀後半に入った頃には、高度で精巧な公信用システムが創設され、そのシステムに もとづいて巨額の戦費が効率的に調達されるようになっていた。しかしながら、この優れたシス テムにもとづく有効で強力な政策にも、それが借入れに依拠する赤字政策である限りにおいて、 アキレス腱があった。言うまでもなく,借金には不可避的に返済が伴う。この財政政策において も、抱えられた債務には、償還の保証が伴わねばならない。頻繁な起債によって累積した債務が、 償還される見込みもなく膨張を続ければ、この政策はいずれ破綻するであろう。しかるに実際の ところ、この政策により17世紀末に累積した債務は、18世紀に入っても償還されることなく累 積して膨張した。戦争が相次いでおこなわれたことから、戦費を調達するために起債が頻繁にお こなわれ、累積債務が十分に償還されるまえに、新規起債がおこなわれるという異常な状態が続 いたからである。九年戦争が終結してリズウィック条約が結ばれた 1697 年における,累積債務 総額は 1,670 万ポンドであった。その累積債務はその後膨張を続け、スペイン継承戦争が終結し た 1713 年には 3,470 万ポンド、オーストラリア継承戦争が終結した 1748 年には 7,610 万ポンド に膨らんだ。こうして累積債務は,戦争がしばらく回避されて幾分か減少したウォルポールの平 和期(1721 年:5,490 万ポンド / 1742 年:5,130 万ポンド)を除いて、増加の一途を辿った<sup>©</sup>。 デイヴィッド・ヒュームは 1757 年に刊行した『政治論集』(Political Discourses) で、巨額の 累積債務(7,690 万ポンド)を目の当たりにし、それがさらに膨張し続けてた場合に迎える悲惨 な結末を予測しながら、「国民が公信用を破壊しなければならないか、それとも公信用が国民を 破壊するであろうか」®,と述べた。

ポッスルスウェイトの『真の制度』は、ヒュームの『政治論集』と同じ年に刊行された。この書物は長い序文と14の章とからなる、この時代の経済論説としてはやや分厚い書物である。その「序」において、この論説が執筆された目的や意図が明確に記されている。それによれば、本書はフランスとの現下の「戦争を見事な勝利に終わらせる」ための、「経費を年内に調達する」<sup>(9)</sup> 方法を提案したものである。すなわち、七年戦争の遂行に必要な戦費を、健全財政(=年内経費支弁)の政策的立場から調達する、新しい方法を掲げた書物である。彼によれば、革命以降の対仏戦争が、この国にもたらした利益はひじょうに小さいけれども、この戦争に費やされた「血と財宝」<sup>(10)</sup> の量は莫大であった。そのような不都合な事態を招いた主な原因は、この戦争を遂行するために採用された旧来の戦費調達方法にある。これに代えて新しい方法が採用されなければ、この戦争は半永久的に繰り返されて、「最終的にはこの国を虚弱にし、住民を破壊し、国制を覆すに相違ない」<sup>(11)</sup>。このような理由により、彼は新たな方法を提案したのである。本論では、戦

争の「経費を年内に調達することの必要性と実行可能性を証明して」<sup>(12)</sup>、そのような堅実な調達方法が具体的に提案されている。その論述の具体的な内容は、旧来の赤字政策のもとづく戦費調達方法を批判的に検討した部分と、それに代わる新たな方法を提案した部分とから成る。その詳細は、次のとおりである。

本書が刊行された 1757 年には、ピット = ニューカースル内閣が成立した。現下の七年戦争をやがて勝利に導くことになる闘将ピット(William Pitt, 1st Earl of Chatham, 1708-78)が、実権を握った。けれどもその頃、この国は当の戦争においてまだ劣勢にあった。ピットがその秀でた統率力を発揮するようになるのは、この国がプロシアと同盟を結んだ 1758 年 4 月以降に至ってからであった。しかも、その戦争に必要な経費を調達するのに、政府は依然として、起債と増税と利下げを繰り返すマンネリ化した方法を採用していた。そこで、ポッスルスウェイトはまず、この旧来の調達方法の批判的分析から論述を始めている。

彼の危惧するところによれば、現下の戦争に必要な経費が「借入れと [税収入の] 基金への繰入れ(Borrowing and Funding)という通常の方法」 で調達されるならば、多くの国民が破滅的な影響を受けることになるであろう。累積債務は現下の戦争により、先の(オーストリア継承)戦争における場合と同様に、約3,000万ポンドほど膨張するであろう。ところが対仏戦争は、現行の調達方法では決定的な勝利に導かれることはないから、10年から12年の休戦を経た後に再開されるであろう。その新たな戦争により、さらに約3,000万ポンドほど膨張するであろう。このようにして、今後50年間に3回ほど戦争が繰り返されて、累積債務総額は1億7,000万ポンドにまで膨張するであろう (44)。ところが、そのような巨額の累積債務をもたらす赤字政策の積極的な推進は、さまざまな諸階級に対して極めて深刻な影響をもたらすに相違ない。

まず、赤字政策による累積債務は、公債権者(Creditors)にとって不都合な事態である。債務が 1 億 7,000 万ポンドにまで累積したとき、公債利子率が現行の 3%であると仮定した場合、公債権者に支払われる利子総額は 510 万ポンド(=1 億 7,000 万ポンド×3%)となる。ところが、年間 510 万ポンドもの公債費(= 利払い金)は、実質的な債務者である国民(納税者)にとって、負担が大きすぎる。そのために政府は公債費の削減を余儀なくされて、利子率を 2%に引き下げるであろう。その場合には、公債費は 340 万ポンドにまで軽減される。ところが、この利下げによる債務負担の削減が、公債権者にとって不利益であることはいうまでもない。その場合、彼らの公債利子(=年金)収入は、1 年当たり総額 170 万ポンドも削減されるからである (15)。

ところで、利子率の引き下げは従来、その利下げによる債務負担の節約分を減債基金に繰り入れることを通じて、公債の元金を返済するという「まことしやかな口実」<sup>(16)</sup> をつけておこなわれてきた。減債基金は1716年に創設されたときには、「賢明で公正な」<sup>(17)</sup> 制度であった。その時には、「国民をすべての債務から解放する神聖な財宝であると見なされていた」<sup>(18)</sup>。確かに減債基金は元来、1716年に発行された旧債の返済を目的とする基金だったからである。ところが実際には、それは本来の目的とは全く逆のそれに、すなわち債務の償還ではなく、新規起債のための

基金(=利払い金)として流用されてきた。したがって、累積債務が 1 億 1,7000 万ポンドに膨張したときに実施されるであろう、利子率の 2%への引き下げが生み出す、年間 170 万ポンドの節約分も、新規起債のための基金をして誤用されるに相違ない $^{(19)}$ 。

次に、赤字公債政策の推進は、交易とそれを営んでいる外国貿易商人・国内商人・製造業者・ 農業者に対して、大きな損害を与える。交易は外国貿易を始めとして、この国の「富の源泉」(20) である。したがって、赤字政策により交易が損害を被って衰退するならば、貧困の発生という国 民全般にとって不都合な事態が生じるに相違ない。公債政策は一方で、その政策に必然的に伴う 租税の増大を通じて、交易の発達を阻害し、それを衰退の傾向に向かわせる。赤字政策による 「租税の継続的な増大は,わが国の農産物と工業製品の価格を引き上げて……海外の購買者がわ が国の商品を買えなくする」(21)。すなわち、公債の拡大による租税の増大は、国内商品の価格を 引き上げ、ひいてはその輸出貿易の拡大を阻害することを通じて、この国の交易を全般的に衰退 させる原因となる。また公債政策は他方で,交易で用いられるべき貨幣が,公債を購入するため に流用されるという事態を引き起こすことにより、交易の発達を阻害する原因となる。すなわち、 「商業の機械」(Commercial Machine)全体を作動させるのに不可欠な「流動資産」(circulating Property) である貨幣を、商品取引市場から吸い取ることにより、交易を麻痺させて徐々 に破滅に陥れるখथ。実際のところ,この国の交易は九年戦争時以降,それ以前ほどには発達し てこなかった。その理由は、公債政策の推進による税負担の増大と流通貨幣の不足とが原因で、 発達が抑制されたからである。そのウィリアム王の戦争時から今日までの60年間に,植民地の 開拓、アイルランドの改良、スコットランド合邦、ポルトガルからの貨幣流入など「新しい富の 源泉」(33) が掘り起こされてきた。それにもかかわらず、赤字政策が推進されてきたことにより、 この国の「貿易、海運業、富裕、製造業」の状態はさほど改善されていない。

さらに、公債政策の推進は、地主に対して不都合な事態をもたらす。このことは公債(長期債)が導入された当初から広く主張されてきたが、実際のところその通りであった。それが導入された当初から、土地所有者(Land-Possessors)とその子孫は(地租の重圧によって)滅び、その相続財産は「金貸し業者」(Money-mongers)(24)によって没収されるであろうと危惧されてきた。それからほぼ60年を経た今日、「そのような予想[が的中したこと]は恐らく厳密に実証されている」(25)といえる。「わが国の負債が発生して以来、イングランドの土地の10分の1でさえ、革命時にそれを所有していた人々の子孫や相続人によって所有されていない」(26)からである。したがって、これからも戦費が公債によって調達されるならば、地主の没落はさらに進んで、その地所(Estates)はことごとく「金融業者、金貸し、投機家」(public Money-dealers, Usurers and Stock-jobbers) (27) の手に落ちることになるであろう。

こうして結局、赤字公債政策は「金融社会」(monied Societies) (28) に巣くう者に対してのみ利益を与え、それ以外のすべての人々に対して深刻な影響を及ぼす不都合な政策である、ということになる。「商業[=外国貿易]は、あらゆる国を豊かにして強力にするものである」(29)。した

がって、商人(Merchant)は「社会の最も有益なメンバー」<sup>(30)</sup> である。ところが、当の政策は商業を含むすべての交易の発達を阻害している。これに対し、金融業者による「公債への投資と売買は、極悪人を富ませて純潔な人を破滅させ……美徳と公正な取引との原理を全面的に破壊する」<sup>(31)</sup> ものである。公債政策は実際のところ、その「極悪非道な技巧」<sup>(32)</sup> を操る金融業者の繁栄を助長している。このような政策の推進が、この国にとって憂慮すべき深刻な事態であることは、いうまでもない。

ポッスルスウェイトは、以上のような現行の戦費調達方法に対する批判的分析を踏まえて、新 たな方法を提案している。それは旧来の方法とは対照的な、健全財政の立場から掲げられた、租 税中心の戦費調達方法である。より具体的には、上・中階級に対する人頭税(personal Tax) によって、戦費を調達すべきであるという提案である。この人頭税は下層階級を課税対象から外 すから、その階級をも含むすべての人々に課せられる一般人頭税(general Poll-Tax)ではない。 この方法においては、戦費は当の人頭税によって調達される税収入によって年内に支弁されるか ら、累積債務はむろん生じない。課税対象となる人々は、下層階級を除くすべての富裕な人々、 換言すれば、さほど多額ではない租税ならば、さほど困難なく支払うことができる程の担税力が ある人々である。したがって当の調達方法により、巨額の租税徴収でない限り、税負担によって 大きな損害を受ける人はいない。課税対象となる人々の数は、100万人(イングランドの人口約 600 万人の $\frac{1}{6}$ )を越えない。その 100 万人の人々に対して、年間 1 人当たり平均 3 ポンドを課し た場合, 総額 300 万ポンド (=3 ポンド $\times 100$  万人) が徴収される。この課税は戦費調達が目的 であるから,戦時においてのみ実施される。したがって,戦争が 10 年間続いた場合,それを遂 行するための戦費は,1 人当たり平均 30 ポンドの税負担で,総額 3,000 万ポンド(=30 万ポン ド×100万人)が調達される。これ程の税収入額が確保されれば、オーストラリア継承戦争のよ うな大規模の長期戦を遂行するのに必要な戦費を支払うことができる。

ポッスルスウェイトの戦費調達方法は要するに、赤字財政政策を批判しながら、健全財政の立場から提案されたものである。その点において、その調達方法はダヴナントが提案したそれを継承しているといえる。しかしながら、戦費を調達するのに採用される租税は異なる。ダヴナントは内国消費税と一般人頭税を採用して、下層階級をも課税対象に加えている。ところがポッスルスウェイトは人口の6分の1を占める富裕階級だけを対象とする人頭税を採用する。すなわち、彼はダヴナントと同様に健全財政の立場に立っているけれども、国民大衆ではなく富裕階級への課税を採用している。その点では、ウォルポール時代以降にジェイコブ・ヴァンダーリント(Jacob Vanderlint、?-1740)、マシュー・デッカー(Matthew Decker、1679-1749)、ジョサイア・タッカー(Josiah Tucker、1713-99)などにより展開された、単税論の潮流に与しているといえる。この潮流の先陣を切ったヴァンダーリントは『貨幣万能』(Money Answers all Things、1737)で不動産単税論を展開している。ウォルポールの保護主義的政策体系の一支柱をなしていた赤字財政政策を批判しながら、不動産(土地・家屋)単税論を基調とする税制改革案

を掲げている。すなわち、現行の内国消費税と関税とを全面的に廃止して、不動産税だけを柱とする単税制に改変すべきである、という提案である<sup>(33)</sup>。この税制改革案は、健全財政の立場から公債を退け、大衆課税に代えて富裕階級への単一税の導入を要請している点で、ポッスルスウェイトの提案と共通している。ところが、ヴァンダーリントが提案したのは戦費(臨時的経費)ではなく、経常経費の新たな調達方法である。彼は、「貿易のために戦争をするとは、何と馬鹿げたことか」<sup>(34)</sup>と述べて、平和主義の立場から、国家間対立を伴う保護主義の貿易奨励策に異を唱えている。彼にとって、「戦争は人類が受ける最も大きな災難のひとつ」<sup>(35)</sup>であったからである。この点において、経済力・国力を強化するために、対仏戦争に勝利して海外貿易を拡大する必要があると考えていたポッスルスウェイトとは、見解が異なる。

高橋誠一郎は経済思想史の流れの様相について,次のように述べている。「時勢は一直線を成 して進むことなく、屡々円線を描きて移動するを見る。洵に歴史は循環す。而も其の円心は又た 常に移動しつつあるなり。経済思想の流れも,往々にして循環し反復す。而して新たなる経済学 説が,時代を異にせる過去の其れを継承し祖述するの観あること屡々なり。而も仔細に之れを観 れば、斯くの如きものも、過去に存したる思想の単純なる祖述反復には非ずして、其の当時の社 会的経済的事情より直接に発生し来れるもの多きを知るなり」(36)、と。この含蓄のある叙述は、 次のように解釈できるであろう。経済思想史は或る一つの目標に向かって、直線的に流れるので はなく循環し反復しながら進む。そのために、新しい学説の出現が、過去の学説の単なる復活に すぎないということは、頻繁に見られる。ところが、過去の学説の単なる繰り返しのように見え る学説が、新しい時代的背景のもとで生まれた新しい学説であるということもある。もっともそ の場合でも、その新しい学説がそれ以前の同じ系統の学説と、まったく繋がりを持たないという わけはない。ペティの『賢者』が執筆された17世紀60年代と、ケインズの『戦費調達論』が刊 行された 1940 年との間には 275 年もの隔たりがある。17 世紀のイギリスが議論の舞台で、その 時代の問題が議論の焦点をなしている古文献を吟味しているときに、20世紀のケインズの論説 を採り上げ、それについて検討することは、唐突で見当違いであると思えるかも知れない。とこ ろが高橋によれば、経済思想史の流れは、過去の学説を置き去りにしながら直線的にではなく、 それを受け継いで反復しながら循環的に歩む。そうであるとすれば、時代が隔たっているとはい え、同じテーマを扱った二つの経済論説を比較検討してみることは、興味深いだけではなく、意 義があるともいえる。

ケインズの『戦費調達論』は、1939年11月14・15日付の「タイムズ」(The Times)紙に、二つに分けて掲載された論文を基にして書かれた。周知のように、同年9月にドイツ軍がポーランドに侵攻し、フランスとイギリスが相次いで宣戦を布告して、第二次世界大戦(World War II、1939-45)が勃発した。ケインズの当の論文はこの衝撃的な出来事に触発され、それから程なくして執筆されたものである。その頃、ヨーロッパ世界がひどく緊迫した危機的状況に巻き込まれていたことは、いうまでもない。この書物が刊行された1940年初夏には、デンマーク、ノル

ウェー、オランダ、ベルギー、フランスがドイツにより瞬く間に占領され、イギリスだけがヒットラーとの戦いを続けることになった。ケインズはこの書物で、自国イギリスが突入することとなった当の戦争を眼前にし、それを遂行するのに必要な戦費の調達方法について提案している。彼の自負するところによれば、この提案は「社会的正義(social justice)の精神にもとづいて抱かれた「計画」(37) であった。けれども、それが政府によって採用されることはなかった(38)。その提案の具体的な内容と、それが示されるにさいしておこなわれた考察とは、次のとおりである(39)。

ケインズの概算によれば、現下の戦時における国民所得総額は1年当たり48億5,500万ポンドである。必要とされる戦費(war expenditure)はこの総額の中から、追加的租税(additional taxes)か借入れ(borrowing)という方法で支払われる。彼によれば、何時まで続くか分からない当の戦争を遂行するのに必要な戦費は、さしあたり1年当たり18億5,000万ポンドである (40)。ところが、この戦費の全額が国民所得の負担で賄われる必要はない。その必要経費のうち、5億ポンドは減価償却引当金の未償却分や、海外での借入れによって獲得されるからである。したがって、国民所得から調達されるべき金額は、13億5,000万ポンド(=18億5,000万ポンド-5億ポンド)である。彼の見積りによれば、その13億5,000万ポンドのうち、4億ポンドは国民の自発的貯蓄(voluntary savings)によって確保される。そこで、調達が必要な残りの金額は9億5,000万ポンド(=13億5,000万ポンドー4億ポンド)である、ということになる。ケインズの考察は、主にこの9億5,000万ポンドの調達方法を巡って進められている。

まず、この戦費9億5,000万ポンドの調達方法として、年収500ポンド以上の富裕な所得グルー プに対する課税が考えられるかも知れない。彼はこのように切り出しながらも、そのような課税 は実際のところ不可能であるとして、その方法を即座に退ける。というのも彼の目算によれば、 そのグループの「あらゆる人が、500万ポンドを超えるその所得のすべてを、租税で取り上げら れるとしても,税収入は……必要額の $\frac{2}{3}$ [=約6億5,000万ポンド]にすぎない」 $^{(41)}$ からである。 こうして彼は続いて、9億5,000万ポンドの戦費を調達することが可能となる、別の確実な方法 を検討する。そこで彼は,そのような方法を模索しながら,次のように述べている。「戦争の全 経費が租税(Taxes)によって調達 —— それは実際のところ不可能 —— されないとすれば、その 経費の一部は借入れ(borrowing)によって支払われる」(42) ほかはない,と。すなわち,租税だ けではなく、さらに借入れという方法を採用しないかぎり、多額の戦費を調達することはできな いというのである。さらに彼は,9 億 5,000 万ポンドもの金額を調達するには,年収が約 250 ポ ンド以下の低所得グループが戦費負担に加わらなければならないと、次のように述べている。 「[収入が] 1 週間当たり 5 ポンドかそれ以下の階級に対して、どのような負担をも課することな く,この戦争の資金が調達されうると考えることは、判断力を欠いている」(43)。なぜなら,「こ の所得グループは人口の約 88%……個人所得総額の 60%以上,経常消費の約  $\frac{2}{3}$  を占めてい る」(44) からである、と。すなわち、国民が全般的に戦費負担に参加しないかぎり、多額のそれを 調達することはできないというのである。

ケインズは第1~第4章で、このように戦費調達の方法を巡って、さまざまな角度から議論を展開している。けれどもそこでは、彼の戦費調達方法それ自体がどのようなものであるのかということは、示されていない。懸案の9億5,000万ポンドの調達方法が提案されて、その方法の形態が示されるのは、第5章に至ってからである。ともあれ、その第5章で提案されている調達方法の骨子は、次のとおりである。まず、徴収方法が未決の戦費(9億5,000万ポンド)のうち、ほぼ4億ポンドは蔵相ジョン・サイモン(Sir John Simon)がすでに導入している戦時税(war taxes)によって、確保される。また1億ポンドは、超過利得税(具体的には一般物品税・賃金税)の採用によって調達される。残りの約5億ポンドは、先例のない「ラディカルな計画」(45)に沿って調達される。その計画とは、次のようなものである。まず、調達が必要な金額のうち、約半分は年間250ポンド以上の所得グループに対し、比較的重い租税を課することを通じて獲得される。次に残りの半分は、所得が250ポンド以下のグループにより、その「所得の繰延べ支払い」を通じて確保される。このような計画が実施されれば、5億ポンドよりも多額の徴収が見込まれる。その実施にさいしては、この所得グループの最下層に位置する、週給が3ポンド以下の貧者に対し、家族手当が支給される。

ケインズはこの戦費(約5億ポンド)を調達するラディカルな方法について、次のように述べている。「必要とされるものの約半分は、あからさまな租税によって獲得されうる。その半分は所得の繰延べ(deferment of earnings)によって供給される」(46)、と。すなわち、「低所得グループの貢納(contribution)は、主に所得の繰延べという形態で、高所得グループのそれは、主に課税の増大という形態でおこなわれる」(47)、というのである。ここで提案されている二つの徴収方法のうち、250ポンド以下の所得グループ(主に労働者階級)を対象とする「所得の繰延べ支払い」は、先例のない借入れ方法であり、彼の提案の要をなしている。そのために、大きな紙幅を割いて、この革新的な調達方法についての説明がなされている。その内容は複雑で分かりにくいけれども、その要旨は次のとおりである。

ケインズによれば、戦時においては、たとえ賃金率が上昇しなくても、軍需が拡大して雇用量が増加するので、国民所得は増える。ところが戦時には、民間消費のための財貨の生産量は減少する。そのために、「消費者のポケットにある、支出に用いられる増加した貨幣量は、増加していない財貨量と向き合う」(48) ことになり、インフレーションが必然的に発生する。すなわち、労働者階級の所得は実質的には減少する。ところが、この「インフレーションは明らかに富裕階級(richer class)の利益となる」(49)。というのもインフレーションは「労働者(worker)に対し、その稼ぎ高の実質価値の20%を失わせる」(50) が、そのことにより「企業者階級に対しては、不可避的に幾分かの利益をもたらすからである」(51)。

所得の繰延べ支払いは、戦時におけるこのような不都合な事態に対する解決策として提案されたものでもある。すなわち、「戦争の要求[=軍需の拡大]と民間消費の要求とを調和」(52) させて、インフレーションの発生を避けることを目的にして掲げられた提案である。彼によれば、当の事

態を克服するには、「民間消費(private expenditure)を、それに応じることができるであろう [消費財の]供給に適応」「窓)させねばならない。消費者(労働者階級)需要と民間消費財の供給と を均衡状態に置かねばならない。そのためには、「当期所得(current earnings)の一部 [の支払い] を繰延べする」「窓)ことが要求される。すなわち、「各人の所得のうちの適切な割合が、繰延べ支払い(deferred pay)という形態を採らねばならない」「窓)。戦時における消費者需要の肥大化を抑制するために、低所得グループに対する給与の一部の支払いを先延ばしして、その「潜在的支出を削減しなければならない」「窓)。彼によれば、これは国民全般に対して「戦争努力」(war effort)「窓)を要請する「型破りの方法」「窓)である。とはいえ、この方法により国民に対して過酷な要求はなされない。ここでは消費の断念ではなく、その一定期間の延期が要求されるにすぎないからである。しかも、支払いが繰延べされる所得は、戦時における増加分(彼の概算によれば年間8億2,500万ポンド)であるから、週給3ポンド以下の低所得グループを除いて、負担は軽いであろう。

ケインズの提案によれば、支払いが繰り延べされる所得総額の目標は6億ポンドである。この 繰延べされる金額は封鎖預金(blocked deposit)として、共済組合か郵便貯蓄局(Post Office Savings Bank)で保管される。つまり、この金額はこれらの公的機関へ「強制貯蓄」(compulsory savings)<sup>(59)</sup> される。その間、「各人にとっては、自分の労働による果実に対する権利を保 持することが利益である」<sup>(60)</sup>。つまり各人には、その金額が支払われる(返済される)まで、繰 延べされた所得(保管された預金)に対して利子が支払われる。その保管(貯蓄)された所得の 支払い(預金の解除)は大蔵省の裁量により、終戦後における景気沈滞の開始時におこなわれる。 その保管された所得の支払い(貯蓄預金の返済)にさいしては、その償還を円滑かつ確実におこ なうために、資本課税(capital levy)を導入して十分な償還資金が確保される。

ケインズが提案している所得の繰延べ支払いの基本的な内容は、以上のとおりである。留意すべきは、彼がここで「型破りの方法」を提案しているという点である。すなわち、一方でインフレ対策として提案された所得の繰り延べ支払いは、他方で戦費調達方法の提案でもあるという点である。当の繰り延べ支払いは、戦時におけるインフレ抑制策として提案された。ところが、この支払いの繰延べによって公的機関に保管される所得は、戦費として運用される資金となりうる。つまり、「繰延べ支払いの企画」(scheme for deferment of pay)(61) はインフレ対策であると同時に、戦費調達を意図する提案として掲げられたものでもある。その提案によれば、この繰延べ策によって調達が見込まれる戦費は5億ポンドである。ところが、彼の概算によれば、繰延べ支払いが可能な所得総額は年間6億ポンドにのぼる。つまり、この方策により実際には、5億ポンド以上の戦費の調達が見込まれるのである。

D・ウィンチは戦争と経済学との切っても切れない関係に関心を払いながら、「戦争は疑う余地なく経済論争のための環境を変化させて、社会的・経済的実験をおこなうための実験室を提供する」(62)、と指摘している。確かに、ケインズの『戦費調達論』はペティの『賢者』と同様に、

戦争が提起した経済的・財政的問題を巡って論究し、実験的で革新的な提案を掲げている。したがって、双方の書物を同じ戦時政策論の論説として、比較対照してみることは興味深い。とはいえ、ケインズが『戦費調達論』を刊行したのは 20 世紀であり、その時代的背景はいうまでもなく、ペティが『賢者』を執筆した 17 世紀とは著しく異なる。何よりも、彼が眼前に見つめていた戦争の規模や態様は、ペティのそれとは比較にならない程に大きくて複雑であった。したがって、彼がペティと同じ戦費調達を論究のテーマにしているとはいえ、双方の議論を単純に同一の座標に据えて安直に比較考量することはできない。けれどもそのことを承知したうえで、双方を幅広い角度から広い視野に収めて、大摑みに比較対照してみることはできるであろう。そうすれば実際のところ、ケインズの論究にテーマ以外の点でも、ペティのそれとの共通点や類似点が幾つか見出せるのである。

(i) ケインズにとって、眼前の戦争は自国が必ず勝利しなければならない「公正な戦争」 (justice war) (ii) であった。すなわち、それはペティが眼前にした戦争と同様に、自国が勝利しなければ、敵国によって侵略されるかも知れない「防衛戦争」であった。(ii) そのために双方は、元来戦争を好まなかったけれども、実践的な政策論者として、眼前の戦争を勝利に導くための方策を探った。(iii) ケインズはペティと同様に、戦争を優勢に戦って勝利を収めるには、その遂行に必要な戦費を十分に調達することが、とりわけ重要であると考えた。国民の武勇精神ではなく、戦費調達能力が勝敗を決すると考えた。そのためにケインズは、戦費を調達するためのラディカルな提案をおこなった。そのような双方の見解には、「貨幣は戦争の神経」というキケロに由来する信念が、その根底に横たわっている。(iv) ケインズは、「最小の犠牲と最大の公正」(ib) という方針に従って、国民の間で「負担が合理的に分担」(ib) されるような戦費調達方法を提案した。ペティも自身の意図するところでは、戦費負担が国民の間で、担税力に応じて公平かつ公正に分配される調達方法を案出した。(v) 双方とも、「公正な」「防衛戦争」を遂行するのに巨額の経費が必要な場合には、その戦費は富裕階級だけではなく、労働者階級をも含む国民全般によって調達されねばならないと考えた。

ケインズが『戦費調達論』を執筆するにさいして、ペティの『賢者』を繙いたという証拠も形跡もない<sup>(66)</sup>。そのために、双方の著書の間に直接的な学史的継承関係があるとはいえない。しかしながら、ケインズの戦費調達論とペティのそれとの間には、基本的枠組みが重なり合う政策的立場や見解を茫漠とながら見出すことができる。したがって、双方の間に学史的繋がりがないとはいえない。やや誇張すれば、そこには無自覚的な継承関係があるといえる。ケインズの著書には、20世紀よりも遙か以前に先陣を切って掲げられた戦費調達の提案が、ほぼ300年後における国際社会の危機的状況のもとで、新たな装いを纏って現出しているといえる。

<sup>(1)</sup> Davenant, Discourses on the Publick Revenues, op. cit., p. 128.

<sup>(2)</sup> Cf. P. G. M. Dickson, The Financial Revolution in England: A Study in the Development of Public

- *Credit 1688–1756*, London: Macmillan, 1967, rpt. Aldershot, Hampshire: Gregg Revivals, 1993. 大倉, 前掲書, 第 2 章 • 第 1 節, 参照。
- (3) Charles Davenant, An Essay upon Ways and Means of Supplying the War, London, 1695, in Whitworth coll., Works, op. cit., Vol. I, p. 3.
- (4) Ibid., p. 62.
- (5) *Ibid*.
- (6) Cf. E. L. Hargreaves, *The National Debt*, London: Frank Cass, 1930, new imp., 1966, Ch. I, II [ハーグリーヴズ (一ノ瀬篤・斎藤忠雄・西野宗雄訳)『イギリス国債史』新評論, 1987年, 第1・第2章]. 舟場正富『イギリス公信用史の研究』未來社, 1971年, 第2・第3章; 大倉, 前掲書, 第4章, 第1・第2節, 参照。
- (7) Cf. Mitchell, op. cit., pp. 600-601.
- (8) David Hume, *Political Essays*, ed. by Knud Haakonssen, Cambridge: Cambridge Univ. Press., 1994, p. 174 [ヒューム (田中秀夫訳)『政治論集』京都大学学術出版会, 2010 年, 134 頁]. Cf. Istvan Hont, *Jealousy of Trade: International Competition and the Nation-State in Historical Perspective*, Cambridge, Massachusetts: The Belknap Press of Harvard Univ. Press, 2005, Ch. 4 [イシュトファン・ホント (田中秀夫監訳)『貿易の嫉妬 国際競争と国民国家の歴史的展望 』昭和堂, 2009年, 第4章].
- (9) Malachy Postlethwayt, *Great Britain's True System*, London: 1757, rpt. New York: Augustus M. Kelley, pp. i–ii.
- (10) Ibid., p. ii.
- (11) Ibid., p. xvi.
- (12) Ibid., p. xlii.
- (13) Ibid., p. 1.
- (14) B・R・ミッチェルの編纂した歴史統計によれば、累積債務は 1743 年に 5,350 万ポンドで、1748 年 に 7,610 万ポンドであったから、オーストラリア継承戦争(1744~48 年)の間に 2,260 万ポンドほど 増加した。また、その債務総額は 1757 年から 23 年後の 1780 年にはすでに、1 億 6,720 万ポンド(約 1 億 7,000 万ポンド)に膨張した(Cf. Mitchell, op. cit., p. 601)。
- (15) 実際のところ,公債利子率は18世紀に入り,累積債務の膨張と歩調を合わせながら何度も引き下げられた。すなわち,1714年に6%から5%,1727年に5%から4%,1749~50年に4%から3.5%,1756~57年に3.5%から3%に引き下げられた。しかしながら,累積債務が1億7,000万ポンドを超過した1781年頃(1億9,000万ポンド)においても,利子率は2%に引き下げられなかった(Cf. Hargreaves, op. cit., Ch. II, III, IV. 邦訳,第3・第4・第5章,参照)。
- (16) Postlethwayt, op. cit., p. 3.
- (17) *Ibid.*, p. 10.
- (18) *Ibid*.
- (19) 減債基金の流用は実際のところ、ウォルポール内閣が成立した 1720 年代以降に始まり、1733 年以降には頻繁におこなわれた。在野ウィッグの党首としてウォルポールに敵対したウィリアム・パルトニ (William Pultney, Earl of Bath, 1684-1764) は、この首相が 1722 年に実施した起債のための流用をとくに問題にして、厳しく批判した(大倉、前掲書、第3章、参照)。
- (20) Postlethwayt, op. cit., p. 12.
- (21) Ibid., p. 13.
- (22) Cf. ibid., p. 20.
- (23) Ibid., p. 16.
- (24) Ibid., p. 13.
- (25) Ibid., p. 16.

- (26) Ibid., p. 17.
- (27) Ibid., p. 18.
- (28) Ibid., p. 14.
- (29) Ibid., p. 21.
- (30) *Ibid*.
- (31) Ibid., p. 23.
- (32) Ibid., p. 15.
- (33) 大倉正雄「財政・軍事国家の形成と財政論議」(竹本洋・大森郁夫編著『重商主義再考』日本経済 評論社,2002年,所収),参照。
- (34) Jacob Vanderlint, *Money Answers all Things*, London, 1734, pp. 58-9. ヴァンダーリント(浜林正夫・四元忠博訳)『貨幣万能』東京大学出版会, 1977 年, 77-9 頁。
- (35) Ibid., p. 17. 邦訳, 77 頁。
- (36) 高橋誠一郎『経済学前史』改造社,1929年,36頁 [『高橋誠一郎経済学史著作集』第1巻,創文社,1993年,18頁];大倉正雄「高橋誠一郎の重商主義論」(『三田学会雑誌』102巻4号,2010年,掲載),参照。
- (37) John Maynard Keynes, How to Pay for the War, London: 1940, in The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol. IX (Essays in Persuation), London: Macmillan St. Martin's Press, 1972, p. 373. ケインズ (宮崎義一訳)『戦費調達論』(『ケインズ全集』第9巻・説得論集,東洋経済新報社, 1981年,所収), 451頁。
- (38) R・F・ハロッドによれば、イギリスで 3万 5,000 部も売れて広く読まれたけれども、「『戦費調達論』における主要な考えが実行に移されたと主張することは難しい」(Roy Harrod, The Life of John Maynard Keynes, 1951, rpt. 1982, p. 473. ハロッド [塩野谷九十九訳] 『ケインズ伝』東洋経済新報社、1967年、下巻、548頁)。実際のところ、F・A・ハイエクを含む多くの経済学者と H・ラスキのような知識人は、ケインズの提案に賛同したけれども、政治家やジャーナリストはそうではなかった。とりわけ、労働組合の関係者は猛烈に反発した(Cf. Robert Skidelsky, John Maynard Keynes, Vol. III、[Fighting for Freedom 1937–1946]、New York: Viking, 2000、pp. 56ff.; Alan Bollard, Economists at War: How a Hundful of Economists Helped Win and Loss the World Wars, Oxford: Oxford Univ. Press. 2020、pp. 116–17)。
- (39) 政府は当の戦争が始まる 2 年前にすでに,軍備増強のために多額の借入れをおこなっていた。戦争が勃発した 1939 年 9 月には,緊急の赤字予算を組んで,軍事支出のために年間 6 億ポンドを新たに借入れによって調達する決定をした。Cf. ibid., p, 114.
- (40) M・E・マーフィーが予算白書 (Budget White Papers) にもとづいて記しているところによれば、1938 年における国民純所得は 45 億 9,500 万ポンド、1940 年におけるそれは 55 億 8,500 万ポンド、1941 年におけるそれは 58 億 300 万ポンドであった (Cf. Mary Elizabeth Murphy, *The British War Economy, 1939–1943*, New York: Professional & Technical Press, 1943, p. 162)。また彼女によれば、1939 年~40 年における防衛費(defense expenditure)は 11 億 4,145 万 1,000 ポンドで、1940 年~41 年におけるそれは 32 億ポンドであった (Cf. *ibid.*, p. 163)。ちなみに、1939 年 9 月 3 日~42 年 2 月 28 日の期間における国家財政状態は、次のようであった。支出総額は 96 億 8,668 万 8,000 ポンドで、88 億 3,830 万 8,000 ポンドが戦費に充てられた。収入総額は 40 億 1,986 万 1,000 ポンドで、56 億 6,686 万 1,000 (56 億 6,682 万 7,000 ポンド?) の赤字が発生した。国家債務総額は 138 億 1,600 万ポンドにまで膨張した (Cf. *ibid.*, p. 164)。また、1939 年 9 月~42 年 4 月の期間における支出総額は 99 億 2,500 万ポンドで、そのうち 43%は税収入、35%は公債、22%は一時借入金(短期債)により賄われた (Cf. *ibid.*, p. 165)。
- (41) Keynes, Pay for the War, op. cit., p. 389. 邦訳, 470 頁。
- (42) Ibid., p. 376. 邦訳, 455頁。実際には, 当の戦争が開始されてから3年間(1939年~41年)に,

戦費調達のために 110 億 5.000 万ポンドの公債が発行された。その後,国家債務は増加して,1942 年 には国民所得(58 億 300 万ポンド)の約 3 倍に相当する 154 億 1,800 万ポンドにまで膨張した(Cf. E. Murphy,  $op.\ cit.$ , pp. 161-63)。

- (43) Keynes, Pay for the War, op. cit., p. 390. 邦訳, 471 頁。
- (44) *Ibid*. 邦訳, 同上。
- (45) Ibid., p. 379. 邦訳, 458 頁。
- (46) Ibid., p. 394. 邦訳, 476 頁。
- (47) *Ibid*. 邦訳, 同上。
- (48) Ibid., p. 377. 邦訳, 457 頁。
- (49) Ibid., p. 387. 邦訳, 468 頁。
- (50) Ibid., p. 392. 邦訳, 474 頁。
- (51) Ibid. 邦訳, 同上。
- (52) Ibid., p. 367. 邦訳, 444 頁。
- (53) Ibid., p. 385. 邦訳, 466 頁。
- (54) Ibid., p. 394. 邦訳, 476 頁。
- (55) Ibid., p. 393. 邦訳, 475 頁。
- (56) Ibid., p. 392. 邦訳, 474 頁。
- (57) Ibid., p. 393. 邦訳, 475 頁。
- (58) Ibid. 邦訳, 同上。
- (59) Ibid., p. 367. 邦訳, 444 頁。
- (60) Ibid., p. 393. 邦訳, 475 頁。
- (61) *Ibid.*, p. 413. 邦訳, 496頁。政府(大蔵省)は、広く「ケインズ計画」(Keynes Plan)と呼ばれた当の提案を採用することなく、赤字財政に依拠して戦費を調達した。まず、蔵相サイモンは戦争開始前の1937年~39年に、租税ではなく借入れによる財源で再軍備をおこなった。また、戦争が始まった1939年9月には、1939年~40年の会計年度の緊急予算を確保するために、1億700万ポンドの付加税の導入を決めた。ところが、その期間に税収入を超過する6億ポンドもの防衛支出が生じた。そのために収支差額は、以前の借入金5億ポンドと合せて約10億ポンドの赤字となったが、その欠損額も新たな借入れに依拠して埋め合わせされた。Cf. Skidelsky, *op. cit.*, p. 52.
- (62) Donald Winch, *Economics and Policy: A Historical Survey*, Bungay, Suffolk: Collins / Fontana, 1969, rpt. 1972, p. 265.
- (63) Keynes, Pay for the War, op. cit., p. 396. 邦訳, 479 頁。
- (64) Ibid., p. 390. 邦訳, 472 頁。
- (65) Ibid., p. 396. 邦訳, 492 頁。
- (66) なお、ケインズはヘクシャーの『重商主義』を通じて間接的に、ペティの『租税貢納論』の所説から影響を受けている。Cf. John M. Keynes, *The General Theory of Employment, Interest and Money*, London: The Macmillan Press, 1936, in *Collected Writings*, op. cit., Vol. VII, 1973, pp. 333ff. ケインズ(塩野谷祐一訳)『雇用・利子および貨幣の一般理論』(ケインズ全集・第7巻)東洋経済新報社, 1983 年, 333 頁以下。

(未完)

## 後記

本稿は未完である。続編は,第 11 章「『政治算術』における比較分析 — オランダ・フランス — 」,第 12 章「『政治算術』における国力・経済力分析 — フランス — 」,第 13 章「『政治算術』における国際貿易 構想 — イギリスの分析 — 」,第 14 章「重商主義期の経済論説 — 正の知的遺産 — 」を予定している。

(原稿受付 2021年10月25日)

# 翻訳―新型コロナ・ウイルス感染症と信教の自由

小 竹 聡

キーワード:新型コロナ・ウイルス感染症,信教の自由,合衆国最高裁判所,差止命令

## はじめに

本翻訳は、新型コロナ・ウイルス感染症(COVID-19)の蔓延を防止するために取られた方策に関して、信教の自由の観点から合衆国最高裁判所が理由を述べて判断を下した事案を取り上げ、その翻訳を行うものである。取り上げる事案は、以下の5件である。

- 1. South Bay United Pentecostal Church v. Newsom, 590 U.S. \_\_, 140 S. Ct. 1613 (May 29, 2020) (mem.)
- 2. Calvary Chapel Dayton Valley v. Sisolak, 591 U.S. \_\_, 140 S. Ct. 2603 (July 24, 2020) (mem.)
- 3. Roman Catholic Diocese of Brooklyn v. Cuomo, 592 U.S. \_\_, 141 S. Ct. 63 (Nov. 25, 2020) (per curiam)
- 4. South Bay United Pentecostal Church v. Newsom, 592 U.S. \_\_, 141 S. Ct. 716 (Feb. 5, 2021) (mem.)
- 5. Tandon v. Newsom, 593 U.S. \_\_, 141 S. Ct. 1294 (Apr. 9, 2021) (per curiam)

合衆国最高裁判所は、これらの事案を、いわゆる shadow docket により、即ち、完全な摘要書の作成や口頭弁論を開くことなしに、処理したが、それぞれの結論をめぐっては、各裁判官の間で激しい意見の対立が見られた。そこで、本翻訳では、新型コロナ対策と司法審査のあり方を検討するための一助とするために、これらの事案において、合衆国最高裁判所がどのような判断を示したのかを翻訳することとしたものである。なお、合衆国最高裁判所が新型コロナ・ウイルス感染症の蔓延防止策に関わって、理由を付して処理した事案は、信教の自由に関わるものに尽きるわけではなく、その他にも、これまでのところ、刑務所における安全対策(1)、不在者投票の

<sup>(1)</sup> See Barnes v. Ahlman, 591 U.S. \_\_, 140 S. Ct. 2620 (Aug. 5, 2020) (mem.).

締切延長<sup>②</sup>,経口中絶薬(ミフェプリストン)の対面での処方<sup>③</sup>,全国的規模での賃借人の立ち退き猶予<sup>④</sup>に関わる事案がある。しかし、本翻訳では、同種の事案における合衆国最高裁の判断の推移を見るために、比較的多くの判断が積み重ねられている信教の自由に関する事案を取り上げることとする。これらの意見を通覧することによって、信教の自由との関連に限られるものではあるが、新型コロナ感染症対策に対して、合衆国最高裁がいかなる姿勢を取っているのか、そこからいかなる含意を読み取ることができるのかといった問題や、そもそも合衆国最高裁の判断には、果たして一貫性があると言えるのか、これらの事件における結論の違いは、合衆国最高裁を構成する裁判官の変化と連動しているとみなしうる<sup>⑤</sup>(上記5つの事案のうち、3番目の事案からは、ギンズバーグに代わって、2020年10月から合衆国最高裁入りしたバレットが関わっている)点で、いわば外在的要因に大きく左右されているのではないかといった問題を含む、多くの論点を考察することができよう。

なお、アメリカ合衆国における新型コロナ対策をめぐる法的問題を扱う邦語文献は、これまでのところ、以下のものがある。福嶋敏明「『緊急事態』と政府の統制」時の法令 2103 号 (2020年) 51 頁、大林啓吾「緊急時の選挙延期と司法審査 — 新型コロナウイルス蔓延におけるアメリカの事例」判時 2447号 (2020年) 117頁、近藤倫子「米国連邦政府による新型コロナウイルス感染症への対応 — 感染拡大防止と医療の確保のための施策」レファレンス 839号 (2020年) 27頁、大林啓吾「パンデミック時の選挙問題」(大林啓吾編『感染症と憲法』(青林書院、2021年) 187頁、所収)、大林啓吾「アメリカーロックダウンの憲法問題」、同「アメリカー支援型の緊急事態宣言」、桧垣伸次「コロナ禍のデモ(1)[アメリカ] — コロナ禍における抗議活動は禁止されるべきなのか」、大林啓吾「礼拝規制と信教の自由」(大林啓吾編『コロナの憲法学』(弘文堂、2021年) 15頁、79頁、150頁、171頁所収)、松本哲治「信教の自由に対する新型コロナ

<sup>(2)</sup> See Republican National Committee v. Democratic National Committee, 589 U.S. \_\_, 140 S. Ct. 1205 (Apr. 6, 2020) (per curiam); Democratic National Committee v. Wisconsin State Legislature, 592 U.S. \_\_, 141 S. Ct. 28 (Oct. 26, 2020) (mem.); Republican Party of Pennsylvania v. Boockvar, 592 U.S. \_\_, 141 S. Ct. 1 (Oct. 28, 2020) (mem.); Republican Party of Pennsylvania v. Degraffenreid, 592 U.S. \_\_, 141 S. Ct. 732 (Feb. 22, 2021) (mem.).

<sup>(3)</sup> See FDA v. American College of Obstetricians and Gynecologists, 592 U.S. \_\_, 141 S. Ct. 10 (Oct. 8, 2020) (mem.); FDA v. American College of Obstetricians and Gynecologists, 592 U.S. \_\_, 141 S. Ct. 578 (Jan. 12, 2021) (mem.).

<sup>(4)</sup> See Alabama Association of Realtors v. Department of Health and Human Services, 594 U.S. \_\_, 141 S. Ct. 2320 (June 29, 2021) (mem.); Alabama Association of Realtors v. Department of Health and Human Services, 594 U.S. \_\_, 141 S. Ct. 2485 (Aug. 26, 2021) (per curiam).

<sup>(5)</sup> 但し、第三の事案におけるロバーツ反対意見は、実体問題に関しては、反対意見を述べる他の3名の 裁判官とは異なり、問題となった制限を「宗教活動の自由条項におそらく違反するであろう」とし、そ れとは別の理由から、差止命令による救済の申立てを斥けている。See Roman Catholic Diocese of Brooklyn v. Cuomo, 141 S. Ct. 63, 75 (2020) (Roberts, C. J., dissenting). このことからも、判決の 正確な理解が求められることとなる。

ウイルス感染症関連規制と合衆国最高裁 — Roman Catholic Diocese v. Cuomo 事件(2020)を中心に」立命館法学 2020 年 5・6 号 687 頁,前澤貴子「アメリカにおける新型コロナワクチン接種義務化をめぐる動き」ジュリスト 1563 号(2021 年)72 頁。また,瀬能繁『コロナ危機とニューヨークークオモ知事 111 日の闘い』(日本経済新聞出版,2020 年)も参照。その他,2021 年 5 月 21 日にオンラインにて開催された全国憲法研究会春季研究集会において,塚田哲之氏による「パンデミック対応と憲法・憲法学」と題する報告に接した。同報告は,憲法問題 33 号に掲載予定である。

[脱稿後, COVID-19 のためのワクチン接種の義務づけと信教の自由に基づく免除を実体上の 争点とする事案において、理由を付さずに差止命令による救済の申立てを斥けた Does 1-3 v. Mills, 595 U.S. \_\_, 142 S. Ct. 17 (Oct. 29, 2021) (mem.) に接した。本判決には、キャヴァノー 裁判官が同調したバレット裁判官の差止命令による救済の申立てを斥けることへの同意意見と、 トーマスおよびアリート裁判官が同調したゴーサッチ裁判官の差止命令による救済の申立てを斥 けることへの反対意見が付されている。〕

# 1. South Bay United Pentecostal Church v. Newsom, 590 U.S. (2020)

#### 差止命令による救済の申立てに関して

ケイガン裁判官に提起され、同裁判官によって合衆国最高裁に付託された差止命令による救済 の申立ては、斥けられる。

トーマス裁判官,アリート裁判官,ゴーサッチ裁判官,キャヴァノー裁判官は,申立てを認めるであろう。

ロバーツ長官は、差止命令による救済の申立てを斥けることに同意する。

カリフォルニア州知事の行政命令は、カリフォルニア州で数千人を、全国で 10 万人以上を死亡させている新しい種類の、深刻な急性呼吸器疾患である COVID-19 の蔓延を限定しようとする。現時点では、よく知られた治療法、効果的な処置、そして、ワクチンは何ら存在しない。感染しても自覚症状がないことがあるため、知らず知らずのうちに第三者に感染させることもある。当該命令は、この尋常ならざる衛生上の緊急事態に対処するため、人々の集まりに一時的な人数制限を設ける。現在、州の基準は、礼拝の場所への出席を建物の収容能力の 25%または最大 100名の出席者に限定する。

申立人は、当該命令の執行を差し止めようと求める。「そのような要求は、停止命令(a stay)の要求よりも著しく高い正当化事由を要求するが、それは、停止命令とは異なり、差止命令は、司法による現状の変更を単に見合わせるのではなく、下級裁判所によって差し控えられた司法に

よる介入を認めるからである。」Respect Maine PAC v. McKee, 562 U.S. 996 (2010) (internal quotation marks omitted). この権限は、「争点となっている法的権利が争いがないほど明白である」場合に用いられ、そのときでさえも、「控え目に、かつ最も重大で差し迫った情況の場合にのみ」用いられる。S. Shapiro, K. Geller, T. Bishop, E. Hartnett & D. Himmelfarb, Supreme Court Practice § 17.4, p. 17–9 (11th ed. 2019) (internal quotation marks omitted) (collecting cases).

カリフォルニア州の基準は、礼拝の場所に制限を設けるが、これらの制限は、修正1条の宗教活動の自由条項に合致しているように見える。同様の、またはそれ以上に厳しい制限が、講演、コンサート、映画の上演、見て楽しむスポーツ、演劇を含む、似たような世俗的な集まりに適用され、そこでは、大勢の人々が長時間、極めて接近して集まる。そして、当該命令は、営業している食料雑貨店や銀行、コインランドリーのような、それとは似ていない活動だけを免除し、または、より緩やかに取り扱い、そこでは、人々が大集団で集まらず、長時間、極めて接近してとどまることもない。

特定の社会活動に対する制限がパンデミック時にいつ解除されるべきかという問題は、まさに、合理的な意見の不一致に服する、絶えず変化し、大量の事実を必要とする事柄である。我が合衆国憲法は、「人々の安全と健康」を、「防護し保護すべく」政治的に責任を負う州の公務員に主に委ねる。Jacobson v. Massachusetts, 197 U.S. 11, 38 (1905). これらの公務員が「医学上、科学上の不確実さに満ちている領域で行動することに取りかかる」ときには、彼らの自由は、「とりわけ広汎でなければならない。」Marshall v. United States, 414 U.S. 417, 427 (1974). これらの広汎な限定が限度を超えていない場合には、それらの広汎な限定は、「選挙によって選ばれていない連邦司法部」による後知恵による批判に服するべきではなく、選挙によって選ばれていない連邦司法部、公衆衛生を評価する背景的情報、能力、専門的知識を欠き、人民に責任を負わないのである。See Garcia v. San Antonio Metropolitan Transit Authority, 469 U.S. 528, 545 (1985).

そのことは、本件のように、ある当事者が終局的ではない状態で緊急的な救済を求め、他方で、地方公務員が、現場で、変化している事実への応答を積極的に考案している場合には、とりわけ当てはまる。当該州政府の制約が違憲であることが「争いがないほど明白」であるという考えは、全くありそうにもないように思われる。

トーマス裁判官およびゴーサッチ裁判官が同調する、キャヴァノー裁判官は、差止命令による 救済の申立てを斥けることに反対する。

私は、当該教会の求める一時的差止命令を認めるが、それは、カリフォルニア州の最新の安全 基準が、礼拝の場所を差別し、似たような世俗の商売を優遇するからである。そのような差別は、 修正1条を侵害する。 COVID-19 による衛生上の危機に対応して、現在、カリフォルニア州は、宗教上の礼拝式への出席を建物の収容能力の 25%または 100 名の出席者のうちの、どちらか低い方に限定している。根本的な憲法問題は、似たような世俗の商売が 25%の収容人員の上限に服していないということであり、そこには、工場、事務所、スーパーマーケット、レストラン、小売店、薬局、ショッピング・モール、ペットの毛づくろいをする店、書店、花屋、美容室、大麻販売所が含まれる。

South Bay United Pentecostal Church は、カリフォルニア州の宗教上の礼拝式に対する 25 %の収容人員の上限からの一時的差止命令による救済を申し立てている。さらに重要なことには、当該教会は、似たような世俗の商売に適用される同州の規則を遵守する用意があり、そこには、社会的な距離を保つこと(social distancing)および衛生に関する規則が含まれる。しかし、当該教会は、宗教上の礼拝式には課されるが、似たような世俗の商売には課されることがない 25%の収容人員の上限に異議を唱える。

私の見解では、カリフォルニア州の宗教上の礼拝式に対する差別は合衆国憲法に違背する。一般論として、「政府は、義務、刑罰、特権または利益を課すための分類の根拠として、宗教を用いることをなしえない。」McDaniel v. Paty, 435 U.S. 618, 639 (1978) (Brennan, J., concurring in judgment). 当裁判所は、宗教に対する差別は「我が合衆国憲法にとって憎むべき」であると述べている。Trinity Lutheran Church of Columbia, Inc. v. Comer, 582 U.S. \_\_, \_\_ (2017) (slip op., at 15); see also, e.g., Good News Club v. Milford Central School, 533 U.S. 98 (2001); Rosenberger v. Rector and Visitors of Univ. of Va., 515 U.S. 819 (1995); Church of Lukumi Babalu Aye, Inc. v. Hialeah, 508 U.S. 520 (1993); Lamb's Chapel v. Center Moriches Union Free School Dist., 508 U.S. 384 (1993); McDaniel, 435 U.S. 618.

カリフォルニア州は、宗教上の礼拝式に対する同州の差別的な取扱いを正当化するために、その規則が「やむにやまれぬ政府利益によって正当化され」、かつ、「その利益を促進するために狭く仕立てられ」ていることを証明しなければならない。Lukumi、508 U.S. at 531-32. カリフォルニア州は、COVID-19 の蔓延に立ち向かい、市民の健康を保護するというやむにやまれぬ利益を疑いなく有している。しかし、「あるグループに不可解にも適用され、別のグループからは免除される制限は、これらの目的を促進することにほとんど手を貸さず、それでいて、信教の自由に負担を課すことには大いに役立つ。」Roberts v. Neace、958 F.3d 409、414(6th Cir. 2020)(per curiam)。カリフォルニア州が必要なことは、(i)宗教上の礼拝式と(ii)収容人員の上限に服さないうんざりするほど多くの他の世俗の商売との間に区別を設けることの極めて強い正当化事由(a compelling justification)である。

カリフォルニア州は、そのような正当化事由を証明していない。当該教会は、似たような世俗の商売に適用される同州の規則を遵守することに同意している。そのことは、重要な問題を提起する。即ち、「すべての同様の対策が講じられると仮定すると、なぜ食料雑貨店の通路を歩くことはできるのに信者席を歩くことはできないのか。そして、なぜ勇敢な配達員には安全に接触す

ることができるのに感情を表に出さない聖職者には安全に接触できないのか。」Ibid.

当該教会とその信者は、似たような世俗の商売と等しく取り扱われることを望んでいるに過ぎない。カリフォルニア州は、その居住者やかなりの数の商売が適切な社会的な距離を保つことや衛生に関する行為を遵守するものと既に信じている。同州は、「人々が礼拝に行くときには最悪のことを想定するが、仕事に行くとき、または、許容された社会環境の中でその他の毎日の生活に携わるときには最良のことを想定する」ことはできない。*Ibid*.

カリフォルニア州は、宗教に対して差別することなく、COVID-19 の蔓延に立ち向かうことができるような広汎な選択肢を有している。同州は、「似たような世俗の活動に対して州知事が行っているのと全く同様に、信者が社会的な距離を保つことやその他の衛生上の要件を遵守すべきであると主張し、それをもって良しとする」ことができるであろう。*Id.* at 415. あるいは、その代わりに、同州は、合理的な収容人員の上限を一律に課すことができるであろう。しかし、極めて強い正当化事由(それを同州は提出していない)がないのに、例えば、スーパーマーケット、レストラン、工場、そして、事務所に関して、より緩やかなアプローチを講じ、他方で、礼拝の場所に対して、より厳しい要件を課すことを同州はなしえない。

同州は、また、とりわけ緊急事態においては、線引きを行うかなり広い余地も有している。しかし、本件で問題とされるように、合衆国憲法は、その線引きに一つの重要な制限を課す。即ち、 当該州は、宗教を差別しえない。

要するに、カリフォルニア州の宗教上の礼拝式に対する 25%の収容人員の上限は、議論の余地なく宗教を差別し、そのような差別は、修正 1 条を侵害する。See Ohio Citizens for Responsible Energy, Inc. v. NRC, 479 U.S. 1312 (1986) (Scalia, J., in chambers). 当該教会は、似たような世俗の商売や人々がその活動を行うことができるやり方で聖霊降臨祭に礼拝を執り行うことができないことから、回復不能の損害を被るであろう。それ故、私は、当該教会の一時的差止命令の要求を認めるであろう。私は、敬意を表して反対する。

# 2. Calvary Chapel Dayton Valley v. Sisolak, 591 U.S. (2020)

## 差止命令による救済の申立てに関して

ケイガン裁判官に提起され、同裁判官によって合衆国最高裁に付託された差止命令による救済 の申立ては、斥けられる。

トーマス裁判官, キャヴァノー裁判官が同調する, アリート裁判官は, 差止命令による救済の 申立てを斥けることに反対する。

合衆国憲法は、宗教の自由な行使を保障する。サイコロ博打やブラックジャックに興じる自由、 メダルをスロット・マシーンに投入する自由、あるいは、その他のあらゆる運任せのゲームに参 加する自由については、合衆国憲法は何も語らない。しかし、ネヴァダ州知事は、明らかに異なった優先順位をつけている。COVID-19 によるパンデミックの間に憲法上の権利を制限する事実上制限のない権限を主張して、州知事は、礼拝への出席を厳しく限定する命令を発布している。教会、ユダヤ教会堂、またはイスラム教寺院は、その規模にかかわらず、50 名より多くの者を収容することが許されないが、カジノや、その他の一定の優遇された施設は、それぞれの最大収容人員の50%まで入場を認められ、このことは、巨大なラス・ヴェガスのカジノの場合には、何千人もの顧客が入場を許されることを意味する。

ネヴァダ州が大きな勢力を誇る博打産業とその従業員を優遇するであろうことは、驚きではないかもしれないが、当裁判所がそのような差別を快く認めてしまうことには失望させられる。我々は、合衆国憲法を擁護する義務を有しており、公衆衛生上の緊急事態でさえも、我々をその責任から免らせることはない。

Ι

Calvary Chapel Dayton Valley は、ネヴァダ州の郊外にある教会である。同教会は、消防規則上の収容能力の 50%に当たる数字である、およそ 90 名の信者のために、礼拝式を催すことを望んでいる。これらの礼拝式を行う上で、Calvary Chapel は、同州が要求するどんなものよりも超える多くの対策を講じることを計画する。信者に適切な社会的な距離を保つという手順を遵守するよう求めることに加えて、同教会は、礼拝の長さを半分に短縮しようとする。同教会は、また、信者席に座る家族と家族の間で 6 フィート離れることを求めること、集会の最中に物品が回されることを禁じること、信者を一方通行の通路に沿って指定された出入口に誘導すること、そして、教会を消毒することができるように礼拝と礼拝の間で十分な時間的余裕を与えることを計画する。感染症の専門家によれば、これらの措置は、「CDC によって推奨されたものと同等か、それよりも広範囲にわたっている。」Electronic Court Filing in No. 3: 20-CV-00303, Doc. 38-41, 2020 WL 4260438 (D. Nev., June 4, 2020), p. 6 (ECF).

それにもかかわらず、この種の礼拝を催すことでさえも、室内の礼拝式を「わずか 50 名」に限定する州知事スティーヴ・シソラック(Steve Sisolak)の第 2 段階再開計画(phase-two reopening plan)である、命令 21 に違反するであろう。ECF Doc. 38–2、§ 11. 一方では、当該命令は、様々な世俗的な集まりには、それぞれの稼働する収容能力の 50%で上限を設けるが、そのことは、それらの集まりが、礼拝の場所に課せられる 50 名の限定を超え、いくつかの場合には、はるかに超えても構わないということを意味する。

この異なった取扱いを引用して、Calvary Chapel は、連邦地方裁判所に訴訟を提起し、自らの計画に従って、最大収容人員の50%までの礼拝を行うことを自らに認める差止命令を求めた。合衆国地裁は救済を与えることを拒絶し、第9巡回区は、上訴の間、Calvary Chapel による差止命令の申立てを斥けたが、目下のところ、当法廷は、同様に救済を斥ける。

私は、上訴の間、差止命令を認めるであろう。Calvary Chapel は、礼拝堂に対する当該命令の差別的取扱いが修正1条に違反するとの主張に関して、成功する可能性がかなりある。加えて、礼拝式への出席を違憲となるように妨げることは、Calvary Chapel とその信者に回復不能の損害を課し、また、同州は、Calvary Chapel の計画に従って礼拝を行うことが、ジムに行くことのように、当該命令が認める他の多くの活動よりも公衆衛生により大きなリスクを引き起こすであろうことを証明する努力を何も行っていない。疑いなく、同州は、Calvary Chapel の計画の下での教会への出席が、カジノで起こることよりもリスクが高いことを証明していない。

現在,何か月もの間,州やその下位区分は,宗教の自由な行使を含む,個人の自由への前例のない制限を課すことによってパンデミックに対応している。この当初の対応は理解できるものであった。危機の時代には,公務員は,変化し不確実な情況に迅速かつ断固たる対応をしなければならない。緊急事態の初めには,そして,COVID-19 の急激な増加の最初の時期は明らかにその資格を満たすのだが,そうした時には,公務員は正確に仕立てられた規則を念入りに作ることができないのかもしれない。時間,情報,そして専門家が不足しているかもしれず,執行に責任のある者は,微妙に区別する規則を実施するために必要な資源を欠くのかもしれない。こうして,緊急事態の始まりには,裁判所が非常に大まかな規則を大目に見ることが適切であることもあろう。総じて,そのことは,COVID-19 によるパンデミックの間に,これまで生じてきたことである。

しかし、公衆衛生上の緊急事態は、州知事その他の公務員に、医学上の問題が続く限り合衆国憲法をなおざりにするという白紙委任状を与えない。より多くの医学上、科学上の証拠が利用できるようになるにつれて、そして、それらの証拠に照らして、州が政策を念入りに作る時間を持つにつれて、裁判所は、憲法上の権利をより注意深く説明する政策を期待すべきである。シソラック知事は、5月28日に、問題となっている命令を発布したが、それは、3月12日の非常事態の宣言よりも2か月以上も後のことであった。現在、最初の宣言から4か月が経過している。問題は、もはや急迫した事情の問題ではなく、礼拝の場所に対する検討されはしたが差別的な取扱いの問題である。

### II

Calvary Chapel は、州知事の命令が修正 1 条の宗教活動の自由条項および自由な言論条項の 双方に違反すると主張するが、私は、Calvary Chapel がこれらの主張に関して成功の可能性が 非常に高いことに同意する。

# A

宗教活動の自由条項の下では、「中立的で一般的な適用可能性がある」のではない宗教の行使に対する制限は、厳格審査を切り抜けなければならない。Church of Lukumi Babalu Aye, Inc.

v. Hialeah, 508 U.S. 520, 531 (1993). 「中立性についての最低限の要件は、法律が文面上差別すべきでないこと」であり、id. at 533, 「宗教活動の自由条項は、宗教の問題に関して、『中立性からの微妙な逸脱』ですら禁じる」 Masterpiece Cakeshop, Ltd. v. Colorado Civil Rights Comm'n, 584 U.S. \_\_, \_\_ (2018) (slip op., at 17) (quoting *Church of Lukumi*, 508 U.S. at 534). 本件では、逸脱が微妙であるとはとても言えない。州知事の命令は、礼拝式を大勢の人々の長時間にわたる室内での集まりに関わる他の活動とは明確に異なって取り扱う。

当該命令の文面は、多くの例を示す。「礼拝堂」は「50名しか」収容しえないが、ECF Doc. 38-2、\$11、室内での活動を催す多くの優遇される施設は、50%の収容能力で稼働しうる。特権を与えられる施設は、ボウリング場、\$20、醸造所、\$26、フィットネス施設、\$28、そして、最も注目すべきことにカジノを含み、カジノは、1 ヶ月以上にわたって 50%の収容能力で稼働してきたのであり、\$35、ECF Doc. 38-3、p.5、賭博のみならず、実演するサーカスの出し物や興行をしばしば呼び物にしている。

ラス・ヴェガスのカジノにとって、50%の収容能力は、しばしば、何千人もの顧客を意味し、カジノで生じる活動は、Calvary Chapel が行うことを提案する礼拝式よりも、はるかに少ない物理的な距離を保つこと(physical distancing)やその他の安全のための措置にしか関わらない。サイコロ博打やブラックジャックのテーブルを囲む顧客は、通例、6フィート離れていることはない。カジノはアルコールを提供することを許され、そのことがリスクを冒すことを誘発するのはよく知られているし、飲酒は、通常、マスクを少なくとも一時的に外すことを要求する。カジノは顧客を全国各地から引き寄せる。再開を期待して、あるカジノの所有者は、ラス・ヴェガスまでの片道航空券を2,000枚配布した。ECF Doc. 38-9、p. 4. そして、カジノが再開を許されるであろうと州知事が宣言した時に、州知事は、観光客に同州にやって来るよう促した(1)。ラス・ヴェガスへの平均的な観光客は、7つ以上の異なったカジノを訪れ、それぞれのカジノで、50名をはるかに超える人々と潜在的に集まる。ECF Doc. 38-6、p. 44. 賭け事をするラス・ヴェガスへの観光客は、1日につき平均2時間よりも多くの間、賭け事をし、id. at 43、カジノの中で賭け事をする者は、しばしばある場所から別の場所へ移動し、別のゲームで、あるいは、少なくとも別のスロット・マシーンで自分たちの運試しを試みる。

礼拝堂は、はるかに多くの保護を提供する規則を採用することができ、また、採用している。 家族のグループは、別のグループから6フィートよりも離れた信者席に場所を与えられることが 可能である。礼拝に参列する者は、式の間中ずっと、または、非常に短い時間を除くすべての時 間に、マスクの着用を義務づけられることがある。礼拝に参列する者は、特定の教会に出席する ために、離れた場所から通うことは通常はなく、また、どの日曜日にも異なった礼拝を試すため

See Jones, Nevada Governor Green-Lights June 4 Reopening of Casinos: Las Vegas Gets Ready,
 L. A. Times (May 26, 2020), www.latimes.com/travel/story/2020-05-26/nevada-govonor-oks-re opening-vegas-prepares.

に、教会を次々と替えることは一般的ではない。ほとんどの礼拝式は、2時間続くことはない。 (Calvary Chapel は、現在、その礼拝を45分に限定している。)そして、礼拝に参列する者は、 礼拝が進行中に、教会の周りをうろつくことは一般的ではない。

Calvary Chapel に 90 名の礼拝に参列する者の収容を認めることがカジノに 50%の収容能力で稼働することを認めることよりも高い公衆衛生上のリスクを生じさせるとの考えは、信じ難いものであり、また、その差別を正当化する同州の試みは、脆弱である。同州は、博打のテーブルに着く顧客はマスクを着用することが推定されると記し、カジノでの飲食物の提供サーヴィスは現在、限定されていると記すが、礼拝堂の信者もまた、マスクの着用を義務づけられ、礼拝の間に食事をとることはない。

同州は、博物館、美術館、動物園、水族館、職業学校、そして実業学校といったような、礼拝 堂以外の施設もまた、カジノよりも優遇されることなく取り扱われていると記すが、そのことが、 カジノに対する優先的な処遇を正当化しないことは明らかである。

最後に、同州は、カジノに対する優先処遇が正当化されるのは、同州がカジノによる法令遵守を執行するより良い立場にあるからであり、カジノは、州公務員による周到な監督下にあり、州の規則に違反するときには刑罰に服するからであると主張する。これに対して、同州は記すのだが、礼拝堂に関する規則は、地方当局によって執行されなければならない。

この議論は、50%の収容能力規則を執行することが均一の50名規則を執行することよりも相当に困難である場合には何らかの意味があるのかもしれない。しかし、そうであると考えることに理由がないのはもちろんのこと、そのことが宗教に対する異なった取扱いを正当化するのに十分なほどやむにやまれぬものであろうと考えることには理由がない。通常時に最大収容人員の限定を執行することに責任を負う地方公務員は、特定の教会に関する限定をおそらく知っているか、容易に確かめることができ、同州は、これらの公務員がそれらの限定を執行することに何か困難があるとは主張しない。多くの法域において、集会を催す建物は、人目につきやすい場所に、それぞれの最大収容人員の数字を掲示することを義務づけられている。50%の限定を執行することは、地方公務員に、その数字を半分に割ることを要求しないのと同様、何かを行うことを要求しないであろうし、その限定を執行することが50名の最大数を執行することよりも少しでも困難であろうと考えることには理由がない。

さらに、たとえカジノに対する同州の特別の規制権限がこれらの施設に関する異なった規則を正当化することができるとしても、どうして、ボウリング場やゲームセンター、フィットネス・センターのような施設もまた50%規則の恩恵を与えられるのかを、同州は、依然として、説明できないであろう。そして、同州は、カジノに対して適用される規則を厳格に執行することを示唆する一方で、カジノが再開を認められた後にカジノで撮られた写真やヴィデオは、広範で目に余る安全違反を示す。マスクを着けない顧客が狭苦しい場所で見られ、同州は、遵守しないカジノを厳しく取り締まっていることのどんな証拠も我々に気づかせない。カジノが再開して以降の

COVID-19 の症例の急激な上昇は、同州による厳格な執行の主張が偽りであることを示す。

当該命令のカジノに対する取扱いが突出している一方で、他の施設もまた礼拝堂よりも優遇された取扱いを与えられる。ボウリング場を例にとってみよう。勝ち抜き戦が開催されるいくつかのラス・ヴェガスのボウリング場は、数百名の観客を着席させることができ、当該命令の下では、これらの施設は収容能力の50%まで入場を認められうる。そのことだけでなく、同州は、Calvary Chapel が提案する計画よりもはるかに多くの危険を引き起こす、これらの施設の座席の配置を大目に見る。州の基準についての公式の文書は、他のグループから社会的な距離を保つことの維持を条件に、50名までのグループがボウリング場の特別閲覧席で一緒に座ることができると述べる。ECF Doc. 38-5、p.9. こうして、Calvary Chapel は、たとえ家族が6フィート離れて着席しても50名より多くの信者を収容できない一方で、ボウリングの勝ち抜き戦の観客は、各々のグループが他のグループから社会的な距離を保つことを維持することを条件に、50名のゲループで一緒に座ることができる。

要するに、当該命令は、礼拝堂を露骨に差別し、それ故、宗教活動の自由条項の下で、厳格審 査の正当な理由となる。

 $\mathbf{B}$ 

当該命令は、自由な言論条項の下でもうまくゆかない。言論が表明する見解に基づいて言論を制限する法律は、違憲であると推定され、see, e.g., Iancu v. Brunetti, 588 U.S. \_\_, \_\_-\_ (2019) (slip op., at 4–5), そして、我々の先例の下では、宗教は見解に数えられる、Rosenberger v. Rector and Visitors of Univ. of Va., 515 U.S. 819, 831 (1995). 本件では、当該命令は明らかに見解に基づいて差別する。当該命令のカジノでの催し物と教会における礼拝についての取扱いを比較せよ。両方とも表現に関わるが、当該命令は、カジノの興行での世俗的表現を礼拝堂での宗教的表現よりも優遇する。

Calvary Chapel は、また、同州知事がある話者を他の話者よりも優遇しているという証拠を我々に気づかせている。抗議を行う多くの者が、50名よりも多くのグループを禁ずる規則のような、当該命令の諸規定に公然と違反した時に、州知事は、当該命令を執行することを拒否しただけでなく、抗議を公的に支持し、これに参加した。Cf. Masterpiece Cakeshop、584 U.S. at \_-\_ (slip op., at 14-16). 州知事は、肩を並べて立っている抗議者のヴィデオを共有することさえ行った。教会が当該命令に違反するかもしれないとのニュースに対する同州の反応は、全く異なっていた。ネヴァダ州の司法長官は、「あなたは法に……唾を吐きかけながら、法に応答するよう期待することはできない」と述べたと報道されている $^{(2)}$ 。

<sup>(2)</sup> Application 8, and n. 6 (quoting Lochhead, Sisolak, Elected Nevada Officials Discuss Systemic Racism, Reform, Las Vegas Review-Journal (June 5, 2020), www.reviewjournal.com/news/politics-and-government/nevada/sisolak-elected-nevada-officials-discuss-systemic-racism-reform-

もちろん公共の場での抗議活動は、修正1条によってそれ自体保護され、抗議活動を制限するいかなる試みも司法審査に服するであろう。しかし、ある修正1条の権利を尊重することは、他の修正1条の権利を侵害するための盾ではない。同州は、その抗議活動が重要な争点に関して見解を表明したとの根拠に基づいて州知事を擁護し、そして、そのことは疑いなく正しいのであるが、ある見解を他の見解よりも優遇することは、修正1条がひどく嫌うものである。

 $\mathbf{C}$ 

当該命令の礼拝堂に対する取扱いが厳格審査を満たさなければならないことがひとたび認められると、この差別的な取扱いが、切り抜けることができないことは明らかである。さらに言えば、ネヴァダ州は、当該命令が厳格審査に耐えることができると主張することさえ試みない。

数千もの人々にカジノに集まることを認めているので、同州は、施設の規模やウイルスの蔓延を防止するために採用される措置に関係なく宗教上の集まりを50名に限定する、やむにやまれぬ利益を有すると主張することはできない。「[ある]法律が禁止されていない、そのおそらくは死活的に重要な利益に、容易に判断できる損害を与えたままにしておくときには……その法律は、最上級の利益を保護しているとみなすことができない。」*Church of Lukumi*, 508 U.S. at 547 (internal quotation marks omitted). そして、たとえその50名の限定がやむにやまれぬ利益に仕えるとしても、同州は、Calvary Chapel が実施することを提案するような措置によっては、公共の安全が少なくとも同じ位、十分には保護されえないであろうということを証明していない。

D

当該命令の礼拝堂に対する取扱いについての同州の主たる防御は、当法廷の 2 つの判決に基づいている。Jacobson v. Massachusetts, 197 U.S. 11 (1905) におけるある文言を引用して、ネヴァダ州は、「緊急事態における公衆衛生上の措置を制定するために州が緊急事態のポリス・パワーを行使するときには、裁判所は、(1)公衆衛生との現実のまたは実質的な関係が存在しない場合、または、(2)その措置が『疑いなく』『基本法によって保障されている権利の明白[で]、はっきりとした[侵害]』である場合を除いて、その措置を支持するであろう」と主張する。Response to Application 11 (quoting Jacobson, 197 U.S. at 31).

このテストの下でさえも、当該命令の差別的な取扱いは、既に説明した理由により、おそらく失敗するであろう。そして、いずれにしても、Jacobson における文言を、COVID-19 によるパンデミックの間に、合衆国憲法が公務員に行うことを認めるものに関する決定的な言葉として受け止めることは誤りである。Jacobson における文言は、文脈の中で解釈されなければならず、Jacobson は、天然痘のためのワクチン接種を居住者に義務づける地方条例に対する実体的デュー・

<sup>2045833/).</sup> 

プロセス上の異議申立てに主として関わっていたということを心に留めておくことが重要である<sup>(3)</sup>。無期限に継続する州全体における措置がその事件で争点となっていない修正 1 条または他の諸規定の下で争われているときに、その判決を適用されるべきテストを確立したものと解釈することは、かなりのこじつけである。

同州は、また、教会の礼拝に出席することを許される者の数を限定したカリフォルニア州法の執行に対して、合衆国最高裁が最近、一時的な差止命令の発布を拒否したことを指摘する。See South Bay United Pentecostal Church v. Newsom, 590 U.S. \_\_ (2020). 私は、その判決に反対したが、see ibid.; see also id. at \_\_ (Kavanaugh, J., dissenting)、たとえその判決が受け入れられるとしても、その事件は、現在、我々の前にある事件とは異なっている。South Bayでは、教会は、当該カリフォルニア州法が、工場、事務所、スーパーマーケット、レストラン、そして小売店のような、その他の一定の施設よりも教会を優遇することなく取り扱っていたという事実に依拠した。しかし、その法律は、これらの施設では、礼拝堂においてとは異なり、「人々が大集団で集まらず、長時間、極めて接近してとどまることもない」という根拠に基づいて擁護された。Id. at \_\_ (Roberts, C.J., concurring) (slip op., at 2). そのことは、ネヴァダ州で優遇されている施設について述べることはできない。当該命令の下で優先処遇が与えられるカジノその他の施設では、人々は大集団で集まり、長時間、極めて接近してとどまる。

 $\mathbf{E}$ 

本件では、上訴の間、差止命令が与えられる。Calvary Chapel の修正 1 条の主張は、成功する可能性がかなりある。さらに言えば、その「法的権利……は議論の余地なく明白であり」 Turner Broadcasting System, Inc. v. FCC, 507 U.S. 1301, 1303 (1993) (Rehnquist, C.J., in chambers) (internal quotation marks omitted)、衡平もまた Calvary Chapel を支持する。 信者に礼拝に参列することを妨げることは、回復不能の損害をもたらし、同州は、Calvary Chapel の計画が重大な公衆衛生上のリスクの原因となるであろうということを証明するいかなる努力も行っていない。

\*\*\*

私は、上訴の間、Calvary Chapel が述べる計画と一般的な顔面用マスクの要件に従って同教

<sup>(3)</sup> 合衆国最高裁は、異議を申し立てられた法律が合衆国憲法の前文および精神に違反するとのジェイコブソンの主張を一蹴した。Jacobson, 197 U.S. at 22. 修正 14 条の特権免除条項の下での彼の主張は、Slaughter-House Cases, 16 Wall. 36, 76–80 (1873) によって失敗を運命づけられ、また、合衆国最高裁によって述べられなかった。最後に、合衆国最高裁は、彼の平等保護の主張を急いで斥けたが、Jacobson, 197 U.S. at 30, その主張は、子と後見の下にある者に対する同法の例外規定に基づいていた、see Commonwealth v. Jacobson, decided with Commonwealth v. Pear, 183 Mass 242, 248, 66 N.E. 719, 722 (1903).

会で行われる礼拝式を妨げることを同州に禁ずる,差止命令を発布するであろう。それ故,私は, 敬意を表して反対する。

ゴーサッチ裁判官は、差止命令による救済の申立てを斥けることに反対する。

本件は単純な事件である。州知事の命令の下では、10 面のスクリーンを持つ「複合型映画館」はいつでも500 名の映画好きをもてなしうる。カジノもまた一度に何百人も相手にでき、こちらでは、おそらくサイコロ博打の各テーブルで6名が身を寄せ合い、あちらでは、ルーレット賭博のどの回転盤の周りにも同じような数の者が集まる。大人数と密集した一角は、そのような場所では結構なことである。しかし、教会、ユダヤ教会堂、そしてイスラム教寺院は、50 名を超えて礼拝に参列する者を収容することが禁じられ、それは、その建物がどんなに大きくても、個々人がどんなに離れていても、どれだけ多くの者がマスクを顔に着用していても、対策がいやしくもどのようなものであっても、そうなのである。ネヴァダ州では、宗教よりも娯楽に従事していることが良いことのように思われる。おそらくそのことは何も目新しいことではない。しかし、修正1条は、宗教の行使に対するそのような明らかな差別を禁止する。今日、我々が住んでいる世界は、我々を襲うパンデミックとともに、普通ではない課題を提起する。しかし、合衆国憲法が Calvary Chapel よりも Caesars Palace を優遇することをネヴァダ州に容認する世界は存在しない。

キャヴァノー裁判官は、差止命令による救済の申立てを斥けることに反対する。

私は、アリート裁判官の反対意見に全面的に同調するが、敬意を表して、以下のさらなる所見を付け加える。

現在の再開計画の下で、ネヴァダ州は、レストラン、バー、カジノ、そしてジムに、それがどんなに多くの者であろうとも、それぞれの全体の収容人員の限度の50%までの入場を認める。例えば、500名の収容人員の限度を有するカジノは、250名までの入場を認められうる。これに対して、礼拝の場所は、収容人員の上限にかかわらず、例外なく、最大50名を受け入れうるに過ぎない。それ故、隣のカジノとは異なり、500名の収容人員の限度を有する教会は、250名ではなく、50名しか入場を認められることがない。ネヴァダ州は、礼拝の場所に対するそのあからさまな差別に、いかなる説得力のある正当化事由も提出していない。COVID-19の伝染のリスクは、レストラン、バー、カジノ、そしてジムでは、少なくとも礼拝においてと同じ位、高い。さらに言えば、レストラン、バー、カジノ、そしてジムに集まる人々は、少なくとも礼拝においてと同じ位、しばしば長居する。そして、社会的な距離を保つこと、マスクを着用すること、そして、一定の追加的な自発的措置を含む、Calvary Chapel その他の礼拝の場所が従っている安全上の措置を考慮に入れると、人々は、レストラン、バー、カジノ、そしてジムで、少なくとも礼拝においてと同じ位、密集して他人と接触することは明らかである。

私の見解では、ネヴァダ州の礼拝に対する差別は、合衆国憲法に違反する。明らかなことに、州の閉鎖または再開計画は、宗教団体を世俗の組織と同様の限度に服させうる。そして、大きな被害をもたらす COVID-19 によるパンデミックに照らすと、これらの限度は、非常に厳しいものでありうる。しかし、州は、少なくとも、宗教に対する異なった取扱いの十分な正当化事由なしに、礼拝の場所に厳しい限度を課し、レストラン、バー、カジノ、そしてジムに緩やかな限度を課しえない。私が説明するように、ネヴァダ州は、これまでのところ、十分な正当化事由を提供しておらず、それ故、現在の再開計画は、修正1条に違反する。

第I 部において、私は、どのように本件が合衆国最高裁のより広範な宗教判例にうまく調和するかを説明する。第II 部において、私は、何故、ネヴァダ州の宗教団体の取扱いが合衆国最高裁の先例の下で違憲であるのかを説明する。

Ι

宗教に関する事件は、アメリカ法において、最も微妙で厄介なものの一つである。困難さが最初に生じることがあるのは、どのように法律を特徴づけるかについて、宗教事件における訴訟当事者がしばしば意見を異にするからである。彼らは、法律が宗教を優遇するのか、それとも宗教を差別するのかについて、意見が異なりうる。彼らは、法律が宗教を平等に取り扱うのか、それとも異なって取り扱うのかについて、意見が異なりうる。彼らは、法律が宗教に対して中立的であるということが何を意味するのかについて、意見が異なりうる。

何が、優遇、差別、平等、または中立となるのかをめぐる定義上の争いは、宗教に関する事件の結果に、決着をつけるのではないとしても、影響を及ぼすことがありうる。しかし、宗教事件に関わる当事者やそれらの事件に判決を下す裁判官は、共通の語彙や共通の背景となる原則をしばしば共有していない。そして、その意思疎通の欠如は、分析をごたまぜにし、憤りを高め、訴訟当事者と裁判官がお互いにすれ違って語ることをもたらすことがある。

私の見解では、混乱と意見の不一致のいくらかは、最初に、法律の4つの範疇を認識し区別することによって回避することができる。即ち、(1)宗教団体を明白に差別する法律、(2)宗教団体を明白に優遇する法律、(3)宗教に基づいて分類しないが、世俗の組織と宗教団体に等しく適用される法律、(4)宗教団体をいくつかの世俗の組織に対しては等しく、しかし、他の世俗の組織よりもより良く、またはより悪く明白に取り扱う法律、である。私が説明するように、ネヴァダ州の再開計画に関わる本件は、第4の範疇に入る。

第一のものは、宗教団体を宗教であるが故に明白に差別する法律である。最近の Espinoza 事件は、その範疇に入った。Espinoza v. Montana Dept. of Revenue、\_\_ U.S. \_\_ (2020). モンタナ州は、税額控除を私立学校の奨学金組織に寄付をした者に与えた。しかし、重大な落とし穴があった。即ち、奨学金基金の資格を有する家族は、これら基金を世俗的な私立学校でのみ用いることができ、宗教的な私立学校では用いることができなかった。そのような事件は、宗教差別の

わかりやすい例である。そして、一般的な準則として、宗教を差別する法律は、合衆国最高裁の言葉では、「我が合衆国憲法にとって憎むべき」である。*Espinoza*、\_\_ U.S. at \_\_ (internal quotation marks omitted); *see* Trinity Lutheran Church of Columbia, Inc. v. Comer, 582 U.S. \_\_ (2017); Good News Club v. Milford Central School, 533 U.S. 98 (2001); Rosenberger v. Rector and Visitors of Univ. of Va., 515 U.S. 819 (1995); Larson v. Valente, 456 U.S. 228 (1982); McDaniel v. Paty, 435 U.S. 618, 629 (1978) (Brennan, J., concurring in judgment); *see also* Murphy v. Collier, 587 U.S. \_\_ (2019) (Kavanaugh, J., concurring in grant of application for stay); *cf.* Church of Lukumi Babalu Aye, Inc. v. Hialeah, 508 U.S. 520 (1993).

第二のものは、宗教団体を世俗の組織よりも明白に優遇する法律である。その例に含まれるのは、州議会が宗教団体に対して、世俗の組織には利用できない一定の便宜、免除または利益を与える事件である。例えば、州議会は、宗教団体に対して、世俗の組織には利用できない財産税の免除を与えるかもしれない。Cf. Waltz v. Tax Comm'n of City of New York, 397 U.S. 664 (1970). または、州議会は、一定の宗教的な個人に対して(しかし、世俗的な個人に対してではなく)、例えば、徴兵のような、その他の点では適用できる法律の負担から彼らを解放する便宜を認めるかもしれない。See Gillette v. United States, 401 U.S. 437 (1971). これらの類の便宜または免除は、宗教に対する明らかな優遇の故に、時には、国教禁止条項の引き金を引くことがある。See generally American Legion v. American Humanist Assn, 588 U.S. \_\_, \_\_ (2019) (Kavanaugh, J., concurring); see also Cutter v. Wilkinson, 544 U.S. 709 (2005); Board of Ed. of Kiryas Joel Village School Dist. v. Grumet, 512 U.S. 687 (1994) (Kennedy, J., concurring in judgment); Corporation of Presiding Bishop of Church of Jesus Christ of Latter-day Saints v. Amos, 483 U.S. 327 (1987).

第三のものは、宗教に基づくいかなる区別も設けることなく、宗教団体と世俗の組織に等しく適用される法律である。例えば、市の消防規則は、スプリンクラーを100名よりも多くを収容することができるすべての建物に要求しうる。そのような法律は、宗教団体によって所有される建物と世俗の組織によって所有される建物に適用されるであろう。これらの類の法律は、文面上、いかなる許容できない差別または優遇も生じさせない。

なるほど、これらの類の法律は、宗教団体と世俗の組織との間で区別していないとはいえ、宗教の行使に実質的な負担を時には課すことがある。もしそうであるならば、宗教団体は、連邦または州法の下で利用でき、国教禁止条項の下で許容できる限りにおいて、裁判所において免除を(州議会においても求めうることがないとしても)求めうる。See, e.g., Our Lady of Guadalupe School v. Morrissey-Berru, ante, p. \_\_; Gonzales v. O Centro Espírita Beneficente União do Vegetal, 546 U.S. 418 (2006). または、宗教団体は、文面上中立的な法律が実際には宗教に対する敵意によって動機づけられ、その根拠に基づいて、違憲であると主張しうる。See Lukumi, 508 U.S. 520.

第四のものは、本件におけるネヴァダ州の法律のように、政府の利益または行動の規準を何も 提供せず、むしろ、組織を優遇されまたは免除される範疇と冷遇されまたは免除されない範疇と に分ける法律である。これらの法律は、優遇されまたは免除される範疇の組織にのみ利益を与え、 冷遇されまたは免除されない範疇の組織には利益を与えない。

例えば、いくつかの世俗の組織(アパートの建物、小さな小売の商店、レストラン、銀行、等々)を優遇されまたは免除されるゾーニングの範疇に置き、いくつかの世俗の組織(事務所の建物、大きな小売の商店、映画館、音楽の会場、等々)を冷遇されまたは免除されないゾーニングの範疇に置くゾーニング法を考察してみよう。宗教上の財産は、両者の範疇におけるいくつかの世俗の財産に等しいと考えられうると主張できると想定してみよう。それでは、どのように州議会が宗教団体を範疇化しうるかに関して、何が憲法上の限界と要件であるのか。

これらの情況下では、州議会は、国教禁止条項の問題をもたらすことなく、宗教団体を冷遇されまたは免除されない範疇にというよりも、優遇されまたは免除される範疇に置きうるということを合衆国最高裁の先例は明らかにする。See, e.g., Walz, 397 U.S. at 696 (opinion of Harlan, J.) (「決定的に重要な問題は、立法の周囲が非常に広汎に、あるクラスを取り囲み、その結果、宗教施設がその自然の境界線の中に入ると考えられうると公平に結論づけられるかどうかである」); Texas Monthly, Inc. v. Bullock, 489 U.S. 1, 14 (1989) (plurality opinion) (「何らかの正当な世俗的目的を追求する上で、宗教団体と同様に、非常にたくさんの宗派でない集団に与えられる」補助金の是認を表明する); Concerned Citizens of Carderock v. Hubbard, 84 F. Supp. 2d 668 (Md. 2000) (州は、宗教団体を、いくつかの世俗の組織とともに、優遇されるゾーニングの範疇に置きうる).

それとは反対の、自由な行使または平等な取扱いの問題は、州議会は、宗教団体を冷遇されまたは免除されない範疇にというよりも優遇されまたは免除される範疇に置くことを要求されるかどうかである。合衆国最高裁の自由な行使および平等な取扱いの先例は、その問題に対しても答えを与える。即ち、州がその他の点で十分な正当化事由を提供しない限り、州は、宗教団体を優遇されまたは免除される範疇に置かなければならない。 See Laycock, The Remnants of Free Exercise, 1990 S. Ct. Rev. 1, 49–50(どのように当法廷の先例が宗教団体に「何か最恵国の地位に類似したもの(something analogous to most-favored nation status)」を与えるのかを説明する).

例えば、Employment Div., Dept. of Human Resources of Ore. v. Smith, 494 U.S. 872 (1990) において、合衆国最高裁は、「州が個別の免除のシステムを設けているところでは、やむにやまれぬ理由づけがないのに、そのシステムを宗教上の困難の事件に拡張することを州は拒否しえない」と説明した。 *Id.* at 884 (internal quotation marks omitted; emphasis added); *see also Lukumi*, 508 U.S. at 537-38. 同様に、当時、控訴裁裁判官であったアリートは、修正1条はイスラム教スンニ派をひげ禁止方針から免除することを警察署に要求するが、それは、当該警察署

が「その方針からの免除を世俗的な理由づけから」行ったが、「宗教的な理由づけからひげを生やすことを求められる警察官に同様の取扱いを与えることを拒否するために、いかなる実質的な正当化事由も提供していない」からであると述べた。Fraternal Order of Police Newark Lodge No. 12 v. Newark, 170 F. 3d 359, 360 (3d Cir. 1999) (emphasis added).

簡潔に述べれば、合衆国最高裁の宗教に関する先例の下では、法律が文面上、宗教団体とは反対に、いくつかの世俗の組織を優遇または免除する場合には、宗教団体による憲法上の異議申立てを受け入れる裁判所は、当該州がその区別の根拠を十分に正当化しているかどうかを決定しなければならない。

明らかなことに、合衆国最高裁の先例は、宗教団体がすべての世俗の組織よりも優遇して取り扱われるべきことを要求しない。むしろ、修正1条は、宗教団体が優遇されまたは免除される世俗の組織と等しく取り扱われるべきことを、州がその区別を十分に正当化できるのでない限り、要求する。

別の言い方をすれば、この種の事件においては、合衆国最高裁の宗教に関する先例は、基本的な、2段階の審査を要求する。第一に、法が優遇されまたは免除される組織のクラスを作り出すか、そして、そうであるときに、宗教団体がそのクラスの範囲外になっているか。その入り口の問題は、裁判官に、例えば、教会が工場により近いかどうかや、博物館により類似しているかどうかを決定することを要求しない。むしろ、その出発点での唯一の問題は、所与の法律が文面上、一定の組織を優遇するかどうかであり、そして、そうである場合に、宗教団体がその優遇されるグループの一部であるかどうかである。もし宗教団体がそうでないのであれば、第二に問題となるのは、政府がその異なった取扱いと宗教を冷遇することに十分な正当化事由を提供するかどうかである。Cf. Smith、494 U.S. at 884.

この種の事件における異なった取扱いを正当化することを求める上で,他の世俗の組織または個人もまた優遇されることなく取り扱われていると政府が指摘することは,十分ではない。要点は,「一つまたは少数の世俗の類似しているものが規制されているかどうかではない。問題は,たった一つでも世俗の類似しているものが規制されていないかどうかである。」Laycock & Collis, Generally Applicable Law and the Free Exercise of Religion, 95 Neb. L. Rev. 1, 22 (2016). その目的のために,政府は,いくつかの世俗の組織または個人を,宗教団体または個人よりも優遇して取り扱うことの十分な正当化事由を述べなければならない。See Smith, 494 U.S. at 884. その要点は微妙であるが,しかし,絶対に,決定的に重要である。そして,もしその要点が十分に理解されないのであれば,そのときには,この種の事件は誤って判決を下されることになるであろう。

II

次に、私は、合衆国最高裁の先例の下でネヴァダ州の規則を分析することに目を向ける。アリー

ト裁判官が彼の反対意見で説明するように、ネヴァダ州は、最初の COVID-19 の危機に対応し、情況が変化するにつれてその線引きを調整するのに、現在、4 か月を超えている。しかしながら、ネヴァダ州は、依然として、宗教を差別している。ネヴァダ州は、厳格な 50 名の出席の上限を宗教上の礼拝式に適用するが、より緩やかな 50%の収容人員の上限をレストラン、バー、カジノ、そしてジムのような世俗の組織に適用する。

ネヴァダ州は、その区別のために、2つのありうる正当化事由を示す仕草をしている。即ち、 公衆衛生と経済である。しかし、どちらの議論も、本件記録上、説得的でない。

第一は、同州の公衆衛生上の論理的根拠である。ネヴァダ州は、疑いなく、COVID-19の蔓延と闘い、その市民の健康を保護するやむにやまれぬ利益を有する。しかし、同州は、教会をレストラン、バー、カジノ、そしてジムと異なって取り扱う説得力のある公衆衛生上の理由づけを有しない。Calvary Chapel は、同じ50%の収容人員の上限、または、同様の基準がこれらの世俗の商売に適用される限りで、州が適切と考える何らかのより厳しい一律の基準を遵守することに満足している。そして、当該 Church は、社会的な距離を保つこと、マスクの要件、そして、一定の自発的な安全上の措置を約束している。

同州は、なぜ50%の収容人員の上限が、人々が大集団で集まり、または、長時間、極めて接近してとざまる、レストラン、バー、カジノ、そしてジムのような世俗の商売にとって十分に適切であるが、礼拝の場所にとっては十分に適切でないのかを説明していない。さらにまた、映画館のようないくつかの世俗の商売が50名または50%の収容人員の上限よりも低いものに服しているということを指摘するだけでは十分ではない。法的問題は、宗教上の礼拝式がただ一つだけ冷遇された範疇にあるかどうかではなく、なぜ、宗教上の礼拝式が、まず第一に、冷遇された範疇にあるかどうかである。See Smith、494 U.S. at 884. そして、ネヴァダ州はその決定に対する十分な公衆衛生上の論理的根拠を提出していない。繰り返して言うと、州は、とりわけ緊急事態または危機においては、線引きを行うかなり広い余地を有している。しかし、ネヴァダ州は、公衆衛生がレストラン、バー、カジノ、そしてジムにより緩やかなアプローチを取り、礼拝の場所により厳しいアプローチを取ることを正当化することを証明していない。

第二は、同州の経済についての論理的根拠である。同州は、商業活動を活性化し、市民の経済的幸福を維持することを望んでいる。同州は、レストラン、バー、カジノ、そしてジムへの制限を緩めるが、それは、一部には、多くのネヴァダ州の仕事と暮らしが、他の関連したネヴァダ州の商売とともに、これらのレストラン、バー、カジノ、そしてジムが開店し、繁盛していることに依拠するからである。同州が公衆衛生上の懸念を個々の経済的苦難と衡量することは理解できる。アメリカにおけるほとんどすべての州と地方自治体は、その衡量に悪戦苦闘している。結局のところ、COVID-19の伝染を防止することが唯一の関心事であるとするならば、州は、ほとんどすべての商売を無期限に停止したままにすることをおそらく命じるであろう。しかし、結果として生じるであろう(そして、ある程度は生じている)経済の破壊と家族および個人に対する

経済的、身体的、知的、そして心理的害悪は、州に対して、率直に議論することが不快にさせる ことがある、折り合いをつけることを要求する。

しかしながら、これらの折り合いに関しては、いかなる先例も、宗教団体がレストラン、バー、カジノ、またはジムが提供するかもしれない経済的利益を生み出さないという理由だけで、州が宗教を差別しうるということを示唆しない。ネヴァダ州の規則は、営利目的の集合が重要であり、宗教上の集まりがより重要でないこと、パンデミック時には、金儲けが信仰よりも重要であること、という内在する判断を反映する。しかし、その論理的根拠は、「宗教上の理由づけが非宗教上の理由づけよりも重要でないと判断することによって」、合衆国憲法に違反して、集まることの「宗教上の理由づけの価値を貶める。」 *Lukumi*、508 U.S. at 537-38. 合衆国憲法は、単に、礼拝が利益をもたらさないという理由だけで宗教に対する差別を大目に見ることはない。

より広く言えば、州は緊急事態の真っ最中であり、裁判所から敬譲を受けるべきであって、訴訟で動きが取れなくなるべきではないと同州は主張する。しかしながら、裁判所が宗教差別に対する憲法上の禁止をただ執行しても、歯止めが解かれることはないであろう。私は、パンデミック時に、商売を再開し、一定の活動を認める上で州が線引きをすることに、裁判所が非常に敬譲的であるべきだということに同意する。例えば、裁判所は、別の商売よりもひどく取り扱われているとの世俗の商売による実体的デュー・プロセス上の主張を検討する場合に、州に極度に敬譲すべきである。Cf. Jacobson v. Massachusetts, 197 U.S. 11, 25-28 (1905). 合衆国憲法の下では、連邦裁判所ではなく、州および地方政府が、隔離要件、検査計画、マスクの義務づけ、段階的な再開、学校の閉鎖、投票および選挙手続の調整、州裁判所および矯正施設の業務等のような、COVID-19 の問題に対処する一義的な責任を負っている。

しかし、COVID-19 は、州が宗教的な人々、宗教団体および礼拝を差別することの白地手形ではない。危機においてでさえ、州が越えることをなしえない一定の憲法上の限界線(red lines)が存在する。これらの限界線には、人種差別、宗教差別、そして言論の内容に基づく抑圧が含まれる。平等な取扱いや自由な言論の原則を乗り越えるために政府が非常事態の権限を発動し、危機の情況を主張した時、当法廷の歴史には、政府に対するあまりにも広汎な司法の敬譲という不幸な例が散らばっている。歴史の裁判所は、これらの判例法上の誤りを斥け、とりわけ、人種差別、宗教差別、あるいは自由な言論の問題が関わる場合には、我々に、過度に敬譲的な司法のアプローチを取らないよう警告する。

最後に、同州は、South Bay United Pentecostal Church v. Newsom, 590 U.S. \_\_ (2020) における合衆国最高裁の最近の一時的差止命令の判決に依拠する。そこでは、合衆国最高裁は、カリフォルニア州による礼拝での人込みの大きさの制限を検討した。カリフォルニア州は、宗教団体を、映画館のようないくつかの世俗の組織よりもより良く取り扱ったが、レストラン、スーパーマーケット、小売店、薬局、美容室、事務所、工場等のような、他の世俗の組織よりもより悪く取り扱った。私の見解では、カリフォルニア州の説明は、少なくともその記録上は、礼拝を

いくつかの優遇される世俗の組織、とりわけレストランやスーパーマーケットからは、説得力を持って区別していなかった。しかし、合衆国最高裁は、最終的に、当該教会の緊急的差止命令(an emergency injunction)の要求を斥けた。同意意見において、長官は、当法廷において差止命令による救済を得るための高い基準と、進行中の、急速に変化している公衆衛生上の緊急事態の双方を適切にも強調した。長官は、また、優遇される世俗の活動は、「大集団で集まる」、または、「長時間、極めて接近してとどまる」人々に関わっていないと記した。*Id.* at \_\_ (opinion concurring in denial of application for injunctive relief).

私は、South Bay で争点となったレストランやスーパーマーケットが(そして、とりわけレストランが)、他の者に対する近接さや滞在期間の点で、社会的な距離を保った礼拝と同様の衛生上のリスクを引き起こすと考え続けている。この数週間、数ヶ月間、3種類の施設すべてによく行く多くの者は、同じ意見であろうと私は思う。それ故、私は、South Bay に敬意を表して反対し続ける。

しかし、South Bay を先例として受け入れるとしても、本件は、バー、カジノ、そしてジムに関わるのであるから、非常に異なっている。ネヴァダ州の COVID-19 に基づく、(i)一方で、バー、カジノ、そしてジムと、(ii)他方で、礼拝との、衛生上の区別は、常識に反する。私が理解するように、これらの巨大な世俗の商売が礼拝よりも絶対に安全であるとか、あるいは、礼拝だけが、そして、バー、カジノ、ジムはそうではなく、大集団で集まり、または、長時間、極めて接近してとどまる人々に関わると、州は、おそらく主張することができない。いずれにしても、同州は、未だ、その直感に反する区別に対する十分な正当化事由を与えていない。

\*\*\*

合衆国憲法は、「宗教を遵守する者を不平等な取扱いから保護する。」 Trinity Lutheran、582 U.S. at \_\_ (internal quotation marks and alterations omitted). 宗教上の礼拝式に対するネヴァダ州の50名の出席の上限は、教会、ユダヤ教会堂、仏教寺院、そしてイスラム教寺院で祈りを捧げることを、レストランで飲食し、バーで酒を飲み、カジノで賭け事をし、またはジムでバイクに乗ることよりもひどい立場に置く。換言すれば、ネヴァダ州は、宗教を差別している。そして、同州は、そうすることに十分な正当化事由を提供していないのであるから、その差別は、修正1条に違反する。私は、当該 Church の一時的差止命令の申立てを認めるであろう。私は、敬意を表して反対する。

## 3. Roman Catholic Diocese of Brooklyn v. Cuomo, 592 U.S. (2020)

### 差止命令による救済の申立てに関して

裁判所による意見

ブライア裁判官に提起され、同裁判官によって合衆国最高裁に付託された差止命令による救済

の申立ては、認められる。第2巡回区合衆国控訴裁判所における上訴の処理、および、裁量上訴が時宜にかなって求められる場合に裁量上訴の申立ての処理の間、被上訴人は、行政命令202.68による申立人に対する10名および25名の収容人員の限定を執行することを差し止められる。万一裁量上訴の申立てが斥けられる場合には、本決定は自動的に終了するものとする。裁量上訴が認められる場合には、本決定は、当法廷の判決の言渡しに基づいて終了するものとする。

\*\*\*

本緊急申立て (emergency application) およびもう一つの申立て, Agudath Israel of America, et al. v. Cuomo, No. 20A90, は、同一の争点を提起し、本意見は双方の事件を扱う。

双方の申立ては、「赤」または「オレンジ」区域に分類される地域における礼拝への出席に非常に厳しい制限を課す、ニュー・ヨーク州知事によって発布された行政命令からの救済を求める。赤区域においては、わずかに 10 名しか各礼拝に参列できず、オレンジ区域においては、出席に25 名の上限がある。その2つの申立ては、一つは the Roman Catholic Diocese of Brooklynによって申し立てられたものであり、もう一つは Agudath Israel of America とその関連する法主体によって申し立てられたものであるが、これらの制限が修正1条の宗教活動の自由条項に違反すると主張し、上訴審による再審査を追行する間、当該制限の執行を差し止めることを我々に求める。州知事によってなされた様々な発言を引用して、Agudath Israel は、州知事が正統派ユダヤ教徒のコミュニティを明確に標的とし、正統派の密集した地域が確実に含まれるようにするために、赤およびオレンジ区域の境界線を勝手に改変したと主張する。The Diocese および Agudath Israel は、ともに、当該規制が礼拝の場所を似たような世俗の施設よりもはるかにより厳しく取り扱うと主張する。そして、彼らは、すべての公衆衛生上の基準に従っており、追加的な予防措置を実施しており、そして、ただの一度も急激な増加なく、何か月もの間、25%または33%の収容能力で活動していると矛盾することなく我々に告げる。

申立人は、上訴審による再審査の間、それぞれの救済手段に対する資格を明らかに立証している。申立人は、それぞれの修正 1 条の主張が勝訴する可能性があること、申立人に救済手段を否定することが回復不能の損害につながるであろうこと、そして、救済手段を与えることが公益を害さないであろうことを証明している。 See Winter v. Natural Resources Defense Council, Inc., 555 U.S. 7, 20 (2008). 決定を迅速に発布する必要性の故に、我々は、なぜ即時の救済手段が不可欠なのかの理由についての簡潔な要約だけを与える。

本案に関する成功の可能性。申立人は、異議を申し立てられている制限が宗教に対する「中立性の最低限の要件」に違反することの強い立証を行っている。Church of Lukumi Babalu Aye, Inc. v. HiaLeah, 508 U.S. 520, 533 (1993). 原審裁判所の反対意見によって記されているように、異議を申し立てられている規則に関連してなされた言明は、「『急進的正統派の[ユダヤ教徒の]コミュニティ』」を標的としているものと見ることができる。 F.3d \_\_, \_\_ 2020 WL 6750495, \*5 (2d Cir. Nov. 9, 2020) (Park, J., dissenting). しかし、たとえこれらの見解を脇に置くとして

も、当該規制はとりわけ厳しい取扱いのために礼拝堂を選び出すのであるから、中立的と見ることはできない<sup>(1)</sup>。

赤区域においては、ユダヤ教会堂または教会は、10名より多くの者を収容することが許されない一方で、「不可欠」と範疇化された商売は、自分たちが望む数の人々を収容しうる。そして、その「不可欠」の商売の一覧表には、鍼治療施設、キャンプ場、自動車修理工場のようなものや、薬品や超小型電子工学製品を製造するあらゆる工場施設、あらゆる交通機関の施設のような、そのサーヴィスが不可欠とみなすことができるものには限定されていない多くのものが含まれる。 See New York State, Empire State Development, Guidance for Determining Whether a Businesses Enterprise is Subject to a Workforce Reduction Under Recent Executive Orders, https://esd.ny.gov/guidance-executive-order-2026. その異なった取扱いは、オレンジ区域においては、さらにより顕著である。礼拝堂への出席は25名に限定される一方で、不可欠ではない商売でさえも、どれだけ多くの者を収容すべきかを自ら決定しうる。

これらの範疇化は、やっかいな結果をもたらす。合衆国地裁における審理の時に、衛生局の公務員は、「いつであっても所定の日に、そこに買い物に来る、何百人もの人々を文字通り有する」ことができるブルックリンの大規模店について証言した。App. to Application in No. 20A87、Exh. D, p. 83. しかしながら、近くの教会やユダヤ教会堂は、礼拝のために、内部への10名または25名よりも多くの人々の入場を許すことが禁止されるであろう。そして、同州知事は、工場や学校は、COVID-19の蔓延の一因となっていると述べている、id. Exh. H, at 3; App. to Application in No. 20A90、pp. 98、100、が、工場や学校は、安全についての賞賛すべき記録を有している当該 Diocese の教会や Agudath Israel のユダヤ教会堂よりもより厳しくなく取り扱われている。

異議を申し立てられている制限は、「中立的」で「一般的な適用可能性」があるのではないから、それらの制限は「厳格審査」を満たさなければならず、このことは、それらの制限が「やむにやまれぬ」州の利益に仕えるべく「狭く仕立てられて」いなければならないということを意味する。Church of Lukumi、508 U.S. at 546. COVID-19 の蔓延に歯止めをかけることは、疑いなくやむにやまれぬ利益であるが、異議を申し立てられている規制がどのようにして「狭く仕立てられている」とみなすことができるのかを理解することは困難である。それらの規制は、以前に当法廷の前に持ち込まれたどんな COVID に関連する規制よりもはるかにより制限的であり②、パンデミックによってひどく打撃を受けた他の多くの法域によって採用された規制よりもはるか

<sup>(1)</sup> *Compare* Trump v. Hawaii, 585 U.S. \_\_, \_\_ (2018) (slip op., at 29) (命令 (directive) は「文面上中立」).

<sup>(2)</sup> See Calvary Chapel Dayton Valley v. Sisolak, 591 U.S. \_\_ (2020) (対面で行う礼拝を 50 名に限定している命令); South Bay United Pentecostal Church v. Newsom, 590 U.S. \_\_ (2020) (対面で行う礼拝式を 25%の収容能力または 100 名のうちの, どちらか低い方に限定している行政命令).

に厳格であり、そして、申立人の礼拝でウイルスの蔓延を防止するために求められることが示されているよりもはるかにより厳しい。合衆国地裁は、当該 Diocese の教会が再開して以降、そのどの教会においても COVID-19 のいかなる急激な増加も存在しなかったと記し、当該疾病の蔓延と闘う当該 Diocese の記録を称賛した。 F. Supp. 3d \_\_, \_\_, 2020 WL 6120167、\*2 (E.D.N.Y. Oct. 16, 2020). 合衆国地裁は、当該 Diocese が、一貫して、「その曲線に先駆けて、同州が要求したよりも厳格な安全に関する手順を執行してきた」と認定した。Ibid. 同様に、Agudath Israel は、「同州知事は、[Agudath Israel]がすべての衛生に関する手順を厳格に実施し、それを遵守していることを争わない」と記し、また、「[その]集会では、COVID-19 のいかなる急激な増加も存在していない」と記す。Application in No. 20A90、at 36.

申立人が COVID-19 の蔓延の一因となっているとのいかなる証拠も存在しないばかりか、礼拝に出席する人々へのリスクを最小限にするために採用されうる他の多くのより制限的でない規則が存在する。とりわけ、礼拝への出席の最大数は、教会またはユダヤ教会堂の規模と結びつけることができるであろう。当該行政命令によって即座に影響を受ける当該 Diocese 内の 26 の教会のほとんどすべては、少なくとも 500 名を着席させることができ、およそ 14 の教会は、少なくとも 700 名を収容することができ、2 つの教会は 1000 名よりも多く着席させることができる。同様に、Kew Garden Hills の Agudath Israel は、400 名まで着席させることができる。1,000の座席を持つ教会または 400 席を有するユダヤ教会堂に 10 名を超える者の入場を認めることが、同州が認める他の多くの活動よりも重大な衛生上のリスクをもたらすであろうと信じることは困難である。

回復不能の損害。異議を申し立てられている制限が、もし執行されるならば、回復不能の損害をもたらすであろうことは、何ら疑う余地がありえない。「修正1条の自由の喪失は、最小限の期間であっても、疑いなく回復不能の損害となる。」Elrod v. Burns, 427 U.S. 347, 373 (1976) (plurality opinion). もしたった 10 名だけが各礼拝に出席を認められるならば、日曜日のミサまたは安息日のユダヤ教会堂での礼拝に出席を望む大多数の人々は、締め出されることであろう。そして、締め出された者は、いくつかの場合には、テレビで礼拝を見ることができる一方で、そのような遠隔でのテレビの視聴は、直接の出席と同じではない。家でミサを見るカトリック教徒は、聖餐にあずかることはできず、直接の出席を要求する正統派ユダヤ教徒の信仰における重要な宗教的伝統が存在する。App. to Application in No. 20A90, at 26-27.

公益。最後に、申立てを認めることが社会を害するであろうということは証明されていない。 既に記したように、当該州は、申立人の礼拝への出席が当該疾病の蔓延という結果になったとは 主張していない。そして、当該州は、より制限的でない措置が課されるならば、公衆衛生が危う くされるであろうということを証明していない。

当法廷を構成する裁判官は、公衆衛生の専門家ではなく、我々は、この領域において特別の専門的知識と責任を持った人々の判断を尊重すべきである。しかし、パンデミックにおいてでさえ

も、合衆国憲法は捨てられ、忘れられることはできない。本件で争点となっている制限は、多くの者に礼拝に出席することを効果的に禁じることによって、修正1条の宗教の自由の保障のまさに核心を攻撃する。このことが起こることを許す前に、我々は、そのような思い切った措置の必要性に対する真剣な検討を行う義務を有する。

反対意見は、我々が救済手段を差し控えるべきなのは、関連する情況が現在、変化しているからだと主張する。申立人が当法廷に救済手段を求めた後で、同州知事は、問題の地域をオレンジから黄に再分類したが、この変更は、申立人がそれぞれの最大収容人員の50%で礼拝を執り行いうるということを意味する。反対意見は、現時点で、救済手段を否定するが、この最近の再分類が破棄される場合には、当該 Diocese および Agudath Israel に対して、それぞれの要求を更新することを認めるであろう。

その提案された行動方針には正当化事由が全く存在しない。この問題がムートでないことは明 らかである。See Federal Election Comm'n v. Wisconsin Right to Life, Inc., 551 U.S. 449, 462 (2007); Friends of the Earth, Inc. v. Laidlaw Environmental Services (TOC), Inc., 528 U.S. 167, 189 (2000). そして、差止命令による救済は、依然として求められており、それは、問題の 地域が赤またはオレンジに再分類されるであろう不断の恐れの下に、申立人があり続けるからで ある。See, e.g., Susan B. Anthony List v. Driehaus, 573 U.S. 149, 158 (2014). 州知事は,特 定の地域の分類を事前の告知なしに定期的に変更する③。そのことが再び起こるならば、再分類 は、司法的救済が得られることができる前に、影響を受ける地域の個人に対して、礼拝に出席す ることをほとんど確実に禁じるであろう。ほとんどのカトリック教会では、ミサは、毎日、執り 行われ,「正統派ユダヤ教徒は, [Agudath Israel の]教会堂で, 毎日, 祈りをささげる。」Application in No. 20A90, at 4. さらに、過去に生じたように、再分類が週の後半に起こるならば、 次の安息日が過ぎる前に、申立人が当法廷から救済手段を求め、手に入れる時間は存在しえない であろう。当該 Diocese がその申立てを提出してから 13 日が経ち,Agudath Israel の申立ては, 1週間以上前に申し立てられた。我々は、将来、おそらくもっと迅速に行動することができるで あろうが、次の週末が過ぎる前に、我々が救済手段を与えることができることの保証は全く存在 しない。申立人は、救済手段を手に入れるために必要な立証をなしており、また、次の再分類が ある場合に、さらなる回復不能の損害を被るリスクを負うべきである理由は全く存在しない。

これらの理由から、我々は、申立人の礼拝に対する同州知事の厳しい制限の執行は差し止められなければならないと判示する。

そのように命じられる。

<sup>(3)</sup> 最近の変更は、以下の日になされた。即ち、11月23日月曜日、11月19日木曜日、11月18日水曜日、11月11日水曜日、11月9日月曜日、11月6日金曜日、10月28日水曜日、10月21日水曜日。

## ゴーサッチ裁判官の同意意見

政府は、危機の時代に修正 1 条を自由に無視できるわけではない。最低でも、その修正は、やむにやまれぬ利益を追求し、利用できる最も制限的でない手段を用いているのでない限り、政府の公務員に、宗教の行使を似たような世俗の活動よりもひどく取り扱うことを禁止する。 See Church of Lukumi Babalu Aye, Inc. v. Hialeah, 508 U.S. 520, 546 (1993). しかし、近ごろ、COVID によるパンデミックの間に、いくつかの州は、これらの長い間確立した原則を無視しているように思われる。

本日の事件は、まさにその最新の実例を提供する。ニュー・ヨーク州の知事は、州の異なった部分に異なった色の規則を割り当て、執行部の命令によって各々を律する。「赤地域」においては、礼拝堂はほとんど閉鎖され、最大10名に限定される。正統派ユダヤ教徒のコミュニティでは、10名の男性がミニヤンまたは定足数を確立するために必要であると考えて、その限定は、すべての女性を排除するよう機能するかもしれない。「オレンジ地域」においては、その限定はそれほど異なっていない。教会およびユダヤ教会堂は、最大25名に限定される。これらの制限は、最も大きい大聖堂やユダヤ教会堂にさえも適用され、それらは、通常、数百名を収容できる。そして、その制限は、社会的な距離を保つこと、マスクを着用すること、扉や窓を開けておくこと、歌うことを慎むこと、そして、礼拝の間に座席を消毒することを含む、どのような措置が取られようとも、適用される。

それと同時に、州知事は、いかなる収容能力の制限も、彼が「不可欠」と考える一定の商売に 課さないことを選択している。そして、州知事が不可欠と考える商売は、工具店、鍼師、酒屋を 含むことがわかる。自転車修理店、一定の看板会社、会計士、法律家、保険代理人もまた、すべ て不可欠である。それ故、少なくとも同州知事によれば、教会に行くことは安全ではありえない が、ワインをもう一本買いに行き、新しい自転車を探し求め、または、末梢の点や経絡を探りな がら午後を過ごすことは常に結構なことである。公衆衛生がそのように完全に世俗の便宜と提携 することを誰が知っていたのか。

合衆国最高裁のほとんどすべての者が、本日、認めるように、同州知事の命令を我々の伝統的な修正1条の準則に一致させることは、全く容易ではない仕事である。人々は、長時間、バスの発着所や空港で、コインランドリーや銀行で、工具店や酒屋で、屋内で集まりうる。とりわけ、宗教施設が、「不可欠な」商売や、おそらくはなおその他に求められる、安全対策のすべてに従う用意、能力そして意思ができていることを明らかにしているときに、なぜ人々が、同一の制限に服して、教会やユダヤ教会堂で集まりえないのかについての、いかなる明らかな理由も存在しない。宗教の場所を異なって取り扱うことの唯一の説明は、そこで起こることは、世俗の場所で起こることと同じ位には「不可欠」ではないとの判断であるように思われる。さらに言えば、州知事は、このことについて、殊のほか率直であった。即ち、彼の判断では、洗濯物やアルコール飲料、旅行や道具は、すべて「不可欠」であるが、伝統的な宗教の行使は、そうでない。そのこ

とは、まさに修正1条が禁止する類の差別である。

また、その問題は孤立したものでもない。最近の数ヶ月において、何人かの他の州知事は、同様の命令を発布している。ペン先を跳ね飛ばして、彼らは、教会、イスラム教寺院、そして仏教寺院よりも、レストラン、マリファナ、調剤室、そしてカジノに特権を与える権利を主張している。 See Calvary Chapel Dayton Valley v. Sisolak, 591 U.S. \_\_, \_\_ (2020) (Gorsuch, J., dissenting). あまりにもはるかに多くの場所で、あまりにもはるかに長い間、我々の自由は、耳を傾けられていない。

\*

修正1条の文言と、その適用についての長い間確立している準則からの、そのように極端な逸脱を何が正当化できるのであろうか。我々の同僚は、2つのありうる答えをしばしば提供する。最初に、何人かは、South Bay United Pentecostal Church v. Newsom, 590 U.S. \_\_ (2020) における単独の同意意見を指摘し、そこでは、長官が、当該の緊急事態の新しさと、当時、その疾病についてほとんど知られていなかったことに基づいて、パンデミックの初期の段階における行政命令に快く敬譲することを表明した。Post、at 5 (opinion of Breyer, J.). その当時、COVIDは、わずかに3か月間、真に、我々とともにあった。現在、2020年を終え、パンデミックの影の中で生活している第2暦年に入る見込みに直面するときに、その論理的根拠は、それ自体の言葉によれば、期限が切れている。たとえ合衆国憲法がこのパンデミックの間に休日を取っていようとも、それは、サバティカルにはなりえない。South Bay からの拘束力のない、期限の切れた同意意見を適用することよりもむしろ、裁判所は、宗教活動の自由条項の適用を始めなければならない。本日、合衆国最高裁の多数意見は、このことを明確にする。

South Bay の同意意見は、現在、我々が直面するのとは異なった情況を扱うだけでなく、その意見は、最初から間違っていた。その結果を正当化するために、その同意意見は、Jacobson v. Massachusetts, 197 U.S. 11 (1905) における我々の判決をぐっとつかむべく、合衆国判例集を100年遡った。しかし、Jacobson は、パンデミックの間に合衆国憲法の拘束を断つことをほとんど支持しない。その判決は、完全に異なった分析方法、完全に異なった権利、そして、完全に異なった種類の制限に関わった。

分析方法から始めよう。Jacobson は現代の審査基準の諸段階に先行するものではあるが、当法廷は、進行中の天然痘によるパンデミックを考慮して、個人に、ワクチンを接種すること、5ドルの罰金を払うこと、または、免除の資格を満たすことを立証することを要求した州法に対するヘニング・ジェイコブソンの異議申立てに、本質的に、合理的根拠の審査を適用した。*Id.* at 25 (州の体系が「合理的」かどうかを問う); *id.* at 27 (同様); *id.* at 28 (同様). 合理的根拠の審査は、修正 14 条の異議申立てが、人種やそれ以外の何らかの根拠に基づく疑わしい分類や、基本的権利の主張に関わらない限り、修正 14 条の異議申立てに当法廷が通常適用するテストである。別の表現をすれば、Jacobson は、パンデミックの間に通常の法的準則からはずれることを

求めていなかったし、そうすることに何の先例も提供しない。その代わりに、Jacobson は、合衆国最高裁が、本日、まさに行うことである、争点となっている権利と結びつけられた伝統的な法的テストとなるであろうものを適用した。本件では、そのことは、厳格審査を意味する。即ち、修正1条は、厳格審査の要求を満たすこと、つまり、やむにやまれぬ州の利益を満たすために、利用できる最も狭く仕立てられた手段を用いていることを証明すること、ができることがない限り、宗教の行使を似たような世俗の活動と少なくとも同じ位、大切に取り扱うことを、伝統的に、州に求める。Church of Lukumi, 508 U.S. at 546.

次に、主張される権利を検討しよう。ジェイコブソン氏は、修正 14 条から発し、ワクチンだけでなく、5 ドル (現在ではおよそ 140 ドル) の罰金および免除の資格を満たすことを証明する必要性を避けることもまた彼に認める、「身体的完全さ」に対する黙示の「実体的デュー・プロセス」の権利を持つと主張した。197 U.S. at 13-14. 当法廷は意見を異にした。しかし、そのことは、我々の情況とどんな関係があるのか。たとえ裁判官が、そのうちの何人かが合衆国憲法の半影に隠れていることを発見している権利に対する緊急事態の制限を課しうるとしても、そのことから、同様の運命が宗教の行使に対するテクスト上明確な権利に降りかかるべきだということは生じない。

最後に、制限についての異なった性格を検討しよう。Jacobsonにおいて、個人はワクチンを受け入れ、罰金を払い、または免除の根拠を明らかにすることができた。Id. at 12, 14. それ故、ジェイコブソン氏の主張された身体的完全さの権利に対する賦課は、避けることができ、相対的に穏当であった。その賦課は、合理的根拠の審査を容易に切り抜け、一定の異議を唱える人々に利用できる脱退を考慮に入れると、厳格審査でさえも切り抜けたのかもしれない。Id. at 36, 38-39. これに対して、本件では、州知事が命じ、彼が選択する長い期間はいつでも、州は、影響を受ける「地域」のすべての伝統的な形態の礼拝を効果的に禁止しようとしている。Jacobsonにおける何ものも、確立された憲法上の権利へのそのような重大で、長く続く侵入を扱い、いわんや是認すると主張したものはない。実際には、Jacobsonは、争われている法律が切り抜けたのは、「合衆国憲法に矛盾」または「その文書によって与えられまたは保障されたいかなる権利も侵害」しなかったからに過ぎないと説明した。Id. at 25.

効果的なことに、いかなる合衆国最高裁の裁判官も、現在、これらの点をどれも争わない。また、いかなる合衆国最高裁の裁判官も、なぜ、我々の通常の憲法上の基準以外の何かが、現在のパンデミックの間に適用されるべきなのかを説明しようとしない。実際には、本日、South Bayの同意意見の執筆者は、我々の前にあるもののような事件に対する Jacobson の関連性を軽視さえする。Post、at 2 (opinion of Roberts, C.J.). これはすべて、確かに歓迎すべき進展である。しかし、長官が行うように、South Bay の同意意見が決して実際には重要な程度に Jacobsonに依拠していなかったと示唆することは、歴史の重大な書き換えを要求するであろう。その判決は、合衆国最高裁の前にある実体的な法律問題に関して、South Bay が引用した最初の事件で

あったし、Jacobson は、パンデミックに関わって引用された唯一の事件であって、多くの下級裁判所は、全く無理からぬことだが、Jacobson の援用を、COVID が長引く間、憲法上の自由の執行を緩めるよう下級裁判所に勧めるものであると解釈した。*See, e.g.*, Elim Romanian Pentecostal Church v. Pritzker, 962 F.3d 341, 347 (7th Cir. 2020); Legacy Church, Inc. v. Kunkel, \_\_ F. Supp. 3d \_\_, \_\_ (N.M. 2020).

なぜ Jacobson における当法廷の控え目な判決を、パンデミックの間に合衆国憲法に影を投げかける高くそびえる権威であると誤って理解している者がいるのか。結局、私には、その答えの多くは、危機の時代に邪魔にならないようにするという特定の司法の衝動にあるとだけ推測することができる。しかし、その衝動が理解でき、または他の情況では称賛されるかもしれないとしても、合衆国憲法が攻撃を受けている時に、我々は、ある場所に隠れることをなしえない。我々がそうする時には、物事は決してうまくゆかない。

\*

そのことは、私の同僚たちに議論の第二の筋道に向かわせる。おそらく先例は州知事の行動を支持しない。おそらくそれらの行動は確かに合衆国憲法を侵害する。しかし、同僚たちは言うのだが、我々は、やはり、手を止めるべきである。たとえ我々の前にある教会やユダヤ教会堂が何か月もの間、違憲な制限に服してきているとしても、州知事は、ほんの先日、原告たちが位置しているブルックリンやクイーンズに関して色の規則を変更したのであるから、大したことではない。今や、これらの区域は「黄区域」であり、「オレンジ」や「赤区域」と結び付けられた礼拝に対する争われている制限は適用されない。それ故、その推論は進むのだが、我々は、必要があれば後に戻って来るようにとの勧誘とともに、原告たちを家に送るべきである。

私の考えでは、この応答は介入の理由を促進するだけである。原告たちは司法システムを通って自分たちの道を努力して進み、彼らの事件を我々にもたらすのに何週間もかかっている。このすべての時間の間に、彼らは違憲な制限に服していた。現在、当法廷が彼らの申立てに基づいて行動することを準備したまさにその時に、条件が認めるときにはいつでも再び、制限を厳しくする権限を主張し続けながら、州知事は自分の制限を緩めた。それ故、もし我々が本件を斥けるのであれば、争われている制限を明日、元通りにすることを州知事に妨げるものは、何もないであろう。そして、新たな異議申立てが我々のところに進むまでには、彼は、再び、それらの制限を全く変更することができるであろう。州知事は、その全行程のすべての途上で本件と戦っている。実体上の主張をもたらす宗教上の指導者たちを、州知事が我々の審査の陰に隠れて「オフにする」スイッチを作動させる決定をしたという理由だけで追い払うことは、私の見解では、司法の慎み深さの名の下での、基本的権利の全くもう一つのいけにえを捧げることであろう。

我々の反対意見の同僚たちでさえも、本件がムートであるとか、さもなければ、判断を下す我々の権限の外にあるとは示唆していない。彼らは、ただ「その疾病に関連した情況[が]急速に変化している」という理由だけで、遅延を勧める。*Post*, at 5 (opinion of Breyer, J.). しかし、こ

れらの「急速に変化している」情況が示唆するものを見よ。クオモ知事も、デ・ブラシオ市長も、いずれも、ニュー・ヨーク市の「[すべての] 5 つの区」が黄からオレンジにひっくり返る「のは、時間の問題に過ぎないと示して」いる。J. Skolnik, D. Goldiner, & D. Slatterly, Staten Island Goes 'Orange' as Cuomo Urges Coronavirus 'Reality Check' Ahead of Thanksgiving, N.Y. Daily News (Nov. 23, 2020), https://www.nydailynews.comcoronavirus/ny-coronavirus-cuomo-thanksgiving-20201123-yyhxfo3kzbdinbfbsqos3tvrku-story-html. それ故、誰の説明に基づいても、この紛争が合衆国最高裁の注目を必要とするであろうことは不可避であるように思われる。

当事者たちに、追って「それぞれの申立てを再び提出する」よう求めることは、小さな出来事であろうと述べることほど、楽なことはない。Post, at 3 (opinion of Breyer, J.). しかし、我々は誰も、将来の礼拝が、大祭日がそうであったように、妨げられるかどうかに思いを巡らすラビでも、クリスマスの準備をする聖職者でもない。また、我々は、何か月もの間、ニュー・ヨーク州の違憲な体制の下で、礼拝に出席することができずに生活してきた信者への負担を軽視しえない。当法廷が更新された申立てに即座に判断を下しうるかどうかということは、的を外れている。我々の前にある当事者たちは、既に、救済に対する資格を証明している。今、そう述べることは、明白な法準則を確立し、双方の側に、果てしのない緊急事態の訴訟に自分たちのエネルギーを捧げるというよりも、エネルギーを生産的に使うことを可能にするであろう。今、そう述べることは、また、既に、あまりにも長い間、存続することを許されてきた、危機の時代の合衆国憲法の役割についての誤った考えを追い払うことであろう。

パンデミックが多くの重大な異議申立てを提起する一方で、酒屋や自転車店を再開させるが、 教会、ユダヤ教会堂、そしてイスラム教寺院を閉鎖する、色を使った法典による執行部の命令を 合衆国憲法が許容する世界はどこにも存在しないということを、時は過ぎたが、明らかにすべき 時機である。

#### キャヴァノー裁判官の同意意見

私は、the Roman Catholic Diocese of Brooklyn および Agudath Israel of America による、礼拝への出席に対するニュー・ヨーク州の 10 名および 25 名の上限に対する暫定的差止命令の申立てを認める投票をする。本件記録に基づき、暫定的差止命令が与えられるが、それは、礼拝への出席に対するニュー・ヨーク州の厳しい上限がおそらく修正 1 条に違反するからである。さらに重要なことには、合衆国最高裁の本日の決定は、本案に関する最終的な判決ではない。その代わりに、合衆国最高裁は、12 月に合衆国控訴裁判所が、そして、その後、適切であるとして当法廷が、本案をより十分に検討することができる時まで、暫定的差止命令による救済を認めるに過ぎない。

まず初めに、赤およびオレンジ区域 (COVID-19 がより流行している地域である) における礼

拝への出席に対するニュー・ヨーク州の 10 名および 25 名の上限は、South Bay United Pentecostal Church v. Newsom, 590 U.S. \_\_ (2020) および Calvary Chapel Dayton Valley v. Sisolak, 591 U.S. \_\_ (2020) において争点となっていたカリフォルニア州およびネヴァダ州の制限を含む、他のほとんどの州の制限よりもはるかにより厳しい。South Bay においては、礼拝堂は 100 名に(または、400 名より少ない収容能力を持つ建物では、収容能力の 25%に)限定されていた。また、Calvary においては、礼拝堂は 50 名に限定されていた。

ニュー・ヨーク州は、もっとずっと先に進んでいる。ニュー・ヨーク州の赤区域では、ほとんどの礼拝堂は 10 名に限定される。そして、オレンジ区域では、ほとんどの礼拝堂は 25 名に限定される。これらの厳格で、柔軟性のない数字による上限は、通常、何百人もの人々を収容でき、社会的な距離を保つことやマスクの要件とともに、10 名または 25 名よりもはるかに多くの人々を依然として容易に収容できるであろうような、巨大な教会やユダヤ教会堂にさえも適用される。さらに、礼拝堂に対するニュー・ヨーク州の制限は、厳しいだけでなく、差別的でもある。赤およびオレンジ区域では、礼拝堂は、各々、10 名および 25 名の数字による上限を遵守しなければならないが、これらの上限は、同じ地域にあるいくつかの世俗的な建物には適用されない。例えば、赤区域においては、教会またはユダヤ教会堂は 10 名の出席の上限を遵守しなければならないが、他方で、食料雑貨店、ペット販売店、または通りに沿った大規模小売店は、同様の制限に直面しない。オレンジ区域においては、宗教に対する差別はさらにより際立っている。即ち、不可欠の商売および多くの不可欠でない商売は、いかなる出席の上限にも全く服さない。

宗教に対する州の差別は、深刻な修正 1 条の争点を提起し、州に、当該差別のための十分な正 当化事由を提供することを要求する、高次の審査の引き金を引く。 See Church of Lukumi Babalu Aye, Inc. v. Hialeah, 508 U.S. 520, 537-38 (1993); Employment Div., Dept. of Human Resources of Ore. v. Smith, 494 U.S. 872, 884 (1990). しかし、ニュー・ヨーク州は、礼拝堂を世俗の商売よりも厳しく取り扱うことを十分に正当化していない。

同州は、映画館のようないくつかの世俗の商売は、閉鎖されたままでなければならず、こうして、礼拝堂よりもより優遇されることなく取り扱われているのであるから、宗教を許容できないほど差別していないと主張する。しかし、当法廷の先例の下では、礼拝堂と比較して、いくつかっ世俗の商売が同様の厳しい、または、はるかにより厳しい制限に服していることを州が指摘することだけでは十分ではない。See Lukumi、508 U.S. at 537-38; Smith、494 U.S. at 884; see also Calvary、591 U.S. at \_\_ (Kavanaugh, J., dissenting from denial of application for injunctive relief) (slip. op., at 7). むしろ、本件でニュー・ヨーク州が行っているように、いったん州が優遇されるクラスの商売を作り出すときには、州は、なぜ礼拝堂がその優遇されるクラスから除外されるのかを正当化しなければならない。それ故、本件では、同州は、礼拝堂には10名または25名の限定を課すが、優遇される世俗の商売には課さないことを正当化しなければならない。See Lukumi、508 U.S. at 537-38; Smith、494 U.S. at 884. 同州は、そうすることを行っていない。

明らかなことに、COVID-19によるパンデミックは、尋常ならざるほど深刻で、致命的であり続けている。そして、少なくともワクチンが容易に利用できるまでは、その状態は合衆国の多くの場所でさらに悪くなりうる。合衆国憲法は、「人々の安全と健康を、政治的に責任を負う州の公務員に主に委ねる。」South Bay United Pentecostal Church v. Newsom, 590 U.S. at \_\_(Roberts, C.J., concurring in denial of application for injunctive relief) (slip op., at 2) (internal quotation marks and alteration omitted). それ故、連邦の裁判所は、パンデミックの間に、相反する政策に関して考慮すべき事柄をどのように衡量するのが最善なのかについて、州および地方当局にかなりの敬譲を与えなければならない。See ibid. しかし、緊急事態または危機における司法の敬譲は、とりわけ、宗教差別、人種差別、自由な言論、またはその他同種の重要な問題が提起される場合には、無差別の司法の放棄を意味しない。

大きな被害をもたらすパンデミックに鑑みると、私は、礼拝への出席と世俗的な集まりに等しく仕立てられた制限を課す州の権限を、たとえそれが非常に厳しい制限であっても、疑わない。しかし、ニュー・ヨーク州の礼拝堂への制限は、問題となっている修正1条の利益を考慮に入れると、情況に仕立てられていない。繰り返して言えば、ニュー・ヨーク州の礼拝堂への制限は、South Bay および Calvary で争点となっていたカリフォルニア州およびネヴァダ州の制限よりも、はるかにより厳しく、礼拝への出席に他のほとんどの州が課している制限よりも、はるかにより厳しい。そして、ニュー・ヨーク州の制限は、礼拝堂をいくつかの世俗の商売よりも著しくひどく取り扱うことによって、宗教を差別する。

これらの理由から、私は、ニュー・ヨーク州の「10名および25名の数字による収容能力の限定は……過度に制限的であるように思われ」、「そのような制限は、宗教活動の自由条項におそらく違反するであろう」とする長官に同意する。Post, at 1. 私が長官と意見が分かれるのは、差止命令の時期の選択に関する狭い手続上の点に関してである。長官は、現在の時点で、差止命令を発布しないであろう。彼が記すように、同州は、数日前に指定の変更を行い、現在、これらの事件における申立人である教会およびユダヤ教会堂は、赤またはオレンジ区域に位置していない。私が理解するように、長官は、礼拝堂が差止命令を申し立て、差止命令が最終的に発布されるその日に、依然として、赤またはオレンジ区域にあるのでない限り、差止命令を発布しないであろう。しかし、同州は、関連する行政命令を撤回も修正もしていない。そして、同州は、申立人が当該行政命令によって課される赤区域およびオレンジ区域の上限を争うスタンディングを欠くことや、これらの事件がムートまたは成熟していないとは示唆していない。換言すれば、同州は、申立人が、今日、切迫した侵害に直面することを否定しない。とりわけ、同州は、本件の申立人を含む、いくつかの礼拝堂が非常に近い将来、赤またはオレンジ区域におそらく分類されるであろう地域に位置していることを否定しない。それ故、私は、現在、差止命令を発布することに、いかなる管轄権上または思慮分別による障害も見出さない。

私が理解するように、差止命令の発布を遅らせることには、いかなるもっともな理由も存在し

ない。もしいかなる礼拝堂も結局、赤またはオレンジ区域に入らないのであれば、そのときには、本日の合衆国最高裁の差止命令は、同州にいかなる害悪も課さず、同州の COVID-19 への対応にいかなる影響も持たない。そして、もし礼拝堂が、おそらくそうなるであろうように、結局、赤またはオレンジ区域に入るのであれば、そのときには、本日の差止命令は、宗教団体が違憲な10 名および 25 名の上限に服さないことを確保するであろう。さらに、今から 2, 3 日後というよりも現在、差止命令を発布することは、申立人の憲法上の権利を保護することを確保するだけでなく、州および宗教団体に何らかの必要とされる明確さを提供することにもなろう。

\*\*\*

本件記録に基づいて、申立人は以下の事柄を証明している。即ち、合衆国最高裁が裁量上訴を認め、破棄するであろう可能性、回復不能の損害、そして、衡平が差止命令による救済を支持することを。それ故、私は、12月に合衆国控訴裁判所が、そして、その後、適切であるとして当法廷が、本案をより十分に検討することができる時まで、暫定的差止命令による救済の申立てを認める投票をする。

## ロバーツ長官の反対意見

私は、現在の情況下では、差止命令による救済を与えないであろう。単純にそうする必要性が存在しない。当該 Diocese および Agudath Israel がそれぞれの申立てを提出した後で、州知事は影響を受ける地域の指定を改訂した。申立てにおいて特定された礼拝堂はどれ一つとして、現在、いかなる固定された数字上による制限にも服していない。これらの場所で、申立人は、収容能力の 50%までの範囲で礼拝を執り行うことができ、そのことは、彼らが現在求める救済手段と少なくとも同じ位、便宜が与えられている。

適用される区域に応じた、10 名および 25 名の数字による収容能力の限定は、確かに過度に制限的であるように思われる。そして、そのような制限は、宗教活動の自由条項におそらく違反するであろう。しかしながら、我々がその深刻で困難な問題に関して現時点で判断を下すことは、必要がない。州知事は、その制限を復活させるかもしれない。しかし、彼は、また、そうしないかもしれない。そして、命にかかわるパンデミックの最中に、公共の安全にとって何が必要であるかに関する公衆衛生の公務員によってなされた決定を覆すことは、重大な事柄である。州知事が数字による制限を確かに復活させるのであれば、申立人は当法廷に戻ってくることができ、我々は、その更新された申立てに関して、迅速に行動することができるであろう。しかしながら、現在の情勢では、申立人は、「差止命令という尋常ならざる救済手段」に対する彼らの資格を証明していない。Nken v. Holder、556 U.S. 418、428 (2009) (internal quotation marks omitted). 州知事に、彼がしていないことをするなと告げる命令は、その厳しい基準を満たさない。

既に記したように、異議を申し立てられている制限は、合衆国憲法の下で重大な懸念を提起し、それらの制限は、South Bay United Pentecostal Church v. Newsom, 590 U.S. (2020) およ

び Calvary Chapel Dayton Valley v. Sisolak, 591 U.S. \_\_ (2020) において我々が検討した制限とは区別することができるとするキャヴァノー裁判官の意見に私は同意する。 See ante, at 1, 3–4 (concurring opinion). 私は、この点で、反対意見を述べる他の裁判官とは異なったアプローチを取る。

明らかなことに、私は、反対意見を述べる私の同僚たちを、「パンデミックの間に合衆国憲法の拘束を断」って、「危機の時代に邪魔にならないようにするという特定の司法の衝動」に屈し、あるいは、「合衆国憲法が攻撃を受けている時に、ある場所に隠れ[てい]る」とはみなさない。 *Ante*、at 3,5–6 (opinion of Gorsuch, J.). 彼らは、合衆国憲法の下での彼らの責任を果たすべく最大限の努力を反映している注意深い考察と分析の後に、問題をただ異なって見ているだけである。

ある単独の同意意見は、本日、South Bay における私の同意意見を強く非難する。See ante, at 3-6 (opinion of Gorsuch, J.). 本日の同意意見は、その意見を嫌うが、それは、「その結果を 正当化するために、「その意見が Jacobson v. Massachusetts, 197 U.S. 11 (1905) における我々 の判決をぐっとつかむべく、合衆国判例集を100年遡った」からである。Ante, at 3. 本日の同 意意見は,Jacobson が「合衆国最高裁の前にある実体的な法律問題に関して,South Bay が引 用した最初の事件であった」と記し、また、「パンデミックに関わって引用された唯一の事件で あった」と記す。Ante, at 5. そして、その同意意見は、South Bay の結果として、「Jacobson における当法廷の控え目な判決を、パンデミックの間に合衆国憲法に影を投げかける高くそびえ る権威であると誤って理解」している者もいると示唆する。Ibid. しかし、Jacobson は本日の 同意意見の3頁を占めるが、South Bay において Jacobson が是認したのは、厳密には一つの 文だった。その一つの文は何と言っていたか。「我が合衆国憲法は、『人々の安全と健康』を、 『防護し保護すべく』政治的に責任を負う州の公務員に主に委ねる」と言っただけである。South Bay, 590 U.S. at , (Roberts, C.J., concurring) (quoting Jacobson, 197 U.S. at 38. このただ 一つの引用のどの部分を本日の同意意見が非常にまごつかせるものだと考えるのかは、明らかで はない。その同意意見は、その文には見た目ほど単純ではないものが存在すると推測し、他の解 釈の道具の中でも,新規な,「引用された最初の事件」準則を援用している。しかし,主張され た実際の命題は、論争の対象にならないというべきであり、その同意意見は、それが探し求めて いる標的を見つけるためには、言葉自体を超えなければならない。

ソトマヨール裁判官およびケイガン裁判官が同調する, ブライア裁判官の反対意見

急速に蔓延している、そして、多くの症例においては致命的な COVID-19 のウイルスと戦う ことに向けられたニュー・ヨーク州の規制は、州知事に、感染率が急上昇した危険な場所を特定 し、これらの危険な場所を赤区域に、そのすぐ付近の地域をオレンジ区域に、そして、その範囲 外の地域を黄区域に指定することを許可する。Brief in Opposition in No. 20A87, p. 12. 当該規

制は、ウイルスの伝染を抑制し、近くの地域への蔓延を防止するために、これらの区域内で(赤区域では最も厳しい制限と、黄区域では最も厳しくない制限とともに)制限を課す。*Ibid.* 10月に、州知事は、ブルックリンとクイーンズの一部で赤、オレンジ、黄の区域を指定した。Brief in Opposition in Agudath Israel of America v. Cuomo, O. T. 2020, No. 20A90, pp. 10–11 (Brief in Opposition in No. 20A90). とりわけ、これらの区域での制限は、礼拝堂における集まりで一度に存在することができる者の人数を、赤区域では10名または最大収容能力の25%より少ない方、オレンジ区域では25名または最大収容能力の33%より少ない方、そして、黄区域では最大収容能力の50%に限定する。*Id.* at 8–9.

The Roman Catholic Diocese of Brooklyn および Agudath Israel of America(それに加えて Agudath Israel of Kew Garden Hills とその被用者,Agudath Israel of Madison とその ラビ)の双方が,ニュー・ヨーク州知事に対して訴訟を提起した。彼らは,赤区域における 10 名とオレンジ区域における 25 名という固定された収容能力の制限が,修正 1 条の宗教の自由な 行使の保護を侵害すると言ってもよい程度にまで,あまりにも厳しいと主張した。その 2 つの当事者は,連邦地方裁判所に,州がこれらの赤およびオレンジ区域の制限を執行することを禁止するであろう暫定的差止命令を求めた。

証拠を受け取り,証人の証言を聴取した後で,the Diocese の事件の合衆国地裁は,ニュー・ ヨーク州の規制が「科学に基づき、疫学上の目的から念入りに作られ」たと認定した。\_\_ F. Supp. 3d , , 2020 WL 6120167, \*10 (E.D.N.Y. Oct. 16, 2020). 同裁判所は, それらの規制が 「宗教上の集まりを……」「公開講義、コンサートまたは劇場での上演」のような、似たようなリ スクを持つ「同様の集まりよりも優遇して」取り扱ったと書いた。Id. at \*9. 同裁判所は, また, 当該規制が宗教上の集まりを、例えば、食料雑貨店や銀行を含む、州が「不可欠の商売」と呼ん でいるものよりもより優遇せずに取り扱ったとの the Diocese の主張を認めた。Ibid. しかし、 同裁判所は、これらの不可欠の商売を礼拝と区別されるべきであると判断し、「不可欠の商売と みなされるべきものについての州の判断を後知恵で批判する」ことを拒絶した。Ibid. 合衆国地 裁は、暫定的差止命令の申立てを斥けた。The Diocese は上訴し、合衆国地裁は、その上訴の 間,緊急的差止命令の発布を拒絶した。第2巡回区合衆国控訴裁判所もまた,上訴の間,the Diocese による緊急的差止命令の要求を斥けたが、上訴の実体を扱うために、迅速な摘要書の作 成を要求し、12月18日に完全な審理を予定した。現在、当法廷は、下級裁判所とは異なり、当 事者が第2巡回区の判決を待つ間,州が赤およびオレンジ区域の礼拝堂に対する固定された収容 能力の制限を執行することを禁止するであろう差止命令を発布することを決定した。私は,その 判決に同意することができない。

一方では、現在、いかなるそのような差止命令も発布する必要が存在しない。The Diocese の諸教会および申立人の2つのユダヤ教会堂が位置するブルックリンとクイーンズの一部は、もはや、赤またはオレンジ区域内にはない。Brief in Opposition in No.20A90, at 17.

こうして、申立人は、現在、彼らがその申立てにおいて異議を申し立てる固定された収容能力の制限に服していない。申立人の特定の礼拝堂は、現在、最大収容能力の50%まで礼拝を執り行うことができる黄区域にある。そして、申立人は、黄区域における条件が、彼らがその申立てにおいて求めた救済手段よりも多くのものを与えるので、いかなる黄区域の制限にも異議を申し立てない。

その代わりに、申立人は、同州が将来、赤またはオレンジの区域の制限を再び課すかもしれないと指摘する。しかし、万一そのことが起こるのであれば、彼らは、その申立てを本件で、必要であれば書面による摘要書によって、再び申し立てることができるであろう。そして、当法廷は、必要であれば、そのときには、その問題を1日か2日で、おそらくは数時間においてでさえも、決定を下すことができるであろう。そうすることの法的または実際上の必要が存在しないときに、なぜ当法廷は、通常の道筋における弁論または完全な検討もなく(そして、合衆国控訴裁判所によるその問題の検討前に)、現在、行動すべきなのか。私は、その問いに対するいかなる説得力のある答えも見出さない。

他方で、当該合衆国最高裁判決は、通常、適用される法の反対に向かう。我々は、以前、差止命令は「尋常ならざる救済手段」であると述べた。Nken v. Holder、556 U.S. 418, 428 (2009) (internal quotation marks omitted). そのことは、本件のように、申立人が完全な弁論の前に、そして、下級裁判所の決定に反対して、差止命令を求める場合には、とりわけそうである。本件では、我々は、厳格な制限を検討する。これらの制限は、礼拝に出席することができる人数を(マスクの着用および社会的な距離を保つことにかかわらず) 10 名および 25 名の信者に限定する。そして、これらの数は、確かに少ない。しかし、現在の情況では、これらの少ない数が合衆国憲法の宗教活動の自由条項に違反するかどうかは決して明らかではなく、私の見解では、申立人は、「差止命令という尋常ならざる救済手段」に対する資格を与えられることを証明すべく、そのような証明を本件で行わなければならない。*Ibid.* (internal quotation marks omitted).

COVID-19 は、1,200 万人以上のアメリカ人を感染させ、全国で 25 万人以上の死をもたらしている。これらの死亡の少なくとも 2 万 6 千人は、ニュー・ヨーク州で生じ、1 万 6 千人は、ニュー・ヨーク市だけで生じている。そして、COVID-19 の症例数は、死亡者数の何倍にもなる。この国は、現在、感染の第二の急増を経験している。例えば、ニュー・ヨーク州では、一日当たりの新しく確認された症例の 7 日間の平均は、夏の終わりの約 700 名から先週には 4,800 名を超える数にまで上昇している。全国では、一日あたりの新しく確認された症例数は、現在のところ、これまでよりも多い。Brief in Opposition in Brief in No. 20A90, at 1; COVID in the U.S.: Latest Map and Case Count (Nov. 24, 2020)、http://www.nytimes.com/interactive/2020/us/coronavirus-us-cases.html#states; New York COVID Map and Case Count (Nov. 24, 2020)、http://www.nytimes.com/interactive/2020/us/new-york-coronavirus-cases.html.

それと同時に、科学および医学界の人々は、そのウイルスが、ある者または人々のグループが

お互いの近くで話し、歌い、咳をし、または、息を吸うときに作られる、呼吸による飛沫を通じて人から人へと移ることを我々に教える。Brief in Opposition in Brief in No. 20A90, at 3 (citing the World Health Organization); Brief of the American Medical Association as Amici Curiae 5-6. こうして、専門家によれば、伝染のリスクは、人々がお互いに長時間、とりわけ室内で、または、他の閉じられた空間で、緊密に接触しているときにより高い。Id. at 3-6. その流行の性質、急上昇、不確実さ、そして、迅速な行動の必要性は、全体として考えると、申立人の修正 1 条の異議申立てに対して較量されなければならない健康、安全および行政上の考慮に基づく相殺する主張を、同州が有しているということを意味する。その事実は、ソトマヨール裁判官が描写する他の事実とともに、申立人の(彼らが差止命令による救済の要求を根拠づける)憲法違反の主張が決して明らかではないということを意味する。See post、p. 1 (dissenting opinion). (これらの事柄のすべては、後日、通常の訴訟手続の過程で検討され、議論されうるであろう。) それと同時に、絶えず変化する情況において政府の迅速な行動を要求する、人々の重大な健康および安全の必要性は、「衡平の衡量が「申立人の」有利に傾く」こと、または、「差止命令が公共の利益であること」が決して明らかではないということも意味する。Winter v. Natural Resources Defense Council, Inc., 555 U.S. 7, 20 (2008).

関連する先例は、同様のことを示唆する。我々は、以前、「医学上、科学上の不確実さに満ちている領域で行動することに取りかかる」ときには、裁判所が「広汎な」裁量を選挙で選ばれた公務員に与えなければならないことを認めている。South Bay United Pentecostal Church v. Newsom、590 U.S. \_\_, \_\_ (2020)(Roberts, C.J., concurring)(slip op., at 2)(alteration omitted). それは、「合衆国憲法は、人々の安全と健康を、政治的に責任を負う州の公務員に主に委ねる」からである。Ibid. (alterations and internal quotation marks omitted). 州および連邦政府の選挙で選ばれた部門は、科学の専門的知識を整理し、「現場で、変化している事実」に応答して、特定の政策を念入りに作ることができる。Id. at 3. そして、それらの部門は、裁判所ができるよりも迅速にそうすることができる。そのことは、とりわけ、証拠審理を行わない、当法廷のような裁判所に当てはまる。そのことは、本件のように、行動の必要が差し迫り、情報がおそらく限定され、例外を設定することが困難で、その疾病に関連した情況が目まぐるしく変化している場合には、なおのこと、より当てはまる。

私の見解では、合衆国控訴裁判所は迅速に行動するであろうし、また、そうすべきであるということを付け加える。ニュー・ヨーク州は、その州民の健康と安全に危害を加えることなく本件で争点となっている信教上の利益を適切に承認する方法を求めるであろうし、また、そうすべきである。しかし、私は、これらの目的を達成するために差止命令を発布するいかなる実際上の必要も認めない。むしろ、既に述べたように、私は、即座の差止命令のいかなる必要も見出すことができない。私は、既存の法の下では、即座の差止命令は発布されるべきではないと信じる。そして、私は、それとは反対の合衆国最高裁の判決に反対する。

ケイガン裁判官が同調する, ソトマヨール裁判官の反対意見

本日、合衆国最高裁は、既に25万人以上のアメリカ人の生命を奪っているパンデミックの最中に、最も厳しい急激な増加に直面している地域においてCOVID-19の蔓延を封じ込めることに向けられた、ニュー・ヨーク州の公衆衛生に関する措置の一つを差し止める。今年の初めに、同様の尋常ならざる救済手段を発布するよう求められたときに、当法廷は、2度にわたって手を止めた。South Bay United Pentecostal Church v. Newsom, 590 U.S. \_\_ (2020); Calvary Chapel Dayton Valley v. Sisolak, 591 U.S. \_\_ (2020). 私は、合衆国最高裁の心変わりにいかなる正当化事由も認めず、the Roman Catholic Diocese of Brooklyn (Diocese) によって申し立てられたもののような申立てを認めることは、この国の被害を悪化させるだけであろうと恐れる(\*)。

South Bay と Calvary Chapel は、COVID-19の蔓延をコントロールすることを求める州の公務員に、明白で機能しうる準則を提供した。即ち、彼らは、似たような世俗の施設が少なくとも同じ位、厳しい制限に直面する限り、礼拝堂への出席を制限しうる。See South Bay、590 U.S. at \_\_ (Roberts, C.J., concurring) (slip op., at 2). ニュー・ヨーク州の安全に関する措置は、これらの領域内に楽々と入る。South Bay や Calvary Chapel における州と同様に、ニュー・ヨーク州は、「同様の、またはそれ以上に厳しい制限を……講演、コンサート、映画の上演、見て楽しむスポーツ、演劇を含む、似たような世俗的な集まりに」適用し、「そこでは、大勢の人々が長時間、極めて接近して集まる。」Ibid. 同様に、ニュー・ヨーク州は、「営業している食料雑貨店や銀行、コインランドリーのような、それとは似ていない活動だけを免除し、または、より緩やかに取り扱い、そこでは、人々が大集団で集まらず、長時間、極めて接近してとどまることもない。」Ibid. そのことは、本件の判断を下すのに十分というべきである。

当該 Diocese は、礼拝に出席することが、例えば、大規模小売店での買い物よりも大きなリスクを引き起こすとのニュー・ヨーク州の結論を争うことによって、South Bay および Calvary Chapel をうまく避けようと試みる。Application in No. 20A87, p. 23 (Application). しかし、合衆国地裁は、その議論を事実に関する記録によって支えられていないとして斥けた。\_\_ F. Supp. 3d \_\_, \_\_-\_, 2020 W L 6120167, \*8-\*9 (EDNY, Oct. 16, 2020). それでもくじけず、ゴーサッチ裁判官は、宗教上の集まりと同様のリスクを引き起こすかもしれないが、ニュー・ヨーク州の規則の下ではより寛大に取り扱われていると彼が考える世俗の活動の彼自身の例(例えば、酒屋に行くこと、または、自転車を修理させること)を提示する。Ante, at 2 (concurring opinion).

<sup>(1)</sup> 皮肉なことに、ニュー・ヨーク州の公衆衛生に関する措置の成功により、当該 Diocese は、それが 差止めを求める、出席に対する数字による上限にもはや服していない。See Brief in Opposition in Agudath Israel of America v. Cuomo, No. 20A90, p. 17. しかしながら、合衆国最高裁は、万一感染率 が再び上昇することがあれば、ニュー・ヨーク州において宗教の自由な(そして比較的安全な)行使を認めることに非常に成功することが証明されたまさにその措置を、州知事が再び実施することができないであろうことを確保するために、この申立てを認める。

しかし、ゴーサッチ裁判官は、彼の例を、医学の専門家が COVID-19 の蔓延を促進すると我々に語る条件、即ち、大勢の人々が長時間、室内で、極めて接近して集まり、話し、歌うことに、適合させようとすることさえしない。 See App. to Brief in Opposition in No. 20A87, pp. 46-51 (Debra S. Blog, Director of the Div. of Epidemiology, NY Dept. of Health の無宣誓証言); Brief for the American Medical Association et al. as Amicus Curiae 3-6 (Brief for AMA). 「これらのリスク要因をことごとく有する」礼拝とは異なり、Brief for AMA 6、自転車修理店や酒屋は、通常、一度に1時間またはそれ以上の間、一緒に歌い、話すために屋内で集まる顧客という特徴を持たない。 Id. at 7. (疫学者や医師は、礼拝が最もリスクの高い活動の一つであるということに概して意見が一致する。). 当法廷の裁判官たちは、現在、毎週非常に多数のアメリカ人を感染させている伝染性のウイルスが最も容易に蔓延する環境についての、衛生に関する公務員の専門的判断を後知恵で批判するという命にかかわる遊戯を行っている。

実際には、本件は、South Bay や Calvary Chapel よりも容易である。これらの事件における州の規制は、礼拝堂および人々が大勢で集まる世俗の施設に同様の準則をあまねく適用していたが、ニュー・ヨーク州は、それらの世俗の比較の基準となるもの(comparators)よりもはるかに優遇して礼拝堂を取り扱う。 Compare, e.g., Calvary Chapel、591 U.S. at \_\_ (Kavanaugh, J., dissenting)(slip op., at 8)(ネヴァダ州は映画館と礼拝堂を等しく 50 名の上限に服させていたと記す) with App. to Brief in Opposition in No. 20A87, p. 53(映画館、コンサート会場、そして、スポーツ・アリーナにはニュー・ヨーク州の規制に服して完全に閉鎖することを求めるが、礼拝堂には収容能力の制限に服した開場を認める)。そして、South Bay および Calvary Chapel における制限は州全体に適用されたが、ニュー・ヨーク州の固定された収容能力の制限は、COVID-19 の症例の急増を経験する、特別に指定された地域でのみ適用される。

当該 Diocese は、ニュー・ヨーク州の規制は礼拝堂を名指しして締め出すのであるから、宗教行為に関して中立ではありえないと示唆する。Application 22. こうして、その議論は続くのだが、当該規制は、その事実自体で、厳格審査に服さなければならない。ニュー・ヨーク州の政策が文面上、宗教に言及することは事実である。しかし、私がたった今説明したように、それは、当該政策が世俗的な集まりとの比較で宗教施設を優先処遇のために選び出すからであり、宗教施設を差別するからなのではない。疑いなく、当該 Diocese は、似たような世俗の施設よりも既に優遇されていることを指摘することによって、より緩やかな制限を要求することはできない②。

<sup>(2)</sup> キャヴァノー裁判官は、似ていない (noncomparable) 世俗の施設でさえも礼拝堂よりも優遇して取り扱うことを州は正当化しなければならないという命題のために、Church of Lukumi Babalu Aye、Inc. v. Hialeah, 508 U.S. 520, 537–38 (1993) および Employment Div., Dept. of Human Resources of Ore. v. Smith, 494 U.S. 872, 884 (1990) を引用する。Ante, at 2 (concurring opinion). しかし、これらの事件はそのような準則を作り出していなかった。Lukumi は、動物のいけにえ以外には、ほとんどどんな目的でも動物が殺されることを認める法律を違憲無効としたが、それは、当該法律がサンテリアの信仰を標的にした「『宗教的ゲリマンダー』」であったという根拠に基づいてであった。508 U.S. at 535. Smith

最後に、当該 Diocese は、クオモ知事によるある言明を、ニュー・ヨーク州の規制が許容できないほど宗教活動を標的としていること、とりわけ、ニュー・ヨーク州の正統派ユダヤ教徒のコミュニティの間での陽性を示す COVID-19 患者の高い割合と闘うことを標的としていること、の証拠として指摘する。Application 24. 当該 Diocese は、これらの論評が「厳格審査の適用の独立した根拠」を提供すると示唆する。Reply Brief in No. 20A87, p. 9. 私は、どうしてそうなるのかが分からない。当法廷の先例の下では、州知事の論評は、厳格審査の適用を全く正当化しない。わずかに 3 開廷期前に、当法廷はイスラム教徒が多数を占める国からの移民を制限する大統領布告に対して高次の審査を適用することを拒否したが、それは、トランプ大統領がその布告を「イスラム教徒禁止令」と描写し、「何が起こっているのかを我が国の代表者たちが理解することができるまでは、合衆国に入国するイスラム教徒を全面的かつ完全に締め出すこと」と元々は考えられたものであったにもかかわらず、そうしたのであった。Trump v. Hawaii, 585 U.S. \_\_, \_\_ (2018) (slip op., at 27). もしその大統領の言明が、「異議を申し立てられている制限は宗教に対する『中立性の最低限の要件』に違反する」ということを示さなかったのであれば、ante, at 2 (quoting Lukumi, 508 U.S. at 533)、どのようにしてクオモ知事の言明がそうなのかを理解することは困難である。

\*\*\*

自由な宗教の行使は、我々が最も大切にし、かつ、油断することなく保護される憲法上の権利の一つである。州は、今回のような命にかかわる危機に直面したときでさえも、宗教施設に対して差別をなしえない。しかし、これらの原則は、本日、問題となっていない。合衆国憲法は、宗教施設を似たような世俗の施設と同様に、または、それよりも優遇して取り扱う規制を通じて公衆衛生上の危機に対応することを、とりわけ、これらの規制が人命を救う場合には、州に禁止しない。ニュー・ヨーク州の COVID-19 の制限はまさにそのことを行うのであるから、私は、敬意を表して反対する。

## 4. South Bay United Pentecostal Church v. Newsom, 592 U.S. (2021)

#### 差止命令による救済の申立てに関して

ケイガン裁判官に提起され、同裁判官によって合衆国最高裁に付託された差止命令による救済の申立ては、一部、認められる。被上訴人は、上訴人に対する室内での礼拝式への当該青写真による第1段階の禁止を執行することを、裁量上訴の申立ての処理の間、差し止められる。百分率

は、さらに的を外れており、「宗教の行使の権利は、当該法律が個人の宗教が命ずる(または禁ずる) 行為を禁ずる(または命ずる)という根拠に基づいて、一般的な適用可能性のある有効で中立的な法律 に合致する責務を個人に免れさせることはない」という完全に無関係な命題を表している。494 U.S. at 879 (internal quotation marks omitted).

による収容能力の制限に関して、申立ては斥けられ、被上訴人は、第1段階において、室内での 礼拝式に 25%の収容能力の制限を課すことを差し止められない。室内での礼拝中の歌うことお よび詠唱すること(chanting)の禁止に関して、申立ては斥けられる。本決定は、同州が百分 率による収容能力の制限を適用していない、あるいは、一般的に適用できるやり方で、歌うこと および詠唱することの禁止を適用していないとの新たな証拠を合衆国地裁に提出する申立人には、 実体的効果を持つことがない。万一裁量上訴の申立てが斥けられる場合には、本決定は自動的に 終了するものとする。裁量上訴が認められる場合には、本決定は、当法廷の判決の言渡しに基づ いて終了するものとする。

トーマス裁判官およびゴーサッチ裁判官は、申立てを完全に認めるであろう。

アリート裁判官は、室内での礼拝式への収容能力の制限のすべて、および、室内で歌うことおよび詠唱することの禁止に関して、申立てを認め、百分率による出席の上限に対する差止命令、および、室内で歌うことおよび詠唱することの禁止を 30 日間停止するであろう。アリート裁判官は、これらの措置に達しないどんな措置も、同州が不可欠と分類する他の活動に関して、同州が執行する制限と同じ程度に、室内での宗教上の集まりでの、コミュニティにおける COVID-19の蔓延を減少させることがないであろうということを、州が明白に証明しない限り、その停止を30 日で撤回させるであろう。

ロバーツ長官は、差止命令による救済の申立てを部分的に認めることに同意する。

合衆国最高裁がこの進展している事件を検討した最後の時に私が説明したように、連邦裁判所は、「公衆衛生を評価する背景的情報、能力、専門的知識」を持った政治的に責任を負う公務員にかなりの程度の敬譲を負っている。South Bay United Pentecostal Church v. Newsom, 590 U.S. \_\_\_, \_\_ (2020) (opinion concurring in denial of application for injunctive relief) (slip op, at 2). 例えば、当該州は、室内で歌うことは、COVID-19 を伝染させる高度のリスクを引き起こすと結論づけている。私は、州の公衆衛生上の枠組のその側面を乗り越えるいかなる根拠も、この記録の中に見出さない。それと同時に、最も広大な空間を持つ大聖堂において安全に礼拝に加わることができる信者の最大数がゼロであるとの同州の現在の決定は、専門的知識や裁量を反映しているようには見えず、その代わりに、問題となっている利益の不十分な評価または検討を反映しているように見える。

私は、「合衆国憲法は、人々の安全と健康を、政治的に責任を負う州の公務員に主に委ねる」との見解を堅持する。*Ibid.* (internal quotation marks and alteration omitted). しかし、合衆国憲法は、また、人民の権利の保護を司法部に委ねるが、それは、裁判官が終身の任期によって守られているにもかかわらずではなく、*see post*、at 6 (Kagan, J., dissenting)、そうであるか

らである。敬譲は、広いとはいえ、その限度を持つ。

キャヴァノー裁判官の同調する,バレット裁判官は、差止命令による救済の申立てを部分的に認めることに同意する。

私は、カリフォルニア州による室内での礼拝中の歌うことおよび詠唱することへの禁止を合衆国最高裁は差し止めるべきであるとの主張を除いて、ゴーサッチ裁判官の声明に同意する。申立人は歌うことの禁止からの救済に対する資格を立証する責任を負っていた。私の見解では、申立人はその責任を、少なくともこの記録上は、果たしていなかった。事件が我々の前に来るときに、歌うことの禁止が一律に適用される(そして、それ故、中立的一般的に適用される法になる)のかどうか、それとも、一定の部門を優遇する(そして、それ故、より綿密な審査の引き金を引く)のかどうかは、不明確なままである。もちろん、もし聖歌隊員がハリウッドの映画撮影所では歌うことができるが、教会ではできないのであれば、カリフォルニア州の規制は、中立とみなされることはできない。しかし、当該記録ははっきりせず、下級裁判所は、不幸にも、その争点をほとんど解明しなかった。しかしながら、当該決定が記すように、申立人は、歌うことの禁止が一般的に適用可能でないと証明し、それに応じて、自分たちの主張を提出することが依然として自由なままである。

#### トーマス裁判官およびアリート裁判官の同調する、ゴーサッチ裁判官の声明

しばしば、修正1条の自由な行使の異議申立てを扱う裁判所は、「『中立性からの微妙な逸脱』」、「『宗教的ゲリマンダー[リング]』」、または、宗教を「『許容できないほど標的にしていること』」を法律が反映するかどうかについての困難な問題に直面する。Church of Lukumi Babalu Aye、Inc. v. Hialeah、508 U.S. 520、534-35(1993)。しかし、本件ではそうではない。COVID-19 の出現以来、カリフォルニア州は、多くの商売に課すよりも宗教施設により厳しい規制を公然と課している。同州のパンデミック規則を要約する表計算は、礼拝の場所にそれ自体の行を割り当てさえもする。See App. to Emergency Application for Writ of Injunction、App. G-3。今日、同州のほとんどにおいて当てはまる「第1段階」では、カリフォルニア州は、いかなる種類の室内での礼拝も禁止する。それに対して、同州は、ほとんどの小売店の営業を25%の収容人員を伴う室内で続けることを認め、他の商売を50%またはそれ以上の収容人員で営業することを認める。See ibid.; see also \_ F.3d \_, 2021 WL 222814、App. A(9th Cir. Jan. 22, 2021)。外見上、カリフォルニア州は、すべての室内での礼拝を禁止することにまで及んでいるこの国で唯一の州である。See Brief for Becket Fund for Religious Liberty as Amicus Curiae 5-6.

州が異なった取扱いのためにそれほど明らかに宗教を標的にするときには、我々の仕事はそれだけより明らかとなる。第9巡回区が認めたように、このような規制は、やむにやまれぬ政府利益を達成する最も制限的でない手段であることを州が証明できることがない限りは、修正1条に

違反する。 F.3d , 2021 WL 222814, \*9.

この形態の「厳格審査」が関わり合っている事件においては、裁判所は、公衆衛生または安全に関わる高い重要性のある事柄における、政府による特別の専門的知識の主張と戦わせられる個人による憲法上の権利の主張に、ほとんど常に直面する。州が敬譲を主張し、また、個人の権利が集団の利益に譲るべきことを要求することでは、決して十分ではなかった。もちろん、我々は科学者ではないが、しかし、専門家の指導下にある政府の公務員が憲法上保護された自由を侵害しようとするときには、我々もまた、その領域を放棄しえない。厳格審査の要点とは、政府の主張を吟味するということなのであり、厳格審査は、常に、要求の厳しい、稀にしか満たされない基準であるということを我々の先例は明らかにする。See Lukumi、508 U.S. at 546. 危機の時代においてでさえ、そして、おそらく危機の時代には特別に、我々は、政府に合衆国憲法を守らせる義務を持つ。

けれども、カリフォルニア州は、困難なことを成し遂げることができると述べる。同州は、礼拝は非常に異なっているので、とりわけ面倒な規制を要求すると主張する。州は、本質的に、なぜそうなのかについての4つの理由づけを提出する。即ち、宗教の行使は、(1)異なった世帯が混じっている大人数の者に、(2)極めて物理的に接近して、(3)長時間、(4)歌うこととともに、関わると州は述べる。

我々の前にいる者は誰も、これらのような要素が COVID-19 を伝染させることのリスクを増大させうることを争わない。そして、同州がそのリスクを減少させることにやむにやまれぬ利益を持つことを疑う必要はない。当法廷は、確かに、多くの者がこのパンデミックの中で経験している苦しみを軽視していない。しかし、カリフォルニア州は、その4つの要素が礼拝に常に存在している、または、その規制が認める他の世俗の活動には常に欠けていると示唆する程度において、誤っている。また、カリフォルニア州は、なぜ、全面的な禁止に満たない規則でその正当な関心事に対処することができないのかを説明しようとしていない。同州の欠点はいずれも、厳格審査に失敗する法律を認定するために、当法廷が、長い間、用いてきた紛れもない証拠である。See, e.g., First Nat. Bank of Boston v. Bellotti, 435 U.S. 765, 793 (1978) (州の提出された「目的は、しかしながら、過小包摂かつ過大包摂である当該制定法の規定によって、誤りであることが示される。」).

カリフォルニア州の主張を順番に検討してみよう。礼拝は、本来、大多数の者が関わると州は推定する。大勢が鉄道の駅に押し寄せ、または、州が開業し続けることを認める商売の、清算所の長い列で待つかもしれないことは気にしない。礼拝に参列する者が独りで祈ることだけを求め、告解に行き、または、小さなグループで学習しうることも気にしない。See Harvest Rock Church, Inc. v. Newsom, App. to Emergency Application for Writ of Injunction, No. 20A137, Exh. A, No. 20–56357, p. 4, n. 1 (9th Cir. Jan. 25, 2021) (O'Scannlain, J., specially concurring). また、カリフォルニア州は、一度に集まりうる者の人数を制限するという、より制限的でない選

択肢が、たとえその答えが非常に多くの商店や商売にとって適切であると判断していたにせよ、 なぜ礼拝堂にとって不十分であるのかを説明しない。

次に、同州は、礼拝に参列する者は接近した物理的交流を確かに求めると我々に告げる。同州は、礼拝に参列する者は屋外でより多くの空間を享受するかもしれないと示唆して、同州の温暖な気候をほめちぎる。しかし、カリフォルニア州は、長時間、手で触れ、近くにいるヘアデザイナーやマニキュア師がその顧客に物理的に極めて接近することには同様の関心を持っていない。同州は、彼らや小売業者に、駐車場や公園で彼らの商売すべてを行うことを強制しない。そして、カリフォルニア州は、人々に、バスの車内で比較的接近して座ることも認める。またもや、再び、カリフォルニア州は、社会的な距離を保つことの要件、マスク、清掃、プレキシガラスの障壁等のような、多くの世俗の環境の中で同州が適切と考える、より範囲の狭い選択肢が、なぜ本件では十分ではありえないかを説明しない。とりわけ、これらの措置が、今日、国中で、礼拝において日常的に用いられている時に。

カリフォルニア州は、礼拝が人々をあまりにも長い時間一緒にすることを心配する。しかし、カリフォルニア州は、その市民を、他の施設に走って出入りすることへと限定せず、また、ショッピング・モール、サロン、またはバスの停車場で長居することは、禁止されない。なおも再び、カリフォルニア州は、室内での宗教上の集まりの長さへの合理的な限定のような、より狭く仕立てられた選択肢が、なぜ同州の関心事を満たさないのであろうかを説明していない。

最初の3つの各要素のことになると、カリフォルニア州は、多くの世俗の活動よりもひどく取り扱うことのために宗教を選び出す。それと同時に、同州は、世俗の文脈において同州が十分と考えるより狭い選択肢が、なぜ同州の正当な利益を満たさないのかを説明しない。最近、当法廷は、カリフォルニア州のような命令が厳格審査に失敗し、合衆国憲法に違反することを極めて明らかにした。 See Roman Catholic Diocese of Brooklyn v. Cuomo, ante, at \_\_ (per curiam). 本日の決定は、不必要であるとすべきであった。つまり、これらの事件の下級審裁判所は、当法廷が既に与えた広範な基準に従うべきであった( $^{(1)}$ )。

もし私が合衆国最高裁の決定のあら捜しをするなら、カリフォルニア州の最後の要素、即ち、歌うことの取扱い方に関して難癖をつける。合衆国最高裁の決定は、教会に開けることを認めるようカリフォルニア州に要求するが、当該決定は、カリフォルニア州に、当座の間、礼拝中に歌うことの絶対的な禁止を執行することも許容する。このことは理解可能であるように十分思われるかもしれない。カリフォルニア州は、歌うことがその疾病を伝染させるとりわけ強力な方途で

<sup>(1)</sup> 本日の事件は、「第1段階」に見られる室内での礼拝の全面的な禁止に関わるが、我々の決定における何ものも、とりわけ第2から第4の「段階」における、礼拝の場所に適用される、他の全く異なった収容人員の上限に対する将来の異議申立てを排除しない。See App. to Emergency Application for Writ of Injunction, App. G-3.

ありうるとの懸念を懸命にも表明し、室内での礼拝式だけでなく、室内での私的な集まり、学校、 そしてレストランでも歌うことを禁止している。

しかし、さらなる調査をしてみると、歌うことの禁止は、最初にそう見えるようなものではありえない。カリフォルニア州の強力な娯楽産業は、免除を得ているように見える(2)。それ故、もう一度、我々は、パンデミックの間にえこひいきし、儲かる産業(ネヴァダ州のカジノ、カリフォルニア州の映画撮影所)を保護するためにはかなりの努力を費やし、他方で、その信者には同様の気前の良さを否定している、州を有しているように思われる。*See, e.g.*, Calvary Chapel Dayton Valley v. Sisolak, 591 U.S. \_\_, \_\_ (2020) (Gorsuch, J., dissenting from denial of application for injunctive relief).

同州は、また、もう一度、宗教上、歌うことの全面的な禁止が、どのように同州の正当な公衆衛生上の関心事に狭く仕立てられているのかを説明していない。賛美歌を歌う全会衆があまりにもリスクが高いとしても、カリフォルニア州は、なぜ一人のマスクをした聖歌隊長がマスクとプレキシガラスの防御物の後ろで礼拝を先導することができないのかを説明しない。あるいは、礼拝に参列する者が列になって入るときに、なぜ単独の勤行時報係(muezzin)がイスラム教寺院の内部で遠くの場所から礼拝への召集を歌えないのか。第9巡回区は、カリフォルニア州の一様でない制度を、娯楽産業は COVID-19 の検査手順を採用していると述べることによって擁護しようとした。See F.3d at 2021 WL 222814、\*13. しかし、そのことが真実であろうとも、なぜカリフォルニア州の宗教施設が同様の機会を否定されてもよいのかは明らかではない。そのような検査が実行不可能であると仮定するよりもむしろ、カリフォルニア州は、その選択肢を少なくとも提供し、または、その選択肢を教会に適合させることを求めてもよかった。私の見解では、同州は、公衆衛生の要件をその州民の権利に合わせるために、より多くのことをなさなけれ

<sup>(2)</sup> どんな規則がハリウッドに適用されるのかをめぐっては、若干の混乱があるが、私は、カリフォルニア州の複雑な制度を作った政府の公務員に、そのわかりにくい性格から利益を得ることを認めないであろう。合衆国地裁は歌うことの禁止を扱わず、第9巡回区は、カリフォルニア州では誰かが室内で歌うことを許されるということに説得されなかったので、合理的根拠の審査を適用した。\_\_ F.3d \_\_, 2021 WL 222814、\*18 (9th Cir. Jan. 22, 2021). しかし、記録は、音楽、映画、そしてテレビの撮影所は室内で歌うことが許されていると示唆する。See Record in No. 20-56358、Doc. 18-4、p. 124 (9th Cir.) (decl. of Screen Actors Guild General Counsel) (「[撮影所の中で]大勢で歌うことは、許されているが、ただ……追加的な保護を伴ってだけである。」). カリフォルニア州の最も最近の命令は、「私的な」「社会的場面」で歌うことを禁止するが、それとともに、他の指針によって既に許されていない限りにおいて、「修正1条によって保護される活動」も禁止する。California Dept. of Public Health、Guidance for the Prevention of COVID-19 Transmission for Gatherings (updated Nov. 13, 2020). この文言がどこまで及ぶかを正確に知る者は誰もいないように思われるが、独自の適用される指針を有している娯楽産業に、この文言が適用されることはありえないように思われる。そして、カリフォルニア州は、本件で、そのようには、はっきりとは否定しない。See Brief in Opposition 51-52、and n. 52. けれども、合衆国最高裁が認めるように、本日の決定における何ものも、この主張に関する将来の救済手段を締め出すものではない。

ばならない。合衆国最高裁の本日の決定は、申立人に、差戻し審でこれらの諸点を強く主張する ことを少なくとも認める。

疑いなく、カリフォルニア州は、ワクチン接種が進行中なので、その禁止は一時的に過ぎないと、以前にそうしたように、差戻し審で主張するであろう。しかし、同州による室内での礼拝の「一時的な」禁止は、2020年8月以降、実施され、3月以降は、日常的に適用されている。カリフォルニア州は、もはや、映画撮影所、ショッピング・モール、そしてマニキュア師に待機することを求めない。そして、主張されている予定表を疑うことが許されうるであろう。政府の行為者は、パンデミックに関連した犠牲のゴールポストを何か月間も動かし、自由の回復をすぐそこに置くように常に見えるような、新たな基準点を採用している。この危機が2年目に入るときに、そして、2度目の四旬節、2度目の過ぎ越しの祭り、そして、2度目のラマダンにつきまとうときに、同州が一時的な緊急性の主張とともに極端な措置を擁護することは、たとえかつてはできたとしても、あまりにも手遅れである。狭く仕立てられた規制を起草することは、困難でありうる。しかし、たった一人でもカリフォルニア州の教会、ユダヤ公会堂、イスラム教寺院に入りえないのに、ハリウッドが撮影所の観客を収容でき、または、歌唱大会を撮影しうるのであれば、何かがひどく間違っている。

#### ブライア裁判官およびソトマヨール裁判官の同調する、ケイガン裁判官の反対意見

当法廷の裁判官は科学者ではない。また、我々は、公衆衛生政策について多くを知っているわけでもない。しかし、本日、合衆国最高裁は、猛威を振るうパンデミックにどのように対応するかについての専門家の判断を追い払う。合衆国最高裁は、カリフォルニア州に対して、礼拝式に特別の例外を設けることによって、人々の集まりに関する同州の制限を弱めるように命じる。多数意見は、たとえ同州の政策が、医学的証拠によれば、COVIDの伝染の同じリスクを引き起こす(政治集会を含む)世俗の活動と全く同じ程度に優遇して礼拝を取り扱うとしても、そうする。合衆国最高裁の差止命令の下では、同州は、その代わりに、はるかに少ない危険を引き起こす世俗の活動と同様に、礼拝式を取り扱わなければならない。その命令は、我々の判例を無視し、我々の司法部の役割を超越し、そして、パンデミックを悪化させるリスクを負う。

適用される法から始めよう。我々は、修正 1 条は宗教に影響を与える活動において「中立性」を要求すると何度も判示している。Church of Lukumi Babalu Aye, Inc. v. Hialeah, 508 U.S. 520, 532 (1993). 政府は、政府の利益を「同様のまたはより大きな程度で」「危険にさらす、非宗教的行為を禁止しない」場合には、宗教行為に限定を課すことができない。 Id. at 543. けれども、その原則は、必然的な結果を伴う。即ち、「合衆国憲法は、事実上異なっている物事に……あたかもそれらが等しいかのように、法の上で取り扱われるべきことを要求しない。」Plyler v. Doe, 457 U.S. 202, 216 (1982). それ故、「州は、等しい事案を等しく取り扱わなければならないが、等しくない事案はそれに応じて取り扱いうる。」Vacco v. Quill, 521 U.S. 793, 799 (1997); see

Lukumi, 508 U.S. at 542<sup>(1)</sup>.

COVID によるパンデミックへのカリフォルニア州の対応は、礼拝式を、「大勢の人々が長時 間、極めて接近して[集まる]」他の活動と同様に規制することによって、その中立性の準則を 満たす。South Bay United Pentecostal Church v. Newsom, 590 U.S. \_\_, \_ (2020) (Roberts, C.J., concurring in denial of application for injunctive relief) (slip op., at 2). 制限される活 動は、礼拝式や政治集会に出席すること、講演、映画、演劇またはコンサートに行くこと、そし て、レストラン、ワイン醸造所、またはバーに頻繁に出入りすることを含んでいる。それ故、そ れらの活動は宗教的でも世俗的でもあり、世俗的な集まりの多くもまた憲法上保護される。社会 におけるこれらの活動のすべてにおいて、カリフォルニア州は、COVID の伝染のリスクを減ら すために、マスクを着用することや社会的な距離を保つことを要求し、室内で歌うことおよび詠 唱することを禁じる。加えて、同州は、どれだけ多くの人々が、教会、劇場または講堂にかかわ らず、一つの室内の空間で集まることができるのかに限定を課している。COVID の症例および 検査で陽性を示す割合に依拠して、人々の集まりは、特定された収容人員のレヴェルでのみ、例 えば、施設の収容能力の50%または25%で、生じうる。そして、COVIDの割合が最も高い時 に、これらのすべての収容能力の限定は、集まりが、再び、宗教的か世俗的かにかかわらず、 (出席へのいかなる限定も持たない)屋外で行われるべきであるとの準則に取って代わられる。 カリフォルニア州の温暖な気候を考慮に入れると、その制限は、合衆国最高裁が、本日、礼拝堂 に関してだけ撤廃する制限であるが、活動に対する禁止には達していない。礼拝式は、他の集ま りとともに、今冬を通じて屋外で行われている。

カリフォルニア州の体系は、これらの室内での集まりが COVID の伝染の高い危険を引き起こすのであるから、室内での集まりに的を絞る。本件における書面化された証言において、カリフォルニア州公衆衛生局の伝染病長である James Watt 医師は、次のように説明した。即ち、「疫学者の間では、新奇のコロナウイルスの伝染(そして、それ故、蔓延)は」、「異なった世帯から[多くの]人々を寄せ集める」、「室内での人々の集まり」で「より生じうることに、広範な合意がある。」 Decl. of Dr. James Watt in No. 3: 20-cv-865 (S.D. Cal.)、Doc. 81-3、¶¶37、44 (Watt Decl.)、カリフォルニア大学サン・フランシスコ医学校の疫学教授、George Rutherford 医師は、その点をさらに詳述する。彼は、集まりが「長く続く」時、そして、多くの口頭でのやりとりが存在する時、とりわけ、グループで歌い、詠唱し、または」、演説や説教のような、「その他の大声での発声が存在する時に」、リスクの「増大」を描写した。Decl. of Dr. George Rutherford in No. 3: 20-cv-865、Doc. 81-4、¶91 (Rutherford Decl.)、もちろん、そのリスクは、参加者自身にだけではなく、コミュニティにおいて彼らが交わる誰にでも及ぶ。See Watt Decl.、¶42.

<sup>(1)</sup> 政府がこの中立性のテストに失敗する場合にのみ、その政策は「やむにやまれぬ政府利益によって正当化され……その利益を促進するために狭く仕立てられ」なければならない。*Lukumi*, 508 U.S. at 531-32.

医学の専門家は、また、なぜカリフォルニア州が、他の室内での場所に対してよりも、教会や劇場のような集まりの場所により厳しい収容能力の限定を課したのかについて証言した。州による小売店の規制がより厳しくないのは、Rutherford 医師が説明するには、買い物は、室内での礼拝式、講義、または同様の催し物よりも、他の人々との「より近づいていない接近に関わり」、しかも、より短い時間、そうであるからである。Rutherford Decl.、¶113; see id.、¶117. その理由から、買い物客は、COVID に罹患する「十分なウイルス量の飛沫を受ける可能性がより低い。」Id.、¶113. 同様に、Rutherford 医師は述べたのだが、職場がより高い収容能力の限定を有することができるのは、使用者(そして、その延長として、被用者)は、「州の労働当局による執行に服する、詳細な、職場に特有の COVID 防止計画」に従わなければならないからである。Id.、¶121. 例えば、カリフォルニア州の映画制作の撮影所は、1 週間に3回も被用者に対する検査を行わなければならず、それは、「礼拝堂の会衆には適用されることがうまくできないであろう」要件である。Ibid. and n. 8.

それらのすべての証拠を考慮に入れると、カリフォルニア州の選択は、道理にかなっている。同州は、致命的な疾病の蔓延を遅らせようと必死に試みている。同州は、本質的に争われていない疫学上の事実認定に基づいて、室内で一緒に集まることは、接触感染の特別の恐れを引き起こすと結論づけた。それ故、同州は、これらの集会への出席を抑制し、最悪の時には、集会を屋外で強制するための規制を考案した。決定的なことに、カリフォルニア州は、これらの準則の各々を、宗教活動と、それ自体、修正1条の保護を伴う活動を含む、世俗の活動に同等に適用している。同州が宗教行為を規制しているところでは、同州は、「同様の」やり方で「[その]利益を危険にさらす、非宗教的な行為」もまた同じく規制している。Lukumi、508 U.S. at 543. 同州がより良く取り扱う唯一の世俗の行為は、同州の専門家が州の利益をそのようには危険にしないと認定している類のものであり、それは、COVID の伝染のより低いリスクを引き起こす類のものである。その政策の何ものも、修正1条には違反しない。

しかし、合衆国最高裁は、カリフォルニア州に対して、同州が適切と考えるようには COVID と戦わせない。合衆国最高裁は、同州は、人々の集まりに対する同州の規制の最も厳しい側面から礼拝式を免除しなければならないと判断した。合衆国最高裁の 19 行の決定から、なぜそうなのかを正確に知ることができる者は誰もいない。即ち、それは、合衆国最高裁が科学を信じないということなのか、それとも、合衆国最高裁は、最も優れた科学でさえも譲歩しなければならないと考えるのか。いずれにしても、その結果は明白である。即ち、同州は、政治集会や講義のような、似たような COVID のリスクを引き起こすと認定された活動と同様には、礼拝式の取扱いをなしえない。その代わりに、同州は、社会におけるこの一つの集まりを、工具店に走って出入りすることのような、COVID のかなり低いリスクを生き起こすと考えられる活動と同様に、取り扱わなければならない。このように、同州にその公衆衛生上の政策を変更するよう命じる上で、合衆国最高裁は、中立性の準則が要求するものを忘れる。合衆国最高裁は、異なった事案を、等

しい事案をではなく、同等に取り扱うことを主張する(2)。

これはありふれた法的誤りではない。即ち、カリフォルニア州に、その専門家の科学的事実認定を無視するよう強制する上で、合衆国最高裁は、公衆衛生上の緊急事態に対処する州の努力を損なう。なぜ合衆国憲法が、連邦裁判所にではなく、州の公務員に、「人々の安全と健康を主に委ねる」のかには、もっともな理由がある。South Bay, 590 U.S. at \_\_ (Roberts, C.J., concurring) (slip op., at 2) (internal quotation marks and alteration omitted). そのうちの第一のものは、裁判官が「公衆衛生を評価する背景的情報、能力、専門的知識を欠く」ということである。Ibid. 明らかなことを述べると、裁判官は、科学者や公衆衛生の専門家がなすことを知らない。本件の判断を下す上で、すべての合衆国最高裁裁判官は、摘要書を注意深く検討し、下級審判決を読んだと私は確信している。しかし、私は、私たちの誰かが、どのように COVID が蔓延するのかに関する科学的研究を深く探究し、あるいは、COVID を封じ込めるための戦略を研究したと想像することはできない。それ故、合衆国最高裁が専門家である公務員の判断を後知恵で批判し、彼らの結論を自分たち自身の結論に取って代えることは、驚くべきことである。See Roman Catholic Diocese of Brooklyn v. Cuomo, ante, at 3 (Sotomayor, J., dissenting). 百年間で最悪の公衆衛生上の危機において、机上の疫学にこのように手出しをすることが、終わり良しとなることはありえない。

そして、本日の判決が他の事件で争われている他の制限に意味するであろうものを、一体誰が分かるのか。合衆国最高裁の決定は、教会をカリフォルニア州の室内での禁止からのみ免除し、(少なくとも現在の間は)同州の収容能力の制限をそのままにしている。そのことは、大変結構なことである。即ち、当該差止命令は、教会にすべての要求された救済手段を与えることまではしない。しかし、当該決定の範囲は問題を提起する。そのような収容能力の限定はいつ許容され、いつ許容されないのか。そして、室内での禁止は決して許されないのか、それとも、ただ本件においてのみ許されないのか。最も重要なことは、これらの問題や類似した問題に対する答えは、疫学についての記録上の証拠に依拠するのか、それとも、むき出しの司法部の直観に依拠するの

<sup>(2)</sup> ほとんどこの理由から、Roman Catholic Diocese of Brooklyn v. Cuomo, ante, p. \_\_ (per curiam) における合衆国最高裁の判決は、本日の差止命令を要求しない。そこでは、合衆国最高裁は、ニュー・ヨーク州は、「とりわけ厳しい取扱いのために礼拝堂を選び出 [した]」と認定した。Ante, at 3. しかし、本件では、記録における疫学的証拠によれば、カリフォルニア州は、礼拝堂を、同様のリスクを持つ他の施設に対するのと全く同じに取り扱っている。宗教活動を「選び出す」のは、当該州ではなく、合衆国最高裁であり、合衆国最高裁は、宗教活動を他の等しくリスクのある人々の集まりから区別している。その上、Roman Catholic Diocese は、ニュー・ヨーク州が症例の減少している割合を反映するために制限を撤廃している時点で、争点となっている政策は、「ウイルスの蔓延を防止するために求められることが示されているよりもはるかにより厳し」かったと判示した。Ante, at 4. いかなる裁判所も、あるいは、ともかくも慎み深さの感覚を何であれ持ったいかなる裁判所も、本件でその主張をすることはできない。カリフォルニア州の病院は、収容能力の極限に近づいており、また、先週だけで、3,500 名以上の州民がそのウイルスのために亡くなった。

か。当該合衆国最高裁の判決は、カリフォルニア州や他のどこでも、州の政策立案者を途方に暮れさせる。コミュニティを安全にし続ける COVID の政策を念入りに作ることは、予測可能な法的環境の下で、十分に困難である。その職務は、どの制限を当法廷が違憲無効とするように選ぶのかを公務員が推測しなければならないときには、さらに一層困難になる。合衆国最高裁は、不確実さが人的コストを持つ領域に、不確実さを注入する。

このすべては、選挙で選ばれていない行為者、「人民に責任を負わない」者から生じる。South Bay、590 U.S. at \_\_ (Roberts, C.J., concurring) (slip op., at 2). 私は、合衆国最高裁の介入がこの国の COVID の危機をさらに悪化させないであろうことを熱烈に望んでいる。しかし、本判決が苦しみを引き起こしても、我々は代償を払わないであろう。我々の大理石の大広間は、現在、一般には閉鎖されており、我々の終身の任期は、我々の誤りの責任から永遠に我々を隔絶する。そのことは、州のパンデミック対応を混乱させることを避けるための良い理由であるように思われるであろう。しかし、それにもかかわらず、合衆国最高裁は、猛烈な勢いで進み、科学に基づく政策が司法の命令に屈することを主張している。私は、敬意を表して反対する。

## 5. Tandon v. Newsom, 593 U.S. (2021)

#### 差止命令による救済の申立てに関して

裁判所による意見

ケイガン裁判官に提起され、同裁判官によって合衆国最高裁に付託された差止命令による救済の申立ては、第9巡回区合衆国控訴裁判所における上訴の処理、および、裁量上訴が時宜にかなって求められる場合に裁量上訴の申立ての処理の間、認められる。万一裁量上訴の申立てが斥けられる場合には、本決定は自動的に終了するものとする。裁量上訴が認められる場合には、本決定は、当法廷の判決の言渡しに基づいて終了するものとする。

\*\*\*

第9巡回区が上訴の間,差止命令を認めないことは,誤っていた。当法廷の諸判決は,以下の諸点を明確にしている。

第一に、政府規制は、いかなる似たような世俗の活動でも、宗教の行使よりも優遇して取り扱うときにはいつでも、中立的で一般的に適用可能ではなく、それ故、宗教活動の自由条項の下で、厳格審査の引き金となる。Roman Catholic Diocese of Brooklyn v. Cuomo, 592 U.S. \_\_, \_\_- (2020) (per curiam) (slip op., at 3-4). 州がいくつかの似たような世俗の商売またはその他の活動を争点となっている宗教の行使と同様にひどく、または、はるかにより優遇せずに取り扱うことは、答えになっていない。Id. at - (Kavanaugh, J., concurring) (slip op., at 2-3).

第二に、2つの活動が宗教活動の自由条項の目的にとって似たようなものであるかどうかは、 争点となっている規制を正当化する、主張されている政府利益に照らして判断されなければなら ない。*Id.* at \_\_ (per curiam) (slip op., at 3) (「COVID-19 の蔓延の一因となっている」,または,同様のリスクを生じさせることが「できた」であろうような,宗教上の礼拝式よりも優遇して取り扱われる世俗の活動を描写する).類似性は,様々な活動が引き起こすリスクに関わり,人々が集まる理由には関わらない。*Id.* at \_\_ (Gorsuch, J., concurring) (slip op., at 2).

第三に、政府は、争われている法律が厳格審査を満たすことを立証する責任を負っている。この文脈においてそうするためには、一定のリスク要因が「礼拝に常に存在している、または」、政府が認めうる「他の世俗の活動には常に欠けている」ことの主張以上のことを主張しなければならない。South Bay United Pentecostal Church v. Newsom, 592 U.S. \_\_, \_\_ (2021) (statement of Gorsuch, J.) (slip op., at 2); id. at \_\_ (Barrett, J., concurring) (slip op., at 1). それどころか,狭く仕立てられていることは,修正 1 条の活動をより制限しない措置では,COVIDの蔓延を減らすという政府利益に対処することができないであろうということの証明を政府に要求する。政府が他の活動に対策を進めることを認めるところでは,その同様の対策が適用されるときでさえも,争点となっている宗教の行使がそれらの活動よりも危険であることを政府が証明しなければならない。そうでなかったとすれば,他の活動にとって十分な対策は,宗教の行使にとってもまた十分である。 $Roman\ Catholic\ Diocese$ , 592 U.S. at \_\_ (slip op., at 4–5);  $South\ Bay$ , 592 U.S. at \_\_ (statement of Gorsuch, J.) (slip op., at 3).

第四に、たとえ政府が訴訟の途中で COVID の制限を撤回または修正する場合でさえも、 そのことは、必ずしも事件をムートにしない。そして、事件がムートでない限り、その他の点では緊急的差止め命令による救済の資格を与えられる訴訟当事者は、政府の公務員がその争われている制限を復活させる権限を持つであろう「不断の恐れの下に」申立人が「あり続ける」場合には、そのような救済に対する資格を付与されたままである。 Roman Catholic Diocese, 592 U.S. at \_\_ (slip op., at 6); see also High Plains Harvest Church v. Polis, 592 U.S. \_\_ (2020).

これらの諸原則が、Gateway City Church v. Newsom、592 U.S. \_\_ (2020) においてそうしたように、本件訴訟における結論を命じた。第一に、カリフォルニア州は、いくつかの似たような世俗の活動を自宅での宗教の行使よりも優遇して取り扱い、美容室、小売店、介護サーヴィス、映画館、スポーツ行事やコンサートの特別室、そして、室内のレストランに対して、一度に3家族よりも多く呼び集めることを認めている。App. to Emergency Application for Writ of Injunction 183-89。第二に、第9巡回区は、これらの活動が、中立人が提案した自宅での宗教の行使よりも伝染のより低いリスクを引き起こすとは結論づけなかった。第9巡回区は、単に、当法廷の過去の判決が、私的な建物とは対照的に公的な建物に関わっていたという理由だけから、これらの比較の基準となるものを誤って斥けた。Tandon v. Newsom、F.3d \_\_, \_\_, \_\_-\_\_、2021 WL 1185157、\*3、\*5-\*6(9th Cir. 2021)、第三に、なぜ同州は、自宅での礼拝に参列する者に、世俗の活動で用いられる対策を用いると同時に、より大人数で集まることを安全に認めることができないのかを説明することを同州に求める代わりに、第9巡回区は、そのような措置は、自宅に

は「容易に移し変えられ」ないのかもしれないと誤って宣言した。Id. at \*8. 州は,「人々が礼拝に行くときには最悪のことを想定するが,仕事に行くときには最良のことを想定する」ことはできない。Roberts v. Neace, 958 F.3d 409, 414 (6th Cir. 2020) (per curiam). そして,第四に,カリフォルニア州の公務員は,本件申立てが提出されたすぐ後に争われている政策を変更したとはいえ,過去の制限は,4月15日まで置かれたままになっており,「ゴールポストを動かしている」実績を持つ公務員は,これらの高められた制限をいつでも復活させる権限を保持している。 $South\ Bay$ , 592 U.S. at \_\_ (statement of Gorsuch, J.) (slip op., at 6).

申立人は、彼らの宗教の行使の主張の本案に関して、成功する可能性がある。また、彼らは、宗教の行使の権利の喪失によって、「最小限の期間であっても」回復不能に損害を被り、そして、州は、より制限的でない措置を用いることによって、「公衆衛生が危うくされるであろう」ということを証明していない。*Roman Catholic Diocese*, 592 U.S. at \_\_ (slip op., at 5). それ故、申立人は、上訴の間、差止命令に対する資格を与えられる。

本件は、カリフォルニア州による宗教の行使に対する COVID-19 の制限についての第9巡回区の分析を合衆国最高裁が略式で斥けた5度目である。See Harvest Rock Church v. Newsom, 592 U.S. \_\_ (2020); South Bay, 592 U.S. \_\_; Gish v. Newsom, 592 U.S. \_\_ (2021); Gateway City, 592 U.S. \_\_ & color of Lukumi Babalu Aye, Inc. v. Hialeah, 508 U.S. 520, 546 (1993) (internal quotation marks omitted). その基準は、「水で薄められない」。そして、「それが述べていることを本当に意味する。」Ibid. (quotation altered).

長官は申立てを斥けるであろう。

ブライア裁判官およびソトマヨール裁判官が同調した, ケイガン裁判官の反対意見

私は、主として、South Bay United Pentecostal Church v. Newsom, 592 U.S. \_\_ (2021) (Kagan, J., dissenting) において述べた理由から、申立てを斥けるであろう。修正 1 条は、似たような世俗の行為を取り扱うのと同じ位、大切に、州が宗教行為を取り扱うべきことを要求する。時には、その権利に、世俗との類似性を持つものを見つけ出すことは、厄介な問題を提起するかもしれない。しかし、それは本日ではない。カリフォルニア州は、家での宗教上の集まりを3家族に限定する。同州が自宅でのすべての世俗的な集まりもまた3家族に限定するのであれば、同州は修正 1 条に従っている。そして、同州はまさにそのことを行う。即ち、同州は、宗教も世俗も同様に、自宅でのあらゆる種類の集まりに、一律の制限を採用している。裁判所の意見が主張するように、カリフォルニア州は、自宅での宗教上の集まりを、工具店や美容室と同様に取り

扱う必要はなく、それ故、本件での明らかに比較の基準となるものである、自宅での世俗的な集まりとは異なって取り扱う必要はない。相互に関連のない意見や道理にかなっていない決定に裁判所の意見が依拠することが示すように、法は、同州がリンゴとスイカを等しく取り扱うべきことを要求しない。

そして、裁判所が比較の網を非常に広範囲に投げるべきであると仮定するとしても、裁判所の 意見による本件の分析は、事実に関する記録を平然と無視する。裁判所の意見によれば、「第9 巡回区は」、店やサロンに頻繁に出かけるような活動が、申立人の自宅での宗教活動よりも「伝 染のより低いリスクを引き起こす」とは「結論づけなかった」。Ante, at 3. しかし、Milan Smith 裁判官および Bade 裁判官は、その裁判所のために、これらの活動は、少なくとも3つの 理由から、より低いリスクを確かに引き起こすと説明した。第一に、「人々が社会的環境で集ま る時には、彼らの交流は、商業的環境においてよりも長くなる可能性があり」、関与する者は、 「長い時間の会話に関わる可能性がより高い。」Tandon v. Newsom, \_\_ F.3d \_\_, \_\_, 2021 WL 1185157, \*7 (9th Cir. Mar. 30, 2021). 第二に,「私宅は, 概して, 商業施設よりも小さく, より 換気が悪い。」Ibid. そして、第三に、「社会的な距離を保つことおよびマスクを着用することは、 私的な環境では可能性がより低く、執行がより難しい。」Ibid. これらは、2名の控訴裁判所裁判 官の単なる黙想ではない。即ち、合衆国地裁は、これらの事実の各々がカリフォルニア州の公衆 衛生の専門家の争われていない証言に基づいていると認定した。Tandon v. Newsom, F. Supp. 3d , , 2021 WL 411375, \*30 (N.D. Cal. Feb. 5, 2021); see Tandon, F.3d , at , 2021 WL 1185157,\*7 (申立人は,「これらの事実認定をいずれも争わない」と記す). 疑いなく, これ らの証拠は、裁判所による意見の好ましい結果にとって不都合である。しかし、合衆国最高裁は、 リスク評価に依拠する事件における記録を無視することに、いかなる正当な理由も持たない(合 衆国最高裁自身の見解に関しては, see ante, at 2)。

カリフォルニア州に対して、自宅での集まりへの同州の制限を弱めるように命じる上で、多数意見は、またしても、「異なった事案を、等しい事案をではなく、同等に取り扱うことを主張する。」 South Bay、592 U.S. at \_ (Kagan, J., dissenting) (slip op., at 5). そして、多数意見は、もう一度、カリフォルニア州に、「その専門家の科学的事実認定を無視するように」命じ、こうして、「公衆衛生上の緊急事態に対処する州の努力」を損なっている。 Ibid. 多数意見は、法と事実に等しく注意を払わないので、私は、この最新の裁判所による意見の判決に敬意を表して反対する。

(原稿受付 2021年10月27日)



# 退職にあたり、感謝を込めて…

浜 口 裕 子

私が拓殖大学に奉職したのは 2004 年 4 月のことでした。拓殖大学政経学部で日本外交史,国際政治史を教えることができるというのは,私にとって大きな喜びでした。この分野では,数多くの大先生方が本学で教鞭をとっていらっしゃいます。どの方も私にとっては偉大すぎる先学で,身の引き締まる思いでした。

私は『日本統治と東アジア社会』という著作になった植民地期の満洲と朝鮮の比較研究で法学博士の学位を取得しています。拓殖大学という職場は、大学の存在自体が私の研究テーマに直結しており、その意味では恵まれていたと思います。私が本学へ来た頃に、ちょうど百年史の編纂が続いていて、まさに大学がその100年以上になる歴史を振り返りつつある時にその場にいることができました。ただ、私自身は途中からそれを見ていた状態で、あまりお役にたてなかったことは申し訳なく思っています。

図書館に残されている「旧外地資料」は大変価値のある資料です。この資料も整理が進んでいて、その整理途中に使わせていただきました。学位論文の一部が朝鮮の金融組合政策と満洲国の合作社政策の比較なのですが、満洲国の合作社政策が朝鮮の金融組合政策を模倣したもののようだ、とは感じていました。ただそれをしっかり証明することは学位論文の段階ではできませんでした。しかし旧外地資料を探していたところ、これが拓大関係者の手によってなされたことがわかりました。かつての東洋協会専門学校出身の先輩一後輩の縁が契機となり、政策の移転が行われたのです。おそらく関係者が寄贈したものと思われる資料を見つけた時には、心が躍りました。こうした「政策の移転」の実態解明は、国際関係における別のケースにも応用できる事例とすることができます。

学生にも恵まれたと感じています。私の印象では、日本外交史や国際関係に興味を抱く学生も多く、講義はやりがいがありました。ゼミは特に楽しく、通常の授業の他に、夏と冬の年2回の合宿、下田や横須賀、外交史料館等の見学、等を企画し、ゼミ生と共に「学び」を楽しみました。日本外務省の見学に行って、外務報道官や副報道官に講義を受け、討論を行ったこともあります。外務省の方を相手に、ゼミ生が実に堂々とした意見や質問を投げかけ、感心した報道官から「君、外務省に入りなさい」とか「さすがに外交を勉強している人たちですね~」とか言われ誇らしく思いました。東京の大学の国際関係を学ぶ学生が集まって行われる十大学合同セミナーにも、毎

年数名の学生が参加し、活躍してくれました。拓大の学生さんは何か一つでも自信を持つと、社 会で立派に輝いていく、そんな印象です。

講義で目標にしたことの一つが、「新聞をきちんと読めるようになること」でしたが、今は自宅で新聞をとっている家が少なくなり、テレビも見ない学生が多くなりました。ゼミの OB・OG 会の連絡は、メールや LINE あるいは SNS を通じて行うという時代です。時の流れとともに、これまでのような人間関係は希薄化していく一方ですが、ご縁があった学生さんが少しでも拓殖大学に入ってよかった、と感じて人生を歩んでくれればと、心から願っています。

最後になりましたが、同僚の先生方や事務の方々のご教示やご助力がなければ、仕事を続けることはできませんでした。本当にありがとうございます。少子化の時代に大学をめぐる環境は今後厳しさを増すことと思われますが、皆様で知恵を出して輝く未来を創られることと信じています。

# 《略歴と業績》

# 〔生 年〕

1953 (昭和28) 年8月, 東京生まれ

#### [学 歴]

- 1972年3月 私立桐朋女子高等学校卒業
- 1976年3月 慶應義塾大学法学部政治学科卒業(法学士)
- 1976年4月 東京大学教養学部教養学科国際関係論専攻研究生
- 1979年3月 慶應義塾大学法学研究科政治学専攻修士課程修了(法学修士)
- 1982年3月 慶應義塾大学法学研究科政治学専攻博士課程単位取得退学
- 1982年9月 慶應義塾大学の昭和58年度交換留学生として韓国の延世大学大学院へ派遣
- 1994年2月 慶應義塾大学より博士号授与(法学博士)

#### 〔職 歴〕

- 1983年9月 慶應義塾大学法学部通信教育課程非常勤講師
- 1983 年 9 月 常磐学園短期大学非常勤講師
- 1984年4月 亜細亜大学経済学部,教養部非常勤講師
- 1984年4月 日本学術振興会奨励研究員
- 1987年4月 日本学術振興会特別研究員
- 1989年4月 帝京大学文学部非常勤講師
- 1992年4月 文化女子大学短期大学部国際文化学科専任講師
- 1994年4月 文化女子大学短期大学部国際文化学科助教授
- 1995年4月 文化女子大学文学部国際文化学科助教授
- 1996年4月 慶應義塾大学法学部非常勤講師
- 2000年9月 スタンフォード大学東アジア研究所訪問研究員
- 2001年4月 フェリス女学院大学国際交流学部非常勤講師
- 2003年4月 文化女子大学文学部大学院国際文化研究科兼務
- 2004年4月 拓殖大学政経学部助教授
- 2005年4月 拓殖大学政経学部教授(現在に至る)
- 2006年4月 拓殖大学大学院国際協力学研究科兼務
- 2008年4月 拓殖大学大学院経済学研究科兼務
- 2009年4月 早稲田大学政治経済学部非常勤講師

2015年4月 拓殖大学大学院経済学研究科委員長(2017年3月まで)

2017年4月 拓殖大学政治経済研究所所長(2019年3月まで)

## [学外委員等]

1994年4月 アジア経済研究所研究会外部委員

1995年7月 アジア政経学会評議員

2000年6月 日本国際政治学会評議員

2004年4月 国際日本文化研究センター共同研究員

2004年6月 軍事史学会編集委員

2016年4月 慶應法学会幹事

2016年4月 総合人間文化研究推進センター推進評議会委員

## 〔賞罰〕

1991年10月 共訳書(何博伝著)『中国 — 未来への選択 — 』, 日本放送出版協会,平成2年刊,が第3回アジア太平洋賞特別賞を受賞

# [主要著作一覧]

#### (著書)

共著『技術移転の促進に係わる中国の経営管理の実態及び今後の課題に関する予備的研究〈1〉

(トヨタ財団助成対象共同研究)』、システムズ・アナリスト・ソサエティ、1983年

共著『技術移転の促進に係わる中国の経営管理の実態及び今後の課題に関する予備的研究〈2〉

(トヨタ財団助成対象共同研究)』,システムズ・アナリスト・ソサエティ,1985年

共著(山本秀夫編)『橘樸と中国』、勁草書房、1990年

単著『日本統治と東アジア社会 — 植民地期朝鮮と満洲の比較研究 — 』, 勁草書房, 1996 年

共著(市川正明編)『朝鮮半島近現代史年表・主要文書』,原書房,1996年

共著(井村哲郎編)『1940年代の東アジア』,アジア経済研究所,1997年

共編著(山田辰雄・家近亮子・浜口裕子編)『橘樸 翻刻と研究 ——「京津日日新聞」——』, 慶應 義塾大学出版会, 2005 年

単著『満洲国留日学生の日中関係史 ―― 満洲事変・日中戦争から戦後民間外交へ ――』,勁草書 房,2015 年

単著『大学生のための日本外交史講義』,一藝社,2022年出版予定

#### (論 文)

単著「「満州国」建国構想とその展開 ――「アグラリア」と「インダストリア」――」, 慶應義塾大

- 学『法学研究科論文集』昭和53年度,1979年
- 単著「満州国の農村金融政策と中国農民の対応 合作社信用事業を中心として 」,慶應義 塾大学『法学研究』第 55 巻第 4 号, 1982 年
- 単著「「満州国」の合作社政策 ── 農産物流通機構からみた農民動員政策の破綻 ──」,アジア経済研究所『アジア経済』第 24 巻第 1 号,1983 年
- 単著「"満州国"的合作社政策」〈中国語〉,中国遼寧社会科学院『国外社会科学情報』〈中国・瀋陽〉, 1984 年 6 期, 1984 年
- 単著「旧中国農村調査にもとづく戦後日本の研究成果について」,小林弘二編『旧中国農村再考 --- 変革の起点を問う』,アジア経済研究所,1986 年,所収
- 単著「朝鮮金融組合政策と朝鮮農村社会 ──『満州国』における合作社政策と比較して ──」,慶 應義塾大学『法学研究』第 60 巻第 3 号, 1987 年
- 単著「橘樸と石原莞爾 満州事変前後を中心に 」,軍事史学会『軍事史学』第 24 巻第 2 号, 1988 年
- 単著「満州事変をめぐる米中関係」,常磐学園短大『常磐学園短期大学研究紀要』第 17 号,1988 年
- 単著「一九三○年代半ばの対満政策に関する一考察 ──「満蒙問題研究会」を中心として ──」, 中村勝範編著『近代日本政治の諸相』, 慶應通信株式会社, 1989 年, 所収
- 単著「満洲事変と中国人 ──「満洲国」に参加した中国人官吏と日本の政策 ──」,慶應義塾大学 『法学研究』第 64 巻第 11 号, 1991 年
- 単著「戦後日中関係と日中友好協会 1960 年代,70 年代を中心として 」,文化女子大学 『紀要・人文・社会科学研究』創刊号,1993 年
- 単著「「満洲国」の中国人官吏と関東軍の中央集権化政策の展開」, アジア経済研究所『アジア経済』第 34 巻第 3 号、1993 年
- 単著「橘樸 その中国評論の視角 」,文化女子大学『紀要・人文・社会科学研究』第2集, 1994 年
- 単著「朝鮮総督府の朝鮮人官吏 満洲国の中国人官吏との比較で 」,慶應義塾大学『法学研究』第 67 巻第 7 号,1994 年
- 単著「戦後日中関係の一考察 ── 日中平和友好条約締結と日中友好協会 ──」,文化女子大学 『紀要・人文・社会科学研究』第3集,1995年
- 単著「日中経済関係の展開」,増田弘・波多野澄雄編『アジアのなかの日本と中国 ── 友好と摩擦の現代史 ──』,山川出版社,1995年,所収
- 単著「明治初期の対アジア観の一考察 ――『郵便報知新聞』に見る「非征韓論」と「脱亜論」の間 ――」,文化女子大学『紀要・人文・社会科学研究』第6集, 1998年
- 単著「満鉄改組問題をめぐる政治的攻防」,慶應義塾大学『法学研究』第73巻第1号,2000年

- 単著「東京,北京在住諸機関所蔵の中国東北関係資料 満洲事変・満洲国期前後のものを中心として 」、『近代中国東北における社会経済構造の変容 経済統計資料、並びに、歴史文書史料からの分析 』、科学研究費補助金研究成果報告書(研究代表者・江夏由樹ー橋大学教授)2000 年、所収
- 単著「満洲事変直前の日中間の懸案交渉」,軍事史学会編『再考・満洲事変』,錦正社,2001年, 所収
- 単著「満洲事変とアメリカ Hornbeck Papers 中の満洲事変関係資料について 」, 『近現代東北アジア地域史研究会・News Letter』第13号, 2001年
- 単著「危機における外交 ― スタンフォード大学フーヴァー研究所アーカイヴス所蔵ホーンベック・ペーパーに見る満洲事変時のアメリカの対応 ― 」,『文化女子大学紀要・人文・社会科学研究』第 10 集,2002 年
- 単著「アメリカの対アジア認識の一考察 満洲事変とジョンソン中華公使,フォーブス駐日大 使をめぐって — 」,文化女子大学『紀要・人文・社会科学研究』第 11 集, 2003 年
- 単著「1920 年代前半の中国における反日運動と日本 ── 橘樸の論評を通して ──」, 拓殖大学政治経済研究所紀要『拓殖大学論集(263)政治・経済・法律研究』第9巻第1号, 2006年
- 単著「日本支配下の東北アジアにおける地方支配と人の流れ 朝鮮金融組合理事を中心に 」, 松田利彦編『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』, 思文閣, 2009 年, 所収
- 単著「松岡洋右与重慶的和平調停」〈中国語〉, 靳明全・内田知行主編『中日学者抗戦文史研究論 文集』,〈中国・重慶〉, 重慶出版集団・重慶出版社, 2009 年, 所収
- 単著「松岡洋右と対重慶和平工作」, 拓殖大学政治経済研究所紀要『拓殖大学論集(276)政治・経済・法律研究』第12巻第1号, 2010年
- 単著「朝鮮半島と「満洲国」の間の人の移動」, 拓殖大学政治経済研究所紀要『拓殖大学論集 (283) 政治・経済・法律研究』第14巻第1号, 2012年
- 単著「「満洲国」の対日留学政策」, 拓殖大学政治経済研究所紀要『拓殖大学論集(289)政治・ 経済・法律研究』第 15 巻第 2 号, 2014 年
- 共著(曽波一翻訳者と共著)「"偽満洲国"的赴日留学政策」〈中国語〉, 靳明全主編『抗日文史研究』第4輯, 重慶出版集団・重慶出版社, 2016年
- 単著「サハリン残留韓国人・朝鮮人問題と日本外交 ── 超党派外交の功罪 ──」,拓殖大学海外 事情研究所『海外事情』第 65 巻 11 号, 2017 年
- 単著「石原莞爾の対中国観を追う ― 満洲事変から東亜聯盟への軌跡 ― 」,『拓殖大学論集 (311) 政治・経済・法律研究』第 21 巻第 1 号, 2018 年
- 単著「日露戦争直後の中国人留学生 振武学校 8 期生東北出身者の動向を中心として 」, 『拓殖大学論集 (319) 政治・経済・法律研究』第 23 巻第 1 号, 2020 年
- 共著(家近亮子と共著)「留学生に関する成城学校史料目録 ―― 個人情報保護法と歴史史料 ――」,

『拓殖大学論集(323)政治・経済・法律研究』第 24 巻第 1 号, 2021 年

#### (学会報告・国際会議報告)

- 「「植民地国家」の農民動員政策の失敗」、日本国際政治学会、1982年11月6日
- 「日本統治下の朝鮮と満州の比較」,アジア政経学会,1988年10月22日,於亜細亜大学
- 「橘樸 その中国評論の視角(Tachibana Shiraki: His Perspective on China Review)」,東方学会第 38 回国際東方学者会議・International Seminar: Japanese China Specialists, 1993 年 5 月 15 日
- 「日本統治と東アジア社会 ── 植民地期朝鮮と満洲の現地有力者取り込み政策を中心として ──」, 慶應法学会研究大会,1995年12月9日,於慶應義塾大学
- 「日本統治下の朝鮮と満洲の比較研究 現地有力者の取り込み政策を中心として 」, 日本政治学会, 1996 年 10 月 5 日, 於北海道大学
- 「松岡洋右と対重慶和平工作」〈論文参加〉, 2008 重慶 "抗戦文学与文献" 国際学術研討会議, 2008 年 12 月, 於中華人民共和国重慶市
- 「朝鮮半島と「満洲国」の間の人の移動」,東亜歴史財団・人間文化研究機構・国際日本文化研究 センター主催国際シンポジウム「日韓相互認識 — 移動と視線 1910-2010」,2010年12 月,於国際日本文化研究センター
- 「満洲国の対日留学生 人の流れと東アジア国際関係 」、中央大学政策文化総合研究所「現代中国と世界」公開研究会、2018 年 3 月 2 日、於中央大学
- 「「満洲」からの留学生 振武学校・陸軍士官学校から「満洲国」大臣へ」,東アジア日本研究 者協議会国際大会,2018 年 10 月 28 日,於京都大学
- 「振武学校と中国人留学生 1908 年 8 月の名簿から読み解く 」,中国人留学生史研究会・科研・教育交流(基盤 B・一般)共催・国際円卓会議,2019 年 11 月 16 日,於神奈川大学

#### (翻 訳)

- 共訳(A・ホワイティング著・池井優監訳)『シベリア開発の構図 錯綜する日米中ソの利害 』,日本経済新聞社,1983 年
- 共訳(何博伝著)『中国・未来への選択 かくも多き難題の山 』,日本放送出版協会,1990 年
- 単訳(ピーター・ドウス著)「日本/西欧列強/中国侵略」,岩波講座『近代日本と植民地・第2 巻』,岩波書店,1992年,所収
- 単訳(マーク・ピーティー著)「日中戦争,太平洋戦争下の日本の植民地帝国」細谷千博・入江 昭・本間長世・波多野澄雄編『太平洋戦争』,東京大学出版会,1993年,所収
- 単訳(ピーター・ドウス著)「朝鮮観の形成 ― 明治期の支配のイメージ ― 」, ピーター・ドウ

- ス・小林英夫編『帝国という幻想 ——「大東亜共栄圏」の思想と現実 ——』,青木書店, 1998 年,所収
- 単訳(ピーター・ドウス著)「想像の帝国 東アジアにおける日本 」, ピーター・ドウス・ 小林英夫編『帝国という幻想 — 「大東亜共栄圏」の思想と現実 — 』, 青木書店, 1998 年, 所収

# (書 評)

- 単著「平野健一郎編『国際関係論のフロンティア・2 近代日本とアジア』,東京大学出版会」, 慶應義塾大学『法学研究』第 58 巻第 1 号、1985 年
- 単著「中野謙二『中国残留孤児 その問いかけるもの 』,情報企画出版」,『東亜』No. 244, 1987 年
- 単著「李庭植『戦後日韓関係史』,中央公論社」,『現代コリア』第 295 号,1989 年
- 共著(塚瀬進・石剛と共著)「山本有造編『満洲国の研究』,京都大学人文科学研究所」,『日本史研究』第 386 号、1994 年
- 単著「佐藤卓己・孫安石編『東アジアの終戦記念日 敗北と勝利のあいだ 』, ちくま書房」, 『改革者』通巻 568 号, 2007 年
- 単著「何為民『近代日本 もうひとつの対中政策 一八六八~一八三一年の「満蒙」進出論』, 岩田書院」,日本歴史学会編集『日本歴史』第784号,2013年
- 単著「片桐庸夫『民間交流のパイオニア 渋沢栄一の国民外交』,藤原書店」,慶応義塾大学『法 学研究』第87巻第11号,2014年
- 単著「宮田昌明『英米世界秩序と東アジアにおける日本 ── 中国をめぐる協調と相克 一九○六 ~一九三八 ──』,錦正社」,日本歴史学会編集『日本歴史』第812号,2016年
- 単著「見城悌治『留学生は近代日本で何を学んだのか 医療・園芸・デザイン・師範 』, 日本経済評論社」,『中国研究月報』第73巻4号,2019年

#### (その他)

- 単著「日中友好協会」他 2 項目,外務省外交史料館編『日本外交史辞典』,大蔵省印刷局,1979 年
- 共著(石剛と共著)「回顧と展望 日本・近現代・昭和前期 」,東京大学『史學雑誌』第 103 編第 5 号,1994 年
- 単著「溥儀」他 11 項目,山田辰雄編『近代中国人名辞典』,霞山会,1995 年
- 単著「西園寺公一」, 国史大辞典編集委員会編『國史大辭典』15 上·補遺, 吉川弘文館, 1996 年
- 単著「浜口裕子『日本統治と東アジア社会』勁草書房,1996」,黒田日出男他編『日本史文献事

典』, 弘文堂, 2003年

単著「国務院」他 2 項目,貴志俊彦他編『二○世紀満洲歴史事典』,吉川弘文館,2012 年 単著「日本における華僑組織と中国人留学生の組織」,華僑華人の事典編集委員会編『華僑華人 の事典』,丸善出版,2017 年

# 拓殖大学研究所紀要投稿規則

#### (目的)

第1条 拓殖大学(以下,「本学」という。)に附置する,経営経理研究所,政治経済研究所,言語文化研究所,理工学総合研究所,人文科学研究所,国際開発研究所,日本語教育研究所および地方政治行政研究所(以下,「研究所」という。)が刊行する紀要には,多様な研究成果及び学術情報の発表の場を提供し,研究活動の促進に供することを目的とする。

#### (紀要他)

- 第2条 研究所の紀要は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 経営経理研究所紀要『拓殖大学 経営経理研究』
  - (2) 政治経済研究所紀要『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』
  - (3) 言語文化研究所紀要『拓殖大学 語学研究』
  - (4) 理工学総合研究所紀要『拓殖大学 理工学研究報告』
  - (5) 人文科学研究所紀要『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』
  - (6) 国際開発研究所紀要『国際開発学研究』
  - (7) 日本語教育研究所紀要『拓殖大学 日本語教育研究』
  - (8) 地方政治行政研究所紀要『拓殖大学 政治行政研究』
- 2 研究所長は、次の事項について毎年度決定する。
- (1) 紀要の『執筆予定表』の提出日
- (2) 投稿する原稿(以下,「投稿原稿」という。)及び紀要の『投稿原稿表紙』の提出日
- (3) 投稿原稿の査読等の日程

#### (投稿資格)

- 第3条 紀要の投稿者(共著の場合,投稿者のうち少なくとも1名)は、原則として研究所の専任教員、兼 担研究員および兼任研究員(以下「研究所員」という。)とする。
- 2 研究所の編集委員会が認める場合には、研究所員以外も投稿することができる。
- 3 研究所の編集委員会は、前項に規定する研究所員以外のうち、講師(非常勤)の投稿について、年度1 回を限度に認めることができる。

#### (著作権)

- 第4条 投稿者は、紀要に掲載された著作物が、本学機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)において公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することを許諾しなければならない。
- 2 共同執筆として紀要に掲載する場合には、共同執筆者全員がリポジトリにおいて公開されることおよび 当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することについて承諾し、投稿 代表者に承諾書を提出しなければならない。投稿代表者は、共同執筆者全員の承諾書を投稿する原稿と一 緒に研究所に提出しなければならない。

#### (執筆要領および投稿原稿)

第5条 投稿原稿は、研究所の紀要執筆要領の指示に従って作成する。

- 2 投稿原稿は、図・表を含め、原則として返却しない。
- 3 学会等の刊行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は、紀要に投稿することはできない(二重投稿の禁止)。

#### (原稿区分他)

第6条 投稿原稿区分は、次の表1、2のとおり定める。

#### 表 1 投稿原稿区分:第2条に規定する理工学総合研究所を除く研究所

| (1)論文    | 研究の課題,方法,結果,含意(考察),技術,表現について明確であり,独創性および<br>学術的価値のある研究成果をまとめたもの。                              |
|----------|---|
| (2)研究ノート | 研究の中間報告で、将来、論文になりうるもの(論文の形式に準じる)。新しい方法の提示、新しい知見の速報などを含む。                                      |
| (3)抄録    | 本条第5項に該当するもの。   |
| (4)その他   | 上記区分のいずれにも当てはまらない原稿(公開講座記録等)については、編集委員会において取り扱いを判断する。また、編集委員会が必要と認めた場合には、新たな種類の原稿を掲載することができる。 |

#### 表 2 投稿原稿区別:理工学総合研究所

(1)論文, (2)研究速報, (3)展望・解説, (4)設計・製図, (5)抄録(発表作品の概要を含む), (6)その他(公開講座記録等)

- 2 投稿原稿区分は、投稿者が選定する。ただし、紀要への掲載にあたっては、査読結果に基づいて、編集 委員会の議を以て、投稿者に掲載の可否等を通知する。
- 3 紀要への投稿が決定した場合には、投稿者は 600 字以内で要旨を作成し、投稿した原稿のキーワードを 3~5 個選定する。ただし、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は、認めない。
- 4 研究所研究助成を受けた研究所員の研究成果発表(原稿)の投稿原稿区分は、原則として論文とする。
- 5 研究所研究助成を受けた研究所員が、既に学会等で発表した研究成果(原稿)は、抄録として掲載する ことができる。

#### (投稿料他)

- 第7条 投稿者には、一切の原稿料を支払わない。
- 2 投稿者には、抜き刷りを30部まで無料で贈呈する。但し、査読を受けた論文等に限る。

#### (リポジトリへの公開の停止及び削除)

第8条 投稿者よりリポジトリへの公開の停止及び削除の申し出があった場合または編集委員会がリポジトリへの公開の停止及び削除が必要と判断した場合には、リポジトリへの公開の停止及び削除をおこなうことができる。

#### (その他)

第9条 本投稿規則に規定されていない事柄については、編集委員会の議を以て決定する。

#### (改廃)

第10条 この規則の改廃は、研究所運営委員会の議を経て研究所運営委員会委員長が決定する。

#### 附 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。

# 拓殖大学政治経済研究所紀要 『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆要領

#### 1. 発行回数

本紀要は,原則として年2回発行する。その発行のため,以下の原稿提出締切日を厳守する。

| (1) | 原稿は, | 6月末日締切   | _ | 10 月発行 |
|-----|------|----------|---|--------|
| (2) | 原稿は, | 10 月末日締切 | _ | 3月発行   |

#### 2. 使用言語

言語は、日本語又は英語とする。

ただし、これら以外の言語での執筆を希望する場合は、事前に政治経済研究所編集委員会(以下「編集委員会」という)に申し出て、その承諾を得たときは、使用可能とするが、必ず外国語に通じた人の入念な校閲を受け、日本語訳も添付する。

#### 3. 様式

投稿原稿は、完成原稿とし、原則としてワープロ原稿(A4 用紙を使用し、横書き、1 行 43 字×34 行でプリント)2 部を編集委員会宛に提出する。

- (1) 数字は、アラビア数字を用いる。
- (2) ローマ字(及び欧文)の場合は、ダブルスペースで43行。1行の語数は日本語43文字分。
- (3) 原稿の分量は、本文と注及び図・表を含め、原則として、以下のとおりとする。 なお、日本語以外の言語による原稿の場合もこれに準ずる。

| 1 | 論文      | 40,000字(1行43字×34行で27頁)以内 | }<br>A4 縦版・横書 |
|---|---------|--------------------------|---------------|
| 2 | 上記以外のもの | 20,000字(1行43字×34行で14頁)以内 | A4 桃似 * 傾音    |

上記分量を超えた投稿原稿は、編集委員会で分割掲載等の制限をおこなうこともある。

投稿者の希望で、本紀要の複数号にわたって、同一タイトルで投稿することはできない。

ただし、編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。その場合は、最初の稿で全体像と回数を明示しなければならない。

(4) 上記以外の様式にて、投稿原稿の提出する場合には、編集委員会と協議する。

#### 4. 投稿原稿

- (1) 原稿区分は、「拓殖大学 研究所紀要投稿規則」に記載されている種別のいずれかとするが、「その他」 の区分、定義については付記のとおりとする。
- (2) 投稿原稿の受理日は、編集委員会に到着した日とする。
- (3) 投稿は完成原稿の写しを投稿者が保有し、原本を編集委員会宛とする。
- (4) 投稿原稿数の関係で、紀要に掲載できない場合には、拓殖大学政治経済研究所長(以下「所長」という)より、その旨を執筆者に通達する。

#### 5. 図・表・数式の表示

- (1) 図・表の使用は、必要最小限にし、それぞれに通し番号と図・表名を付けて、本文中に挿入位置と原稿用紙上に枠で大きさを指定する。図・表も分量に含める。
- (2) 図および表は、コンピューター等を使って、きれいに作成すること。
- (3) 数式は、専用ソフトを用いて正確に表現すること。

#### 6. 注・参考文献

(1) 注は、本文中に(右肩に片パーレンで)通し番号とし、後注方式により本文の最後に一括して記載する。

ただし、脚注が相応しいと判断する場合、それも可とする。また、引用、参考文献の表記についても 同様とする。

(2) 英文表記の場合は、例えば、The Chicago Manual of Style 等を参考にする。

#### 7. 執筆予定表の提出

紀要に投稿を希望するものは、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』執筆予定表を決められた日までに研究所に提出する。

#### 8. 原稿の提出

投稿原稿と一緒に、『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』投稿原稿表紙に必要事項の記入、「拓殖大学機関リポジトリへの公開等の許諾」に捺印し、原稿提出期日までに添付する。

#### 9. 原稿の審査・変更・再提出

- (1) 投稿原稿の採否は、編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて、編集委員会が決定する。編 集委員会は、原稿の区分の変更を投稿者に求める場合もある。
- (2) 提出された投稿原稿は、編集委員会の許可なしに変更してはならない。
- (3) 編集委員会は、投稿者に若干の訂正あるいは書き直しを要請することができる。
- (4) 編集委員会は、紀要に掲載しない事を決定した場合は、所長名の文書でその旨を執筆者に通達する。

#### 10. 投稿原稿の電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会の査読を経て、修正・加筆などが済み次第、A4 版用紙(縦版、横書き)にプリントした完成原稿1部と電子媒体を提出すること。

電子媒体の提出時には、コンピューターの機種名と使用 OS とソフトウェア名及びバージョン名を明記すること。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿原稿のデータを保管しておくこと。

#### 11. 校正

投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、所長が三校を行う。

この際の校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。

校正は、所長の指示に従い、迅速に行う。

校正が、決められた期日までに行われない場合には、紀要に掲載できないこともある。

#### 12. 改廃

この要領の改廃は、政治経済研究所会議の議を経て、所長が決定する。

#### 附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附目

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

# 付記:「その他」の区分・定義について

| 1   | 判例研究:   | 裁判事案の判決(要旨)の紹介とその解説及び批評等。              |
|-----|---------|--|
| 2   | 解説論文:   | 他の専門分野の人々にも分かるように、研究内容を解説したもの。         |
| 3   | 講 演:    | 研究所が主催する講演会の記録を掲載するもの。                 |
| 4   | シンポジウム: | 研究所が主催するシンポジウムの記録を掲載するもの。紙上のシンポジウムを含む。 |
| (5) | 書 評:    | 専門領域の学術図書についての書評。                      |
| 6   | 随想:     | 自由な形式で教育や研究の課程で得た着想を述べたもの。             |
| 7   | 通 信:    | 個人、特定の団体に向けて書かれた通信文。教育・研究に関する主題に限る。    |
| 8   | 報告:     | 学界展望など。研究所からの通知を含む。                    |
| 9   | 資 料:    | 上の範疇以外で教育・研究上有用であると考えられるもの。            |

以上

# 執筆者紹介(目次掲載順)

宮永 輝 (みやなが・て る) 政 経 学 部 教 授 理論経済学,マクロ経済学

大倉 正雄 (おおくら・ま さ お) 拓殖大学名誉教授 経済学,経済思想史

小竹 聡 (こ た け・さ と し) 政 経 学 部 教 授 憲法学, アメリカ憲法学

本誌のタイトル『拓殖大学論集』は、昭和30年(1955年)の第9号を「創立55周年記念」とするに際して、本学第10代総長・政治学博士・矢部貞治によって揮筆されたものです。

# 拓殖大学論集 政治・経済・法律研究 第 24 巻第 2 号 ISSN 1344-6630

(拓殖大学論集 325) ISSN 0288-6650

2022年(令和4年)3月18日 印 刷 2022年(令和4年)3月25日 発 行

編 集 拓殖大学政治経済研究所編集委員会

編集委員 白石浩介 小竹聡 杉浦立明 丹野忠晋 近藤和貴

発 行 者 拓殖大学政治経済研究所長 白石 浩介

発 行 所 拓殖大学政治経済研究所

〒112-8585 東京都文京区小日向3丁目4番14号

Tel. 03-3947-7595

印刷所 ㈱外為印刷

# THE REVIEW OF TAKUSHOKU UNIVERSITY: POLITICS, ECONOMICS and LAW

Vol. 24 No. 2 March 2022

| Articles                                  |  |        |  |  |
|---|--|--------|--|--|
| Teru MIYANAGA                             | An Analysis of Effect of Industrial Regime on<br>Economic Growth with Model of Endogenous Growth<br>with Increasing to Scale | (1)    |  |  |
| Masao Okura                               | William Petty and the Dawn of Economic Science (ii)  | (23)   |  |  |
| Material                                  |  |        |  |  |
| Satoshi Kotake                            | Translation: COVID-19 and the Freedom of Religion  | (89)   |  |  |
| Profiles and Works of Retire              | ed Professor   |        |  |  |
| Yuko Hamaguchi ·····                      |  | ·(143) |  |  |
| Submission of Manuscript                  |  | ·(153) |  |  |
| Instructions for Contributors ······(155) |  |        |  |  |

Edited and Published by

# INSTITUTE FOR RESEARCH IN POLITICS & ECONOMICS TAKUSHOKU UNIVERSITY

Kohinata, Bunkyo-ku, Tokyo 112-8585, JAPAN